甲南大学 法科大学院

学習ガイダンス 2022年度版

KONAN LAW SCHOOL

目　次

法科大学院学年暦…… 3

Ⅰ．履修をはじめるにあたって…… 5

Ⅱ．履修について…… 11
- 2019年度入学生用 …… 19
- 2017年度・2018年度入学生用 …… 25

Ⅲ．履修登録・成績評価…… 31

Ⅳ．教員一覧…… 39

Ⅴ．シラバス…… 43

Ⅵ．時間割……199
- 法学未修者（３年標準型）用 ……201
- 法学既修者（２年短縮型）用 ……205

Ⅶ．法科大学院棟（12号棟）フロアマップ……209

Ⅷ．関連規則・規程等……213
- 甲南大学専門職大学院規則
- 甲南大学法科大学院規則
- 甲南大学学位規程
- 甲南大学法科大学院長期履修学生規程
- 法科大学院の学修に関する取扱い
- 学内試験（定期試験、臨時試験及び追試験）の受験に関する注意事項
- 学内試験（定期試験、臨時試験及び追試験）における不正行為に対する処置
- 甲南大学法科大学院学生等の成績等に関する異議申立取扱要領
- 交通機関の不通、気象警報発表に伴う授業及び試験の取扱い
- 法科大学院における交通機関の不通、気象警報発表に伴う授業及び試験の取扱い
- 防災気象情報等による土砂災害警戒区域への避難勧告等発令に伴う授業及び試験の取扱い
- 法科大学院における防災気象情報等による土砂災害区域への避難勧告等発令に伴う授業及び試験の取扱い
- 甲南大学法科大学院奨学金規程
- 甲南大学法科大学院給付奨学金の給付の停止に関する取扱い
- 甲南大学法科大学院同窓会会則

は じ め に

甲南大学法科大学院を修了して学位を得るためには、甲南大学法科大学院規則に基づき所定のカリキュラムを履修し、必要な授業科目の単位を修得しなければなりません。

カリキュラムは、２年又は３年にわたって編成されており、目的に応じ、系統的に学習することができるように構成されています。

しかし、授業科目の選択を誤ったり、授業の出席を怠ったりして、修了に必要な授業科目の単位を修得できないでいると、その後の受講条件の制約によって、修了に要する単位の修得ばかりに追われ、系統的な学習に支障が生じるばかりでなく、修了できなくなる事態を招くことにもなりかねません。このような事態を招かないためには、授業科目の選択は慎重に行い、その単位修得に努めることが必要です。

本書「学習ガイダンス」には、学習を円滑に進め、カリキュラムを履修していく上で知っておくことが必要な事項を記載してあります。熟読して理解に努め、学習に役立ててください。

2022年度法科大学院学年暦

前期（春学期）

	日	月	火	水	木	金	土	2022年
4月						1	2	
	3	4	5	6	7	8	9	**5日(火)　授業開始**
	10	11	12	13	14	15	16	
	17	18	19	20	21	22	23	【21日　学園創立記念日は授業実施】
	24	25	26	27	28	29	30	【29日　昭和の日は授業実施】
5月	1	2	3	4	5	6	7	
	8	9	10	11	12	13	14	
	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	24	25	26	27	28	
	29	30	31					
6月				1	2	3	4	
	5	6	7	8	9	10	11	
	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	23	24	25	
	26	27	28	29	30			
7月						1	2	
	3	4	5	6	7	8	9	
	10	11	12	13	14	15	16	【18日　海の日は授業実施】
	17	18	19	20	21	22	23	22日(金)　授業予備日
	24	25	26	27	28	29	30	23日(土)～8月5日(金)前期定期試験日
	31							
8月		1	2	3	4	5	6	6日(土)　前期定期試験予備日
	7	8	9	10	11	12	13	
	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	24	25	26	27	
	28	29	30	31				夏期休業（8月7日～9月19日）
9月					1	2	3	
	4	5	6	7	8	9	10	
	11	12	13	14	15	16		

- 4月21日（水）学園創立記念日は、授業実施
- 4月29日（金）昭和の日は、授業実施
- 7月18日（月）海の日は、授業実施
- 9月23日（金）秋分の日は、授業実施
- 10月10日（月）スポーツの日は、授業実施
- 11月3日（木）文化の日は、授業実施
- 11月23日（水）勤労感謝の日は、授業実施
- 1月9日（月）成人の日は、授業実施

後期（秋学期）

	日	月	火	水	木	金	土	
9月							17	20日(火)　前期末学位記授与式(仮)
	18	19	20	21	22	23	24	**20日(火)　後期授業開始**
	25	26	27	28	29	30		【23日　秋分の日は授業実施】
10月							1	
	2	3	4	5	6	7	8	
	9	10	11	12	13	14	15	【10日　スポーツの日は授業実施】
	16	17	18	19	20	21	22	
	23	24	25	26	27	28	29	
	30	31						
11月			1	2	3	4	5	【3日　文化の日は授業実施】
	6	7	8	9	10	11	12	4日(金)～6日(日)大学祭(予定)
	13	14	15	16	17	18	19	※授業は実施しない
	20	21	22	23	24	25	26	【23日　勤労感謝の日は授業実施】
	27	28	29	30				
12月					1	2	3	
	4	5	6	7	8	9	10	
	11	12	13	14	15	16	17	
	18	19	20	21	22	23	24	24日(土)　年内授業一旦終了
	25	26	27	28	29	30	31	冬期休業（12月25日～1月3日）
1月	1	2	3	4	5	6	7	**2023年**　4日(水) 授業再開
	8	9	10	11	12	13	14	【9日　成人の日は授業実施】
	15	16	17	18	19	20	21	11日(水)・12日(木) 授業予備日
	22	23	24	25	26	27	28	17日(火)～30日(月)後期定期試験日
	29	30	31					31日(火)　後期定期試験予備日
2月				1	2	3	4	
	5	6	7	8	9	10	11	
	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	23	24	25	
	26	27	28					
3月				1	2	3	4	
	5	6	7	8	9	10	11	
	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	23	24	25	25日(土)　学位記授与式(仮)
	26	27	28	29	30	31		

Ⅰ．履修をはじめるにあたって

🕮 アカデミック・アドバイザー（特別講師）による学習支援制度

授業や自学自習での疑問・質問に答え、学習相談に応じると共に、授業での課題等に対する集合的質疑応答等を課外で行うため、現役弁護士がアカデミック・アドバイザーを務める学習支援制度が用意されています。少人数で、アカデミック・アドバイザーの丁寧な指導を受けることができます。個別の日程については、随時、My KONANでお知らせします。

🕮 情報検索〔インターネットの法情報（法情報検索）〕

デジタル情報は、完璧なコピーが可能であり、コピーとオリジナルの区別がありません。つまり、コピーされたどの情報を使っても、成果に影響はありません。さらに情報は、多くの人びとに共有されればされるほど、誤りが訂正される機会が増え、結果的に情報の質が高まります。情報の共有と情報の自由な流通は、社会全体の発展につながります。こうしておびただしい学術情報がインターネット上に点在し、それぞれが自己増殖して、世界中の人びとに共有されるのを待ち望んでいます。

ただし、インターネット上の学術情報を利用するにあたっては、在来型の印刷メディアとの決定的な違いを意識しておくことが必要です。在来型の学術文献は、それ自体自己完結的であることが要求され、固定的なものですから、事後的な修正は本を改訂する以外できません。それに対して、インターネット上の学術情報は、世界中にリンクが張られ、日々生成変化し、完成ということがありません。それは、自己完結的であるよりは、他のさまざまな情報とリンクされることではじめて価値が認められる情報なのです。参照した後で内容が変わっている可能性がありますし、そもそもその情報が内容的に正しいのか、さらにはインターネット上に存在し続けているものなのかについても保証の限りではありません。学問的議論をする際には、誰がいつどこで引用しても、情報内容が同一でなければなりませんから、そもそもインターネット上の学術情報は、学術情報としてのこの最低限の要請に応えることができません。今のところ、インターネット上の学術情報は、あくまでも法の学習における補助として位置づけた方がいいでしょう。

以下に紹介する学術情報は、おびただしい学術情報の一部にすぎません。それぞれの情報には、無数のリンクがはってありますので、それを無限にたどって、法の海を泳いでみましょう。知的興奮とともに、知識の伝達という行為の背後にあって、法的世界を強烈に変革しようとしているハイテクノロジーの存在が実感されることでしょう。

なお、法科大学院棟（12号館）の端末から利用できる法情報検索システムでは、印刷メディアで既に提供されている有料の判例・法律雑誌情報などがベースになっていますから、情報検索の技術を習熟することで学習効果は飛躍的に上がることでしょう。

・首相官邸（各種審議会議事録、官報など）
　https://www. kantei. go. jp/
・電子政府の総合窓口e-Gov　イーガブ（全省庁のホームページへのリンク、日本の現行法令など）
　https://www. e-gov. go. jp/
・法務省（犯罪白書、法制審議会議事録など）
　https://www. moj. go. jp/
・警察庁（警察白書、刑事政策関係の資料など）
　https://www. npa. go. jp/
・最高裁判所（最高裁判例など）
　https://www. courts. go. jp/saikosai/
・衆議院（各種会議録、制定法律など）
　https://www. shugiin. go. jp/
・参議院（各種会議録、制定法律など）
　https://www. sangiin. go. jp/
・全国条例データベース（鹿児島大学）
　https://elen. ls. kagoshima-u. ac. jp/

・日本弁護士連合会
https://www. nichibenren. or. jp/
・国立国会図書館
https://www. ndl. go. jp/

🕮 判例・法律雑誌等の検索システム

本法科大学院では、判例・法律雑誌等の検索システムとして、①LIC提供の「LLI統合型法律情報システム」、②TKC提供の「法科大学院教育研究支援システム（ローライブラリー）」を導入しています。いずれも学生の皆さん１人ひとりに付与されるID・パスワードを使って、学内はもとより学外（自宅）からも情報検索が可能となっていますので、自宅学習の際にも十分に活用してください。以下にそれぞれのシステムの概要を説明していますので、学習の効率化に役立ててください。

①「LLI統合型法律情報システム」（学内・自宅からも利用可能）

当システムは、判例データベース部分と主要法律雑誌データベース部分の２大データベース構造が統合されており、判例検索から当該引用評釈に自動リンクされ網羅的に閲覧できます。

収録判例件数は約23万件におよぶ膨大なデータベースです。

『最高裁判所判例解説』、『判例タイムズ』、『ジュリスト』、『旬刊金融法務事情』、『金融・商事判例』、『銀行法務21』、『労働判例』、『邦文法律雑誌記事索引』、『判例百選』、『法学教室』各雑誌の創刊号からPDFで収録されています。又、雑誌に未掲載の「引用判例」も判例補足的に収録されています。

判例主旨が正確に把握できるように、「審級」「引用記事」「引用判例」等の情報追跡機能があります。特に『最高裁判所判例集』とリンクされた『最高裁判例解説』（調査官解説）は必須読本となり、効率的な学習を支援します。

②「法科大学院教育研究支援システム（ローライブラリ）」（学内・自宅からも利用可能）

法科大学院教育研究支援システムには「ローライブラリ」の基本データベースとして、「LEX／DBインターネット」が組み込まれています。

「LEX／DBインターネット」とは、明治８年の大審院判例から今日までの判例を網羅的に収録した日本最大級のフルテキスト型法律情報データベースです。現在も最新判例情報を毎週更新しています。インターネット接続で、学生の皆さん１人ひとりに付与されるIDとパスワードで利用しますので、予習・復習を行う時には大学・自宅などから24時間いつでも、どこからでも利用が可能です。

また原本性の確保という観点から、従来の判例全文情報に加え「最高裁判所民事判例集・最高裁判所刑事判例集」など判例集原本をPDFデータとして収録しています。

さらに「ローライブラリ」のコンテンツとして有斐閣提供の「Vpass重要判例検索サービス」「六法全書電子復刻版」と日本評論社提供の「法律時報」「私法判例リマークス」「法律文献総合INDEX」「法学セミナーベストセレクション」が利用できます。「Vpass重要判例検索サービス」では、判例百選のPDF、法学教室、判例六法、六法全書がインターネット上で閲覧可能です。

判例百選とLEX／DBインターネットの判例全文とが相互にリンクしていますので、効率よく学習することができます。

「法律時報」「私法判例リマークス」「法学セミナー　ベストセレクション」では、創刊号から１年前までのバックナンバーをデジタルデータとして閲覧することができます。

これらのデータベースでもフリーキーワードによる検索と判例全文のリンク機能により、学習効果がさらに高まります。

上記以外にも各種の情報検索システムが利用できます。詳細については、図書館ホームページで確認してください。

🕮 法科大学院棟

法科大学院棟（12号館）には、右の教室等を配置しています。詳細については、209ページの「法科大学院棟フロアマップ」を参照してください。また、法科大学院棟は全館禁煙となっていますので注意してください。なお、法科大学院事務室は、法科大学院棟（12号館）に隣接する９号館２階にあります。

◇10Ｆ　演習室、談話室
◇９Ｆ　演習室
◇７Ｆ　自習室、ライブラリ
◇６Ｆ　自習室
◇５Ｆ　自習室、コピーコーナー
◇４Ｆ　法廷教室
◇３Ｆ　講義室、情報検索室
◇２Ｆ　講義室、情報検索室
◇１Ｆ　ロビー

１．開館時間等について

◆開館日：原則、365日開館とします。

※ただし、停電や建物の補修工事等が行われる場合は休館することがあります。

◆開館時間帯：午前６時から午前０時（6：00～24：00）までとします。

※ただし、年末年始（12月30日～１月３日）については、午前９時から午後５時までの開館となります。

なお、下記の時間帯に入館するには、学生証（カード）が必要です。

授業実施日の平日 （月曜から金曜の祝日に授業を実施する場合を含みます。）	午前６時から午前８時までと午後８時30分以降
授業実施日の土曜日	午前６時から午前８時までと午後３時以降
日曜・祝日・授業休止期間中	終日

◆各部屋の開室時間

①講義室・法廷教室　　授業実施日の午前８時から午後10時30分

②演習室　午前８時から午後10時30分

③自習室・談話室・情報検索室　午前６時から午前０時

◆建物がカード入館の時間帯（上記、「開館時間帯」参照）であるか否かにかかわらず、自習室、情報検索室及び談話室への入室については終日学生証（カード）が必要になります。室外へ出る際には、必ず学生証（カード）を携帯してください。

◆各階エレベーターホール、自習室、情報検索室及び談話室には保安のため監視カメラを設置しています。また、自習室、情報検索室及び談話室には非常ベルも設けており、緊急の場合は、すぐに防災センターが対応します。

２．自習室の利用にあたって

法科大学院棟（12号館）の５階、６階、７階に自習室を配置しています。自習室には情報コンセントと電源を備えた自習机と個人用ロッカーがあります。（自習机と個人用ロッカーには、それぞれ番号が振られています。）個人用ロッカーは、机と同じ番号のものを使用してください。

自習室は、皆さんが司法試験合格に向けて、自学自習をする場です。利用にあたっては、次の事項を守るように心がけてください。

ア．貴重品を置いたまま、席を離れないでください。盗難や紛失等について、本学は一切責任を負いません。

イ．自習室内での飲食は、禁止します。また、私語はつつしみ、他の利用者の迷惑にならないようにしてください。

ウ．自習室内では、携帯電話、通信・音響機器類はマナーモードにするか、電源を切ってください。
エ．自習室内の利用環境維持のため、定期的に整理整頓してください。
オ．上記が守られない場合、自習室の利用を禁止する場合があります。

３．ライブラリの利用にあたって

７階の自習室内にライブラリを設置しています。本ライブラリ内の図書は、法科大学院棟内でのみ利用することができます。利用した図書は、必ず当日中に元の場所に戻してください。なお、ライブラリから図書を持ち出す際には、ライブラリ内のカウンターに設置してある「図書貸出表」に必ず記入してください。法科大学院で学ぶ皆さんの図書ですので、ルールを守って利用するよう心がけてください。

🕮 コピーカードの配付

１．学期毎に１人当たり８枚以内（320度数×８枚）でコピーカードを利用することができます。ただし、長期履修学生は、未修者は５年間で48枚、既修者は４年間で32枚以内でコピーカードの利用ができます。
２．コピーカードは入学時にまず１枚を配付します。２枚目以降のコピーカードは１枚ずつ使用済みのカードと交換になります。コピーカードを紛失した場合は、同じ度数のカードを新たに自費で購入してください。そのカードが使用済となった後、新しいカードと交換します。交換は、法科大学院事務室まで申し出てください。
３．退学・休学及び修了される場合は、必ず法科大学院事務室へ返却してください。
４．コピーカードは、学内に設置している全てのコピー機で使用できます。なお、コピー機は法科大学院棟（12号館）５階のコピーコーナーにも設置しています。
５．コピー機の使用にあたっては、不要な印刷物等を放置せず、不要物箱に入れる等、後始末をしてください。
６．学内の複写センター（２号館地下１階）において教材や資料の複写又は印刷を希望する場合は、コピーカードを複写費又は印刷費に転用することもできます。ただし、複写費又は印刷費は3,000円毎にコピーカード１枚としてカウントし、端数が出た場合も１枚分で計算しますので注意してください。
なお、複写センターの利用に際しては、必ず事前に法科大学院事務室に相談してください。
事後の申し出は認めません。

※休学期間中は、コピーカードの使用及び複写センターの利用はできません。

Ⅱ．履修について

🕮 授業について

１．学　期

本法科大学院では、１年を２学期に分け、４月１日から９月16日までを前期（春学期）、９月17日から３月31日までを後期（秋学期）として位置付け、各学期15週、年間30週の授業を実施します。ただし、エクスターンシップ科目等、期間を定めて集中で授業を実施することもあります。

学　　期	期　　間
前期(春学期)	４月１日～９月16日
後期(秋学期)	９月17日～３月31日

＊詳細は３ページの「2022年度法科大学院学年暦」を参照してください。

２．授業時間帯

授業は、下記の時間帯に行います。１時限90分授業です。

時限	時間帯
１時限	９：00～10：30
２時限	10：40～12：10
３時限	13：00～14：30
４時限	14：40～16：10
５時限	16：20～17：50
６時限	18：40～20：10
７時限	20：20～21：50

３．学生への連絡方法・掲示について

本法科大学院では、試験時間割、教室の変更、休講、補講、学生呼出、ガイダンスの実施などの諸連絡は、My KONAN、法科大学院棟(12号館)１階ロビー掲示板への掲示又は大学から付与されたメールアドレスへのメール送信のいずれかにより行います。定期的にMy KONAN、掲示板及びメールを確認してください。

なお、My KONAN、掲示板又はメールを見なかったことによる不利益についての対応及び電話による問い合わせには、一切応じません。

４．集中科目

夏期又は春期休業期間中に集中して行う授業のことをいいます。授業日程は、各期別の開始時に掲示等でお知らせします。集中科目は通年科目扱いとなるため、開講時期にかかわらず、履修する場合は、前期（春学期）の履修登録期間に登録しなければなりません。また、後期の履修登録期間に取り消すことはできませんので注意してください。集中科目を履修し単位を修得するためには、年間を通して在学していることが必要です。前期（春学期）又は後期（秋学期）に休学した場合は、成績がつきませんので注意してください。なお、成績は後期（秋学期）に発表されます。

５．休　講

担当教員から休講の連絡があった場合、My KONANでお知らせします。授業開始前に必ずMy KONANを確認してください。

６．補　講

休講等の事由により、授業時間の不足が生じた場合には補講を行います。担当教員から補講の連絡があれば、My KONANでお知らせします。

７．交通機関の不通、気象警報発表に伴う授業及び試験の取扱い
防災気象情報等による土砂災害警戒区域への避難勧告等発令に伴う授業及び試験の取扱い

交通機関の不通、気象警報（特別警報・暴風警報）発表、東灘区土砂災害警戒区域に避難勧告又は避難指示の発令に伴う授業及び試験の取扱いは、次のとおりとします。

⑴　交通機関の不通発生、気象警報発表、避難勧告又は避難指示の発令が、１時限目の授業・試験時間前からあったとき

交通機関の不通、気象警報の解除時刻 避難勧告及び避難指示の解除時刻	授業（試験）の取扱い
午前７時までに解除されたとき	平常通り授業（試験）を行う
午前11時までに解除されたとき	３時限目からの授業又は試験を行う
午後５時までに解除されたとき	６時限目からの授業又は試験を行う
午後５時を過ぎても解除されないとき	授業（試験）は行わない

※各交通機関において計画運休が発表された場合は、学生及び教員の通学、通勤への影響を検討の上、授業及び試験の中止等を教務部長の判断によりあらかじめ措置することがあります。

⑵　気象警報発表、避難勧告又は避難指示の発令が授業中または試験中にあったとき

	特別警報の発表・避難指示の発令	暴風警報の発表・避難勧告の発令
授業時間中にあったとき	発表・発令以降授業は行わない ただし、午後５時までに解除されたときは６時限目から授業を実施する	発表・発令以降授業は行わない ただし、午後５時までに解除されたときは６時限目から授業を実施する
試験時間中にあったとき	発表・発令以降試験は行わない ただし、午後５時までに解除されたときは６時限目から試験を実施する。	教務部長の判断により措置する ただし、午後５時までに解除されたときは６時限目から試験を実施する

※「教務部長の判断により措置する」は、授業及び試験の６時限目以降にあっては、法科大学院長が行う

〔注〕特別警報及び暴風警報は、次のいずれかの場合とします。

①　別表の区分Ａの地域にあるいずれかの市町に発表された場合

②　別表の区分Ｂの地域にあるいずれかの市町に発表され、複数の地域が対象となった場合

区分	地域	市町村
A	阪神	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
	播磨南東部	明石市、加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町
B	播磨南西部	姫路市、相生市、赤穂市、たつの市、太子町、上郡町
	大阪市	大阪市
	北大阪	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町

🕮 「法学未修者（３年標準型）」と「法学既修者（２年短縮型）」について

本法科大学院には、法学未修者（３年標準型）と法学既修者（２年短縮型）の学生がいますが、法学未修者（３年標準型）と法学既修者（２年短縮型）及び入学年度により履修方法が異なりますので注意してください。

🕮 単位制及び単位の修得について

授業は１回90分授業とし、計15回（試験は含みません。）を２単位とします。つまり、授業科目２単位は、毎週１回90分授業を学期中に15週を基本として実施することを意味しています。ただし、期間を定めて集中で授業を実施することもあります。

授業科目を履修し、試験等に合格した場合、単位を修得することができます。成績評価についての詳細は、36ページに記載しています。

🕮 学位について

本法科大学院において所定の単位を修得し修了した者には、法務博士（専門職）の学位が授与されます。

🕮 修了要件と進級制限について

１．修了要件

【2019年度の入学生】

本法科大学院を修了するためには、原則として３年以上在学し、かつ以下の２つの要件の両方を満たさなければなりません。

⑴　①法律基本科目（必修59単位〈公法系科目13単位・民事系科目34単位・刑事系科目12単位〉）、②法律実務基礎科目（必修10単位）、③基礎法学・隣接科目（選択必修４単位以上）、④展開・先端科目（必修４単位及び選択必修10単位以上）を修得し、自由に選択し修得した科目の単位数を含めて合計95単位以上を修得すること。

なお、法律実務基礎科目の「刑事模擬裁判」「エクスターンシップ」「ロイヤリングⅠ」を修得した場合、③及び④の選択必修科目の必要単位数を超えて修得した場合並びに「登記実務」「政策法務」「実務労務管理」の単位を修得した場合は、それぞれ自由に選択して修得した科目として修了要件単位数に算入されます。

ただし、法学既修者として入学した学生の場合は、定められた範囲内で法律基本科目の講義科目の履修が免除されるため、２年で修了することが可能です。

⑵　修了時のGPAが2.00以上であること

（GPAの計算方法については36ページを参照してください。）

GPAの値が2.00未満の場合は、科目の再履修等により2.00以上にする必要があります。

再履修については、「４．再履修」の項目を参照してください。

【2017年度～2018年度の入学生】

本法科大学院を修了するためには、原則として３年以上在学し、かつ以下の２つの要件の両方を満たさなければなりません。

⑴　①法律基本科目（必修62単位〈公法系科目13単位・民事系科目36単位・刑事系科目13単位〉及び選択必修２単位〈総合系科目２単位〉）、②法律実務基礎科目（必修10単位）、③基礎法学・隣接科目（選択必修４単位以上）、④展開・先端科目（必修４単位及び選択必修10単位以上）を修得し、自由に選択し修得した科目の単位数を含めて合計104単位以上を修得すること。

なお、法律実務基礎科目の「刑事模擬裁判」「弁護士実務」を修得した場合、③及び④の選択必修科目の必要単位数を超えて修得した場合並びに「登記実務」「政策法務」「実務労務管理」「自治体法務」の単位を修得した場合は、それぞれ自由に選択して修得した科目として修了要件単位数に算入されます。

ただし、法学既修者として入学した学生の場合は、定められた範囲内で法律基本科目の講義科目の履修が免除されるため、２年で修了することが可能です。

⑵　修了時のGPAが2.00以上であること

（GPAの計算方法については36ページを参照してください。）

GPAの値が2.00未満の場合は、科目の再履修等により2.00以上にする必要があります。

再履修については、「４．再履修」の項目を参照してください。

２．単位認定及び履修免除について

法学既修者については、下表の科目の単位を一括して認定します。なお、入学後４単位を上限として履修免除科目から除外し、指定された科目を入学後に履修しなければならない場合があります。

●履修免除科目（2019年度の入学生の場合）

憲法Ⅰ	２単位	民法(総則・物権)	４単位	刑法Ⅰ	２単位
憲法Ⅱ	１単位	民法(債権総論・契約)	４単位	刑法Ⅱ	２単位
		民法(不法行為)	１単位	刑事訴訟法	２単位
		民法(担保物権)	２単位		
		民法(家族法)	１単位		
		民事訴訟法Ⅰａ	２単位		
		商法	４単位		

３．進級要件

修得単位数が以下の要件を満たしていない場合は、次の年次に進級することができませんので、計画的な履修を心がけてください。

⑴　2019年度入学生

●法学未修者（３年標準型）

２年次進級要件：以下の要件をいずれも満たしていること

①　法律基本科目の単位を23単位以上（修得認定科目の単位を含む）修得し、かつ、１年次終了時のGPAが1.70以上であること

②　共通到達度確認試験を受験し、その成績が別に定める基準を満たしていること

３年次進級要件：法律基本科目の単位数44単位以上を含む53単位以上の単位（修得認定科目の単位を含む）を修得し、かつ、２年次終了時のGPAが1.80以上であること

●法学既修者（２年短縮型）

２年次進級要件：法律基本科目の単位数44単位以上を含む53単位以上の単位（履修免除科目及び修得認定科目の単位を含む）を修得し、かつ、１年次終了時のGPAが1.80以上であること

⑵　2017年度～2018年度入学生

●法学未修者（３年標準型）

２年次進級要件：法律基本科目の単位を32単位以上（修得認定科目の単位を含む）修得し、かつ、１年次終了時のGPAが1.70以上であること

３年次進級要件：法律基本科目の単位数53単位以上を含む60単位以上の単位（修得認定科目の単位を含む）を修得し、かつ、２年次終了時のGPAが1.80以上であること

●法学既修者（２年短縮型）

２年次進級要件：法律基本科目の単位数53単位以上を含む60単位以上の単位（履修免除科目及び修得認定科目の単位を含む）を修得し、かつ、１年次終了時のGPAが1.80以上であること

４．再履修について

成績が「可」又は不合格（「不可」「欠席」）であった科目は、以下の方法で再履修することができます。

⑴　再履修申請の手続きが必要です。再履修申請は、前期（春学期）及び後期（秋学期）の各学期毎に指定された期間内において行うことができます。

⑵　再履修申請が認められた場合は、当該科目の単位（成績）を取り消します。即ち、当該科目の単位は、再履修申請をした時点で、修得していない扱いになります。

⑶　再履修申請をした科目の単位数も、１年間に履修科目として登録することのできる単位数に算入されます。再履修申請をおこなった分、各学年の履修科目の登録の上限が増えるものではありません。

【例】2022年度前期（春学期）に履修した科目の成績が「可」評価で、この科目を2022年度後期（秋学期）に再履修する場合、前期（春学期）履修分と後期（秋学期）履修分の両方が１年間に履修登録することのできる単位数に算入されますので、注意してください。

⑷　再履修申請が認められた科目は、教務部で一括して履修登録を行います。各自で登録する必要はありません。また、再履修申請が認められた科目は、必ず申請した年度・学期に履修してください。再履修申請をしたにもかかわらず履修しなかった場合、当該科目の成績は「不可」となります。

⑸　再履修申請が認められた後、再履修申請を取り消すことはできません。

⑹　再履修申請の時期・方法等については、別途My KONAN等でお知らせします。

※入学年度毎の履修科目の登録の上限については、33ページを参照してください。

５．履修登録の取り消しについて

履修登録期間後に授業内容や難易度との不適合等の事由で、授業の履修を取りやめたい場合は、以下の履修取消期間に登録を取り消すことができます。

⑴　履修取消期間

科目の種類		前期取消期間	後期取消期間
２・４単位科目		４月12日（火）～４月18日（月）	９月27日（火）～10月３日（月）
１単位科目	前半開講		
	後半開講	６月６日（月）～６月10日（金）	11月15日（火）～11月26日（土）

⑵　取消方法

原則、履修取消期間内に、履修取消願を法科大学院事務室に提出してください。

履修取消願の様式は、法科大学院事務室で配付する他、My KONANからもダウンロードできます。

⑶　取消除外科目

下記の科目は取り消すことができませんので、履修計画（履修登録）は熟慮の上、慎重に行ってください。

①集中科目（「エクスターンシップ/弁護士実務」「企業法務論」「実務労務管理」「法曹倫理」）

※「企業法務論」「法曹倫理」は2022年度は非開講

②筑波大学提供科目（「ロイヤリングⅠ」「自治体法務」）

③再履修申請をした科目

⑷　取り消した科目の単位の取扱い

取り消した科目の単位は、履修登録の上限（単位制限）に含みません。ただし、各年度で取り消すことができる単位数は12単位以内です。

2019年度入学生用

〔2019年度の入学生に適用〕
【法学未修者（３年標準型）用】授業科目表

授業科目			単位数	期別 前期	期別 後期	配当年次	備考
法律基本科目	公法系科目	憲法判例分析	1	—	—	2	13単位必修
		憲法Ⅰ	2	—	—	1	
		憲法Ⅱ	1	—	—	1	
		行政争訟法	1	夜	夜	2	
		行政法総論･国家補償法	2	夜	夜	2	
		行政法演習	2	夜	夜	3	
		憲法演習	2	夜	—	2	
		公法発展演習	2	夜	夜	3	
	民事系科目	民法(総則･物権)	4	—	—	1	34単位必修
		民法(債権総論･契約)	4	—	—	1	
		民法(不法行為)	1	—	—	1	
		民法(担保物権)	2	—	—	1	
		民法(家族法)	1	—	—	1	
		民法演習Ⅰ	2	夜	夜	2	
		民法演習Ⅱ	2	夜	夜	2	
		民事訴訟法Ⅰａ	2	—	昼(土曜)	1	
		民事訴訟法Ⅰｂ	2	昼(土曜)	昼(土曜)	2	
		民事訴訟法Ⅱ	2	昼(土曜)	昼(土曜)	2	
		民事訴訟法演習	2	昼(土曜)	昼(土曜)	3	
		商法	4	—	—	1	
		商法演習Ⅰ	2	夜	—	2	
		商法演習Ⅱ	2	夜	夜	3	
		民事法発展演習	2	夜	昼	3	
	刑事系科目	刑法Ⅰ	2	—	—	1	12単位必修
		刑法Ⅱ	2	—	—	1	
		刑法演習	2	—	—	2	
		刑事訴訟法	2	—	—	1	
		刑事訴訟法演習	2	夜	夜	2	
		刑事法発展演習	2	夜	夜	3	
法律実務基礎科目		民事実務の基礎	2	昼(土曜)	夜	2	10単位必修
		民事裁判実務	2	夜	昼	3	
		刑事実務の基礎	2	夜	夜	3	
		法曹倫理	2	—	—	2	
		法情報調査	1	夜	—	1	
		法文書作成	1	夜	夜	3	
		刑事模擬裁判	2	—	昼	2	
		エクスターンシップ	2	集中		2	
		ロイヤリングⅠ	1	集中		3	

授業科目		単位数	期別 前期	期別 後期	配当年次	備考
基礎法学・隣接科目	法と社会	2	—	—	1	4単位以上選択必修
	法と医学	2	—	昼	1	
	刑事政策	2	—	—	1	
	財務諸表論	2	—	夜	1	
	ミクロ経済･ゲーム論	2	夜	—	1	
	ビジネスロー英語	2	—	—	1	
	監査論	1	夜	—	1	
展開・先端科目	企業法務論	2	—	—	1	4単位必修
	公共法務論	2	—	昼(土曜)	3	
	著作権法	2	夜	夜	2	10単位以上選択必修
	特許法	2	夜	夜	2	
	応用知的財産法	2	夜	—	3	
	知的財産法演習	2	—	夜	3	
	経済法概説	2	—	夜	2	
	応用経済法Ⅰ	2	夜	—	2	
	応用経済法Ⅱ	2	—	夜	3	
	経済法演習	2	夜	夜	3	
	労働法総論･労働基準法	2	夜	—	2	
	労働契約法	2	—	夜	2	
	集団的労使関係法	2	夜	—	3	
	労働法演習	2	—	夜	3	
	倒産法	2	—	夜	2	
	国際私法	2	—	—	2	
	環境法	2	—	—	1	
	国際人権法	2	—	—	1	
	商取引法	2	—	昼(土曜)	2	
	消費者法	2	夜	—	2	
	情報化社会と法	2	—	夜	2	
	税法	2	—	夜	2	
	コーポレート･ガバナンス	2	昼(土曜)	—	2	
	企業金融法	2	—	—	2	
	金融商品取引法	2	—	昼(土曜)	2	
	経済刑法	2	—	—	2	
	民事執行･保全法	2	—	昼(土曜)	3	
	自治体法務	1	昼(土曜)	—	3	
	登記実務	1	昼(土曜)	—	1	
	政策法務	1	—	夜	3	
	実務労務管理	1	集中		2	

＊法学未修者（３年標準型）の授業科目表は、上記のとおりです。配当年次を考慮して履修するように心がけてください。なお、所属する年次を超える配当年次の授業科目は履修できません。
＊「エクスターンシップ」「ロイヤリングⅠ」「公共法務論」「自治体法務」「登記実務」及び「政策法務」については、単位認定のみを行い、５段階（秀・優・良・可・不可）による成績評価は行いません。
＊「憲法判例分析」「憲法Ⅰ」「憲法Ⅱ」「民法（総則・物権）」「民法（債権総論・契約）」「民法（不法行為）」「民法（担保物権）」「民法（家族法）」「商法」「刑法Ⅰ」「刑法Ⅱ」「刑法演習」「刑事訴訟法」「法曹倫理」「法と社会」「刑事政策」「ビジネスロー英語」「企業法務論」「国際私法」「環境法」「国際人権法」「企業金融法」及び「経済刑法」は、2022年度は非開講となります。
＊「ロイヤリングⅠ」及び「自治体法務」は、筑波大学法科大学院提供科目です。

〔2019年度の入学者に適用〕
【法学既修者（２年短縮型）用】授業科目表

授業科目			単位数	期別 前期	期別 後期	配当年次	備考
法律基本科目	公法系科目	憲法判例分析	1	—	—	1	13単位必修
		憲法Ⅰ	2	—	—	1	
		憲法Ⅱ	1	—	—	1	
		行政争訟法	1	夜	夜	1	
		行政法総論･国家補償法	2	夜	夜	1	
		行政法演習	2	夜	夜	2	
		憲法演習	2	夜	—	1	
		公法発展演習	2	夜	夜	2	
	民事系科目	民法(総則･物権)	4	—	—	1	34単位必修
		民法(債権総論･契約)	4	—	—	1	
		民法(不法行為)	1	—	—	1	
		民法(担保物権)	2	—	—	1	
		民法(家族法)	1	—	—	1	
		民法演習Ⅰ	2	夜	夜	1	
		民法演習Ⅱ	2	夜	夜	1	
		民事訴訟法Ⅰａ	2	—	昼(土曜)	1	
		民事訴訟法Ⅰｂ	2	昼(土曜)	昼(土曜)	1	
		民事訴訟法Ⅱ	2	昼(土曜)	昼(土曜)	1	
		民事訴訟法演習	2	昼(土曜)	昼(土曜)	2	
		商法	4	—	—	1	
		商法演習Ⅰ	2	夜	—	1	
		商法演習Ⅱ	2	夜	夜	2	
		民事法発展演習	2	夜	昼	2	
	刑事系科目	刑法Ⅰ	2	—	—	1	12単位必修
		刑法Ⅱ	2	—	—	1	
		刑法演習	2	—	—	1	
		刑事訴訟法	2	—	—	1	
		刑事訴訟法演習	2	夜	夜	1	
		刑事法発展演習	2	夜	夜	2	
法律実務基礎科目		民事実務の基礎	2	昼(土曜)	夜	1	10単位必修
		民事裁判実務	2	夜	昼	2	
		刑事実務の基礎	2	夜	夜	2	
		法曹倫理	2	—	—	1	
		法情報調査	1	夜	—	1	
		法文書作成	1	夜	夜	2	
		刑事模擬裁判	2	—	昼	1	
		エクスターンシップ	2	集中		1	
		ロイヤリングⅠ	1	集中		2	

授業科目		単位数	期別 前期	期別 後期	配当年次	備考
基礎法学・隣接科目	法と社会	2	—	—	1	4単位以上選択必修
	法と医学	2	—	昼	1	
	刑事政策	2	—	—	1	
	財務諸表論	2	—	夜	1	
	ミクロ経済･ゲーム論	2	夜	—	1	
	ビジネスロー英語	2	—	—	1	
	監査論	1	夜	—	1	
展開・先端科目	企業法務論	2	—	—	1	4単位必修
	公共法務論	2	—	昼(土曜)	2	
	著作権法	2	夜	夜	1	10単位以上選択必修
	特許法	2	夜	夜	1	
	応用知的財産法	2	夜	—	2	
	知的財産法演習	2	—	夜	2	
	経済法概説	2	—	夜	1	
	応用経済法Ⅰ	2	夜	—	1	
	応用経済法Ⅱ	2	—	夜	2	
	経済法演習	2	夜	夜	2	
	労働法総論･労働基準法	2	夜	—	1	
	労働契約法	2	—	夜	1	
	集団的労使関係法	2	夜	—	2	
	労働法演習	2	—	夜	2	
	倒産法	2	—	夜	1	
	国際私法	2	—	—	1	
	環境法	2	—	—	1	
	国際人権法	2	—	—	1	
	商取引法	2	—	昼(土曜)	1	
	消費者法	2	夜	—	1	
	情報化社会と法	2	—	夜	1	
	税法	2	—	夜	1	
	コーポレート･ガバナンス	2	昼(土曜)	—	1	
	企業金融法	2	—	—	1	
	金融商品取引法	2	—	昼(土曜)	1	
	経済刑法	2	—	—	1	
	民事執行･保全法	2	—	昼(土曜)	2	
	自治体法務	1	昼(土曜)	—	2	
	登記実務	1	昼(土曜)	—	1	
	政策法務	1	—	夜	2	
	実務労務管理	1	集中		1	

＊法学既修者（２年短縮型）の授業科目表は、上記のとおりです。配当年次を考慮して履修するように心がけてください。なお、所属する年次を超える配当年次の授業科目は履修できません。
＊「エクスターンシップ」「ロイヤリングⅠ」「公共法務論」「自治体法務」「登記実務」及び「政策法務」については、単位認定のみを行い、５段階（秀・優・良・可・不可）による成績評価は行いません。
＊「憲法判例分析」「憲法Ⅰ」「憲法Ⅱ」「民法（総則・物権）」「民法（債権総論・契約）」「民法（不法行為）」「民法（担保物権）」「民法（家族法）」「商法」「刑法Ⅰ」「刑法Ⅱ」「刑法演習」「刑事訴訟法」「法曹倫理」「法と社会」「刑事政策」「ビジネスロー英語」「企業法務論」「国際私法」「環境法」「国際人権法」「企業金融法」及び「経済刑法」は、2022年度は非開講となります。
＊「ロイヤリングⅠ」及び「自治体法務」は、筑波大学法科大学院提供科目です。

🕮 カリキュラムについて

カリキュラムは、①法律基本科目、②法律実務基礎科目、③基礎法学・隣接科目、④展開・先端科目から成っています。

①〔法律基本科目〕

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目のことをいいます。

公法系科目、民事系科目、刑事系科目に分かれ、それぞれ、当該法分野に関する基本的知識を体系的に習得するための講義科目、事例を用いるなどしてより高度な専門知識を習得するための演習科目、理論と実務を架橋する総合的な法的分析力を習得するための発展演習から成り、計59単位全てが必修です。

②〔法律実務基礎科目〕

法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目のことをいいます。

実務と理論を架橋し法律家としての基本的な実務能力を習得するための科目構成になっています。この目的を実現するために９つの科目を配置しており、そのうち「民事実務の基礎」「民事裁判実務」「刑事実務の基礎」「法曹倫理」「法情報調査」「法文書作成」の６科目、計10単位が必修です。

また、選択科目として「刑事模擬裁判」「エクスターンシップ」「ロイヤリングⅠ」が設けられており、これらの科目を履修した場合、自由に選択して修得した科目として修了要件単位数に算入されます。

このうち、「エクスターンシップ」は、弁護士事務所等において民事・刑事の実務に触れながら研修を行うもので、詳細については、後日、掲示等でお知らせします。なお、「エクスターンシップ」を履修するためには、「法曹倫理」を履修しなければなりません。

③〔基礎法学・隣接科目〕

基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目のことをいいます。

法律基本科目の学習の強化を目的としたもので、主に民事法領域を対象に法社会学的な分析・検討を行う「法と社会」、刑事法領域を対象に法社会学的な分析・検討を行う「刑事政策」、企業法務に関する隣接知識を習得するための「財務諸表論」「ミクロ経済・ゲーム論」「ビジネスロー英語」「監査論」、すべての法律家に共通する基礎知識を学ぶ「法と医学」から成り、計４単位以上を選択して修得しなくてはなりません（４単位を超えて修得した場合は、自由に選択して修得した科目として修了要件単位数に算入されます）。

④〔展開・先端科目〕

先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外の科目のことをいいます。

企業法務に関する専門知識やローヤーにとって必要な多種多様な専門知識の習得を目的に構成されており、「企業法務論」「公共法務論」の２科目４単位を必修とし、「登記実務」「政策法務」「実務労務管理」以外の科目から10単位以上を選択して修得しなくてはなりません（10単位を超えて修得した場合及び「登記実務」「政策法務」「実務労務管理」の単位を修得した場合は、自由に選択して修得した科目として修了要件単位数に算入されます）。

【法学未修者（３年標準型）の場合】

未修１年次には、法律基本科目の必修科目12科目27単位と、法律実務基礎科目の必修科目１科目１単位、展開・先端科目の必修科目１科目２単位の計30単位を必ず履修しなくてはなりません。未修１年次の履修単位数の上限は36単位ですから、残りの６単位を基礎法学・隣接科目、展開・先端科目から選択して履修することになります。

未修２年次に進級するためには、法律基本科目の単位を23単位以上（修得認定科目の単位を含む）修得し、かつ、１年次終了時のＧＰＡが1.70以上であること並びに共通到達確認試験を受験し、その成績が別に定める基準を満たしていることが必要です。

未修２年次には、法律基本科目の必修科目11科目20単位、法律実務基礎科目の必修科目２科目４単位の計24単位は履修しなければなりません。未修２年次の履修単位数の上限は36単位ですから、残りの12単位を法律実務基礎科目の「刑事模擬裁判」「エクスターンシップ」、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目から選択して履修することになります。また、未修１年次に必修科目で修得できなかった科目があった場合には、それらを再履修しなければなりません。

未修３年次に進級するためには法律基本科目の単位数44単位以上を含む53単位以上の単位（修得認定科目の単位を含む）を修得し、かつ、２年次終了時のＧＰＡが1.80以上であることが必要です。

未修３年次には、法律基本科目の必修科目６科目12単位と、法律実務基礎科目の必修科目３科目５単位、展開・先端科目の必修科目１科目２単位の計19単位は履修しなければなりません。未修３年次の履修単位数の上限は44単位ですから、残りの25単位を基礎法学・隣接科目、展開・先端科目から選択して履修することができます。また、未修１・２年次に必修科目、選択必修科目で修得できなかった科目があった場合には、それらを履修しなければなりません。

最終的には、①法律基本科目（必修59単位）、②法律実務基礎科目（必修10単位）、③基礎法学・隣接科目（選択必修４単位以上）、④展開・先端科目（必修４単位及び選択必修10単位以上）を修得し、自由に選択して修得した科目の単位数を含めて合計95単位以上の単位を修得し、かつ、ＧＰＡの値が2.00以上であることという修了要件を満たさなくてはなりません。なお、法律実務基礎科目の「刑事模擬裁判」「エクスターンシップ」「ロイヤリングⅠ」を修得した場合、③及び④の選択必修科目の必要単位数を超えて修得した場合並びに「登記実務」「政策法務」「実務労務管理」の単位を修得した場合は、それぞれ自由に選択して修得した科目として、修了必要単位数に算入されます。

以上のように、各年次とも必修科目、選択必修科目が多いため、未修得科目を次の学年に持ち越さないようにする必要があります。

【法学既修者（２年短縮型）の場合】

既修１年次には、法律基本科目の必修科目23科目47単位、法律実務基礎科目の必修科目３科目５単位、展開・先端科目の必修科目１科目２単位の計54単位のうち、本法科大学院の入学時に免除科目として認定された単位を除く科目を履修しなくてはなりません。既修１年次の履修単位数の上限は36単位（ただし、入学時に履修を指示された法律基本科目がある場合は、その科目の単位数が加算されます。なお、その場合であっても履修単位数の上限が40単位を超えることはできません。）ですから、残りの単位数で法律実務基礎科目の「刑事模擬裁判」「エクスターンシップ」、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目から選択して履修することになります。

既修２年次に進級するためには法律基本科目の単位数44単位以上を含む53単位以上の単位（履修免除科目及び修得認定科目の単位を含む）を修得し、かつ、１年次終了時のＧＰＡが1.80以上であることが必要です。

既修２年次には、法律基本科目の必修科目６科目12単位、法律実務基礎科目の必修科目３科目５単位、展開・先端科目の必修科目１科目２単位の計19単位は履修しなければなりません。既修２年次の履修単位数の上限は44単位ですから、残りの25単位を基礎法学・隣接科目、展開・先端科目から選択して履修することができます。また、既修１年次に必修科目、選択必修科目で修得できなかった科目があった場合には、それらを履修しなければなりません。

最終的には、①法律基本科目（必修59単位）、②法律実務基礎科目（必修10単位）、③基礎法学・隣接科目（選択必修４単位以上）、④展開・先端科目（必修４単位及び選択必修10単位以上）を修得し、自由に選択して修得した科目の単位数を含めて合計95単位以上の単位を修得し、かつ、ＧＰＡの値が2.00以上であることという修了要件を満たさなくてはなりません。なお、法律実務基礎科目の「刑事模擬裁判」「エクスターンシップ」「ロイヤリングⅠ」を修得した場合、③及び④の選択必修科目の必要単位数を超えて修得した場合並びに「登記実務」「政策法務」「実務労務管理」の単位を修得した場合は、それぞれ自由に選択して修得した科目として、修了必要単位数に算入されます。

以上のように、各年次とも必修科目、選択必修科目が多いため、未修得科目を次の学年に持ち越さないようにする必要があります。

🕮 履修にあたって

科目の履修にあたり、次の点にも注意をはらってください。

（1）法律基本科目については、29科目59単位全てが必修となっていますので、配当年次、期別に従って履修してください。

　基本的に１年次の講義科目→２年次の演習科目→３年次の総合科目という配置を柱とする積み上げ方式をとっています。

（2）法律実務基礎科目については、１年次の法律基本科目の履修を前提として配置しています。この点を踏まえて、履修をしてください。

（3）基礎法学・隣接科目と展開・先端科目については、各自の学習計画に従って、履修する科目と履修の年次を決めてください。

（4）修了要件の一つに、GPA2.00以上が求められていることに留意し、できるだけ早い段階で、「不可」又は「可」の評価の科目について再履修を行うように努めてください。

2017年度・2018年度入学生用

〔2017・2018年度の入学者に適用〕
【法学未修者（３年標準型）用】授業科目表

授業科目			単位数	期別 前期	期別 後期	配当年次	備考
法律基本科目	公法系科目	判例分析基礎(憲法)	1	—	—	1	13単位必修
		憲法判例分析	1	—	—	2	
		憲法Ⅰ	2	—	—	1	
		憲法Ⅱａ	2	—	—	1	
		行政争訟法	1	夜	夜	2	
		行政法総論・国家補償法	2	夜	夜	2	
		行政法演習	2	夜	夜	2	
		憲法演習	2	夜	—	2	
	民事系科目	判例分析基礎(民法)	1	—	—	1	36単位必修
		判例民法解析Ⅰ(総則物権・契約)	1	—	—	1	
		判例民法解析Ⅱ(担保物権・債権総論・不法行為)	1	—	夜	1	
		判例民法解析Ⅲ(親族・相続)	1	—	—	1	
		民法(総則・物権)	4	—	—	1	
		民法(契約法)	2	—	—	1	
		民法(不法行為)	1	—	—	1	
		民法(担保物権Ⅰ)	1	—	—	1	
		民法(債権総論)	2	—	—	1	
		民法(担保物権Ⅱ)	1	—	—	1	
		民法(家族法)	1	—	—	1	
		民法演習Ⅰ	2	夜	夜	2	
		民法演習Ⅱ	2	夜	夜	3	
		民事訴訟法Ⅰａ	2	—	昼(土曜)	1	
		民事訴訟法Ⅰｂ	2	昼(土曜)	昼(土曜)	2	
		民事訴訟法Ⅱ	2	昼(土曜)	昼(土曜)	2	
		民事訴訟法演習	2	昼(土曜)	昼(土曜)	3	
		商法	4	—	—	1	
		商法演習Ⅰ	2	夜	—	2	
		商法演習Ⅱ	2	夜	夜	3	
	刑事系科目	判例分析基礎(刑法)	1	—	—	1	13単位必修
		刑法Ⅰ	2	—	—	1	
		刑法Ⅱ	2	—	—	1	
		刑法演習	2	—	—	2	
		刑事訴訟法Ⅰ	2	—	—	1	
		刑事訴訟法Ⅱ	2	—	—	1	
		刑事訴訟法演習	2	夜	夜	2	
	総合系科目	公法総合	2	夜	夜	3	２単位選択必修
		民事法総合	2	夜	昼	3	
		刑事法総合	2	夜	夜	3	
法律実務基礎科目		民事実務の基礎	2	昼(土曜)	夜	2	10単位必修
		民事裁判実務	2	夜	昼	2	
		刑事実務の基礎	2	夜	夜	3	
		法曹倫理	2	—	—	2	
		法情報調査	1	夜	—	1	
		法文書作成	1	夜	夜	3	
		刑事模擬裁判	2	—	昼	2	
		弁護士実務	2	集中		2	

授業科目			単位数	期別 前期	期別 後期	配当年次	備考
基礎法学・隣接科目		法と社会	2	—	—	1	４単位以上選択必修
		法と医学	2	—	昼	1	
		刑事政策	2	—	—	1	
		財務諸表論	2	—	夜	1	
		ミクロ経済・ゲーム論	2	夜	—	1	
		ビジネスロー英語	2	—	—	1	
		監査論	1	夜	—	1	
		外国法	1	—	—	1	
		メディア論	1	—	—	1	
展開・先端科目		企業法務論	2	—	—	1	４単位必修
		公共法務論	2	—	昼(土曜)	3	
		著作権法	2	夜	夜	2	10単位以上選択必修
		特許法	2	夜	夜	2	
		応用知的財産法	2	夜	—	3	
		知的財産法演習	2	—	夜	3	
		経済法概説	2	—	夜	2	
		応用経済法Ⅰ	2	夜	—	2	
		応用経済法Ⅱ	2	—	夜	3	
		経済法演習	2	夜	夜	3	
		労働法総論・労働基準法	2	夜	—	2	
		労働契約法	2	—	夜	2	
		集団的労使関係法	2	夜	—	3	
		労働法演習	2	—	夜	3	
		倒産法	2	—	夜	2	
		国際財産法	2	—	—	2	
		国際家族法	2	—	—	2	
		国際取引法	2	—	—	3	
		国際私法演習	2	—	—	3	
		環境法	2	—	—	1	
		国際人権法	2	—	—	1	
		商取引法	2	—	昼(土曜)	2	
		消費者法	2	夜	—	2	
		情報化社会と法	2	—	夜	2	
		税法	2	—	夜	2	
		コーポレート・ガバナンス	2	昼(土曜)	—	2	
		企業金融法	2	—	—	2	
		金融商品取引法	2	—	昼(土曜)	2	
		経済刑法	2	—	—	2	
		民事執行・保全法	2	—	昼(土曜)	3	
		登記実務	1	昼(土曜)	—	1	＊2017年度入学者は１年次配当
		政策法務	1	—	夜	3	
		実務労務管理	1	集中		2	
		自治体法務	1	昼(土曜)	—	2	

＊法学未修者（３年標準型）の授業科目表は、上記のとおりです。配当年次を考慮して履修するように心がけてください。なお、所属する年次を超える配当年次の授業科目は履修できません。

＊総合系科目の「公法総合」「民事法総合」「刑事法総合」については、いずれか１科目しか履修できません。

＊「弁護士実務」「公共法務論」「登記実務」「政策法務」及び「自治体法務」については、単位認定のみを行い、５段階（秀・優・良・可・不可）による成績評価は行いません。

＊「判例分析基礎(憲法)」「憲法判例分析」「憲法Ⅰ」「憲法Ⅱａ」「判例分析基礎(民法)」「判例民法解析Ⅰ(総則物権・契約)」「判例民法解析Ⅲ(親族・相続)」「民法(総則・物権)」「民法(契約法)」「民法(不法行為)」「民法(担保物権Ⅰ)」「民法(債権総論)」「民法(担保物件Ⅱ)」「民法(家族法)」「商法」「判例分析基礎(刑法)」「刑法Ⅰ」「刑法Ⅱ」「刑法演習」「刑事訴訟法Ⅰ」「刑事訴訟法Ⅱ」「法曹倫理」「法と社会」「刑事政策」「ビジネスロー英語」「外国法」「メディア論」「企業法務論」「国際財産法」「国際家族法」「国際取引法」「国際私法演習」「環境法」「国際人権法」「企業金融法」及び「経済刑法」は、2022年度は非開講となります。

＊「自治体法務」は、筑波大学法科大学院提供科目です。

〔2017・2018年度の入学者に適用〕
【法学既修者（２年短縮型）用】授業科目表

授業科目			単位数	期別 前期	期別 後期	配当年次	備考
法律基本科目	公法系科目	判例分析基礎(憲法)	1	—	—	1	13単位必修
		憲法判例分析	1	—	—	1	
		憲法Ⅰ	2	—	—	1	
		憲法Ⅱａ	2	—	—	1	
		行政争訟法	1	夜	夜	1	
		行政法総論・国家補償法	2	夜	夜	1	
		行政法演習	2	夜	夜	1	
		憲法演習	2	夜	—	1	
	民事系科目	判例分析基礎(民法)	1	—	—	1	36単位必修
		判例民法解析Ⅰ(総則物権・契約)	1	—	—	1	
		判例民法解析Ⅱ(担保物権・債権総論・不法行為)	1	—	夜	1	
		判例民法解析Ⅲ(親族・相続)	1	—	—	1	
		民法(総則・物権)	4	—	—	1	
		民法(契約法)	2	—	—	1	
		民法(不法行為)	1	—	—	1	
		民法(担保物権Ⅰ)	1	—	—	1	
		民法(債権総論)	2	—	—	1	
		民法(担保物権Ⅱ)	1	—	—	1	
		民法(家族法)	1	—	—	1	
		民法演習Ⅰ	2	夜	夜	1	
		民法演習Ⅱ	2	夜	夜	2	
		民事訴訟法Ⅰａ	2	—	昼(土曜)	1	
		民事訴訟法Ⅰｂ	2	昼(土曜)	昼(土曜)	1	
		民事訴訟法Ⅱ	2	昼(土曜)	昼(土曜)	1	
		民事訴訟法演習	2	昼(土曜)	昼(土曜)	2	
		商法	4	—	—	1	
		商法演習Ⅰ	2	夜	—	1	
		商法演習Ⅱ	2	夜	夜	2	
	刑事系科目	判例分析基礎(刑法)	1	—	—	1	13単位必修
		刑法Ⅰ	2	—	—	1	
		刑法Ⅱ	2	—	—	1	
		刑法演習	2	—	—	1	
		刑事訴訟法Ⅰ	2	—	—	1	
		刑事訴訟法Ⅱ	2	—	—	1	
		刑事訴訟法演習	2	夜	夜	1	
	総合系科目	公法総合	2	夜	夜	2	２単位選択必修
		民事法総合	2	夜	昼	2	
		刑事法総合	2	夜	夜	2	
法律実務基礎科目		民事実務の基礎	2	昼(土曜)	夜	1	10単位必修
		民事裁判実務	2	夜	昼	1	
		刑事実務の基礎	2	夜	夜	2	
		法曹倫理	2	—	—	1	
		法情報調査	1	夜	—	1	
		法文書作成	1	夜	夜	2	
		刑事模擬裁判	2	—	昼	1	
		弁護士実務	2	集中		1	

授業科目			単位数	期別 前期	期別 後期	配当年次	備考
基礎法学・隣接科目		法と社会	2	—	—	1	４単位以上選択必修
		法と医学	2	—	昼	1	
		刑事政策	2	—	—	1	
		財務諸表論	2	—	夜	1	
		ミクロ経済・ゲーム論	2	夜	—	1	
		ビジネスロー英語	2	—	—	1	
		監査論	1	夜	—	1	
		外国法	1	—	—	1	
		メディア論	1	—	—	1	
展開・先端科目		企業法務論	2	—	—	1	４単位必修
		公共法務論	2	—	昼(土曜)	2	
		著作権法	2	夜	夜	1	10単位以上選択必修
		特許法	2	夜	夜	1	
		応用知的財産法	2	夜	—	2	
		知的財産法演習	2	—	夜	2	
		経済法概説	2	—	夜	1	
		応用経済法Ⅰ	2	夜	—	1	
		応用経済法Ⅱ	2	—	夜	2	
		経済法演習	2	夜	夜	2	
		労働法総論・労働基準法	2	夜	—	1	
		労働契約法	2	—	夜	1	
		集団的労使関係法	2	夜	—	2	
		労働法演習	2	—	夜	2	
		倒産法	2	—	夜	1	
		国際財産法	2	—	—	1	
		国際家族法	2	—	—	1	
		国際取引法	2	—	—	2	
		国際私法演習	2	—	—	2	
		環境法	2	—	—	1	
		国際人権法	2	—	—	1	
		商取引法	2	—	昼(土曜)	1	
		消費者法	2	夜	—	1	
		情報化社会と法	2	—	夜	1	
		税法	2	—	夜	1	
		コーポレート・ガバナンス	2	昼(土曜)	—	1	
		企業金融法	2	—	—	1	
		金融商品取引法	2	—	昼(土曜)	1	
		経済刑法	2	—	—	1	
		民事執行・保全法	2	—	昼(土曜)	2	
		登記実務	1	昼(土曜)	—	1	
		政策法務	1	—	夜	2	
		実務労務管理	1	集中		1	
		自治体法務	1	昼(土曜)	—	1	

＊法学既修者（２年短縮型）の授業科目表は、上記のとおりです。配当年次を考慮して履修するように心がけてください。なお、所属する年次を超える配当年次の授業科目は履修できません。

＊総合系科目の「公法総合」「民事法総合」「刑事法総合」については、いずれか１科目しか履修できません。

＊「弁護士実務」「公共法務論」「登記実務」「政策法務」及び「自治体法務」については、単位認定のみを行い、５段階（秀・優・良・可・不可）による成績評価は行いません。

＊「判例分析基礎(憲法)」「憲法判例分析」「憲法Ⅰ」「憲法Ⅱａ」「判例分析基礎(民法)」「判例民法解析Ⅰ(総則物権・契約)」「判例民法解析Ⅲ(親族・相続)」「民法(総則・物権)」「民法(契約法)」「民法(不法行為)」「民法(担保物権Ⅰ)」「民法(債権総論)」「民法(担保物件Ⅱ)」「民法(家族法)」「商法」「判例分析基礎(刑法)」「刑法Ⅰ」「刑法Ⅱ」「刑法演習」「刑事訴訟法Ⅰ」「刑事訴訟法Ⅱ」「法曹倫理」「法と社会」「刑事政策」「ビジネスロー英語」「外国法」「メディア論」「企業法務論」「国際財産法」「国際家族法」「国際取引法」「国際私法演習」「環境法」「国際人権法」「企業金融法」及び「経済刑法」は、2022年度は非開講となります。

＊「自治体法務」は、筑波大学法科大学院提供科目です。

🕮 カリキュラムについて

カリキュラムは、①法律基本科目、②法律実務基礎科目、③基礎法学・隣接科目、④展開・先端科目から成っています。

①〔法律基本科目〕

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目のことをいいます。

公法系科目、民事系科目、刑事系科目に分かれ、それぞれ、当該法分野に関する基本的知識を体系的に習得するための講義科目、事例を用いるなどしてより高度な専門知識を習得するための演習科目、理論と実務を架橋する総合的な法的分析力を習得するための総合科目から成り、必修62単位と選択必修２単位の計64単位を修得しなくてはなりません。

②〔法律実務基礎科目〕

法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目のことをいいます。

実務と理論を架橋し法律家としての基本的な実務能力を習得するための科目構成になっています。この目的を実現するために８つの科目を配置しており、そのうち「民事実務の基礎」「民事裁判実務」「刑事実務の基礎」「法曹倫理」「法情報調査」「法文書作成」の６科目、計10単位が必修です。

また、選択科目として「刑事模擬裁判」「弁護士実務」が設けられており、これらの科目を履修した場合、自由に選択して修得した科目として修了要件単位数に算入されます。

このうち、「弁護士実務」はエクスターンシップ科目として位置づけられており、これは、弁護士事務所等において民事・刑事の実務に触れながら研修を行うもので、詳細については、後日、掲示等でお知らせします。なお、「弁護士実務」を履修するためには、「法曹倫理」を履修しなければなりません。

③〔基礎法学・隣接科目〕

基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目のことをいいます。

法律基本科目の学習の強化を目的としたもので、主に民事法領域を対象に法社会学的な分析・検討を行う「法と社会」、刑事法領域を対象に法社会学的な分析・検討を行う「刑事政策」、企業法務に関する隣接知識を習得するための「財務諸表論」「ミクロ経済・ゲーム論」「ビジネスロー英語」「監査論」「外国法」「メディア論」、すべての法律家に共通する基礎知識を学ぶ「法と医学」から成り、計４単位以上を選択して修得しなくてはなりません（４単位を超えて修得した場合は、自由に選択して修得した科目として修了要件単位数に算入されます）。

④〔展開・先端科目〕

先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外の科目のことをいいます。

企業法務に関する専門知識やローヤーにとって必要な多種多様な専門知識の習得を目的に構成されており、「企業法務論」「公共法務論」の２科目４単位を必修とし、「登記実務」「政策法務」「実務労務管理」「自治体法務」以外の科目から10単位以上を選択して修得しなくてはなりません（10単位を超えて修得した場合及び「登記実務」「政策法務」「実務労務管理」「自治体法務」の単位を修得した場合は、自由に選択して修得した科目として修了要件単位数に算入されます）。

【法学未修者（３年標準型）の場合】

未修１年次には、法律基本科目の必修科目21科目36単位と、法律実務基礎科目の必修科目１科目１単位、展開・先端科目の必修科目１科目２単位の計39単位を必ず履修しなくてはなりません。未修１年次の履修単位数の上限は42単位ですから、残りの３単位を基礎法学・隣接科目、展開・先端科目から選択して履修することになります。

未修２年次に進級するためには、法律基本科目の単位を32単位以上（修得認定科目の単位を含む）修得し、かつ、１年次終了時のＧＰＡが1.70以上であることが必要です。

未修２年次には、法律基本科目の必修科目11科目20単位、法律実務基礎科目の必修科目３科目６単位の計26単位は履修しなければなりません。未修２年次の履修単位数の上限は37単位ですから、残りの11単位を法律実務基礎科目の「刑事模擬裁判」「弁護士実務」、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目から選択して履修することになります。また、未修１年次に必修科目で修得できなかった科目があった場合には、それらを再履修しなければなりません。

未修３年次に進級するためには法律基本科目の単位数53単位以上を含む60単位以上の単位（修得認定科目の単位を含む）を修得し、かつ、２年次終了時のＧＰＡが1.80以上であることが必要です。

未修３年次には、法律基本科目の必修科目３科目６単位及び選択必修科目１科目２単位と、法律実務基礎科目の必修科目２科目３単位、展開・先端科目の必修科目１科目２単位の計13単位は履修しなければなりません。未修３年次の履修単位数の上限は44単位ですから、残りの31単位を基礎法学・隣接科目、展開・先端科目から選択して履修することができます。また、未修１・２年次に必修科目、選択必修科目で修得できなかった科目があった場合には、それらを履修しなければなりません。

最終的には、①法律基本科目（必修62単位及び選択必修２単位）、②法律実務基礎科目（必修10単位）、③基礎法学・隣接科目（選択必修４単位以上）、④展開・先端科目（必修４単位及び選択必修10単位以上）を修得し、自由に選択して修得した科目の単位数を含めて合計104単位以上の単位を修得し、かつ、ＧＰＡの値が2.00以上であることという修了要件を満たさなくてはなりません。なお、法律実務基礎科目の「刑事模擬裁判」「弁護士実務」を修得した場合、③及び④の選択必修科目の必要単位数を超えて修得した場合並びに「登記実務」「政策法務」「実務労務管理」「自治体法務」の単位を修得した場合は、それぞれ自由に選択して修得した科目として、修了必要単位数に算入されます。

以上のように、各年次とも必修科目、選択必修科目が多いため、未修得科目を次の学年に持ち越さないようにする必要があります。

【法学既修者（２年短縮型）の場合】

既修１年次には、法律基本科目の必修科目32科目56単位、法律実務基礎科目の必修科目４科目７単位、展開・先端科目の必修科目１科目２単位の計65単位のうち、本法科大学院の入学時に免除科目として認定された単位を除く科目を履修しなくてはなりません。既修１年次の履修単位数の上限は37単位（ただし、「憲法判例分析」（１単位）は入学時に履修免除科目として認定されるため、履修登録できる科目の単位数の上限は実質36単位となります。また、入学時に履修を指示された法律基本科目がある場合は、その科目の単位数が加算されます。なお、その場合であっても履修単位数の上限が42単位を超えることはできません。）ですから、残りの単位数で法律実務基礎科目の「刑事模擬裁判」「弁護士実務」、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目から選択して履修することになります。

既修２年次に進級するためには法律基本科目の単位数53単位以上を含む60単位以上の単位（履修免除科目及び修得認定科目の単位を含む）を修得し、かつ、１年次終了時のＧＰＡが1.80以上であることが必要です。

既修２年次には、法律基本科目の必修科目３科目６単位及び選択必修科目１科目２単位、法律実務基礎科目の必修科目２科目３単位、展開・先端科目の必修科目１科目２単位の計13単位は履修しなければなりません。既修２年次の履修単位数の上限は44単位ですから、残りの31単位を基礎法学・隣接科目、展開・先端科目から選択して履修することができます。また、既修１年次に必修科目、選択必修科目で修得できなかった科目があった場合には、それらを履修しなければなりません。

最終的には、①法律基本科目（必修62単位及び選択必修２単位）、②法律実務基礎科目（必修10単位）、③基礎法学・隣接科目（選択必修４単位以上）、④展開・先端科目（必修４単位及び選択必修10単位以上）を修得し、自由に選択して修得した科目の単位数を含めて合計104単位以上の単位を修得し、かつ、ＧＰＡの値が2.00以上であることという修了要件を満たさなくてはなりません。なお、法律実務基礎科目の「刑事模擬裁判」「弁護士実務」を修得した場合、③及び④の選択必修科目の必要単位数を超えて修得した場合並びに「登記実務」「政策法務」「実務労務管理」「自治体法務」の単位を修得した場合は、それぞれ自由に選択して修得した科目として、修了必要単位数に算入されます。

以上のように、各年次とも必修科目、選択必修科目が多いため、未修得科目を次の学年に持ち越さないようにする必要があります。

🕮 履修にあたって

科目の履修にあたり、次の点にも注意をはらってください。

（1）法律基本科目については、35科目62単位が必修、１科目２単位が選択必修となっていますので、配当年次、期別に従って履修してください。

　基本的に１年次の講義科目→２年次の演習科目→３年次の総合科目という配置を柱とする積み上げ方式をとっています。

（2）法律実務基礎科目については、１年次の法律基本科目の履修を前提として配置しています。この点を踏まえて、履修をしてください。

（3）基礎法学・隣接科目と展開・先端科目については、各自の学習計画に従って、履修する科目と履修の年次を決めてください。

（4）修了要件の一つに、GPA2.00以上が求められていることに留意し、できるだけ早い段階で、「不可」又は「可」の評価の科目について再履修を行うように努めてください。

Ⅲ. 履修登録・成績評価

学籍番号

学生証に記載されている学籍番号は原則として修了まで変わりません。

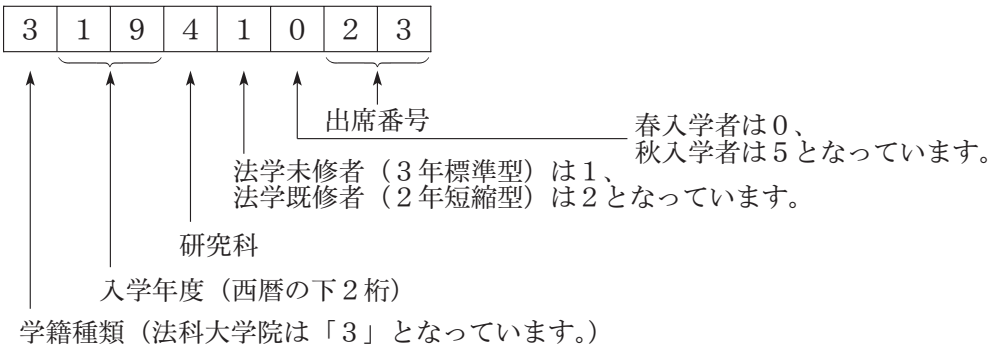

履修登録

１．授業科目の選択及び履修について

授業科目には、必修・選択必修・自由選択の科目があります。

必修科目は、修了するために必ず修得しなければならない科目ですので、配当した年次で修得するように努めてください。

選択必修科目は、区分された授業科目群のなかから、決められた単位数以上を修得しなければならない科目です。

自由選択科目は、必修科目・選択必修科目の必要単位数以外で修了必要単位数に算入される科目です。

一度履修登録をすれば、その年度のみならず、次年度以降の履修に影響を及ぼすことがありますので、本書「学習ガイダンス」を熟読し、履修要件を理解した上で、慎重に受講科目を選択してください。

２．履修科目の登録の上限

効果的な重層的、段階的学習を行うために、１年間に履修科目として登録することのできる単位数の上限を以下のとおり定めています。各年次とも、この単位数を超えて履修科目を登録することはできません。

【2019年度の入学生】

法学未修者（３年標準型）

１年次	２年次	３年次
36単位	36単位	44単位

法学既修者（２年短縮型）

１年次	２年次
36単位※	44単位

※ただし、既修者コースの入学者のうち、入学時に履修免除科目（16ページ参照）の履修を指示された者については、その科目の単位数に応じて、１年次の上限を40単位までとすることがある。

【2017年度・2018年度の入学生】

法学未修者（３年標準型）

１年次	２年次	３年次
42単位	37単位	44単位

法学既修者（２年短縮型）

１年次	２年次
37単位 (※36単位)	44単位

※（１）既修１年次配当科目の「憲法判例分析」（１単位）は、入学時に履修免除科目として認定されるため、既修１年次の履修科目の登録の上限は、実質36単位となる。

（２）既修者コースの入学者のうち、入学時に履修免除科目の履修を指示された者については、その科目の単位数に応じて、１年次の上限を42単位までとすることがある。

【注】**修了できなかった場合、次の年度に履修登録できる単位の上限は、「22単位」です。**

３．履修登録の方法

毎年度はじめに、前期（春学期）・後期（秋学期）科目ともに、履修を希望する科目をMy KONANを使って登録をします。学内のパソコンのほか、自宅からもインターネットを経由して登録することができます。登録には、ユーザーIDとパスワードが必要です。期日までに登録を行わなければ、その年度は授業や試験を受けることができません。

履修登録期間

3月23日(水) 9 ：00 ～ 3月29日(火)14：59
（深夜３：00～５：30を除く）
期間内であれば追加、修正は自由です。

後期（秋学期）科目追加・修正登録期間

9月14日(水) 9 ：00 ～ 9月22日(木)14：59
（深夜３：00～５：30を除く）
期間内であれば追加、修正は自由です。

履修については、11ページ～18ページの「Ⅱ．履修について」で詳しく説明してあります。
各自で熟読し、履修登録前に再度確認をしてください。

- 修了要件…15ページ参照
- 進級要件…16ページ参照
- 再履修について…17ページ参照
- 履修登録の取り消しについて…17ページ参照

４．履修登録の確認

（１）授業登録完了後は必ず学生時間割表を印刷し、登録内容を確認のうえ、以下の期限までに法科大学院事務室に提出してください。提出がない場合、後日、登録内容について疑義があっても一切受け付けません。
前期（春学期） 4月13日(水)17：00まで
後期（秋学期） 9月23日(金)17：00まで

（２）My KONANによる履修登録でエラーが出た授業科目は登録されません。登録期間内は修正登録ができ、時間割はいつでも画面で確認できます。
登録内容にエラーのある場合は、速やかに法科大学院事務室に申し出て指示を受けてください。

試験

試験には、定期試験、中間到達度評価、臨時試験及び追試験があります。再試験は、実施されませんので注意してください。

【定期試験】

定期試験とは、学期末に行われる試験をいいます。今年度は、下記の日程で行われる予定です。なお、定期試験等の試験開始時刻は、授業開始時刻と異なる場合があります。また、定期試験の実施時間割も、授業時間割と異なる場合がありますので、試験時には試験時間表で確認してください。

	日　　程
前期(春学期)試験	2022年７月23日(土)～８月５日(金)
後期(秋学期)試験	2023年１月17日(火)～１月30日(月)

【中間到達度評価】

中間到達度評価とは、授業の中間期に、これまでの授業内容の到達度を確認するために行う試験をいい、授業時間内に実施されます。試験実施時期等については、各科目のシラバスを参照してください。また、記載のない場合は、科目担当者に確認してください。

【臨時試験】

臨時試験とは、集中講義等による授業科目で、定期試験、中間到達度評価以外の時期に行う試験をいいます。

【追試験】

追試験とは、定期試験、中間到達度評価及び臨時試験を受けることができなかった者を対象に行う試験をいいますが、受験できなかった理由が以下の事由に該当する場合に限り認められます。追試験の希望者は、受験できなかった授業科目の試験日を含めて３日以内に定期試験・臨時試験の追試験は教務部に、中間到達度評価の追試験は法科大学院事務室に願い出なければならないので注意してください。

・病気の場合
・配偶者又は２親等以内の親族死亡の場合（３日間とするが、遠隔地の場合は認められた期間）
・悪天候やストライキ等により、公共交通機関が不通あるいは大幅な延着の場合（延着証明書等を添付すること）
・不慮の事故により被害にあった場合
・自宅等が災害により被災した場合
・その他正当な事由によって受験できなかったと教務部長が法科大学院長と協議の上認めた場合

【六法持込について】

試験を受ける際、「六法持込可」の場合には、特に指定されたものを除き、書き込みのされていない「ポケット六法」（有斐閣）又は「司法試験用六法」（第一法規）に限定します。なお、貸与はしません。

レポート・宿題（起案）提出

成績評価にかかわるレポート・宿題（起案）の提出は、所定の提出期間を厳守しなければなりません。所定の期限に遅れた場合、理由の如何にかかわらず受理しません。また、提出は必ず本人が行ってください。代理人による提出及びメール、ファックス等による提出は受理しません。

🕮 成績評価

成績評価は、定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合して行います。(「公法発展演習/公法総合」「刑事模擬裁判」及び１単位科目を除きます。詳細については、各科目のシラバスで確認してください。)

ただし、「エクスターンシップ/弁護士実務」「ロイヤリングⅠ」「企業法務論」「公共法務論」「自治体法務」「登記実務」及び「政策法務」については、単位認定のみを行い、下に記載している５段階に分けた評価は行いません。また、GPAを計算する際の分母には含めません。

また、再履修をした場合については、再履修前の単位は、GPAを計算する際の分母・分子には含めません。

なお、理由の如何を問わず、授業を３分の１以上欠席した場合及び定期試験（又は追試験）を欠席した場合は、成績評価は「不可」となりますので注意してください。

ただし、次の場合を除きます。

（１）「学校保健安全法施行規則」に定める感染症に罹患した場合

（２）忌引（配偶者及び２親等以内の親族が死亡した場合）

（注1）平常点の内容については、シラバスに記載しています。記載のないものについては、初回の授業で担当教員より説明があります。

（注2）授業では毎回出席をとりますが、これは受験資格確認のためであり、平常点として取り扱うものではありません。

（注3）授業に30分以上遅刻した場合は、欠席として取り扱います。30分未満の遅刻は３回で欠席１回分にカウントします。

具体的には、絶対評価により次のように５段階（秀・優・良・可・不可）に分けて評価します。GPAの算出においては、次を参照してください。

科目点数	評価	GP	成績基準
90点以上	秀	4	当該科目の学習目標を十分に達成しており、全体として優れている。
80点～89点	優	3	当該科目の学習目標について標準的な達成度を示しており、優れた成果を示している部分がある。
70点～79点	良	2	当該科目の学習目標について標準的な達成度を示しているが、最低限の水準を満たすにとどまる部分がある。
60点～69点	可	1	当該科目の学習目標について、全体として最低限の水準を満たすにとどまる。
59点以下	不可	0	当該科目の学習目標について、最低限の水準を満たしていない。

$$\mathbf{GPA} = \frac{\mathbf{（A科目\,GP \times A科目単位数）＋（B科目\,GP \times B科目単位数）＋\cdots\cdots}}{\mathbf{履修登録科目総単位数\ ※}}$$

※ただし、次の科目の単位は除きます。

（１）認定科目（「エクスターンシップ/弁護士実務」「ロイヤリングⅠ」「企業法務論」「公共法務論」「自治体法務」「登記実務」「政策法務」）

（２）再履修前の単位（分子の計算にも算入されない）

✣ ATTENTION !

（1）修了要件は、入学年度により異なりますので、注意してください。
　　詳細については、「Ⅱ．履修について」の項目を参照してください。
（2）定期試験の答案、レポート、宿題（起案）等を作成する場合は、必ず黒のボールペン、万年筆等を使用してください。

＊「学校保健安全法施行規則」第18条に定める感染症
学校保健安全法施行規則
感染症の種類
第18条　学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６条第７項から第９項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

🕮 成績発表

成績発表は、「学修簿」で年２回行います。
成績はMy KONANの画面上で確認することができます。
「学修簿」は、教務部前の証明書自動発行機からプリントアウトすることができます。

成績発表日

	日　　程
前期（春学期）試験	2022年９月中旬
後期（秋学期）試験	2023年３月中旬

🕮 成績等に関する異議申立て・問い合わせについて

（1）成績等に関する異議申立て
　　履修した科目の成績評価、GPAの数値、進級判定又は修了判定等について、異議申立をする場合は、成績発表日を含めて３日以内（ただし、日曜・祝日を除く）に法科大学院事務室へ申し出てください。（申立書の様式は、法科大学院事務室にあります。）
　　詳細については、243ページに記載している「甲南大学法科大学院学生等の成績等に関する異議申立取扱要領」を参照してください。
（2）成績についての問い合わせ
　　履修した科目の成績についての問い合わせは、成績発表日を含めて５日以内（ただし、日曜・祝日を除く）に教務部へ申し出てください。詳細については、教務部の窓口で確認してください。

Ⅳ. 教員一覧

■教員一覧

専任教員（50音順）

教員名	担　当　科　目	研究室
石井　昇（いしい　のぼる）	行政争訟法、行政法総論・国家補償法、行政法演習、公法発展演習、エクスターンシップ、公共法務論、政策法務	9号館6階
板倉　集一（いたくら　しゅういち）	著作権法、特許法、応用知的財産法、知的財産法演習	9号館4階
稲田　優（いなだ　ゆたか）	行政争訟法、公共法務論	9号館2階
岩谷　敏昭（いわたに　としあき）	商法演習Ⅱ、応用知的財産法	9号館2階
上原　隆志（うえはら　たかし）	民事裁判実務、法文書作成	9号館2階
梅本　剛正（うめもと　よしまさ）	商法演習Ⅰ、商法演習Ⅱ、金融商品取引法	9号館6階
冷水登紀代（しみず　ときよ）	民事法発展演習	9号館4階
白井　俊美（しらい　としみ）	民事訴訟法演習、民事実務の基礎	9号館2階
多田　徹（ただ　とおる）	刑事実務の基礎、法情報調査、刑事模擬裁判、エクスターンシップ	9号館2階
野村いづみ（のむら）	民法演習Ⅰ、民事法発展演習	9号館2階
橋口　祐介（はしぐち　ゆうすけ）	民法演習Ⅱ	9号館4階
濱谷　和生（はまたに　かずお）	経済法概説、応用経済法Ⅰ、応用経済法Ⅱ、経済法演習	9号館6階
早瀬　勝明（はやせ　かつあき）	憲法演習、公法発展演習	9号館6階
一津屋香織（ひとつや　かおり）	公法発展演習	9号館2階
藤原　孝洋（ふじわら　たかひろ）	労働法総論・労働基準法、集団的労使関係法、労働契約法、労働法演習、実務労務管理	9号館2階
宮川　聡（みやがわ　さとし）	民事訴訟法Ⅰａ、民事訴訟法Ⅰｂ、民事訴訟法Ⅱ、民事訴訟法演習	9号館3階
森　拓也（もり　たくや）	倒産法	9号館2階
森澤　武雄（もりさわ　たけお）	民事法発展演習、民事執行・保全法	9号館2階
山田　純子（やまだ　じゅんこ）	商取引法、コーポレート・ガバナンス	9号館6階
山本　貴揚（やまもと　たかあき）	民法演習Ⅰ	9号館4階
渡辺　顗修（わたなべ　ぎしゅう）	刑事訴訟法演習、刑事実務の基礎	9号館4階

兼任教員（50音順）

教員名	担　当　科　目	研究室
岩井（いわい）　圭司（けいじ）	法と医学	9号館2階
大永（おおなが）　祐希（ゆうき）	消費者法	
加藤（かとう）　秀昭（ひであき）	財務諸表論	
木村（きむら）　裕介（ゆうすけ）	消費者法	
鈴木（すずき）　尉久（やすひさ）	消費者法	
園田（そのだ）　寿（ひさし）	法情報調査、情報化社会と法	
辰巳（たつみ）　裕規（ひろき）	消費者法	
永田（ながた）　守（まもる）	政策法務	
平山（ひらやま）　幹子（もとこ）	刑事法発展演習	
丸山（まるやま）　晃弘（あきひろ）	税法	
南（みなみ）　友香（ゆうか）	判例民法解析Ⅱ（担保物権・債権総論・不法行為）	
吉田（よしだ）　結貴（ゆうき）	登記実務	

兼担教員（50音順）

教員名	担　当　科　目	研究室
伊藤（いとう）　公一（きみかず）	監査論	9号館5階
木成（きなり）　勇介（ゆうすけ）	ミクロ経済・ゲーム論	CUBE

Ⅴ．シラバス

分野別の履修順序について

本法科大学院の学生および科目等履修生が適切な履修科目の選択を行うことができるよう必要な情報を提供する趣旨で、本法科大学院で各分野の科目を効果的に履修するための履修順序を、以下一覧表において示します。下記の望ましい履修順序とは異なる順序での履修を希望する場合は、あらかじめ科目担当教員に相談して、履修に当たり注意すべき事項について個別の指導を受けてください。

憲法	①配当年次が異なる科目間について 「憲法判例分析」および「憲法演習」は、「憲法Ⅰ」および「憲法Ⅱ」を履修済みの受講生を想定している。「公法発展演習」の憲法分野は、憲法の必修科目（「憲法Ⅰ」、「憲法Ⅱ」、「憲法判例分析」および「憲法演習」）をすべて履修済みの受講生を想定している。「憲法演習」を履修していなければ、「公法発展演習」を履修すべきではない。 ②同一の配当年次の科目間について 「憲法Ⅰ」および「憲法Ⅱ」は、いずれの科目から履修しても良い（ただし、「憲法Ⅱ」の一部は「憲法Ⅰ」履修後の方が理解しやすいと思われる）。「憲法判例分析」を履修してから、「憲法演習」を履修することが望ましい。
行政法	①配当年次が異なる科目間について 「行政争訟法」および「行政法総論・国家補償法」を履修していなければ、「行政法演習」および「公法発展演習」を履修すべきではない。 ②同一の配当年次の科目間について 「行政争訟法」および「行政法総論・国家補償法」は、いずれの科目から履修しても構わない。**「行政法演習」を履修していなければ、「公法発展演習」を履修すべきではない。**
民法	①配当年次が異なる科目間について 「民法（総則・物権）」、「民法（家族法）」、「民法（不法行為）」、「民法（担保物権）」および「民法（債権総論・契約）」を履修していなければ、「民法演習Ⅰ」、「民法演習Ⅱ」および「民事実務の基礎」を履修すべきではない。「民法演習Ⅰ」および「民法演習Ⅱ」および「民事実務の基礎」を履修していなければ、「民事法発展演習」を履修すべきではない。 ②同一の配当年次の科目間について 「民法（総則・物権）」を履修してから、または並行して、「民法（家族法）」および「民法（不法行為）」を履修することが望ましい。「民法（総則・物権）」を履修してから、「民法（担保物権）」および「民法（債権総論・契約）」を履修することが望ましい。**「民法演習Ⅰ」を履修していなければ、「民法演習Ⅱ」を履修すべきではない。**
民事訴訟法	①配当年次が異なる科目間について 「民事訴訟法Ⅰａ」を履修していなければ、「民事訴訟法Ⅰｂ」および「民事訴訟法Ⅱ」を履修すべきではない（ただし、法学既修者として入学した際に「民事訴訟法Ⅰａ」の履修が免除されなかった場合は、この限りでない）。「民事訴訟法Ⅰｂ」、「民事訴訟法Ⅱ」および「民事実務の基礎」を履修していなければ、「民事訴訟法演習」および「民事法発展演習」を履修すべきではない。 ②同一の配当年次の科目間について 「民事訴訟法Ⅰｂ」を履修してから「民事訴訟法Ⅱ」を履修するのが望ましい。「民事訴訟法Ⅱ」を先行して履修しようとするなら、第一審の判決手続に関する基礎知識を十分にもっていることが必要である。**「民事訴訟法演習」を履修していなければ、「民事法発展演習」を履修すべきではない。**

商法	①配当年次が異なる科目間について 「商法」を履修（履修免除を含む）していなければ、「商法演習Ⅰ」を履修すべきではない。 「商法演習Ⅰ」を履修していなければ、「商法演習Ⅱ」を履修すべきではない。
刑法	①配当年次が異なる科目間について 「刑法Ⅰ」および「刑法Ⅱ」を履修してから、「刑法演習」を履修するのが好ましい。「刑法演習」および「刑事訴訟法演習」を履修してから、「刑事法発展演習」を履修するのが適切である。 ②同一の配当年次の科目間について 「刑法Ⅰ」および「刑法Ⅱ」は、この順での履修が好ましいが、各自の学習計画によって判断しても構わない。
刑事訴訟法	①配当年次が異なる科目間について 「刑事訴訟法」を履修してから、「刑事訴訟法演習」を履修するのが適切である。 「刑事訴訟法演習」を履修してから、「刑事実務の基礎」を履修するのが適切である。
知的財産法	①配当年次が異なる科目間について 「著作権法」および「特許法」を履修してから、「応用知的財産法」および「知的財産法演習」を履修することが望ましい。 ②同一の配当年次の科目間について 「著作権法」および「特許法」は、いずれの科目から履修しても構わない。「応用知的財産法」および「知的財産法演習」は、いずれの科目から履修しても構わない。
経済法	「経済法概説」を履修してから、「応用経済法Ⅰ」および「応用経済法Ⅱ」を履修することが望ましい。「応用経済法Ⅰ」および「応用経済法Ⅱ」を履修してから、「経済法演習」を履修することが望ましい。
労働法	①配当年次が異なる科目間について 「労働法総論・労働基準法」および「労働契約法」を履修してから、「集団的労使関係法」および「労働法演習」を履修することが望ましい。 ②同一の配当年次の科目間について 「労働法総論・労働基準法」および「労働契約法」は、いずれの科目から履修しても構わない。「集団的労使関係法」を履修してから、「労働法演習」を履修することが望ましい。

法律実務基礎科目	民事実務	①配当年次が異なる科目間について 「民法（総則・物権）」、「民法（契約法）」、「民法（不法行為）」、「民法（担保物権）」、「民法（債権総論）」および「民法（家族法）」を履修していなければ、「民法演習Ⅰ」、「民法演習Ⅱ」および「民事実務の基礎」を履修すべきではない。「民事実務の基礎」を履修していなければ、「民事裁判実務」を履修すべきではない。
	刑事実務	①配当年次が異なる科目間について 「刑事訴訟法演習」を履修してから、「刑事実務の基礎」を履修するのが適切である。
	その他	①配当年次が異なる科目間について 「刑事模擬裁判」については、「刑事訴訟法」を履修しておくことが望ましい。 ②同一の配当年次の科目間について **「法曹倫理」を履修していなければ、「エクスターンシップ」を履修することはできない。**

甲南大学法科大学院　カリキュラム・ツリー（参考）

※ 2019年度入学生に配付したカリキュラム・ツリーを参考に掲載しています。開講時期が変更された科目や非開講の科目も含まれていますので注意してください。

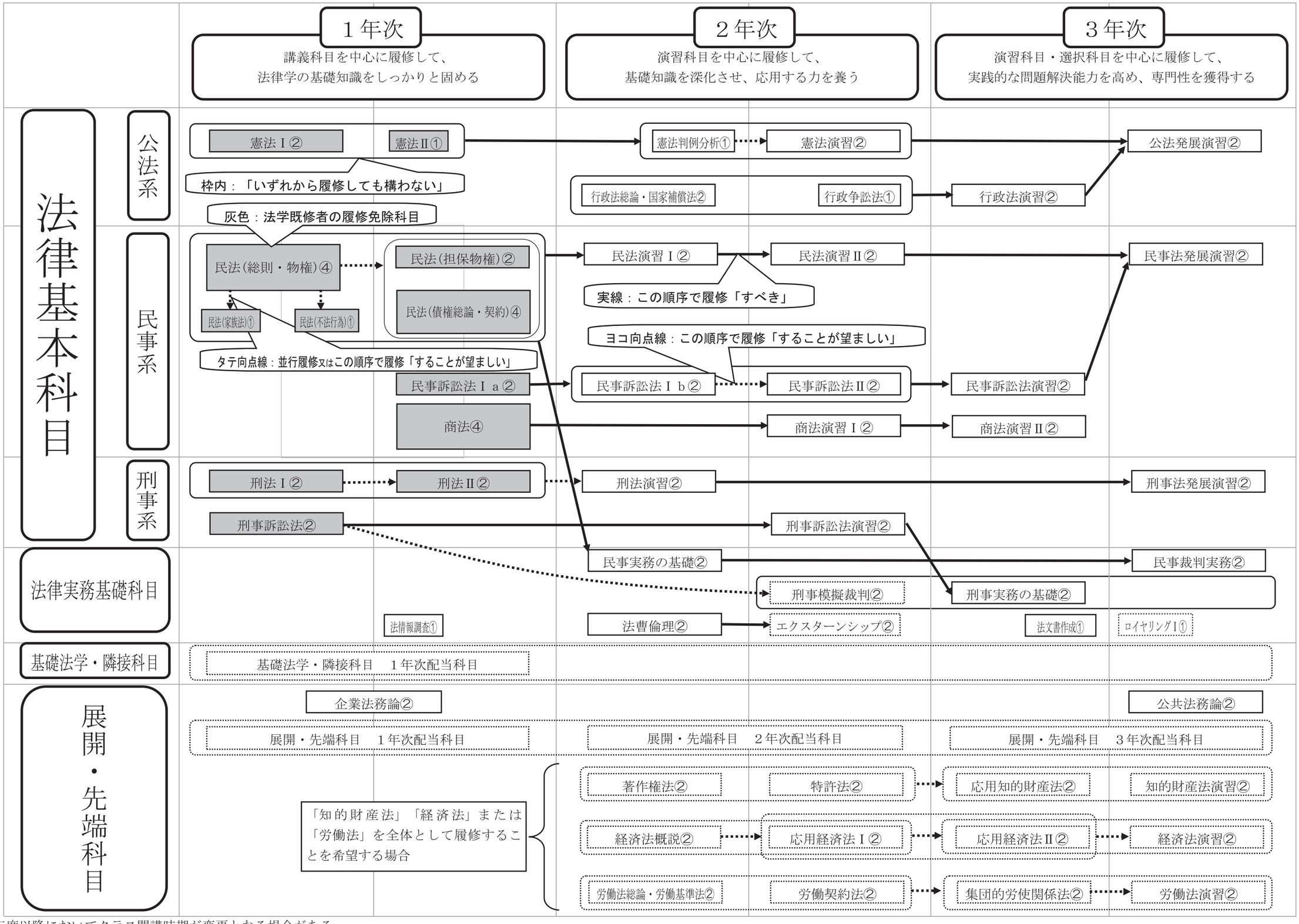

※次年度以降においてクラス開講時期が変更となる場合がある。

ーシラバス目次ー

授業科目			頁
法律基本科目	公法系科目	行政争訟法①・②	52
		行政法総論・国家補償法①・②	54
		行政法演習①・②	58
		憲法演習	62
		公法発展演習／公法総合①・②	64
	民事系科目	判例民法解析Ⅱ(担保物権・債権総論・不法行為)	66
		民法演習Ⅰ①・②	68
		民法演習Ⅱ①・②	70
		民事訴訟法Ⅰa	74
		民事訴訟法Ⅰb①・②	78
		民事訴訟法Ⅱ①・②	82
		民事訴訟法演習①・②	86
		商法演習Ⅰ	90
		商法演習Ⅱ①・②	94
		民事法発展演習／民事法総合(N)・(D)	96
	刑事系科目	刑事訴訟法演習①・②	100
		刑事法発展演習／刑事法総合①・②	102
法律実務基礎科目		民事実務の基礎①・②	104
		民事裁判実務(N)・(D)	106
		刑事実務の基礎①・②	108
		法情報調査	110
		法文書作成①・②	112
		刑事模擬裁判	114
		エクスターンシップ／弁護士実務	116
		ロイヤリングⅠ	118

授業科目		頁
基礎法学・隣接科目	法と医学	120
	財務諸表論	122
	ミクロ経済・ゲーム論	124
	監査論	126
展開・先端科目	公共法務論	128
	著作権法①・②	130
	特許法①・②	134
	応用知的財産法	136
	知的財産法演習	140
	経済法概説	144
	応用経済法Ⅰ	148
	応用経済法Ⅱ	152
	経済法演習①・②	156
	労働法総論・労働基準法／労働法(個別的労働関係法)	160
	労働契約法／企業労働法務	162
	集団的労使関係法／労働法(集団的労使関係法)	164
	労働法演習	166
	倒産法	168
	商取引法	170
	消費者法	174
	情報化社会と法	176
	税法	180
	コーポレート・ガバナンス	182
	金融商品取引法	184
	民事執行・保全法	186
	自治体法務	190
	登記実務	192
	政策法務	194
	実務労務管理	196

行政争訟法①・②

石井　昇・稲田　優

単　　位： １単位／後半開講
配当年次： 未修２年次・既修１年次
授業日時： ①前期月曜６限　石井　昇・稲田　優、②後期水曜６限　石井　昇

■授業概要
行政争訟法（行政事件訴訟・行政不服申立て）について講義する。行政訴訟について概観した後、取消訴訟の訴訟要件、本案審理上の問題、判決、仮の救済について学び、次いで、無効確認訴訟、不作為違法確認訴訟、義務付け訴訟、差止訴訟、確認訴訟等について講義する。最後に、行政不服申立制度について概観する。

■到達目標
行政法のうち、行政訴訟・行政不服申立てについての法的知識を獲得する。演習で議論に参加できるだけの基盤を形成する。
なお、講義の各回における具体的な到達目標については、初回講義用に事前配付する資料において提示する。

■授業方法
本講義は、Zoomによるリアルタイム授業で行う。
１．講義資料を事前配布する。事前に講義資料を配布することで、能率的な予習が可能になるよう工夫する。
２．行政法コア･カリキュラムを主たる内容とする「教育スタンダード」にも準拠しつつ､基本書の枠組みに沿った講義を行う。
３．受講後の復習において､「教育スタンダード」の該当箇所についても整理し、各項目に関して十分な理解ができているかを確認しておくこと。
４．各回授業毎に示される課題（平常点課題）を使って、前回講義内容を確認し、知識の定着を図る。

■準備学習
事前に配布する講義レジュメを活用して予習すること。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験)、平常点の２つの要素を６：４の割合で総合評価します。
平常点は、各回毎に示される課題（提出期限：１週間）の評価結果の合計点で算出します。
（Ａ：５　Ａ－：４　Ｂ：３　Ｂ－：２　Ｃ：１　Ｄ：０　合計点最高40点）

■授業構成
※この科目は学期の［後半］に実施します。詳細の日程は掲示を確認してください。

第１講
テーマ：①行政争訟法総説、②行政訴訟の類型
概　要：①行政争訟の概念・種別を概観し、②行政訴訟の概念・性格、沿革、類型（抗告訴訟・当事者訴訟・民衆訴訟・機関訴訟）について説明する。

第２講
テーマ：取消訴訟（１）－訴訟要件（１）
概　要：取消訴訟の訴訟要件のうち、その対象＝処分性について検討する。

第３講
テーマ：取消訴訟（２）－訴訟要件（２）
概　要：取消訴訟の訴訟要件のうち、原告適格、訴えの客観的利益、被告適格、裁判管轄について説明する。

第４講
テーマ：取消訴訟（３）－訴訟要件（３）・違法性・審理手続
概　要：取消訴訟の訴訟要件のうち、出訴期間、審査請求前置について説明する。続いて、取消訴訟における本案審理の対象である違法性について検討した後、その審理手続について説明する。

第５講
テーマ：取消訴訟（４）－判決・仮の救済
概　要：取消訴訟における判決と仮の救済について説明する。

第６講
テーマ：①無効確認訴訟、②不作為違法確認訴訟、③義務付け訴訟
概　要：①無効確認訴訟、②不作為違法確認訴訟および③義務付け訴訟について検討する。

第７講
テーマ：①差止訴訟、②行政事件における民事訴訟・仮処分、確認訴訟
概　要：①差止訴訟、②行政事件における民事訴訟・仮処分の許否について検討する。確認訴訟、特に行訴４条の改正で明示された、公法上の確認訴訟について検討する。

第８講
テーマ：行政不服申立て
概　要：行政不服申立てについて説明する。

■教科書
教科書：櫻井敬子＝橋本博之『行政法〔第６版〕』（弘文堂・2019年）
判例集：稲葉馨＝下井康史＝中原茂樹＝野呂充『ケースブック行政法〔第７版〕』（弘文堂・2022年３月刊行予定）
※講義時に最新のものを用意すること。

■参考書・資料
宇賀克也『行政法概説Ⅱ〔第７版〕』（有斐閣・2021年）
中原茂樹『基本行政法〔第３版〕』（日本評論社・2018年）

行政法総論･国家補償法①･②

石井　昇

単　　位： ２単位
配当年次： 未修２年次・既修１年次
授業日時： ①前期月曜７限、②後期月曜７限

■授業概要
行政法学の学び方などをガイダンスした後、まず行政組織について学び、次に行政立法、行政裁量、行政行為、行政の実効性確保の手法、非権力的・補助的な行政活動（行政計画・行政契約・行政指導・行政調査)、行政手続、情報公開・個人情報保護（以上いわゆる「行政法総論」）について学び、最後に国家補償法について学習する。国家補償法は、国家賠償制度と損失補償制度を中心に講義する。

■到達目標
行政法のうち、行政法総論と国家補償の部分についての法的知識を獲得する。演習で議論に参加できるだけの基盤を形成する。
なお、講義の各回における具体的な到達目標については、初回講義用に事前配付する資料において提示する。

■授業方法
本科目は、全ての回、Zoomリアルタイム授業で実施する。
１．講義資料を事前配布する。事前に講義資料を配布することで、能率的な予習が可能になるよう工夫する。
２．行政法コア･カリキュラムを主たる内容とする「教育スタンダード」にも準拠しつつ､基本書の枠組みに沿った講義を行う。
３．受講後の復習において､「教育スタンダード」の該当箇所についても整理し、各項目に関して十分な理解ができているかを確認しておくこと。
４．各授業毎に示される課題（平常点課題）を使って、前回講義内容を確認し、知識の定着を図る。

■準備学習
事前に配布する講義レジュメを活用して予習すること（１時間)。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験)、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価します。５回以上授業を欠席した場合の成績は「不可」とします。
平常点は、各回毎に示される課題（提出期限：１週間）の評価結果の合計点で算出します。
（Ａ：１　Ａ－：0.8　Ｂ：0.6　Ｂ－：0.4　Ｃ：0.2　Ｄ：０　合計点最高10点）

■授業構成
第１講
　テーマ：①ガイダンス、②行政組織
　概　要：①行政法学の学び方などをガイダンスした後、②行政組織について、行政機関を中心に説明する。

第２講
　テーマ：①法治主義、②行政立法
　概　要：①法治主義について学び、②行政立法の意義と必要性、法規命令の概念と委任命令における法律の授権のあり方（包括的委任の禁止)、法規命令制定の限界（委任範囲逸脱の禁止)、法規命令制定の形式･手続、行政規則の形式・内容等について学ぶ。

第３講
　テーマ：行政裁量
　概　要：行政裁量の観念、その存在形態、種別、羈束裁量と自由裁量、踰越濫用の審理と基準、裁量基準の定立と司法審査等について学ぶ。

第４講
　テーマ：行政行為（１）－概念・類型・成立・効力
　概　要：行政行為の概念、その類型、成立と告知による効力の発生、行政行為の効力について学ぶ。

第５講
　テーマ：①行政行為（２）－瑕疵・職権取消し・撤回・附款、②行政上の実効性確保（１）
　概　要：①行政行為の瑕疵、行政行為の職権取消し、撤回および附款について学ぶ。②行政上の強制執行の概念と種別について学ぶ。

第６講
テーマ：行政上の実効性確保（２）
概　要：行政上の強制執行の法的根拠、行政上の代執行の要件等、行政上の即時強制の概念と種別、行政上の強制執行との区別、その法的統制と救済等について学ぶ。行政上の制裁について、行政罰の概念と種別、行政刑罰、秩序罰たる過料、その他の制裁等を学ぶ。

第７講
テーマ：①行政計画、②行政契約
概　要：①行政計画の概念と種別、その機能と特質、行政計画と法律との関係、その策定手続と事後救済等について学ぶ。②行政契約の概念、その種別、法的規律、契約による行政活動の裁判的統制等について学ぶ。

第８講
テーマ：①中間到達度評価（45分）、②行政指導、③行政調査
概　要：①受講生におけるこれまでの学習到達度を測る。②行政指導の概念、その種別、法的統制、法的救済等について学ぶ。③行政調査の概念と種別、法的規律等について学ぶ。

第９講
テーマ：行政手続（１）
概　要：行政手続の概念・種別・機能、行政手続適正化の要請・憲法上の根拠、「行政手続法」の意義・概要・性格、「行政手続法」の総則規定、処分手続（申請に対する処分の手続、不利益処分の手続）について学ぶ。

第10講
テーマ：①行政手続（２）、②情報公開・個人情報保護（１）
概　要：①行政手続について、手続的瑕疵の効果等を学ぶ。②情報公開・個人情報保護について、情報公開制度の法的性質、開示対象文書と不開示情報、開示手続、不服申立・諮問・訴訟等を学ぶ。

第11講
テーマ：①情報公開・個人情報保護（２）、②行政法の一般原則
概　要：①情報公開･個人情報保護について、個人情報保護制度の概要を学ぶ。②法の一般原則である信義則･権利濫用禁止・緊急措置・比例原則・平等原則について、最高裁判例の状況について説明し、若干の理論的検討も加える。

第12講
テーマ：国家賠償（１）
概　要：国家補償について簡単に概観した後、国家賠償の沿革と国家賠償法の意義、国家賠償法１条の定める賠償責任の根拠付け、国家賠償法１条の定める賠償の要件のうち「公権力の行使」、「公務員が、その職務を行うについて」、「違法」について学ぶ。

第13講
テーマ：国家賠償（２）
概　要：引き続き、国家賠償法１条の定める賠償の要件のうち「過失」について学ぶ。行政権限不行使および立法権・司法権等の行使に関する賠償責任について学び、公務員個人の責任、国家賠償請求の手続上の問題について検討する。

第14講
テーマ：国家賠償（３）
概　要：国家賠償法２条の要件について検討し、次いで国家賠償責任の主体について学習する。

第15講
テーマ：①損失補償、②国家補償の谷間
概　要：①損失補償の概念と根拠、要件と内容、生活権補償と第三者補償、損失補償の請求手続について学ぶ。②国家補償の谷間の問題について概観する。

※なお、中間到達度評価の実施回については変更の可能性がある。

■教科書
教科書：櫻井敬子＝橋本博之『行政法〔第６版〕』（弘文堂・2019年）
判例集：稲葉馨＝下井康史＝中原茂樹＝野呂充『ケースブック行政法〔第７版〕』（弘文堂･2022年３月刊行予定）
※講義時に最新のものを用意すること。

■参考書・資料

宇賀克也『行政法概説Ⅰ〔第７版〕』（有斐閣・2020年）
宇賀克也『行政法概説Ⅱ〔第７版〕』（有斐閣・2021年）
中原茂樹『基本行政法〔第３版〕』（日本評論社・2018年）

行政法演習①・②

石井　昇

単　　位： ２単位
配当年次： 未修３年次・既修２年次(19年度入学者)、未修２年次・既修１年次(18年度以前入学者)
授業日時： ①前期水曜７限、②後期水曜７限

■授業概要
本演習では、いわゆる行政法総論と行政救済法について、行政法コア・カリキュラムを主たる内容とする「教育スタンダード」を用いて基礎知識の確認を行うとともに、下記教科書として指定する『ケースブック行政法〔第７版〕』（以下「ＣＢ」）を使用して重要判例の分析・検討を行い、司法試験過去問・予備試験論文式過去問等の具体的な事例問題を検討することを通して、基礎知識を使えるものにする。

■到達目標
判例の論理について説明できるようになること。
判例の論理に従って、具体的事案について検討できるようになること。

■授業方法
本科目は、Zoomを利用したリアルタイムのオンライン授業として実施する。
「教育スタンダード」を用いて行政法各分野における基礎知識の確認を行いつつ、重要判例の分析・検討、事例問題の検討を通して、知識の具体的な理解を促し、教員と学生間の双方向・多方向のやり取りを通して、法的な思考方法の修得と深化を図る。

■準備学習
行政法コア・カリキュラムの各項目について、重要判例に従って説明できるように予習する。
事前に提示するＣＢ【設問】、司法試験過去問・予備試験論文式過去問等について検討する。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価します。
Zoomによるリアルタイム授業に参加できなかった学生、30分以上遅刻した学生は、欠席として扱います。５回以上授業を欠席した場合の成績は「不可」とします。
平常点は、各回毎に示される課題（提出期限：１週間）の評価結果の合計点で算出します。
（Ａ：１　Ａ－：0.8　Ｂ：0.6　Ｂ－：0.4　Ｃ：0.2　Ｄ：０　合計点最高10点）

■授業構成
第１講
テーマ：①行政立法と条例（ＣＢ第１章）　②行政処分（ＣＢ第２章）
概　要：①行政立法（特に委任命令）の限界、特に一般的・包括的な委任の禁止（白紙委任の禁止）と委任範囲の逸脱禁止、行政規則（通達）の法的性質（処分性や法規性の有無）などについて、重要例の分析、事例問題の検討を通して理解する。②行政処分に関して、特に無効と取消し、職権取消しおよび撤回の問題について、重要判例の分析、事例問題の検討を通して理解する。

第２講
テーマ：行政手続（ＣＢ第３章）
概　要：聴聞手続・諮問手続・理由付記等の行政手続のあり方、行政手続の瑕疵について、重要判例の分析、事例問題の検討を通して理解する。

第３講
テーマ：行政裁量（ＣＢ第４章）
概　要：行政裁量に対する司法審査のあり方と行政裁量が違法と評価される場合について、重要判例の分析、事例問題の検討を通して理解する。

第４講
テーマ：行政指導（ＣＢ第５章）
概　要：行政指導に関して、その法的性質、実効性を確保するための手段の限界や行政指導による相手方への要請の限界について、重要判例の分析、事例問題の検討を通して理解する。

第５講
テーマ：①行政調査（ＣＢ第６章）　②実効性確保（ＣＢ第７章）
概　要：①行政調査に関して、税務調査における令状主義の適用の有無、調査日時・場所等の事前通知の必要性等の問題について、重要判例の分析を通して理解する。②行政の実効性確保手段として、行政上の強制執行、司法的強制、行政罰、その他の手法（公表・給付拒否等）について、重要判例の分析、事例問題の検討を通して理解する。

第６講
テーマ：個別法の解釈と行政活動の違法性（ＣＢ第８章）
概　要：個別の行政法令に定められた行政活動の仕組みについて検討する。

第７講
テーマ：憲法原則と一般的法原則（ＣＢ第９章）
概　要：信義則・緊急避難等の憲法原則・一般的法原則に照らして判断される違法性について、判例の分析、事例問題の検討を通して理解する。

第８講
テーマ：①中間到達度評価（45分）　②情報公開と個人情報保護（ＣＢ第10章）
概　要：①中間到達度評価を実施する。②情報公開と個人情報保護に関して、第三者の個人情報等を保護する仕組み等について検討する。

第９講
テーマ：取消訴訟の対象（ＣＢ第11章）
概　要：取消訴訟の対象となる行政処分について、重要判例の分析、事例問題の検討を通して理解する。

第10講
テーマ：取消訴訟の原告適格（ＣＢ第12章）
概　要：取消訴訟の原告適格について、平成17年小田急事件最高裁大法廷判決の分析、事例問題の検討を通して理解する。

第11講
テーマ：①訴えの客観的利益（ＣＢ第13章）　②取消訴訟の判決（ＣＢ第14章）
概　要：①期間の経過、工事等の完了等のケースにおける狭義の訴えの利益＝訴えの客観的利益について、重要判例の分析、事例問題の検討を通して理解する。②取消判決の効力や事情判決について、重要な裁判例の分析、事例問題の検討を通して理解する。

第12講
テーマ：その他の抗告訴訟（ＣＢ第15章）
概　要：取消訴訟以外の抗告訴訟（無効確認訴訟、不作為違法確認訴訟、義務付け訴訟、差止訴訟）について、重要判例の分析、事例問題の検討を通して理解する。

第13講
テーマ：①抗告訴訟以外の行政訴訟（ＣＢ第16章）　②仮の救済（ＣＢ第17章）
概　要：①抗告訴訟以外の行政訴訟、特に実質的当事者訴訟としての確認訴訟について、重要判例の分析、事例問題の検討を通して理解する。②行訴法上の仮の救済制度（執行停止、仮の義務付け、仮の差止め）、行政処分との関係における仮処分の排除（行訴法44条）について、重要な裁判例の分析、事例問題の検討を通して理解する。

第14講
テーマ：国家賠償法１条に基づく賠償責任（ＣＢ第18章）
概　要：国家賠償法１条について、重要判例の分析、事例問題の検討を通して理解する。

第15講
テーマ：①国家賠償法２条に基づく賠償責任（ＣＢ第19章）　②損失補償（ＣＢ第20章）
概　要：①国家賠償法２条に基づく賠償責任について、重要判例の分析、事例問題の検討を通して理解する。道路・河川その他の施設設備において、設置・管理の瑕疵に基づく賠償責任について検討し、さらに供用関連瑕疵（営造物が供用目的に沿った利用の結果周辺に生ずる公害被害）について検討する。②損失補償について、意義、根拠、要否の基準、補償内容について、重要判例の分析、事例問題の検討、事例問題の検討を通して理解する。

※なお、中間到達度評価の実施回については変更の可能性がある。

■教科書
稲葉馨＝下井康史＝中原茂樹＝野呂充『ケースブック行政法〔第７版〕』（弘文堂・2022年３月刊行予定）

憲法演習

早瀬 勝明

単　　位： ２単位
配当年次： 未修２年次・既修１年次
授業日時： 前期木曜７限

■授業概要
具体的事案における憲法上の主張の仕方について検討する。現実の事案（判例）を分析し、類似の事案の処理の仕方について考察する。

■到達目標
第１に、重要判例を事実関係とともに正確に理解する。
第２に、正確な理解に基づいて、その限界と射程が及ぶ範囲を考え、類似する事案を適切に処理するための能力を身につける。
第３に、類似する判例がないような応用的な事例に関しても、憲法の人権規定を尺度として、両当事者の立場から議論を組み立てることができるような力を養う。

■授業方法
本科目は双方向の講義を実施します。(Zoomによるリアルタイム授業)
事前に提示される課題と予習項目について十分に予習していることを前提に、ケーススタディを中心に、教員と学生との間の双方向・多方向の質疑応答を通じて、法的な思考方法の深化を図る。そのため、毎回、あらかじめ用意した設問の検討を予習として義務づける。
初回を除く奇数回の授業時に短答式の小テストを実施するとともに、第９回の授業時に、授業内容の理解度を確認するための中間到達度評価を実施する。また習得状況の不十分な者に対しては､個別に課題を課すことがある。

■準備学習
１．該当単元の「教育スタンダード」を参照しつつ、基本書や判例集等で基礎知識を確認する。
２．レジュメ内の「問い」を意識しつつ、検討素材（判例）を通読する。
３．レジュメ内の検討課題について考察しておく。
※なお、「問い」は、検討素材の判例を各自が理解するためのガイドラインとして用意しているものであって、授業中に必ずしも「問い」のすべてに言及するわけではない。授業では、「問い」に従って検討素材を通読し判例を分析的に理解できていることを前提に、自由に質疑応答したいと考えている。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験)、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価します。
平常点については、小テストの成績に基づいて算定します。

■授業構成
第１講
　テーマ：憲法訴訟概説
　概　要：まず、憲法訴訟における基本的論点を復習するとともに、判例の重要性と判例分析の仕方について概観する。

第２講
　テーマ：政教分離
　概　要：政教分離が問題となった判例について分析・検討を行うとともに、類似事案の処理の仕方について考察する。

第３講
　テーマ：思想・良心の自由、信教の自由
　概　要：思想・良心の自由、信教の自由が問題となった判例について分析・検討を行うとともに、類似事案の処理の仕方について考察する。

第４講
　テーマ：表現の自由（１）
　概　要：表現の自由が問題となった判例について分析・検討を行うとともに、類似事案の処理の仕方について考察する。

第５講
テーマ：表現の自由（２）
概　要：表現の自由が問題となった判例について分析・検討を行うとともに、類似事案の処理の仕方について考察する。
第６講
テーマ：集会の自由、パブリック・フォーラム
概　要：集会の自由が問題となった判例について分析・検討を行うとともに、類似事案の処理の仕方について考察する。

第７講
テーマ：職業の自由
概　要：職業の自由が問題となった判例について分析・検討を行うとともに、類似事案の処理の仕方について考察する。

第８講
テーマ：財産権
概　要：財産権が問題となった判例について分析・検討を行うとともに、類似事案の処理の仕方について考察する。

第９講
テーマ：中間到達度評価（45分）、前半まとめ
概　要：授業の前半で中間到達度評価を実施する。後半では、これまでの学習単元についての総復習を行う。

第10講
テーマ：学問の自由、教育を受ける権利
概　要：学問の自由、教育を受ける権利が問題となった判例について分析・検討を行うとともに、類似事案の処理の仕方について考察する。

第11講
テーマ：幸福追求権、適正手続、第三者の違憲主張適格
概　要：幸福追求権、適正手続、第三者の憲法上の権利の主張適格が問題となった判例について分析・検討を行うとともに、類似事案の処理の仕方について考察する。

第12講
テーマ：生存権、労働基本権
概　要：生存権、労働基本権が問題となった判例について分析・検討を行うとともに、類似事案の処理の仕方について考察する。

第13講
テーマ：参政権、国務請求権
概　要：参政権、国務請求権が問題となった判例について分析・検討を行うとともに、類似事案の処理の仕方について考察する。

第14講
テーマ：法の下の平等
概　要：法の下の平等に関する重要判例について分析・検討を行うとともに、類似事案の処理の仕方について考察する。

第15講
テーマ：憲法上の権利の享有主体、適用範囲
概　要：憲法上の権利の享有主体、適用範囲が問題となった重要判例について分析・検討を行うとともに、類似事案の処理の仕方について考察する。

※なお、中間到達度評価の実施回については変更の可能性がある。

■教科書
レジュメと資料を配付する。

公法発展演習／公法総合①・②　石井　昇・早瀬 勝明・一津屋 香織

単　　位：	２単位
配当年次：	未修３年次・既修２年次
授業日時：	①前期水曜６限、②後期月曜６限
特記事項：	19年度入学者用は公法発展演習、18年度以前入学者用は公法総合

■授業概要
本科目は、「教育スタンダード」に則した公法系の基本的な知識や理論を踏まえたうえで、それが具体的な事案においてどのように役立つか、どう応用されるべきかを検討し、理解することを目指すものである。

■到達目標
初見の事例に関して、意見書が書けるようになること。

■授業方法
本科目は双方向の講義を実施します。
具体的事例の分析・検討を行い、教員・学生間の双方向のやり取りを通じて、憲法、行政法の知識を確認し、法的思考の深化を図る。
【憲法】【行政法】Zoomによるリアルタイム授業を行う。

■準備学習
【憲　法】予習は、関連判例をよく確認しておくこと。予習していることを前提に授業を進める。授業で検討した事例について、関連知識とその応用について毎回きちんと確認すること。
【行政法】行政法の基本的な知識や理論について、具体的事例へのあてはめができるレベルで修得していること。
授業で取り上げる司法試験問題について問題･出題趣旨･採点実感を読み、設問について検討すること。

■成績評価
【憲　法】中間到達度評価45点：平常点５点の割合で評価する。
中間到達度評価は、第８講に80分間で実施する。
平常点は、課題の提出状況により決定する。初回の授業時に説明する。
【行政法】定期試験45点：平常点５点の割合で評価する。
定期試験は、定期試験期間に80分間で実施する。
平常点は、各回毎に示される課題（提出期限：１週間）の評価結果の合計点で算出します。
（Ａ：１　Ａ－：0.8　Ｂ：0.6　Ｂ－：0.4　Ｃ：0.2　Ｄ：０　合計点最高５点）

■授業構成
第１講　憲法
テーマ：司法権の範囲と限界
概　要：司法権行使が制約される場面について、判例および事例問題の検討を行う。

第２講　憲法
テーマ：自由権事案の検討（１）
概　要：自由権の制限が問題となる事例について検討する。

第３講　憲法
テーマ：自由権事案の検討（２）
概　要：自由権の制限が問題となる事例について検討する。

第４講　憲法
テーマ：自由権事案の検討（３）
概　要：自由権の制限が問題となる事例について検討する。

第５講　憲法
テーマ：社会権、参政権事案の検討
概　要：社会権、参政権が問題となる事案について検討する。

第６講　憲法
テーマ：法の下の平等の検討
概　要：法の下の平等が問題となる事案について検討する。

第７講　憲法
　テーマ：幸福追求権
　概　要：幸福追求権が問題となる事案について検討する。

第８講　憲法
　テーマ：中間まとめ
　概　要：中間到達度評価（80分間）を実施し、授業前半のまとめを行う。

第９講　行政法
　テーマ：司法試験2016年公法系第２問
　概　要：スーパー銭湯に関する事案　原告適格・違法性の承継・裁量

第10講　行政法
　テーマ：司法試験2017年公法系第２問
　概　要：市道の通行と市道路線廃止に関する事案　非申請型義務付け訴訟の訴訟要件と本案主張・路線廃止の処分性と路線廃止の違法事由

第11講　行政法
　テーマ：司法試験2018年公法系第２問
　概　要：墓地埋葬法に関する事案　原告適格・裁量

第12講　行政法
　テーマ：司法試験2019年公法系第２問
　概　要：土地収用に関する事案　違法性承継・無効確認訴訟の訴訟要件・裁量

第13講　行政法
　テーマ：司法試験2020年公法系第２問
　概　要：農業振興地域の整備に関する法律に関する事案　処分性・提起すべき訴訟（訴訟要件・本案主張）・取消訴訟における本案主張（法令解釈）

第14講　行政法
　テーマ：司法試験2021年公法系第２問
　概　要：道路占用許可と屋台基本条例をめぐる問題　処分性・取消訴訟における訴えの客観的利益・取消訴訟のおける違法事由（裁量逸脱濫用・行政規則の合理性・手続上の違法）

第15講　行政法
　テーマ：司法試験2022年公法系第２問
　概　要：個別法をめぐる問題

■教科書
【憲　法】レジュメを配布する。
【行政法】レジュメを配布する。

■参考書・資料
【憲　法】
木下智史ほか編『事例研究憲法〔第２版〕』（日本評論社・2013年）
【行政法】
稲葉馨＝下井康史＝中原茂樹＝野呂充『ケースブック行政法〔第７版〕』（弘文堂・2022年３月刊行予定）

判例民法解析Ⅱ（担保物権･債権総論･不法行為）　南　友香

単　　位：	１単位／後半開講
配当年次：	未修１年次・既修１年次
授業日時：	後期木曜６限
特記事項：	18年度以前入学者用

■授業概要
「民法（担保物権）」、「民法（債権総論）」（「民法（債権総論・契約）」前半）、「民法（不法行為）」を同時に履修しながら（またはすでに履修したことを前提として）、この分野の条文を網羅的に、関連する重要判例の要旨を確認し、この分野の講義で用いる教科書等の理解につなげることを目的とする。
判例を検討する際には、平成29年民法改正との関係に注目する。

■到達目標
条文・関連判例要旨を読みながら、その意味内容、制度趣旨や個別の問題点を具体例を交えて説明できるようになることが目標である。

■授業方法
該当範囲の条文及び重要判例の要旨を一読し、受講者が事前に理解できなかった点を確認し、検討していく。
検討にあたっては、適宜、レジュメを配布して参照する。

■準備学習
受講者は、事前に教科書を熟読し、自分なりに理解できたところとそうでないところを明確にしてくる（毎回の講義前に60分程度）。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験）及び平常点の２つの要素を、６：４の割合で総合評価する。
この科目の平常点は、第４講目頃に出す課題で評価する。
課題及び定期試験は、講義で取り扱った内容及び「教育スタンダード」に準拠した問題を中心に出題する。

■授業構成
※この科目は学期の［後半］に実施します。詳細の日程は掲示を確認してください。

第１講
　テーマ：留置権・質権（第295条から第302条、第342条から366条）
　概　要：留置権・質権に関する規定を、相互に比較しながら、検討する。

第２講
　テーマ：先取特権・抵当権（第303条か341条、第369条から第398条）
　概　要：質権・抵当権に関する規定を検討する。

第３講
　テーマ：根抵当権（第398条の２から22）、譲渡担保
　概　要：根抵当権に関する規定、譲渡担保に関する重要判例を検討する。

第４講
　テーマ：債権の目的、債権者代位権（第399条から第423条の７）
　概　要：債権の目的、債務不履行責任、債権者代位権に関する規定を検討する。

第５講
　テーマ：詐害行為取消権（第424条から第426条）、多数当事者の債権及び債務（第427条から第445条）
　概　要：詐害行為取消権、連帯債務に関する規定を中心に検討する。

第６講
　テーマ：保証債務から債権譲渡（第446条から第473条）
　概　要：保証債務から債権譲渡に関する規定を中心に検討する。

第７講
　テーマ：債権の消滅（第474条から第520条）
　概　要：弁済、相殺に関する規定を中心に検討する。

第８講
　テーマ：事務管理、不当利得、不法行為（第697条から第724条）
　概　要：事務管理、不当利得、不法行為に関する規定を検討する。

■教科書
「民法（担保物権）」、「民法（債権総論）」（「民法（債権総論・契約）」前半）、「民法（不法行為）」等の民法基本科目で利用する教科書およびレジュメ

■参考書・資料
平成29年改正民法の概要について
　●潮見佳男・千葉恵美子・片山直也・山野目章夫編『詳解 改正民法』（商事法務・2018年）
平成29年改正民法と同改正前の判例との関係について
　●潮見佳男・山野目章夫・山本敬三・窪田充見編『新・判例ハンドブック－債権法Ⅰ』（日本評論社・2018年）

■授業関連事項
授業は原則、Zoomによるオンラインで行う。

民法演習Ⅰ①・②

山本 貴揚・野村 いづみ

単　　位： ２単位

配当年次： 未修２年次・既修１年次

授業日時： ①前期月曜６限　山本　貴揚・野村　いづみ、②後期木曜７限　山本　貴揚

■授業概要

事例問題を用いて、これまで基本書や講義で学んできた民法の理論・ルールの適用の仕方を学ぶ。
この授業で扱う分野は、物権法（総論、担保物権）が中心となるが、不当利得、責任財産保全などの債権法領域にも目を配る。

■到達目標

事例分析を通じて、民法の講義・基本書等で習得した理論が具体的な事案の解決においてどのように適用されているのかを理解し、自ら実践する能力を身につけることを目指す。

■授業方法

本科目は双方向の講義を実施します。
毎回のテーマに関する事例について、事前に検討すべき問題点を指摘し、小問を出題するので、その問題点を検討した上で演習に臨む。演習は、各小問につき受講生が意見を述べた上、他の受講生がこれに対する意見を述べるという形式で進め、必要なまとめを教員が行う。

■準備学習

演習課題として出題される事例問題に対して、事案の分析、参考判例・文献の読み込み、設問の検討を行なったうえで授業に臨む必要がある。

■成績評価

定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価する。
平常点は、複数回実施する平常点テストの平均点により評価する。定常点テストの詳細については、初回の授業で説明する。

■授業構成

第１講
　テーマ：物権的請求権
　概　要：物権的請求の相手方、費用問題

第２講
　テーマ：表見法理（権利外観法理）
　概　要：94条２項類推適用

第３講
　テーマ：不動産物権変動論１（基礎）
　概　要：背信的悪意者排除の法理

第４講
　テーマ：不動産物権変動論２（応用）
　概　要：時効完成後の第三者と再度の時効取得

第５講
　テーマ：取得時効
　概　要：相続と新権原

第６講
　テーマ：付合と加工
　概　要：建物建築請負における目的物の所有権帰属

第７講
　テーマ：不当利得１
　概　要：三者間の侵害利得

第８講
　テーマ：不当利得２
　概　要：転用物訴権

第９講
　中間到達度評価（45分）
　テーマ：小括
　概　要：これまでのまとめと補足

第10講
　テーマ：責任財産保全１
　概　要：詐害行為取消権、債権者代位権など

第11講
　テーマ：責任財産保全２
　概　要：詐害行為取消権、債権者代位権など

第12講
　テーマ：物上代位
　概　要：抵当権や動産先取特権による物上代位

第13講
　テーマ：共同抵当と弁済による代位
　概　要：共同抵当についての同時配当・異時配当と「弁済による代位」制度

第14講
　テーマ：非典型担保１
　概　要：不動産譲渡担保

第15講
　テーマ：非典型担保２
　概　要：債権譲渡担保、所有権留保

※なお、中間到達度評価の実施回については変更の可能性がある。

■教科書
特に指定しない。

■参考書・資料
これまで民法を学ぶ際に用いた基本書・体系書類
ジュリスト『民法判例百選Ⅰ〔第８版〕』『同Ⅱ〔第８版〕』（有斐閣・2018年）
『判例プラクティス民法Ⅰ』『同Ⅱ』『同Ⅲ』（信山社）
『Law Practice民法Ⅰ（総則・物権編）』『同Ⅱ（債権編）』『同Ⅲ（親族・相続編）』（商事法務）
潮見佳男ほか編『Before/After　民法改正』（弘文堂・2017年）
潮見佳男ほか編『詳解 改正民法』（商事法務・2018年）

民法演習Ⅱ①・②

橋口 祐介

単　　位： ２単位
配当年次： 未修２年次・既修１年次（１9年度入学者）、未修３年次・既修２年次（１8年度以前入学者）
授業日時： ①前期木曜６限、②後期月曜７限

■授業概要
簡単な事例を素材とし、これまで基本書や講義で学んできた民法上のルールの適用の仕方を、最高裁判例等を参照しながら学ぶ。

■到達目標
事例分析を通じて、民法の講義・基本書等で習得した理論が具体的な事案の解決においてどのように適用されているのかを理解し、自ら実践する能力を身につけることを目指す。

■授業方法
本科目は、原則としてZoomを用いたリアルタイム方式により双方向の演習を実施するが、例外的にオンデマンド講義を併用することがある。
毎回のテーマに関する事例について、事前に検討すべき問題点を指摘し、小問を出題するので、その問題点を検討した上で演習に臨む。演習は、各小問につき受講生が意見を述べた上、他の受講生がこれに対する意見を述べるという形式で進め、必要なまとめを教員が行う。（毎回の講義前に180分程度）

■準備学習
毎回、各回のテーマに即した事例を用意するので、受講者は、その事例を分析したうえで、それぞれにつけられた設問について事前に検討してくる必要がある。また、それぞれの事案を検討するために必読の文献や判例を事前に提示するので、受講者はそれらを熟読して、十分な基礎知識・背景知識を身につけたうえで授業に臨まなければならない。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価する。
この科目の平常点はレポート試験により評価し、中間到達度評価は講義中に実施する記述式テストにより評価する。これらテストは、いずれも、講義で取り扱った内容及び「教育スタンダード」に準拠した課題を中心に出題する。実施回その他の詳細については授業において指示する。

■授業構成
第１講
　テーマ：契約法という問題領域
　概　要：本演習の対象となる契約法の全体像を確認し、事例問題に取り組む方法論について概観する。

第２講
　テーマ：契約の締結と合意の瑕疵－取消権の発生（その１）
　概　要：上記のテーマについて、事前に配布される事例問題をベースに、民法上のルールや関連する判例が示す規範の適用方法について検討する。

第３講
　テーマ：契約の締結と合意の瑕疵－取消権の発生（その２）
　概　要：上記のテーマについて、事前に配布される事例問題をベースに、民法上のルールや関連する判例が示す規範の適用方法について検討する。

第４講
　テーマ：契約の締結と合意の瑕疵－原状回復の内容
　概　要：上記のテーマについて、事前に配布される事例問題をベースに、民法上のルールや関連する判例が示す規範の適用方法について検討する。

第５講
　テーマ：契約の締結と代理による契約の締結－無権代理
　概　要：上記のテーマについて、事前に配布される事例問題をベースに、民法上のルールや関連する判例が示す規範の適用方法について検討する。

第６講
テーマ：契約の締結と代理による契約の締結－代理行為の瑕疵
概　要：上記のテーマについて、事前に配布される事例問題をベースに、民法上のルールや関連する判例が示す規範の適用方法について検討する。

第７講
テーマ：契約不履行の救済手段－総論
概　要：上記のテーマをめぐる総論的事項―具体的には、契約不履行に直面するとはどのような事態を指すのか、契約不履行に直面した当事者に認められる救済手段にはどのようなものが存在し、その要件とはどのようなものか、また救済手段の相互関係はどのようなものか―について検討する。

第８講
テーマ：契約不履行の救済手段―救済手段の要件
概　要：上記のテーマについて、事前に配布される事例問題をベースに、民法上のルールや関連する判例が示す規範の適用方法について検討する。

第９講
テーマ：契約不履行の救済手段―不履行とその正当化
概　要：上記のテーマについて、事前に配布される事例問題をベースに、民法上のルールや関連する判例が示す規範の適用方法について検討する。

第10講
テーマ：中間とりまとめ［中間到達度評価］
概　要：事前に配布される事例問題をベースに、第９講までの講義内容を総括したうえで、講義内で充分に扱えなかった問題点について検討する。

第11講
テーマ：契約不履行の救済手段―救済手段の内容
概　要：上記のテーマについて、事前に配布される事例問題をベースに、民法上のルールや関連する判例が示す規範の適用方法について検討する。

第12講
テーマ：契約不履行の救済手段－不完全履行①［売買］（その１）
概　要：上記のテーマについて、事前に配布される事例問題をベースに、民法上のルールや関連する判例が示す規範の適用方法について検討する。

第13講
テーマ：契約不履行の救済手段Ⅲ－不完全履行①［売買］（その２）
概　要：上記のテーマについて、事前に配布される事例問題をベースに、民法上のルールや関連する判例が示す規範の適用方法について検討する。

第14講
テーマ：契約不履行の救済手段Ⅳ－不完全履行②［請負］（その１）
概　要：上記のテーマについて、事前に配布される事例問題をベースに、民法上のルールや関連する判例が示す規範の適用方法について検討する。

第15講
テーマ：契約不履行の救済手段Ⅲ－不完全履行②［請負］（その２）
概　要：上記のテーマについて、事前に配布される事例問題をベースに、民法上のルールや関連する判例が示す規範の適用方法について検討する。

※なお、中間到達度評価の実施回については変更の可能性がある。

■教科書
特に指定しない。

■参考書・資料

○平成29年改正について

・筒井健夫・村松秀樹『一問一答 民法（債権関係）改正』（商事法務・2018年）

○判例について

・潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選Ⅰ〔第８版〕』（有斐閣・2018年）

・窪田充見・森田宏樹編『民法判例百選Ⅱ〔第８版〕』（有斐閣・2018年）

民事訴訟法Ｉａ

宮川　聡

単　　位： ２単位
配当年次： 未修１年次・既修１年次
授業日時： 後期土曜２限

■授業概要
民事訴訟法をはじめて学ぶ院生が、民事訴訟法の基本構造と基本原理に関する基礎知識を修得するための講義です。最初の２回程度で地方裁判所における民事訴訟手続の流れ（第一審手続）を把握した後に、民事訴訟の登場人物、民事訴訟の対象、審理の基本原則、判決の効力の順番で、できる限り具体的な例を念頭に置きながら講義を行います。
ただし、具体的な講義の内容については、履修者の希望を取り入れ変更する可能性があります。

■到達目標
この講義は事実上民事訴訟法入門の役割を果たしますので、民事訴訟法の基本構造と基本原則、第一審手続の流れについてのみ理解することを目的とします。この目標に達するには、「教育スタンダード」で示された内容について、基本的な知識を獲得しておく必要があります。そのためには、毎回講義後に、講義の中で取り上げた項目について十分な復習を行うことが求められます。

■授業方法
この講義はZoomを使用する方法とオンデマンドによる方法を併用して行います。
Zoomを使用するときは、講義の後半に履修者から質問を受ける時間を設けます。

■準備学習
講義において取り上げる具体的な内容については、１週前の講義の際に資料を配付しますので、必ず目を通して、教科書の関連箇所を一通り読むようにしてください。
また講義の中で取り上げた判例については、判例百選などの解説を必ず読むようにしてください。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価します。
この科目の平常点は、５回目と12回目の講義内で行う小テストの結果に基づき評価します。

■授業構成
第１講
テーマ：民事紛争の具体例とその解決手段
概　要：具体的な民事紛争（私人間の私法上の法律関係をめぐる紛争）を解決するため民事訴訟手続の特徴とその位置づけを把握できるようにするため、民事訴訟手続（判決手続）の大まかな流れを理解するようにする。まず第１段階として、原告による訴えの提起から第１回口頭弁論期日までの手続を紹介する。

第２講
テーマ：民事訴訟手続の流れ（１）
概　要：民事訴訟手続（判決手続）の全体像を理解できるよう争点整理手続・口頭弁論・集中証拠調べ、弁論の終結まで簡単に解説する。

第３講
テーマ：民事訴訟法手続の流れ（２）
概　要：第一審手続の流れを再確認し、弁論の終結→判決の言渡し・判決正本の送達について理解できるようにする。なお、判決の確定と確定判決に生じる効力についても、簡単に言及する予定である。

第４講
テーマ：民事訴訟の登場人物（１）
概　要：民事訴訟が成立するために不可欠の登場人物（当事者）について、必要な基礎知識を得られるようにする。第４講では、①裁判所の構成、②裁判所の管轄、③裁判官の除斥・忌避・回避、④民事訴訟の当事者とは何か（当事者概念)、⑤具体的な訴訟において当事者はどのような基準で確定するのか（当事者確定の問題)、⑥誰が民事訴訟の当事者となりうる一般的な資格をもっているのか（当事者能力)、民事訴訟において単独で有効に訴訟行為をなしうる資格（訴訟能力）について解説する。

第５講
テーマ：民事訴訟の登場人物（２）
概　要：訴訟能力を否定ないし制限されている者はどのような形で訴訟を追行できるのか（訴訟能力の補充＝法定代理）について、いくつかの具体的な例を設定しながら解説します。また、民事訴訟における代理一般についても取り上げます。なお、冒頭の15分を使って第１回小テストを行います。

第６講
テーマ：訴えとその種類
概　要：給付・形成・確認という訴えの３類型とその特色について説明します。また形式的形成訴訟についても説明します。

第７講
テーマ：訴え提起後の措置と訴訟係属に伴い生じる効果
概　要：原告による訴状の提出・裁判所によるその受理、裁判長による訴状審査、送達、訴訟係属の発生、時効中断効の発生、重複起訴の禁止（民訴142条：相殺の抗弁をめぐる問題は除外します。）について考えます。

第８講
テーマ：処分権主義
概　要：「訴えなければ裁判なし」という法諺に示されている処分権主義に関連して、一部認容判決の限界、一部請求、債務不存在確認の訴えに関する問題を取り上げます。

第９講
中間到達度評価（45分）
テーマ：民事訴訟における審理とそれに関する基本原則
概　要：①口頭弁論の意義、弁論の準備、審理計画の策定を取り上げ、具体例を用いて、どのように振り分ければよいか考えます。②公開主義、直接主義などについて説明します。講義の前半（45分）に中間到達度評価をします。

第10講
テーマ：弁論主義（１）
概　要：民事訴訟における事実・証拠の収集及び提出に関する権限・責任を当事者に与える弁論主義を取り上げます。ここでは、弁論主義の３テーゼのうち、第１テーゼと第２テーゼを中心に考えることにします。

第11講
テーマ：弁論主義（２）・釈明権
概　要：民事訴訟における自白に関する問題と、弁論主義を補完する釈明権の機能について説明します。

第12講
テーマ：判決の効力（１）
概　要：①確定していない判決に生ずる効力､②確定判決に生ずる効力（とくに既判力）について説明します。既判力の正当化根拠、採用の仕方、既判力が採用する類型、基準時（民事執行法35条２項参照）、に重点を置きます。なお、冒頭の15分間を使って第２回小テストを行います。

第13講
テーマ：判決の効力（２）
概　要：既判力の客観的範囲、理由中の判断の拘束力（争点効、信義則による遮断）について説明します。

第14講
テーマ：判決の効力（３）
概　要：既判力の主観的範囲（民事訴訟法115条）について説明します。

第15講
テーマ：講義のまとめ
概　要：講義全体のまとめをします。

※なお、中間到達度評価の実施回については変更の可能性がある。

■教科書
①山本弘・長谷部由起子・松下淳一『民事訴訟法〔第３版〕』（有斐閣・2018年４月）
②安西明子『民事訴訟法〔第２版〕』（有斐閣・2018年２月）
③高橋宏志ほか編『民事訴訟法判例百選〔第５版〕』（有斐閣・2015年）
教科書としては、①または②のいずれかを購入してください。

■参考書・資料
①高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）〔第２版補訂版〕』（有斐閣・2013年）
②高橋宏志『重点講義民事訴訟法（下）〔第２版補訂版〕』（有斐閣・2014年）
③中野貞一郎ほか編『新民事訴訟法講義〔第３版〕』（有斐閣・2018年）
④新堂幸司『新民事訴訟法〔第６版〕』（弘文堂・2019年）
⑤伊藤眞『民事訴訟法〔第７版〕』（有斐閣・2021年）
⑥三木浩一ほか『民事訴訟法〔第３版〕（LEGAL QUEST）』（有斐閣・2018年）
指定された教科書以外に、参考書の③～⑥の中から１冊を基本書として使用するようにしてください。

■担当者から一言
民法や商法に比べると民事訴訟法はとっつきにくい分野だといわれていますが、民事訴訟法の条文をよく読んでみればわかるように、手続きの開始から判決及び不服申立手続きに至るまで手続きの流れに応じて規定が設けられています。その手続きの流れをよく理解したうえで、いくつかの重要な原則について基本的な理解を身に着けられるよう頑張ってください。

民事訴訟法Ⅰb①・②

宮川　聡

単　　位： ２単位
配当年次： 未修２年次・既修１年次
授業日時： ①前期土曜５限、②後期土曜３限

■授業概要
地方裁判所における民事訴訟第一審手続について、原告・被告がともに一人であり、原告が定立した請求も１個という基本形態を念頭に講義をします。この講義は、履修者が民事訴訟法に関するある程度の基礎知識をもっていることを前提にしていますので、「教育スタンダード」の該当箇所に目を通したうえで受講し、基本的な概念に関する説明は、講義の前半60分程度にとどめ、残りの30分ではある程度具体的な問題について議論することを目指しています。

■到達目標
民事裁判の第一審手続の構造を正確に把握するとともに、民事訴訟法の背後にある様々な原則について理解できるようにします。この講義を受講している間に、民事訴訟手続の基本原理である処分権主義・弁論主義について十分理解するとともに、判決効の中心である既判力をめぐる様々な問題について必要最低限の知識を身に着けるようにしてほしい。

■授業方法
通常の講義方式と具体的な問題に関する質疑応答を組み合わせた形で行います。この講義は、Zoomとオンデマンドの方式を組み合わせて講義を行います。詳細は第１回目の講義の際に明らかにします。
各回の講義で取り上げる問題は、必ず１週間前に配布する資料の中で示しておきますので、必ず予習をしてから出席するようにしてください。質問された場合には、間違ってもよいので必ず回答することが必要です。

■準備学習
この講義は、履修者が民事訴訟法の基本構造および基本原則に関する一定の知識をもっていることを前提にしていますので、あらかじめ配布されたレジュメなどで予備知識として記載されている項目については、自習していることが必要です。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価します。
この科目の平常点は、講義中に行う小テスト（第４回目と第12回目に２回実施）により評価します。なお、小テストについては講義開始時に予定表を配布します。

■授業構成
第１講
テーマ：民事訴訟第一審手続の流れ
概　要：民事裁判手続（判決手続）の大まかな流れを理解するために、民事訴訟法の目次を一読し、どのような構造になっているのかを明らかにする。そのうえで、手続を①訴状作成・提出の段階、②裁判所による訴状の受理・審査・送達・答弁書の提出（第１回口頭弁論期日以前）の段階、③第１回口頭弁論期日（事件の振分け)･争点および証拠の整理手続､④集中証拠調べ･最終弁論期日（口頭弁論の終結)、⑤判決の言渡し・判決正本の送達に分けて、それぞれがどのような意味をもっているのか、概括的に理解できるようにする。

第２講
テーマ：民事訴訟の登場人物（１）
概　要：第２講・第３講では、民事訴訟が成立するために不可欠の登場人物（裁判所・当事者・代理人）について、必要な基礎知識を得られるようにする。第２講では、①裁判所の構成、②裁判所の管轄、③裁判官の除斥・忌避・回避、④訴訟の移送、⑤民事訴訟の当事者とは何か（当事者概念)、⑥具体的な訴訟において当事者はどのような基準で確定するのか（当事者確定の問題）について解説するとともに、当事者の確定に関連する具体的な問題（氏名冒用訴訟・死者名義訴訟）を取り上げる。

第３講
テーマ：民事訴訟の登場人物（２）
概　要：第３講では、①当事者能力（民事訴訟の当事者になりうる一般的な資格)、②訴訟能力（訴訟行為を有効に行いうる資格)、③訴訟上の代理人について解説するとともに、権利能力なき団体の当事者能力や弁護士でない者が訴訟代理人として行った訴訟行為の効力などについて具体的な問題を考える。

第４講
テーマ：訴えの概念とその種類
概　要：判決手続は原告の訴え提起によって開始されるが、この訴えとは何か、どのような種類があるのか、形式的形成訴訟とは何かを具体例を挙げて考える。なお､冒頭の15分間に第１回小テストを行います。

第５講
テーマ：訴え提起後の措置と訴え提起・訴訟係属に伴い生じる効果
概　要：原告による訴状の提出・裁判所によるその受理、裁判長による訴状審査、送達、訴訟係属の発生、時効中断効の発生、重複起訴の禁止（民訴142条：とくに別訴の訴求債権が相殺の抗弁の自働債権として主張された場合の処理を含む。）について考えます。

第６講
テーマ：訴訟要件
概　要：訴えが適法となるための要件である訴訟要件について説明します。とりわけ、訴訟要件の中でも、本案と密接に関連する訴えの利益および当事者適格について基本的な理解が得られるようにします。

第７講
テーマ：民事訴訟における審理とそれに関する基本原則
概　要：①口頭弁論の意義、弁論の準備、審理計画の策定を取り上げ、具体例を用いて、どのように振り分ければよいか考えます。②公開主義、直接主義などについて説明します。

第８講
テーマ：処分権主義
概　要：「訴えなければ裁判なし」という法諺に示されている処分権主義に関連して、一部認容判決の限界（条件付判決や引換給付判決の適否)、一部請求論（正確には残部請求の適否)、債務不存在確認の訴えに関する問題を取り上げます。なお、処分権主義の内容とされている訴訟の終了についての当事者の決定権については民事訴訟法Ⅱで取り扱います。

第９講
中間到達度評価（45分）
テーマ：弁論主義（１）
概　要：民事訴訟における事実・証拠の収集及び提出に関する権限・責任を当事者に与える弁論主義について、①弁論主義の内容、②根拠と機能、③弁論主義の適用がある事実（主要事実に限定されるか否か）を取り上げます。

第10講
テーマ：弁論主義（２）
概　要：自白の対象となる事実（主要事実・間接事実・補助事実の分類と弁論主義の適用の有無)、自白の拘束力（当事者に対する撤回不可効、裁判所に対する審判権排除効)、権利自白、自白撤回の要件、釈明権および法的観点指摘義務について考えます。

第11講
テーマ：証拠および証明
概　要：証拠全般に関する問題、書証に関する問題と証明責任を取り上げます。

第12講
テーマ：判決の効力（１）
概　要：①確定していない判決に生ずる効力､②確定判決に生ずる効力（とくに既判力）について説明します。既判力の正当化根拠、作用の仕方、既判力の基準時（民事執行法35条２項参照）に重点を置きます。なお、冒頭の15分間に第２回小テストを行います。

第13講
テーマ：判決の効力（２）
概　要：①既判力の客観的範囲、②判決理由中の判断の拘束力について説明します。

第14講
テーマ：判決の効力（３）
概　要：①既判力の主観的範囲、②執行力、③形成力、④反射的効力について説明します。

第15講
テーマ：講義のまとめ
概　要：講義全体について総まとめを行い、質問に回答します。

※なお、中間到達度評価の実施回については変更の可能性がある。

■教科書
①山本弘・長谷部由起子・松下淳一『民事訴訟法〔第３版〕』（有斐閣・2018年４月）
②安西明子『民事訴訟法〔第２版〕』（有斐閣・2018年２月）
③高橋宏志ほか編『民事訴訟法判例百選〔第５版〕』（有斐閣・2015年）
教科書としては、①か②を購入してください。

■参考書・資料
①高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）〔第２版補訂版〕』（有斐閣・2013年）
②高橋宏志『重点講義民事訴訟法（下）〔第２版補訂版〕』（有斐閣・2014年）
③中野貞一郎ほか編『新民事訴訟法講義〔第３版〕』（有斐閣・2018年）
④新堂幸司『新民事訴訟法〔第６版〕』（弘文堂・2019年）
⑤伊藤眞『民事訴訟法〔第７版〕』（有斐閣・2020年）
⑥三木浩一ほか『民事訴訟法〔第３版〕（LEGAL QUEST）』（有斐閣・2018年）
指定された教科書以外に、参考書の③～⑥の中から１冊を基本書として使用するようにしてください。

■担当者から一言
民事訴訟法Ⅰａをすでに履修した人と、既修者として入学した人が混在しているクラスですから、最初は基本的な設例を用いてできる限り分かりやすく講義をするように努力します。ただし、講義回数の制約から、すべての問題を取り上げることはできないので、履修者の自学･自習にゆだねなければならない項目がたくさんあります。頑張ってください。

民事訴訟法Ⅱ①・②

宮川　聡

単　　位： ２単位
配当年次： 未修２年次・既修１年次
授業日時： ①前期土曜３限、②後期土曜５限

■授業概要
民事訴訟法Ｉａ・Ｉｂで学んだ第一審判決手続に関する基本知識を確認すると共に、対象としなかった当事者の意思による訴訟手続の終了、多数当事者訴訟と上訴について講義する。なお、当事者（原告、被告、あるいは双方）が複数いる訴訟では、原告１人対被告１人の訴訟に比べて格段に手続が複雑になるので、できるかぎり具体例を設定しながら解説することにする。民事訴訟法について、「教育スタンダード」に準拠して講義を行う。

■到達目標
民事訴訟の判決手続の複数請求訴訟、多数当事者訴訟、上訴、略式手続についての基本的な知識を修得し、具体的な問題について解決を探すときの考え方の筋道を理解できるようにする。「教育スタンダード」で指摘されている項目について基本的な知識を取得するには、講義後に必ず復習することが不可欠である。

■授業方法
取り上げる手続きについて具体的なイメージを描くことができるように、具体例を設定して制度目的、利用のための要件、利用した場合の効果について解説を行う。あらかじめ次の講義で取り上げるテーマに関するレジュメを配布するので、必ず目を通しておくこと。
また、レジュメにはいくつかの重要判例を掲載しておくので、その事実関係と判例の要旨も一読しておくこと。
なお、この講義は、Zoomを使用して行う方法とオンデマンドの方式で行う講義とを組み合わせて実施します。

■準備学習
あらかじめ講義で取り上げる項目と関連する教科書の頁数を指定するので、必ず目を通したうえで、理解できないことがあれば講義中にでも質問ができるように準備しておくこと。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価します。
この科目の平常点は、小テスト（３回目の講義と12回目の講義の際に実施）により評価します。実施日は、初回の授業時に発表します。

■授業構成
第１講
テーマ：第一審の判決手続の概要と判決以外の訴訟の終了原因
概　要：講義の進め方を説明するとともに、民事訴訟法Ｉａ・Ｉｂで学んだ基礎知識を確認しながら、民事訴訟法Ｉａ・Ｉｂで触れることができなかった判決以外の訴訟の終了原因（和解、訴えの取下げ、請求の放棄・認諾）について触れる。

第２講
テーマ：複数請求訴訟
概　要：原告が被告に対して１個の訴えで複数の訴えを提起する場合（いわゆる請求の併合）について、そのメリット、要件、審理手続などについて説明する。また、訴えの変更（143条）、反訴（146条）、中間確認の訴え（145条）も取り上げる。

第３講
テーマ：共同訴訟（１）－通常共同訴訟
概　要：共同訴訟に関する総論的な問題と通常共同訴訟の成立要件・手続の規律について理解できるようにする。なお、講義の冒頭の15分間に第１回小テストを行います。

第４講
テーマ：共同訴訟（２）－必要的共同訴訟
概　要：必要的共同訴訟の意義、種類、固有必要的共同訴訟となる場合とその手続の規律について解説する。

第５講
テーマ：共同訴訟（３）－類似必要的共同訴訟と訴えの主観的追加的併合
概　要：類似必要的共同訴訟とされている場合と訴えの主観的追加的併合の理論を取り上げる。

第６講
テーマ：共同訴訟（４）－主観的予備的併合・同時審判申出訴訟・選定当事者
概　要：両立しない請求を審理する場合の手続である同時審判申出訴訟と主観的予備的併合を説明する。

第７講
テーマ：訴訟参加（１）－補助参加①
概　要：訴訟参加に関する概論を開設したあと、補助参加の意義・要件・手続について解説する。

第８講
テーマ：訴訟参加（２）－補助参加②・訴訟告知
概　要：補助参加人の地位、補助参加人に対する裁判の効力を中心に解説を行う。

第９講
中間到達度評価（45分）
テーマ：訴訟参加（３）－独立当事者参加
概　要：独立当事者参加の要件・参加訴訟の構造・手続規律について説明する。

第10講
テーマ：訴訟承継
概　要：訴訟承継制度の意義と必要性、当然承継、引受承継を解説する。

第11講
テーマ：上訴
概　要：裁判に対する不服申立方法全般（控訴・上告、抗告など）について、その存在意義と手続の特徴について解説する。

第12講
テーマ：控訴
概　要：判決に対する不服申立てのうち、控訴に関する諸問題を取り上げる。なお、講義の冒頭の15分間に第２回小テストを行います。

第13講
テーマ：上告
概　要：上告制度（上告・上告受理の申立）について、その概要を解説する。

第14講
テーマ：再審
概　要：再審制度の目的、再審原因、手続の構造などについて解説する。

第15講
テーマ：講義のまとめ
概　要：まとめと質疑

※なお、中間到達度評価の実施回については変更の可能性がある。

■教科書
①山本弘・長谷部由起子・松下淳一『民事訴訟法〔第３版〕』（有斐閣・2018年４月）
②安西明子『民事訴訟法〔第２版〕』（有斐閣・2018年２月）
③高橋宏志ほか編『民事訴訟法判例百選〔第５版〕』（有斐閣・2015年）
教科書としては、①または②のいずれかを購入してください。

■参考書・資料
①高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）〔第２版補訂版〕』（有斐閣・2013年）
②高橋宏志『重点講義民事訴訟法（下）〔第２版補訂版〕』（有斐閣・2014年）
③中野貞一郎ほか編『新民事訴訟法講義〔第３版〕』（有斐閣・2018年）
④新堂幸司『新民事訴訟法〔第６版〕』（弘文堂・2020年）
⑤伊藤眞『民事訴訟法〔第７版〕』（有斐閣・2021年）
⑥三木浩一ほか『民事訴訟法〔第３版〕（LEGAL QUEST）』（有斐閣・2018年）
指定された教科書以外に、参考書の③～⑥の中から１冊を基本書として使用するようにしてください。

■担当者から一言

既修者の中にも、多数当事者訴訟や上訴についてはあまり勉強していない人がかなりいると思います。かなり難しい問題にも直面するかもしれませんが、基本的な知識を修得できるよう頑張ってください。

民事訴訟法演習①・②

宮川　聡・白井 俊美

単　　位： ２単位
配当年次： 未修３年次・既修２年次
授業日時： ①前期土曜４限　宮川　聡、②後期土曜４限　宮川　聡・白井　俊美

■授業概要
民事訴訟の手続に関する重要な問題について、最高裁判決を材料にして、どのような事実関係を前提に、民事訴訟法に関してどのような法理論が立てられているかを教員と受講者の間で双方向的、多方向的な質疑応答を通して学ぶ。原告代理人、被告代理人、裁判所のそれぞれの立場にたち、最高裁判決を多角的、批判的に検討を加え、訴訟の実際の場面におけるそれぞれの立場から、民事訴訟法の理論を有効的確に用いることができる能力を養う。本演習の受講に当たっては、配布された教材及び「教育スタンダード」の該当箇所を十分に予習し、質疑応答ができるように備えておくことが重要である。

■到達目標
民事訴訟法Ｉａ・Ｉｂ・Ⅱで学んだ民事訴訟に関する基礎的理論が、最高裁判決において具体的な事案の解決のためにどのように適用されてその事案の解決が図られてきたのか、最高裁判決によって民事訴訟に関するどのような一般的な理論が立てられてきたのかを学ぶ。
最高裁判決が民事訴訟法理論を適用するためにどのような事実を重要と考えていたかを考察することにより事実認定能力を養い、また、その事実にどのような法理論を適用して結論を導いたかを分析することにより、法的分析能力と推論能力をも養う。さらに、最高裁判決の射程距離を考え、批判的な学説も学ぶことにより創造的、批判的検討能力をも涵養し、原告代理人、被告代理人、裁判所のそれぞれの立場から最高裁判決を検討し、議論を行うことによって、コミュニケーション能力を養うとともに、説得技術も身に付けることを目標としている。

■授業方法
本科目はZoomを使用して双方向の講義を実施します。
あらかじめ指定した課題について、教員の質問に履修者が回答するという方式で行う。また、重要な理論的問題については、履修者間で議論が展開できるようにする。履修者は民事訴訟法全般についての基礎知識をもっていることを前提に行うので、各回に取り上げるテーマについては必ず各自民事訴訟法の基本書に目を通しておくことが必要である。

■準備学習
あらかじめ配布する資料を読み、設問に解答できるよう準備することが必要不可欠です。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価します。
この科目の平常点は、小テスト２回実施（第３講・第11講）により評価する。

■授業構成
第１講
テーマ：当事者能力、訴訟能力、当事者適格、任意的訴訟担当
概　要：当事者能力、訴訟能力、当事者適格はどのような概念か、法人格なき社団に当事者能力が認められるための要件は何か、組合が訴訟行為を行う場合には、どのような方法があるかなどについて、基本的な判例の分析を中心に考える。

第２講
テーマ：訴えの利益、確認の利益
概　要：訴えの利益の概念はどういうものか、確認の利益が認められる要件は何か、最高裁判決においてどのような事例において確認の利益があるとされているかを中心に、訴えの利益に関するさまざまな問題を考える。

第３講
テーマ：申立事項と判決事項
概　要：引換給付判決、債務不存在確認の訴えを中心に、裁判所は申立事項の範囲を超えては判決してはならないという原則（民訴246条）について考える。なお、冒頭の15分を使って第１回小テストを行います。

第４講
テーマ：二重起訴の禁止
概　要：最高裁判例の分析を中心に、いかなる場合に二重起訴禁止の規定（142条）の適用があり、どのような効果が生じるのかを検討する。

第５講
テーマ：文書提出命令
概　要：文書提出命令の要件は何か、また、リーディング・ケースとなる最高裁判例を中心に、文書提出命令をついて考える。

第６講
テーマ：訴訟物、相手方の援用しない自己に不利益な事実の陳述、裁判所の釈明権の行使
概　要：訴訟物はどう特定するか、最高裁判例の分析を中心にしながら、訴訟物の範囲について考え、また、弁論主義と相手方の援用しない自己に不利益な陳述の関係、裁判所の釈明権の行使について考える。

第７講
テーマ：基準時後の損害拡大
概　要：前訴判決の基準時後に損害が拡大した場合、その損害賠償請求は、既判力の遮断効によって許されないことになるか、将来請求と事情変更による増額請求についてはどう考えたらよいかなどの問題を検討する。

第８講
中間到達度評価（45分）
テーマ：基準時後の形成権行使
概　要：前訴判決の基準時前に発生していた実体法上の形成権行為は判決の既判力の遮断効によって後訴における主張を遮断されるのかを考える。

第９講
テーマ：一部請求と相殺
概　要：可分な債権についてその一部を１個の訴えで訴求する一部請求がされた場合の問題点、一部請求に対し相殺がされた場合の問題点、既判力が及ぶ範囲について、最高裁判例の分析を中心にしながら検討する。

第10講
テーマ：通常共同訴訟
概　要：具体例を使って通常共同訴訟の要件と手続の規律について考える。

第11講
テーマ：類似必要的共同訴訟
概　要：民事訴訟法40条の適用がある共同訴訟のうち、訴訟共同の必要はないが合一確定の必要があるという類似必要的共同訴訟について、最高裁判例の分析を中心にしながら検討する。なお、冒頭の15分を使って第２回小テストを行います。

第12講
テーマ：補助参加
概　要：補助参加が認められる要件と補助参加人の地位、参加的効力について考える。

第13講
テーマ：主観的予備的併合、同時審判申出共同訴訟（民訴41条）
概　要：両立しない請求を一個の訴えで複数の者に対して定立する訴訟形態について、判例を中心に検討する。

第14講
テーマ：債権者代位訴訟
概　要：債権者代位訴訟が提起された場合に生じる様々な民事訴訟の問題（債権者の当事者適格、債務者による訴訟参加、他の債権者の訴訟参加、判決効の拡張など）について考える。

第15講
テーマ：演習のまとめ
概　要：取り上げた問題について総まとめを行う。なお、取り上げるテーマについては変更する可能性があるが、変更する場合には事前に通知する。

※なお、中間到達度評価の実施回については変更の可能性がある。

■教科書
特に指定しない。

■参考書・資料
適宜指示する。

■担当者から一言
この演習は、民事訴訟に関する基礎知識を修得した者が参加するということを前提にしている。したがって、民事訴訟の基本的な概念については、必要な範囲で復習的に触れるにとどめ、その知識を踏まえて、具体的な事例をどのように解決していくかという点に重点を置いて学習していく。最高裁判決によって提示された法理論が民事訴訟手続の全体系の中でどこに位置付けられているのかを考えるとともに、常に実際の民事訴訟の裁判実務においてどのように利用できるかを考えながら学習してこれを自分のものとし、実際の実務に就いた時に学んだ事柄をそのまま役立てることができるようにしてほしい。

商法演習Ⅰ

梅本 剛正

単　　位： ２単位
配当年次： 未修２年次・既修１年次
授業日時： 前期水曜７限

■授業概要
双方向の授業形式で各回のテーマにつき理解を深める。演習である以上、自学自習で対応可能なことは行わず、教科書や参考書を読んでも、なかなか理解できない点や多くの学生が誤解しがちな点を中心に、双方向の質疑応答をする中で個々の学生の会社法についての理解を深めていく。

■到達目標
会社法の基本的な論点について、正確に理解すること、双方向のやり取りを通じて法的議論・表現・説得能力を身に着けること等を目的とする。

■授業方法
本科目は双方向の講義を実施します。
事前に配布した課題（基本的知識の確認と事例問題）を各自が予習してきていることを前提に、関連する事項も含めて質疑等を行う。授業後、当日の議論のまとめをMy KONANにアップするので、それをベースに復習する。受講後の復習において、「教育スタンダード」の該当箇所についても整理し、各項目に関して十分な理解ができているかを確認しておくこと。

■準備学習
毎回指示する課題を予習してくる。その際、「教育スタンダード」の該当箇所についても予習し、どのような点に関する理解が不足しているのかをあらかじめ明らかにしておくこと。課題の答えを用意することが目的ではなく、教科書参考書の該当箇所を予習する中で、課題で問われている内容を考えることが重要である。授業に参加する前に学生が当然に予習してくるべき教科書（リーガルクエスト）の範囲を示しておくので、百選の該当箇所とともに熟読しておくこと。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価する。
この科目の平常点は、授業態度により評価する。評価の目安は、７点を基準点として、課題について十分に予習をしてきていれば８点、関連する論点も十分に準備していることが明らかであれば９点、授業中に優れた質問をするなど授業への貢献度が大きい場合には、10点とする。反対に授業準備も意欲も低いと認められる場合には、その程度に応じて０点から６点までが与えられる。欠席回数も否定的に評価される。

■授業構成
第１講
　テーマ：会社法総論
　概　要：会社法を学ぶ上で理解すべき基礎的事項を確認するとともに、新会社法の概要について説明する。
　　教科書５～27頁

第２講
　テーマ：設立
　概　要：会社の設立に関連した諸論点を扱う。
　　教科書28～63頁

第３講
　テーマ：株式・種類株式
　概　要：（種類）株式に関する諸論点を扱う。
　　教科書64～117頁

第４講
　テーマ：計算・自己株式取得
　概　要：剰余金の配当や自己株式取得も含めて会社の計算に関連する論点を扱う。
　　教科書243～282頁

第５講
テーマ：募集株式の発行
概　要：募集株式の発行手続に関する論点を扱う。
教科書292～316頁

第６講
テーマ：新株予約権
概　要：新株予約権に関する論点を扱う。
教科書317～341頁

第７講
テーマ：株主総会
概　要：総会決議の瑕疵など株主総会に関する問題を扱う。
教科書126～160頁
中間到達度評価（45分）実施予定※

第８講
テーマ：取締役・取締役会
概　要：改正法を踏まえて会社法の運営機構全体について学ぶほか、取締役（会）の権限（監督権限は第10講で扱う）や取締役等の報酬規制を扱う。
教科書161～202頁、213～216頁

第９講
テーマ：自己取引・競業取引
概　要：取締役による自己取引、競業取引の規制について学ぶ。
教科書203～212頁

第10講
テーマ：業務執行の監査・監督
概　要：会計監査人・監査役（会）および取締役会による監督監査に関わる問題を扱う。
教科書161～202頁

第11講
テーマ：役員等の責任Ⅰ
概　要：役員等の責任に関する諸論点を扱う。
教科書217～242頁

第12講
テーマ：役員等の責任Ⅱ
概　要：役員等の責任に関する諸論点を扱う。
教科書217～242頁

第13講
テーマ：企業結合・企業再編１
概　要：組織再編を中心に定款変更など会社の基礎的変更に関わる論点を扱う。
教科書351～422頁

第14講
テーマ：企業結合・企業再編２
概　要：主として結合企業において問題となりうる論点を扱う。改正法の新しい親子会社法制についても学ぶ。
教科書351～422頁

第15講
テーマ：講義のまとめ
概　要：まとめと質疑。

※中間到達度評価は第７講に実施予定としているが、その前後に変更する可能性もある。授業・掲示等で指示するので確認されたい。

■教科書
伊藤他『会社法Legal Quest〔第５版〕』（有斐閣・2021年）
高橋他『会社法〔第３版〕』（弘文堂・2020年）

■参考書・資料
『会社法判例百選〔第４版〕』（有斐閣・2021年）

■担当者から一言
配布される課題の中には、教科書等を読んでも答えの見つからないものも少なくない。しかし、むやみに参考書や論文等を漁って答えを探すのではなく、問われている制度や規定の趣旨を踏まえたうえで、自らの頭で考えて答えを探してほしい。その過程で法的・分析推論能力や創造的・批判的検討能力のスキルを身につけることができるからである。

商法演習Ⅱ①・②

梅本 剛正・岩谷 敏昭

単　　位： ２単位
配当年次： 未修３年次・既修２年次
授業日時： ①前期木曜７限、②後期火曜７限

■授業概要
商法演習Ⅰで個別的な論点を理解した後、商法演習Ⅱでは、複数の論点が絡んだ事例問題を解くことで、個々の事案において、なにが問題であるかを発見できる能力を養う。

■到達目標
複雑な設例の中から論点を適切に見つけ出すとともに、設問に的確に解答できるようになること。複雑な事案の中から法律上重要な事実を正しく抽出する事実認定能力を養うとともに、双方向の質疑を通じて、法的議論・表現・説得能力やコミュニケーション能力を涵養することを目的としている。

■授業方法
本科目は双方向の講義を実施します。
事前に長文問題を配布し、各自で解答を作成してくる。当日は個々の論点を解説し、関連する知識の確認をしながら授業を進めていく。双方向形式を基本とし、授業時間中、受講学生は１回以上は、教員との間で質疑応答の機会を得る。任意提出させた起案の講評も含めた形での問題演習も行うこともあるが､学生の理解度によっては､基礎的な論点を中心に学習することになるかもしれない。授業後に、当該講義の復習プリントをMy KONANにアップするので､「教育スタンダード」の該当箇所についても整理し、各項目について十分に理解できているかを確認しておくこと。

■準備学習
事前に配布された課題を予習してくる。単に質問の答えを用意するのではなく、問題を素材として深く広く予習してくることが期待される。関連論点や反対の立場を採った場合の理由付なども授業では質問するので、それらに答えられるように十分に準備してくること。併せて「教育スタンダード」の該当箇所についても予習しておくこと。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価する。
この科目の平常点は授業態度により評価する。評価の目安は、７点を基準点として、課題について十分に予習をしてきていれば８点、関連する論点も十分に準備していることが明らかであれば９点、授業中に優れた質問をするなど授業への貢献度が大きい場合には、10点とする。反対に授業準備も意欲も低いと認められる場合には、その程度に応じて０点から６点までが与えられる。欠席回数も否定的に評価される。

■授業構成
第１講～第15講
　テーマ：会社法の諸問題
　概　要：複数の論点が関わる長文問題演習。
　　長文問題では原則として会社法のすべての領域を扱うので、予習する際には十分に時間をかけて準備してもらいたい。教員の考えたオリジナル問題のみならず司法試験で出題された問題も多く扱う。司法試験の過去問を扱う理由は端的に問題として優れているからであり、事例の中から重要な事実を見つけ出し、適用可能な規範を用いて妥当な結論を導くトレーニングを行う素材として使用することを目的としており、答案作成のテクニックを伝授することなどは行わない。そのため、司法試験の過去問の起案も行わない。
　　参考までに昨年度扱った長文問題の法的論点につき、その概要を記しておくが、今年度も同じ問題を扱うわけではない。
　　なお、第７講に中間到達度評価を実施する。

第１講
　自己株式取得規制、取締役の任務懈怠責任、計算規定等

第２講
　相続と株主権の行使、譲渡制限株式、会社の閉鎖性維持

第３講
　仮装払い込みの責任等

第４講
　株主の会社情報の取得、自己取引・競業取引と取締役の責任、組織再編

第５講
　契約による株式譲渡制限、株式の評価、監査役の権限と責任

第６講
　株主総会の決議の瑕疵等、取締役の違法行為の差し止め

第７講
　中間到達度評価（45分）
　委任状争奪戦、合併の差し止め等

第８講
　株主総会の運営と決議の瑕疵

第９講
　取締役会決議の瑕疵と取引の安全等

第10講
　粉飾決算、違法配当と役員の責任、内部統制システム構築義務

第11講
　事業譲渡と会社分割

第12講
　簡易組織再編、株式交換と子会社による自己株式の消却

第13講
　新株発行無効確認の訴えと新株発行不存在確認の訴え

第14講
　違法な新株発行と株式の効力、取締役の責任

第15講
　まとめ

※なお、中間到達度評価の実施回については変更の可能性がある。

■教科書
『会社法判例百選〔第４版〕』（有斐閣・2021年）

■参考書・資料
東京地裁商事研究会『類型別会社訴訟Ⅰ・Ⅱ〔第３版〕』（判例タイムズ社・2011年）
前田・洲崎・北村『会社法事例演習教材〔第３版〕』（有斐閣・2016年）

■授業関連事項
商法演習Ⅰと同様、My KONANを通じて復習プリントを配布する。

民事法発展演習／民事法総合(N)・(D)　冷水 登紀代・森澤 武雄・野村 いづみ

単　　位：	2単位
配当年次：	未修3年次・既修2年次
授業日時：	(N)前期月曜7限　冷水　登紀代・森澤　武雄、(D)後期木曜4限　冷水　登紀代・野村　いづみ
特記事項：	19年度入学者用は民事法発展演習、18年度以前入学者用は民事法総合

■授業概要

民法、民事訴訟法を中心に民事執行法、民事保全法についても触れる事例問題について、民事法各分野の講義、演習により習得した考え方をもとに、具体的な事例に当てはめ、問題を自分で解決することを内容とする。
民法の範囲については、家族法（親族・相続）の範囲と家族法と財産法の交錯領域を中心に行う。民事訴訟法の範囲については、主に他の演習科目で取り上げられていない項目を取り上げ、その基本的部分を中心に習得することを内容としている。
なお、演習は「教育スタンダード」にも準拠して進めていく。

■到達目標

民法分野では、講義等でこれまで習得してきた基礎理論、判例、また相続法分野に関しては改正法における基本的な知識の習得をしつつ、これらの考え方が具体的な事実がどのような意味をもち、どのように解決を導いているかを習得することである。
民事訴訟法分野についても、講義等で習得してきた基礎理論、判例を踏まえて、民事訴訟法全般の基本的知識を再確認するとともに、具体的事例を検討し解決していく力を習得する。

■授業方法

本科目は双方向の講義を実施します。
毎回、事前配布された事例問題につき起案又は答案構成を作成し、演習において、その講評と各問題点についての討論を行う。なお、起案、答案構成の作成は任意である。

■準備学習

あらかじめ民法、民事訴訟法、民事執行法、民事保全法に関する事例問題を提出し、提出された事例問題につき、受講者が起案を作成し、又は事前に事案と設問を検討する。その際、事例の事実関係を把握し、法的問題点を摘示し、その問題点を解決するためには、教科書等を読んだ上での検討が必須であるので、その準備をすることが必要である。
準備時間は、各受講生の前提知識の習熟度、知識の定着のはかり方（予習中心か復習中心か）により異なる。

■成績評価

定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の3つの要素を6：3：1の割合で総合評価する。
この科目の平常点は、第5講に平常点レポートを提出、第13講に小テストの実施または平常点レポートの提出を課し（第13講については、決まり次第連絡する）、評価する。

■授業構成

第1講
　テーマ：夫婦関係、離婚および財産分与と債権者
　概　要：法定夫婦財産制（婚姻費用分担、夫婦別産制、日常家事債務に関する連帯）に関する問題、離婚および離婚における財産分与、財産分与と債権者代位権･詐害行為取消権に関する問題について検討する。

第2講
　テーマ：親子関係、親権
　概　要：親子関係、親権者による財産管理権およびその濫用に関する問題、父母の離婚の親権者の決定・養育費に関する問題について検討する。

第3講
　テーマ：意思能力、行為能力、高齢者の財産管理、成年後見
　概　要：意思無能力者、制限行為能力者の法律行為、高齢者の財産管理に関する問題を死後事務委任契約および狭義の成年後見制度を中心に検討し、成年後見人の714条責任の問題についても検討する。

第4講
　テーマ：内縁の死亡による解消、配偶者の死亡と配偶者の相続権・居住権
　概　要：内縁配偶者の死亡により生じる生存内縁配偶者の居住権、配偶者の死亡により生じる生存配偶者の居住権、配偶者と血族相続人の法定相続分および具体的相続分に関する問題を検討する。

第５講
小テスト①を実施
テーマ：相続の効力、遺産分割
概　要：相続による被相続人の権利義務の包括承継とその例外、遺産共有・遺産分割の対象となる財産とその例外について検討する。

第６講
テーマ：債務の相続、相続と登記、遺産分割と登記、遺言と登記
概　要：第５講の内容を前提として、債務の相続と債権者、相続と登記、遺産分割と登記、遺言と登記に関する問題を検討する。

第７講
テーマ：遺留分
概　要：2018年民法改正による遺留分制度の基本事項を確認し、対相続人でない者に対する遺留分侵害額請求と対相続人に対する遺留分侵害額請求について検討する。

第８講
テーマ：中間到達度の確認
概　要：中間到達度評価を実施し、中間到達度評価の解説およびこれまで検討してきた民法領域のまとめを行う。

第９講
テーマ：訴訟能力、法人格否認、民事保全、民事執行
概　要：訴訟能力、法人格否認、強制執行、係争物仮処分、仮の地位を定める仮処分、仮差押えについて検討する。

第10講
テーマ：弁論主義、処分権主義、訴訟告知
概　要：所有権移転経過に関する弁論主義、処分権主義、訴訟告知があった場合の参加的効力について検討する。

第11講
テーマ：将来給付の訴え、将来請求及び現在請求における確認の利益
概　要：敷金返還請求権を巡って、将来給付の訴えの利益、将来請求及び現在請求における確認の利益について検討する。

第12講
テーマ：権利自白、独立当事者参加、訴訟承継
概　要：権利自白、独立当事者参加、その応用に当たる訴訟承継の基礎について検討する。

第13講
小テストを実施
テーマ：既判力の主観的範囲、上訴の利益、不利益変更禁止の原則
概　要：既判力の主観的範囲の問題、固有の抗弁を有する口頭弁論終結後の承継人について、上訴の利益と不利益変更禁止について検討する。

第14講
テーマ：自白の撤回と訴えの追加的併合、自己利用文書該当性（2019年度司法試験民事系科目第３問から、設問１の管轄を除外したもの）
概　要：過去問を利用し、自白の撤回と訴えの追加的併合、自己利用文書該当性を中心に検討する。

第15講
テーマ：まとめ
概　要：これまでに触れられなかった問題点の検討と補充としての解説を行う。

※なお、中間到達度評価の実施回については変更の可能性がある。

■教科書
これまでの講義で利用したもの。過去問を扱う場合は、該当分野の出題趣旨・採点実感。

■参考書・資料
『判例プラクティス民法Ⅰ～Ⅲ』（信山社）
千葉恵美子・潮見佳男ほか編『Law Practice民法Ⅰ、Ⅱ〔第２版〕』（商事法務・2014年）
水野紀子・大村敦志編『民法判例百選Ⅲ〔第２版〕』（有斐閣・2018年）
遠藤賢治『事例演習民事訴訟法〔第３版〕』（有斐閣・2013年）
潮見佳男『詳解相続法』（弘文堂・2018年）
窪田充見『家族法－民法を学ぶ〔第４版〕』（有斐閣・2019年）

■授業関連事項
民法（総則・物権）（債権総論）（不法行為）（家族法）、民事訴訟法、民事実務の基礎、民法演習Ⅰ・Ⅱ

刑事訴訟法演習①・②

渡辺 顕修

単　　位： ２単位
配当年次： 未修２年次・既修１年次
授業日時： ①前期金曜７限、②後期月曜６限

■授業概要
（１）刑事手続の流れ全体を大局的に理解・把握すること。刑事手続に関わる基本原理、基本条文を理解する。
（２）法務省記録教材を素材にして、刑事訴訟法の大系的基礎的知識が定着しているか確認し、記録教材を通じて、実務の基礎を学ぶ。
（３）刑事事件の現場で、日常的に生起する事例を処理できる基本的知識と応用力を学び、ローヤーとしての基礎的実務的素養を身につける。
なお、刑事手続の基本的な流れを説明できること、事例分析の基本を知っていることを必要とする。

■到達目標
基本的な事例を設題として、そこに潜む法的な争点を分析して処理する力を身につける。刑事手続の基本的な流れを事例にそって説明できるようにする。

■授業方法
本科目は双方向の講義を実施します。
（１）主に質疑応答形式をとる。（２）受講生はあらかじめ配布した資料について、ラフ・リーディングをする程度の事前準備をして受講する。（３）授業中は、教員の質問に答えていく形で、知識の確認、思考力の養成を行なう。（４）文書起案を行なう。（５）取り上げるテーマと刑訴法全体の構造との関連を甲南大学法科大学院「教育スタンダード」で確認しつつ、獲得目標を明確にして授業を進める。

■準備学習
授業で配布するレジュメに従い、記録教材その他の資料の分析を行うこと。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価する。
この科目の平常点は、起案により評価する。詳細は開講時に指示する。

■授業構成
■１：概要
オンライン／WEB授業を効果的に実施する必要上、演習の学習目標を明確にする必要がある。
本年度は、司法試験・司法試験予備試験の過去問を教材として、以下の通りの獲得目標を達成する。
（１）試験問題に現れている一般的な刑事手続の実務の流れの読取り・解説。
（２）実務を理解するのに必要な基本知識の解説と確認。
（３）問題に登場する事例を分析する力、特に、法的効果の有無を判断するにあたり、具体的な事実の意味づけ、評価、位置づけをどうするのか、その分析の手法。

以下、特に断りがない限り、各年の司法試験第２問（刑事訴訟法）または予備試験法律実務基礎（刑事）を指す。

■２：準備
あらかじめ、問題を読み、どのような事例か理解しておくこと。
各論点について、どう答えるのか、簡単なメモを用意すること。

■３：予習、復習用教材
（１）2020年度前期・刑訴法演習の動画ファイルを視聴すること。
（２）解説ファイルをあらかじめ一読しておくこと。
（３）予習、復習にあたり、SharePoint画面で2020年度中の刑訴法演習のファイルに保存されている関連資料を参照することを勧める。

■回数と取り上げる問題
第１講・第２講　司法試験2021年
第３講・第４講　予備試験2021年
第５講・第６講　司法試験2020年
第７講・第８講　予備試験2020年
第９講・第10講　司法試験2019年
第11講・第12講　予備試験2019年
第13講・第14講　司法試験2018年
第15講　予備試験2018年
補　講　司法試験2022年、予備試験2022年

■教科書
＜購入すべき文献＞
①『刑事訴訟法判例百選〔第10版〕』（有斐閣・2017年）
②司法研修所『刑事第一審公判手続の概要〔平成21年版〕』（法曹会・2009年）

＜貸与教材＞
法務総合研究所編集『事件記録教材（第３号）窃盗被疑事件』（第１～３分冊）
※入学時に法科大学院事務室より貸与、修了時に要返却
※複写・書き込み等禁止

＜購入したほうがよい文献＞
末永他『７訂版　犯罪事実記載の実務（刑法犯）』（実務法規・2018年）

■参考書・資料
①宇藤崇・松田岳士・堀江慎司『刑事訴訟法（LEGAL QUEST）〔第２版〕』（有斐閣・2018年）
※受験生の間で定評のある教科書なので、各自の判断で利用することを奨める。
②『事件記録教材（第３号）窃盗被疑事件』（法曹会・2010年）《市販版》
※本教材のオリジナル教材は法科大学院事務室から貸与となるが、書き込み禁止、修了時返却となるので、記録教材に書き込みなどをして独自の学習資料をまとめておくためにも、購入を勧める。
③『裁判員裁判記録教材（第２号　殺人未遂事件）』法務省法務総合研究所編　法曹会

■担当者から一言
本授業では、刑事訴訟法（旧カリキュラム：刑事訴訟法Ⅰ、刑事訴訟法Ⅱ）で学んだ基本的な知識を実務で生起する事例にあてはめて応用する力を身につけ、さらに文章表現することを学ぶ。授業開始時に詳細レジュメを配布する。

刑事法発展演習／刑事法総合①・②

平山 幹子

単　　位：	２単位
配当年次：	未修３年次・既修２年次
授業日時：	①前期金曜７限、②後期金曜７限
特記事項：	19年度入学者用は刑事法発展演習、18年度以前入学者用は刑事法総合

■授業概要

刑法分野における複数の問題が交錯する事例や、関連する判例を検討する。

■到達目標

複数の法的問題点が交錯する事例の検討を通じて、刑法演習や刑事訴訟法演習で培った事案分析能力及び論理的思考力を発展させることである。

■授業方法

本科目は双方向の講義を実施します。

（１）事前に事例・判例及び設問等を配布するので、各自で一応の解答を用意する。当日は、参加者がいかなる事実に注目してどのような法的問題点を抽出したか、それはいかなる形で処理されるべきかを問い、場合によっては、関連する知識の確認を行いながら、当該事案についてはいかなる処理が適切かを双方向形式で検討・解説する。

（２）各回で取り上げるテーマの位置付け等は、甲南大学法科大学院「教育スタンダード」に準拠する。

■準備学習

事前に配布された事例・判例を検討してくる必要がある。「教育スタンダード」の該当箇所についても、十分に学習してくることが期待される。

■成績評価

定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価する。
この科目の平常点は、授業態度により評価する。評価の目安は、７点を基準点として、課題について十分に予習をしてきていれば８点、関連する事項についても十分に準備していることが明らかであれば９点、授業中に優れた質問をするなど授業への貢献度が大きい場合には、10点とする。反対に、授業準備も意欲も低いと認められる場合には、その程度に応じて０点から６点までが与えられる。

■授業構成

第１講
　テーマ：名誉棄損罪、不真正不作為犯、保護責任者遺棄致死罪、不能犯など
　概　要：事例・判例の検討と基礎知識の確認

第２講
　テーマ：正当防衛、承継的共同正犯、同時傷害の特例など
　概　要：事例・判例の検討と基礎知識の確認

第３講
　テーマ：詐欺罪、恐喝罪、共犯関係の解消など
　概　要：事例・判例の検討と基礎知識の確認

第４講
　テーマ：窃盗罪、強盗罪、共謀の認定、正犯と共犯の区別など
　概　要：事例・判例の検討と基礎知識の確認

第５講
　テーマ：横領罪、背任罪、間接正犯など
　概　要：事例・判例の検討と基礎知識の確認

第６講
　テーマ：過失犯、不作為犯、故意の認定など
　概　要：事例・判例の検討と基礎知識の確認

第７講
　テーマ：自招侵害、量的過剰防衛、正当防衛と共犯など
　概　要：事例・判例の検討と基礎知識の確認

第８講
前半：中間到達度評価（45分）
後半
　テーマ：業務上横領罪、文書偽造罪など
　概　要：事例・判例の検討と基礎知識の確認

第９講
　テーマ：共同正犯と教唆犯、実行の着手、放火罪など
　概　要：事例・判例の検討と基礎知識の確認

第10講
　テーマ：因果関係、不作為による共犯など
　概　要：事例・判例の検討と基礎知識の確認

第11講
　テーマ：窃盗罪をめぐる諸問題など
　概　要：事例・判例の検討と基礎知識の確認

第12講
　テーマ：共同正犯をめぐる諸問題、２項強盗罪など
　概　要：事例・判例の検討と基礎知識の確認

第13講
　テーマ：不作為による共犯、中止犯など
　概　要：事例・判例の検討と基礎知識の確認

第14講
　テーマ：横領罪と背任罪、詐欺罪、身分犯と共同正犯など
　概　要：事例・判例の検討と基礎知識の確認

第15講
　テーマ：実行の着手と早すぎた構成要件実現、放火罪など
　概　要：事例・判例の検討と基礎知識の確認

※なお、中間到達度評価の実施回については変更の可能性がある。

■教科書
佐伯仁志・橋爪隆編『刑法判例百選Ⅰ総論〔第８版〕』（有斐閣・2020年）
佐伯仁志・橋爪隆編『刑法判例百選Ⅱ各論〔第８版〕』（有斐閣・2020年）

■参考書・資料
『刑法事例演習教材〔第３版〕』（有斐閣・2021年）
司法試験論述式試験問題

■担当者から一言
理論と実務の架橋を通じて、刑法的思考力と結論の具体的妥当性に対する感覚を身に付けましょう。

■その他
履修順序については、学習ガイダンスの「分野別の履修順序について」及び「カリキュラム・ツリー」を参照してください。

民事実務の基礎①・②

白井 俊美

単　　位： ２単位
配当年次： 未修２年次・既修１年次
授業日時： ①前期土曜１限、②後期水曜６限

■授業概要
民事紛争の解決は、紛争事案について具体的な事実を認定し、これに法律を適用して、法律効果を導き結論を出すという三段論法によって行われる。
そのためには、法律を適用して法律効果を発生させるために必要な要件（法律要件）が何であるかを確定し、そして、紛争にかかわる具体的な事実のうち、どの事実が法律要件に該当する主要事実（要件事実）であり、どの事実が主要事実を推認させる間接事実であり、どの事実が法的に無意味な事実であるのかを選別することが必要になる。
そして、これらを踏まえて、実際の訴訟においては、裁判で何を求めるのかという請求の趣旨を確定し、その訴訟物を選択し、訴訟物に応じた請求原因を考え、それに対する抗弁、さらには再抗弁を主張していくことになる。
本講座は、典型的な契約の法的効果を発生させる法律要件は何か、法律要件に該当する要件事実は何かについて考察を加えながら、基本的な紛争類型における事案を通して、訴訟物と請求原因事実、抗弁、再抗弁としてどのような主張をすることが必要になるかを学ぶことにより、要件事実の基礎及び構造を学習するものである。なお、講義は「教育スタンダード」にも準拠しつつ進めていく。

■到達目標
要件事実を理解するためには、まずは法律が法律効果を発生させるためにどのような法律要件を定めているかを理解しなければならない。
そのためには、民法の基本的な法的知識を習得していること、そしてそれを基に法律要件について考察をしていく力を養うことが必要であり、まずはこのような法的分析力を身に付けることが目標となる。
次に、紛争となった事案から、何が法律要件に該当する要件事実となるのかを個々の事件類型ごとに検討して把握することが必要になる。
ここでは事案を分析して、的確に事実を認定する能力が必要になり、この力を身に付けることが次の目標となる。
そして、要件事実の理解は、判決を作成する裁判官にとっては必須なものであるし、原告代理人、被告代理人となる弁護士においても、要件事実を念頭に置きながら、当事者から紛争になった事案を聴取し、当事者が述べる雑多な事実の中から、法的に意味ある事実を拾い上げて、訴状、答弁書、準備書面の作成を行っていくことが重要であり、本講座は、いずれの法曹になったときにも必要な要件事実の構造を理解し、責任ある法曹として活動していくための知識を身に付けることを目標としている。

■授業方法
１つの事例を２回の演習で検討する。
毎回の演習において、その事例問題につき、訴訟物、請求の趣旨、請求を理由付ける事実（請求原因）、抗弁、再抗弁となる事実は何かを考え、また、相手方の主張に対する認否がどのようになるかを検討する。

■準備学習
本演習は、２週間に１回の割合で民法に関する事例問題を事前配布し、配布された事例問題につき、事前に事案と設問を検討する。
その際、事例の事実関係を把握し、法的問題点を摘示し、その問題点を解決するためには、条文と教科書を読んだ上での検討が必須であるので、そのような準備をすることが必要である。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価します。
この科目の平常点は、小テスト２回実施（第４講・第12講）により評価します。

■授業構成
第１講・第２講
テーマ：訴訟物、訴訟上の請求、要件事実、相手方の認否、証明責任の各概念、売買代金請求訴訟における請求を理由付ける事実、錯誤の抗弁、免除の抗弁
概　要：上記のテーマにつき、事前に配布された事例問題を検討した上、これに基づいて討論、議論を行う。

第３講・第４講
テーマ：貸金返還請求訴訟、保証債務履行請求訴訟における請求を理由付ける事実、弁済の抗弁、相殺の抗弁、消滅時効の抗弁
概　要：上記のテーマにつき、事前に配布された事例問題を検討した上、これに基づいて討論、議論を行う。

第５講・第６講
テーマ：売買契約に基づく目的物引渡請求訴訟における請求を理由付ける事実、履行遅滞解除、同時履行の抗弁権
概　要：上記のテーマにつき、事前に配布された事例問題を検討した上、これに基づいて討論、議論を行う。

第７講・第８講＜第８講で中間到達度評価（45分）を実施＞
テーマ：賃貸借契約の終了に基づく建物明渡請求訴訟における請求を理由付ける事実、終了原因を争うための抗弁、借地契約・借家契約の解約と正当事由
概　要：上記のテーマにつき、事前に配布された事例問題を検討した上、これに基づいて討論、議論を行う。

第９講・第10講
テーマ：所有権に基づく建物収去土地明渡請求訴訟における請求を理由付ける事実、所有権喪失の抗弁、対抗要件の抗弁、対抗要件具備による所有権喪失の抗弁
概　要：上記のテーマにつき、事前に配布された事例問題を検討した上、これに基づいて討論、議論を行う。

第11講・第12講
テーマ：所有権に基づく不動産所有権移転登記手続請求訴訟、抵当権設定登記抹消登記手続請求訴訟における請求を理由付ける事実（請求原因）、取得時効の抗弁、抵当権設定登記保持権原の抗弁
概　要：上記のテーマにつき、事前に配布された事例問題を検討した上、これに基づいて討論、議論を行う。

第13講・第14講
テーマ：所有権に基づく動産引渡請求訴訟における請求を理由付ける事実（請求原因）、対抗要件の抗弁、対抗要件具備による所有権喪失の抗弁、即時取得の抗弁
概　要：上記のテーマにつき、事前に配布された事例問題を検討した上、これに基づいて討論、議論を行う。

第15講
テーマ：補充とまとめ
概　要：これまでの復習及びこれまで取り扱わなかった訴訟類型における要件事実等を補充的に検討する。

※なお、中間到達度評価の実施回については変更の可能性がある。

■教科書
民法（総則・物権）ないし民法（不法行為）、民法（担保物権）、民法演習Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法Ⅰａ・Ⅰｂ・Ⅱで使用したもの。
『新問題研究要件事実 付－民法（債権関係）改正に伴う追補－』（法曹会・2020年）
『３訂　紛争類型別の要件事実』（法曹会・2021年）

■担当者から一言
『新問題研究要件事実』については、特に予習・復習が望まれる。

民事裁判実務(N)・(D)

上原 隆志

単　　位： ２単位
配当年次： 未修３年次・既修２年次(19年度入学者)、未修２年次・既修１年次(18年度以前入学者)
授業日時： (N)前期火曜７限、(D)後期月曜５限

■授業概要
本講は、民法、民事訴訟法等の実体法・手続法及び民事実務の基礎等で学んだ要件事実論の基本的理解を前提として、模擬記録を使用し、依頼者の相談を受ける段階から、原告代理人による訴えの提起と被告の答弁書提出等による応訴、争点整理手続、集中証拠調べ（人証調べ)、裁判所による和解勧試、判決言渡しまでという一連の民事訴訟手続全般を学習することを通じて、民事訴訟実務を理解し、法曹として必要な能力を養うことを目的とする。講義では適宜、模擬記録を参照し、模擬裁判を実施する予定のため、受講生は、『民事演習教材』（司法協会）を必ず入手の上、講義に参加されたい。

■到達目標
（１）訴状・答弁書の起案を通じて、訴訟物、要件事実（主要事実）とそれ以外の事実（間接事実、補助事実等）の区別等、主張責任、立証責任といった民事訴訟における基本概念を体得する。
（２）模擬裁判の実演を通じて、主張整理の方法、事実認定の手法、人証調べの基本的なルールなど民事訴訟実務における重要な概念を理解し体得する。
（３）総合的な事例問題の検討を通じて、複雑な事案を整理し、法的問題点を抽出し、適切に事実を評価してあてはめをし、結論を導くという法曹としての基本的能力を養う。

■授業方法
・訴状・答弁書の起案、講評、模擬記録等の検討を通して、事案分析と法解釈及びこれらの関連を学ぶ。
・模擬裁判において受講生が担当を分担し、法廷活動（①口頭弁論及び争点等整理手続、②人証調べ）を実演することで、法曹に必要な能力の基礎を身につける。
・総合事例問題の演習を通じて、実体法及び手続法の理解を深める。

■準備学習
・各回の予習として、模擬記録を精読する。あわせて民法、民事訴訟法の教科書を復習する。
・模擬裁判の実施に当たっては、原告代理人、被告代理人、裁判官など各人が担当する役割分担に従い、模擬記録を検討し、どのような訴訟方針で模擬裁判に臨むかを検討する。
・事前に配布された事例問題を検討する。

■成績評価
定期試験、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価する。
平常点の成績評価は平常点テストにより評価する。平常点テストの実施日については授業中に別途連絡する。

■授業構成
第１講　民事訴訟の基本構造について概観し、訴え提起前の代理人の活動、民事保全の基礎について学ぶ。

第２講　訴状起案の準備学習その１　教科書として指定する模擬記録及び簡易な事例問題を参照しつつ、原告代理人の訴訟活動を確認し、訴状起案のための基礎知識を整理する。

第３講　訴状起案の準備学習その２　引き続き訴状起案のための基礎知識を整理する。

第４講　訴状起案の講評　受講生の起案した訴状起案をもとに検討を行う。

第５講　答弁書起案の準備学習　模擬記録を参照しつつ、被告代理人の訴訟活動を確認し、答弁書起案のための基礎知識を整理する。

第６講　答弁書起案の講評　受講生の起案した答弁書をもとに検討を行う。

第７講　口頭弁論　模擬記録を参照しつつ口頭弁論における当事者及び裁判所の活動を概観する。

第８講　中間到達度評価

第９講　争点整理手続の準備学習　模擬記録を参照しつつ争点整理手続を概観し、模擬記録についてブロックダイアグラムを作成するなどして争点を確認する。

第10講　模擬裁判その１　受講生が各自役割分担を決めた上で、模擬裁判を実演する。

第11講　模擬裁判その２　引き続き受講生による模擬裁判の実演を行う。

第12講　模擬裁判の講評

第13講　立証と事実認定　特に「二段の推定」について事例をベースに検討する。

第14講　総合演習問題その１　民事系の総合事例問題を検討する。

第15講　総合演習問題その２　民事系の総合事例問題を検討する。

※なお、中間到達度評価の実施回については変更の可能性がある。

■教科書
『民事演習教材』（司法協会）』

■参考書・資料
①『新版　完全講義民事裁判実務の基礎　入門編（第２版）』（民事法研究会）
②『法律文書作成の基本　第２版』（日本評論社）
③『民事裁判実務の基礎 刑事裁判実務の基礎』（有斐閣）
④『新問題研究 要件事実　民法（債権関係）改正に伴う追補』（法曹会）
⑤『第４版　民事訴訟第一審手続の解説』（法曹会）

■授業関連事項
①取り扱う事例・教材が変更される場合には、事前に告知するので、各自注意すること。
②中間到達度評価実施時期との関係で、模擬法廷実演の実施回が変更されることがある。
③受講生の数によっては、模擬裁判の実演を実施しないことがある。

■担当者から一言
民法・民事訴訟法、民事実務の基礎の各講義で学んだ知識を十分に復習した上で受講されたい。

刑事実務の基礎①・②

多田　徹・渡辺 顕修

単　　位： ２単位
配当年次： 未修３年次・既修２年次
授業日時： ①前期金曜６限、②後期木曜６限

■授業概要
刑事事件の記録教材などを素材にして、ローヤーとしての基礎的実務的素養を身につける。刑法が刑事訴訟法を通じて適用されていき、事件処理がなされるプロセスを理解する。記録教材を使って、刑法理論と刑事訴訟法の体系的知識を説明できる実務力を身につける。取り上げるテーマの位置付け、理解の程度、刑法・刑訴法全体の構造との関連を甲南大学法科大学院「教育スタンダード」に準拠して授業を進める。

■到達目標
（１）事件記録教材を基本にしてこれを手続に関する基本知識によって読解できる力を身につけることが基本であり、その作業を通じて、実務の観点から、基本知識を応用できるようにする。
（２）手続の基本の流れをクライアントに説明できることを到達目標として知識の定着をはかる。
（３）実務で生起する基本的な問題点を処理する能力を身につける。

■授業方法
本科目は双方向の講義を実施する。
授業はすべて、原則としてオンライン授業（Zoomを予定）とする。また、各回の講義に使用する資料は、あらかじめ（およそ１週間前）My KONANにアップロードする。
主に質疑応答形式をとる。受講生はあらかじめ配布した記録教材について、ラフ・リーディングをし、基礎知識の再確認をしておく。授業中は、教員の質問に答えていく形で、知識の確認、思考力の養成を行う。

■準備学習
授業で配布するレジュメに従い、記録教材の分析を行うこと。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価する。
この科目の平常点は、レポート方式で１回（第12講頃）に出題、提出期間を１～２週間程度として実施する。
中間到達度試験は、第８講前後の授業中に実施する。

■授業構成
第１講
　テーマ：刑事手続と書式（総論）
　概　要：刑事手続の流れの中で生起する問題点～捜査、公訴提起、公判、証拠全体～を理解するために、『事件記録教材（第３号)』の構成全体について講義を行う。なお、関連する予備試験・実務基礎（刑事）の事例問題もあわせて検討する。

第２講・第３講・第４講
　テーマ：検察と刑事手続
　概　要：以下の各項目について学習する。
　　○『事件記録教材（第３号)』から学ぶ捜査から公判までの手続の流れ
　　○検察官の処理
　　○捜査のありかた
　　○身体拘束手続の基本知識と記録への反映
　　○準抗告、取消、勾留執行停止、勾留理由開示など
　　○捜査と証拠（検察官立証との関係）

第５講・第６講
　テーマ：刑事弁護－特に捜査段階の弁護活動－
　概　要：『事件記録教材（第３号)』で読み取れる（あるいは現れない）弁護活動を事例として、刑事弁護の概論を学習する。弁護を受ける権利の本質、弁護人選任と国選弁護人、弁護人接見の重要性などについて学ぶ。

第７講
テーマ：検察官の処分
概　要：『事件記録教材（第３号)』第１分冊、第２分冊までを素材にして、公訴権行使の基本的な考え方、本件に沿った公訴権行使のあり方について検討する。公訴提起に関する基本条文､基本概念を学習する。

第８講・第９講
テーマ：被疑者から被告人へ－弁護人からみた公訴提起－
概　要：検察官の公訴提起に対応する弁護活動のありかた。公判に備えた証拠収集に関する被告側の活動、特に証拠保全について学ぶ

※中間到達度評価
第８講前後に授業中前半45分を用いた中間到達度評価のための試験を実施する予定である。日程などの詳細は追って掲示等で連絡する。

第10講・第11講
テーマ：検察側の事件準備
概　要：以下の各項目について学習する。
〇起訴、不起訴の決定
〇終局処分と刑法の適用
〇公判手続の流れ（第一審、事件記録教材（第３号）を素材にして）
〇証拠調べ手続の基本、証拠法の基礎
〇証人尋問のあり方　規則199条の10以下の手続の利用方法など

第12講・第13講
テーマ：弁護人の事件準備－公判弁護活動に向けて－
概　要：『事件記録教材（第３号)』第３分冊を使いながら、本件では弁護人がどのような公判弁護のための活動を行うのか、基本知識の整理を踏まえて検討分析する。証拠調べ手続に対する対応についても検討する。

第14講・第15講
テーマ：証拠法（主として伝聞法則）
概　要：以下の項目について検討する。
〇証拠法の概観
〇主として伝聞法則関連規定の分析と整理
〇『事件記録教材（第３号)』所収の書証と証拠能力の要件の個別的な検討
〇伝聞法則（伝聞供述の使用禁止、例外要件、例外試用のメカニズム）に関する学習
■授業全体のまとめ

■教科書
①法務総合研究所編集『事件記録教材（第３号）窃盗被疑事件』（第１～３分冊）
※入学時に法科大学院事務室より貸与、修了時に要返却
※複写・書き込み等禁止
②司法研修所『刑事第一審公判手続の概要〔平成21年版〕』（法曹会・2009年）（各自購入）
＜購入したほうがよい文献＞
①末永他『７訂版　犯罪事実記載の実務（刑法犯)』（実務法規・2018年）
②『刑事訴訟法判例百選〔第10版〕』（有斐閣・2017年）

■参考書・資料
〇宇藤崇・松田岳士・堀江慎司『刑事訴訟法（LEGAL QUESTT）〔第２版〕』（有斐閣・2018年）
＊受験生の間で定評のある教科書なので、各自の判断で利用することを奨める。
〇『事件記録教材（第３号）窃盗被疑事件』（法曹会・2010年)《市販版》
＊本教材のオリジナル教材は法科大学院事務室から貸与となるが、書き込み禁止、修了時返却となるので、記録教材に書き込みなどをして独自の学習資料をまとめておくためにも、購入を勧める。

■担当者から一言
『事件記録教材（第３号)』の書式を簡単に説明すること（刑事訴訟法（旧カリキュラム：刑事訴訟法Ⅰ・刑事訴訟法Ⅱ）で学んだ基本知識で説明すること)。証拠等関係カードを使って証拠法の基本知識を整理すること。以上が実務基礎の獲得目標です。授業開始時に詳細レジュメを配布します。

法情報調査

多田　徹・園田　寿

単　　位： １単位／後半開講
配当年次： 未修１年次・既修１年次
授業日時： 前期金曜７限

■授業概要
現在の学問的情報は、先人の業績の積み重ねの結果である。法律の学習においても、テーマに応じて過去の文献や資料を探し、理解することが重要である。特に、実務においては、最高裁判例や下級審の裁判例を参照することが不可欠な作業である。このような作業は「法情報調査（リーガル・リサーチ）」と呼ばれる。本講義では、受講生が民事法と刑事法を中心として、まずは法情報調査の基本的な知識とスキルを習得することできるようになることが目的である。次に、調査によって収集した法律及び判例の解釈は困難を伴う作業である。なぜ法律の解釈が問題になるか、法律の解釈としてどのような解釈が可能であるのか、また、判例とは何か、判例として尊重されるべき判断部分はどこなのかなど、法律、判例の解釈についての基本的な事柄を学ぶことを目的である。テーマの性質上、受身の授業ではなく、実際にインターネットをつかったり、データベースを検索したり、図書館に行ったりして、課題をこなすことが重要となる。なお、第１講～第４講を園田が、第５講～第８講を多田が担当する。

■到達目標
法情報調査に必要な知識とスキルを習得することにより、事実調査能力を養い、将来法曹として紛争解決を行うための十分な能力を身に付け、その使命と責任を果たすことができることを目標とする。また、法律の解釈の方法についての基本的な事柄を学び、さらには、判例の意義や重要性、射程距離を理解することにより、法曹として取り扱う紛争の問題解決能力を養い、法的分析能力を養うことを目標とする。

■授業方法
授業は、原則としてZoomによるオンライン授業もしくはオンデマンド方式によるものとする。
通常の講義と、受講生が与えられたテーマについて、インターネットやデータベース、図書館を利用し、法情報を収集しなければならない。

■準備学習
事前に与えられた具体的なテーマについて、その問題の所在を教科書・基本書等を用いてあらかじめ確認しておくこと。

■成績評価
中間到達度評価は実施せず、定期試験（又は臨時試験）と平常点の２つの要素を６：４の割合で総合評価します。この科目の平常点は、レポートを２回実施する。

■授業構成
※この科目は学期の［後半］に実施します。詳細の日程は掲示を確認してください。

第１講
テーマ：法情報調査とは何か
概　要：法学の分野における法情報調査とは、特定のテーマについての、法令集、判例集、議会議事録などを読んだり、研究論文や図書を探し出し、読み、それをまとめることである。そこで、まず最初に、調査に必要な基礎知識として資料の特性やそのありかを内容と形態から解説し、調査の方法と手順について紹介する。

第２講
テーマ：刑事法における法情報調査（１）
概　要：①刑事法令の読み方・調べ方、②刑事判例の調べ方、③刑事関係の文献の調べ方について解説する。

第３講
テーマ：刑事法における法情報調査（２）
概　要：事前に与えられた具体的なテーマについて、受講生が実際にインターネットやデータベースを使い、また図書館に足を運び、判例情報、文献情報などを収集し、それらをまとめる作業をする。

第４講
テーマ：刑事法における法情報調査（３）
概　要：事前に与えられた具体的なテーマについて、受講生が実際にインターネットやデータベースを使い、また図書館に足を運び、判例情報、文献情報などを収集し、それらをまとめる作業をする。

第５講
テーマ：憲法における法情報調査（１）
概　要：①憲法判例の調べ方、②憲法関係の文献の調べ方について解説し、憲法関連の基本文献の概要について紹介する。

第６講
テーマ：憲法における法情報調査（２）
概　要：事前に与えられた具体的なテーマについて、受講生が実際にインターネットやデータベースを使い、また図書館に足を運び、判例情報、文献情報などを収集し、それらをまとめる作業をする。

第７講
テーマ：私法の法源とその調査
概　要：民法を中心とした私法の法源としてどのようなものがあるかを理解し、その調査方法、判例情報の調査方法を知り、理解する（民法改正についても触れる）。

第８講
テーマ：判例と学説の調査
概　要：判例の理解を進めるためにどのような方法をとるか。同一論点について、判例と学説の情報を対比するなかで法の理解を深めるスキルを学ぶ。

■教科書
特に指定しない。講義では、プリントを配布する。

■参考書・資料
いしかわまりこ・藤井康子・村井のり子『リーガル・リサーチ〔第５版〕』（日本評論社・2016年）

■担当者から一言
受講生各自が、与えられたテーマについて、実際に法情報を収集し、論点をまとめてもらう。授業では、それに基づいて討論することがある。

法文書作成①・②

上原 隆志

単　　位： １単位／後半開講
配当年次： 未修３年次・既修２年次
授業日時： ①前期火曜６限、②後期木曜７限

■授業概要
本講義は、民事及び刑事の実務に関して作成する書面（裁判所に提出する書面だけでなく、事件処理検討のために作成するメモを含む）の起案を通じて、法律学の知識の具体的な適用力、法的洞察力、論理的思考力、更には文章表現力を実践的に修得させようとするものである。第１講～第４講は民事事件関係を、第５講～第８講は刑事事件関係を扱う。なお、『民事演習教材２』（司法協会）は、第１回目の講義から参照・使用するので、必ず事前に入手し、講義に持参すること。

■到達目標
法文書の起案を通じて、資料に現れるさまざまな事実を法的観点から意味付け、そこから必要な事実（規範適合事実）を法律文書に摘示する能力とそのための法的構成力、論理的思考力、表現力などの涵養を図る。

■授業方法
民事事件関係（４回）について
『民事演習教材２』（司法協会）の「建物明渡請求事件」等を使用し、準備書面等を作成・提出させる。
刑事事件関係（４回）について
『事件記録教材（第３号)』等の具体的事例に則して、各事案の進行過程で作成することとなる書面を起案・提出させる。
民事・刑事とも、１回目から３回目までは法的問題点や要件、実務の運用、記録教材や資料の見方、その法的位置づけの検討を講義形式で行う。
４回目の講義では、事前に各受講生に起案を提出させ、講義日において、その起案を各受講生との質疑応答形式で解説、講評する。
起案の提出期限は授業時に指示するが、各人の起案を質疑応答、講評の素材とするので、期限は厳守すること。

■準備学習
起案の際には、テーマとなっている法分野に関する科目の講義資料、ノート、基本書、判例集を必ず復習するなどして、関連づけを行うこと。

■成績評価
中間到達度評価は実施せず、定期試験（又は臨時試験）と平常点の２つの要素を８：２の割合で総合評価する。この科目の平常点は、提出を要する起案（民事１回、刑事１回、合計２回）の合計点による。提出期限については、授業時に指示する。

■授業構成
※この科目は学期の［後半］に実施します。詳細の日程は掲示を確認してください。

第１講
テーマ：民事系起案のための準備学習１（民事系起案の概論）
概　要：まず民事事件で作成が必要となる書面について概観した上で、法文書作成のための基本的な作法を確認する。次に模擬記録の内容を検討し、当事者の主張を整理し争点を把握する。また、この回で起案の課題を提示する。

第２講
テーマ：民事系起案のための準備学習２（訴状、答弁書）
概　要：訴状、答弁書の意義について確認した上で、簡単な事例をベースに訴状の元となるメモ、答弁書の元となるメモの即日起案を実施し（起案の提出は求めない)、解説をする。

第３講
テーマ：民事系起案のための準備学習３（準備書面）
概　要：模擬記録を参照しながら、改めて当事者の主張を請求原因、抗弁、再抗弁等の形で整理し、要件事実レベルでの争点を把握した上で、準備書面の作成方法について解説する。

第４講
テーマ：民事系起案の解説と講評
概　要：第１講で提示した課題について受講生が提出した起案を元に解説・講評を行う。

第５講
テーマ：刑事系起案のための準備学習１（刑事系起案の概論）
概　要：刑事手続の流れを概観した上で、手続の各段階で必要となる書面の意義について解説する。また、この回で起案の課題を提示する。

第６講
テーマ：刑事系起案のための準備学習２（捜査・公訴提起段階での書面）
概　要：勾留、保釈の要件を検討し、勾留・保釈の可否に関する検討メモの作成を即日起案方式で実施し（起案の提出は求めない）、解説をする。

第７講
テーマ：刑事系起案のための準備学習３（公判段階での書面）
概　要：事実認定の基礎及び証拠構造の把握の仕方について解説した上で、犯人性認定に関する検討メモの即日起案を実施し（起案の提出は求めない）、解説する。

第８講
テーマ：刑事系起案の解説と講評
概　要：第５講義で提示した課題について受講生が提出した起案を元に解説・講評を行う。

■教科書
【民事関係】
『民事演習教材２』（司法協会）
【刑事関係】
法務総合研究所編集『事件記録教材（第３号）窃盗被疑事件』（第１～３分冊）
※入学時に法科大学院事務室より貸与、修了時に要返却
※複写・書き込み等禁止
ほか、特に指定しないが、刑事訴訟法の基本書は講義日に持参すること

■参考書・資料
①『法律文書作成の基本　第２版』（日本評論社）
②『新版　完全講義民事裁判実務の基礎　入門編（第２版）』（民事法研究会）
③『民事裁判の基礎　刑事裁判の基礎』（有斐閣）

■授業関連事項
取り扱う事例・教材が変更される場合には、事前に告知するので、各自注意すること。

■担当者から一言
法律基本科目の各講義で学んだ知識を十分に復習した上で受講されたい。

刑事模擬裁判

多田　徹

単　　位： ２単位
配当年次： 未修２年次・既修１年次
授業日時： 後期木曜５限

■授業概要
刑事裁判につき、実際に即した模擬裁判の形で行い、受講生が訴訟当事者として主体的に参加することで、刑事司法の主要な過程である刑事裁判の運用や実務を理解するとともに、これまでに学んだ知識がどの場面で活用されるのか検討・体得することによって裁判実務の基礎的知識及び技能を習得する。

■到達目標
刑事裁判の流れ、その過程で必要な準備作業及び作成書面についての基本的な知識を習得する。

■授業方法
本科目は双方向の講義を実施する。
本講義は、対面授業とする。
記録教材を用いて、刑事裁判の各段階で行われる裁判所、検察官及び弁護人の主要な訴訟行為や訴訟活動について、受講生の発言・検討を求めながら講義や模擬裁判を実施する。
模擬裁判の具体的な内容は次のとおりである。
（１）記録教材を基に、起訴状、証明予定事実記載書、予定主張記載書、冒頭陳述要旨、証拠等関係カード、証人尋問及び被告人質問の各事項書、論告、弁論及び判決など、訴訟手続の過程で作成する各種書面を随時起案する。
（２）模擬裁判の実施配役を決め、公判前整理手続や公判手続（冒頭手続から判決宣告まで）の各手続を実演する。

■準備学習
配布する記録教材及び資料のうち、関連箇所を事前に熟読して講義に臨む必要がある。
また、随時、起案する書面を指定するので、事前に当該書面の起案をし、提出を求められたものについて提出して講義に臨む必要がある。

■成績評価
本講義の性質を考慮して、定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を２：１：７の割合で総合評価する。
平常点は、模擬裁判実施時の各役割の職責遂行度、起案対象書面などを評価して採点する。

■授業構成
第１講
　ガイダンス

第２講・第３講
　記録教材に基づく、捜査・公訴提起の講義

第４講・第５講・第６講
　記録教材に基づく、捜査段階の弁護及び公判前整理手続・公判段階での弁護方針の講義

第７講・第８講
　記録教材に基づく、公判前整理手続の講義と実演

第９講・第10講・第11講
　記録教材に基づく、公判準備の講義と実演（各種書類の作成を含む）

第12講・第13講・第14講・第15講
　記録教材に基づく、模擬裁判の実施と講評

※中間到達度評価の実施回については、授業で指示する。

■教科書
特になし。
講義や模擬裁判で使用する記録教材については、配布する。

■担当者から一言
刑事裁判を当事者の立場で実演し、手続法である刑事訴訟法を実際に使ってみることで、刑事訴訟法の理解が飛躍的に高まると思います。
一定の作業負担はありますが、協議の上、負担量を軽減することも可能です。

エクスターンシップ／弁護士実務

石井　昇・多田　徹

単　　位：	２単位
配当年次：	未修２年次・既修１年次
授業日時：	集中講義
特記事項：	19年度入学者用はエクスターンシップ、18年度以前入学者用は弁護士実務

■授業概要
法律事務所等（企業・近隣自治体等の法務部門等を含む）における実務研修。

■到達目標
弁護士事務所等（企業や近隣自治体等の法務部門等を含む）において、法律実務の基礎を実地に学び、法律実務の理論と現場の架橋を行なう。導入、総括講義の機会に弁護士業務全般について学ぶ。また、経験交流会を開催して、各参加院生の体験を共有する。

■授業方法
（１）導入講義（弁護士担当）・・・１コマ（90分）。
　　刑事手続と民事手続の概要の再確認。事件処理の基本的知識の確認。守秘義務など法曹倫理の確認。

（２）実務研修（２週間）　※１月下旬～２月中旬予定

（３）総括と報告・・・１コマ（90分）。
　　４月に入り、学んだことの報告会をかねて総括講義を行なう。弁護士が指導するとともに、教員・院生にオープンの形で行なう。

■準備学習
守秘義務など法曹倫理の復習。民事訴訟、刑事訴訟の基本的な流れの復習。

■成績評価
指導担当弁護士等の評価に基づく。
なお、この科目は５段階に分けた評価は行わず、単位認定のみを行う。

■授業構成
導入、総括は大学又は法律事務所等で行なう。実務研修中のスケジュールは各指導担当弁護士等に従う。

■教科書
特に指定しない。

■担当者から一言
４月に入ってから、院生・教員向けの報告会を実施する。

■その他
・「法曹倫理」を履修していること。
・「エクスターンシップ／弁護士実務」は、集中講義に位置づけられているため、春入学者、秋入学者とも2021年度前期（春学期）に履修登録を行う必要がある。後期（秋学期）の科目追加・修正は認められない。

ロイヤリングⅠ

筑波大学法科大学院

単　　位：	１単位
配当年次：	未修３年次・既修２年次
授業日時：	集中講義(夏期)
特記事項：	19年度入学者用

■授業概要
本演習の内容は、刑事事件の事件受任から終了までの一連の流れを基本的な事件を中心に説明し、議論することを通じて基本的技能を修得することを目的とする。
演習では、特定の刑事事件を題材として、被疑者段階の刑事弁護活動を中心に、時々刻々変転する受任から公判準備に至るまでの刑事手続の流れの中で、被疑者（被告人）との模擬接見等に基づき、事案の把握・問題点の拾い出しをしつつ、弁護方針を決定することを学び、もって、法律家として必要とされる聴き取り能力、問題点を発見する能力、問題点を処理・解決する能力を養うとともに、刑事手続全体の中で被疑者弁護活動及び公判準備の位置づけを理解することができるようにする。

■到達目標
法的技術基礎論（ロイヤリング）は、法律家とくに弁護士として実務において要求される技能の中で、法科大学院の学生に習得させるのが適切であると認められる基本的な技能についての理論である。法律家に必要とされている基本的技能について、刑事弁護実務について具体的事件を通じて学ぶ。授業内容は、特定の刑事事件（外国人に対する公務執行妨害被疑事件）を題材として、被疑者段階の刑事弁護活動を中心に、時々刻々変転する受任から公判準備に至るまでの刑事手続の流れの中で、被疑者（被告人）との模擬接見等に基づき、事案の把握・問題点の拾い出しをしつつ、弁護方針を決定することを学び、もって、法律家として必要とされる聴き取り能力、問題点を発見する能力、問題点を処理・解決する能力を養うとともに、刑事手続全体の中で被疑者弁護活動及び公判準備の位置づけを理解することができるようにする。

■授業方法
授業は、遠隔システムを用いた形で実施する。

■準備学習
この科目は、刑事手続の流れの中で時々刻々変化する状況下で逐一必要な資料を配付するので予習等の授業時間外の学修等については、授業において指示をする予定である。

■成績評価
小テスト20%、定期試験80%とした総合評価とする。
なお、この科目は５段階に分けた評価は行わず、単位認定のみを行う。

■授業構成
【授業時間帯】　夏期月曜18：20～21：00（２コマ）

第１講・第２講　８月８日（月）
　初回接見と刑事弁護人の選受任

第３講・第４講　８月22日（月）
　模擬接見等に基づく、逮捕留置中の被疑者に対する弁護活動

第５講・第６講　８月29日（月）
　模擬接見等に基づく、公判請求直後の保釈請求

第７講・第８講　９月５日（月）
　模擬接見等に基づく、公判準備（前半）（証拠開示、証拠意見、予定主張）

第９講・第10講　９月12日（月）
　模擬接見等に基づく、公判準備（後半）（証拠開示、証拠意見、予定主張）

定期試験
　９月に実施予定

■教科書
適宜資料を配付する。

■担当者から一言
グループ討論を積極的にされたい。

■その他
筑波大学法科大学院開講科目のため、事前に甲南大学法科大学院事務室に履修申請する必要があります。申請期限については、別途掲示等でお知らせします。

法と医学

岩井 圭司

単　　位： ２単位
配当年次： 未修１年次・既修１年次
授業日時： 後期木曜３限

■授業概要
科学・技術は一般に、社会思潮から独立したものではあり得ません。
人の生老病死に直接関わる医学となればなおさらです。
本科目では、法と医学の接点ないしは“共観”領域について、医学側から（それもとくに精神医学の視点から）問題提起していきます。

■到達目標
・科学・技術としての医学の特徴（特異性）について概説できる。
・社会の変動、社会的要請、あるいは社会思潮との関連において医学史を概説できる。
・主な精神疾患について、相互対比的に概説できる。
・精神障害者の人権と処遇について概説できる。
・精神鑑定の種類とそれぞれの射程について概説できる。
・とくに精神的被害の鑑定をめぐる問題点について概説できる。
・精神障害者の処遇をめぐる法規について概説できる。

■授業方法
配布資料を中心に講義します。
ときにパワーポイントで画像、動画を供覧します。
適宜質問、討論の時間をとります。
原則対面授業で行いますが、新型コロナウィルス感染症の感染状況により、ハイフレックス授業またはオンライン授業（同期型もしくは非同期型（オンデマンド））とすることがあります。

■準備学習
医学的内容なので予習は困難でしょうが、講師としては前回授業の復習が次回の予習につながるように工夫しますので、復習を心がけてください。
また、普段から医療訴訟や精神鑑定、障害者の人権に関する報道に関心を向け、チェックするように努めてください。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価します。
授業中に授業内容に関するアンケート的小テスト（２回）を行うことで、本科目に取り組む姿勢を評価し、平常点とします。
中間到達度試験の実施日については授業中に案内します。

■授業構成
第１講：医学総論
　医学と科学、医学的人間観、病気とは何か

第２講：医学史概観
　とくに医学の社会史的発展過程、人類と疾病の交渉史

第３講：医学・医療と社会
　医療倫理（ヒポクラテスの誓い、ヘルシンキ宣言、他）、保健・福祉との関連と連携、疫学

第４講：精神医学入門
　その“黒歴史”について、精神疾患の分類と症状論

第５講：精神医学の方法としての現象学
　自我機能と了解概念を中心に

第６講：精神疾患各論（１）
　躁うつ病圏（感情障害）、自殺とその対策をめぐって

第７講：精神疾患各論（２）
　精神病圏（統合失調症と妄想性障害）

第８講：精神疾患各論（３）
　神経症圏

第９講：精神疾患各論（４）
　パーソナリティ障害と発達障害

第10講：精神疾患各論（５）
　心的外傷（トラウマ）関連病態（ＰＴＳＤと解離性障害）

第11講：精神鑑定（１）
　精神的被害の鑑定

第12講：精神鑑定（２）
　精神医学から見た自由意志と責任能力、刑事司法鑑定

第13講：精神医療と法（１）
　精神保健福祉法

第14講：精神医療と法（２）
　医療観察法と保安処分をめぐって

第15講
　被害者支援、患者の人権と処遇、精神科医師にとっての法と裁判

■教科書
特に指定しません。

■参考書・資料
パーカー『医療の歴史』（創元社）
小川鼎三『医学の歴史』（中公新書）
坂井建雄『人体観の歴史』（岩波書店）
中井久夫『新版 分裂病と人類』（東京大学出版会）
山下格『精神医学ハンドブック―医学・保健・福祉の基礎知識〔第７版〕』（日本評論社）
市村・岩井他『マスコミ精神医学』（星和書店）
中井・山口『看護のための精神医学〔第２版〕』（医学書院）
日本精神神経学会『臨床医のための司法精神医学入門〔改訂版〕』（新興医学出版）
安藤久美子『精神鑑定への誘い』（星和書店）

■授業関連事項
授業時間中に質問、討論の時間を設けますが、そのほかでも随時受講者からの質問を受けつけます。講師と受講者との間でポリフォニックな対話が構成されていくことを期待します。

■担当者から一言
医学の中でも精神医学、ことに司法精神医学や精神鑑定は世間の誤解を受けやすい分野です。
将来の法曹として、偏見のない目で精神障害者を見る目を養っていただきたいと思います。

財務諸表論

加藤 秀昭

単　　位： ２単位
配当年次： 未修１年次・既修１年次
授業日時： 後期木曜７限

■授業概要
財務会計の学習するにあたっては、財務諸表の作成・開示に関するルールである会計基準を理解することが必要である。
本講義では、財務会計の制度を知るとともに、企業会計の基本である複式簿記の構造や資産概念、負債概念、収益費用概念といった総論の理解から科目固有の各論を展開し、現代財務諸表（貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書など）の理論体系・本質を学ぶ。
また、近年は社会が高度に発展し企業はグループ経営やグローバル経営を行っている会社も数多く存在することから、連結会計・外貨建取引会計についても学習する。

■到達目標
（１）科目における到達目標
　　財務諸表をはじめとする、企業の財務データの高度利用には、企業会計基準等として定められた企業会計のルールに関する知識が不可欠である。
　　財務情報によって、企業を分析する際に必要な知識の習得を目標とする。
（２）専門教育科目表における到達目標
・ビジネス・ローヤーとして必要となる、企業業績の理解にとって基礎的な会計学の考え方や分析手法を習得している。
・会計の原則とその背後の論理を学び、企業会計を理解し、実践する力を身につけている。
・課題を発見し、自ら調べ、解決策を導き出す、自立的洞察力を有している。
・さまざまな情報源から適切な情報を収集し、それを有益に活用する能力を有している。

■授業方法
教科書に沿って財務諸表の各領域について解説する。

■準備学習
会計科目は積み重ねが重要な学科目であるため、毎回出席し、各回の教科書の該当する章について30分から１時間をかけて予習・復習を行なうことが重要である。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素をそれぞれ６：３：１の割合で総合評価する。この科目の平常点は、２回の小テストをもとに評価する。小テストを実施する日については講義が始まってから案内する。

■授業構成
第１講　財務会計の概要と複式簿記の構造Ⅰ（日常の記録）

第２講　複式簿記の構造Ⅱ（決算時の処理）

第３講　会計理論と会計基準

第４講　現金預金と有価証券

第５講　売上高と売上債権

第６講　棚卸資産と売上原価

第７講　有形固定資産と減価償却

第８講　中間到達度評価（45分）及び解答解説

第９講　無形固定資産と繰延資産・負債Ⅰ

第10講　負債Ⅱ

第11講　株主資本と純資産

第12講　財務諸表の作成と公開

第13講　連結財務諸表Ⅰ

第14講　連結財務諸表Ⅱ・外貨建取引会計

第15講　総復習

※なお、中間到達度評価の実施回については変更の可能性がある。

■教科書
櫻井久勝『財務会計講義〔第23版〕』（中央経済社・2022年）＜予定※＞の該当する箇所を使用する。
※毎年３月下旬に版が更新されています。更新されない場合は『財務会計講義〔第22版〕』（中央経済社･2021年）を使用します。

■参考書・資料
講義の際、レジュメを配布する。

■授業関連事項
本講義では、イメージ理解のため講義中に数値を使って設問を解いてもらう場合がある。
そのため毎回各自電卓を持参すること。

ミクロ経済･ゲーム論

木成 勇介

単　　位： ２単位
配当年次： 未修１年次・既修１年次
授業日時： 前期水曜６限

■授業概要
この講義では、市場原理や規制、市場の失敗と呼ばれる現象など、ミクロ経済学の主要なトピックスについて学ぶ。
経済学の基本的な知識を習得するだけでなく、様々な社会問題を常に念頭に置き、経済学を専門とする担当者と法学を専門とする受講生との議論を通して経済学的な考え方について実践的に学ぶ。
なお、経済学の知識は問わない。但し、様々な社会問題に対して法学的な立場から議論するための知識があることが望ましい。

■到達目標
様々な社会問題に対する経済学の考え方と法学の考え方の類似点・相違点を理解できるようになる。

■授業方法
講義形式で経済学の基本的な知識を学んだ後、経済学の専門家である担当者と法学の専門家である受講生とで講義内容に関する議論を行う。

■準備学習
経済学の講義内容に関する復習（各回60分程度）
あらかじめ指定された社会問題に関する議論の準備（各回60分）

■成績評価
定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価する。
平常点は「要点整理など議論のための準備」及び「議論への積極的な参加」により評価する。

■授業構成
第１講
　需要・供給・市場原理

第２講
　競争市場とＰＬ法

第３講
　賃金と生産性

第４講
　最低賃金制度と市場分断

第５講
　余剰と規制

第６講
　チケット転売

第７講
　税負担と弾力性

第８講
　たばこ税と現在バイアス

第９講
　中間到達度評価とこれまでの復習

第10講
　比較優位・交易の利点

第11講
　TPPを考える

第12講
　市場の失敗：外部性とピグー税

第13講
　市場の失敗：騒音おばさんとカジノとギャンブル中毒

第14講
　市場の失敗：公共財と公共財ゲームの帰結

第15講
　市場の失敗：利己心と利他心、信頼と罰則

※なお、中間到達度評価の実施回については変更の可能性がある。

■教科書
指定しない

■参考書・資料
神取道宏『ミクロ経済学の力』（日本評論社・2014年）
グレゴリー・マンキュー『マンキュー入門経済学』（東洋経済新報社・2014年）
大竹文雄『行動経済学の使い方』（岩波新書・2019年）

監査論

伊藤 公一

単　　位： １単位／前半開講
配当年次： 未修１年次・既修１年次
授業日時： 前期金曜６限

■授業概要
監査を体系的に学ぶためには、簿記・財務会計論、会社法および金融商品取引法等についての広範な知識が必要です。また、監査の学修領域は主体・制度論、実施論および報告論など多岐にわたることから、監査を体系的に学ぶには相応の時間が必要とされます。しかし、本講義では、時間的制約からこれらすべてにわたって学ぶことはできないため、実社会で必要とされる監査についての常識的な知識の習得を目指して講義を行います。

■到達目標
わが国金融市場の重要なインフラストラクチャーである、公認会計士による財務諸表監査についての基本的な知識を得ることを目的とします。具体的には、①制度として実施されている金融商品取引法に基づく監査および会社法にもとづく監査についての基本的な知識を身に着けるとともに、②監査で用いられる基礎概念や立証構造についての知識を習得することを目的とします。

■授業方法
WEB教材を視聴し期限内に課題を提出する方法による。
テキストの記載内容にもとづき講義形式で行います。８回という限られた回数の中で、監査についての知識が効果的に身につくように講義を進めていきます。
＊＊＊
ウェブベースの講義であるため、質問等はMy KONANを用いて又は事務室の指示する方法にしたがって行ってください。

■準備学習
事前に指示された箇所について、テキストおよび資料等に目を通しておくことが必要です（予習・復習とも各２時間）。

■成績評価
中間到達度評価は実施せず、定期試験（又は臨時試験）と平常点の２つの要素を６：４の割合で総合評価します。平常点は、課題提出状況により評価します。

■授業構成
※この科目は学期の［前半］に実施します。詳細の日程は掲示を確認してください。
全てWEB講義となります。

第１講
　テーマ：監査の意義と役割
　概　要：監査とは何か、監査の生成要因、法定監査と任意監査、監査の特質と限界等

第２講
　テーマ：会社法監査の生成と展開
　概　要：株式会社の誕生とディスクロージャの生成、ヨーロッパにおける会社法監査の生成と展開等

第３講
　テーマ：わが国の会社法監査の意義と内容（１）
　概　要：わが国における会社法監査の生成と展開等

第４講
　テーマ：わが国の会社法監査の意義と内容（２）
　概　要：現行会社法の監査規定等

第５講
　テーマ：わが国金融商品取引法監査の意義と内容（１）
　概　要：アメリカにおける投資者保護のためのディスクロージャ規制の生成と展開等

第６講
　テーマ：わが国金融商品取引法監査の意義と内容（２）
　概　要：金融商品取引法による会計ディスクロージャの概要

第７講
　テーマ：監査における立証構造（１）
　概　要：経営者の主張、監査要点等

第８講
　テーマ：監査における立証構造（２）
　概　要：監査証拠、監査手続等

■教科書
伊豫田隆俊・松本祥尚・林隆敏（2020）『ベーシック監査論〔八訂版〕』同文舘

■参考書・資料
内藤文雄（2011）『財務諸表監査の考え方　改訂版』税務経理協会
山浦久司（2008）『会計監査論　第５版』中央経済社

■授業関連事項
講義回数が限られているため、受講生の積極的な予復習を前提に講義を進めます。

公共法務論

石井　昇・稲田　優

単　　位： ２単位
配当年次： 未修３年次・既修２年次
授業日時： 後期土曜３限

■授業概要
公共法務論では、全国各都市の関連部局から講師を招聘し、多様な自治体行政について知識を獲得し、自治体行政のさまざまな領域における国の法令と条例・規則との関係、法的思考の必要性と運用の実際、自治体内外におけるリーガル・サービスの広がりと必要性について、具体的に検討する機会とする。さらに自治体行政における弁護士など法曹有資格者の果たす役割についても検討する予定である。

■到達目標
地方自治に関する基礎的な知識を獲得するとともに、行政の実務担当者の講義を受講し質疑応答を行って、自治体行政について理解を深める。

■授業方法
本科目は、Zoomを利用したリアルタイムのオンライン授業として実施する。
全国各都市の関連部局から講師を招聘し、各担当者による講義と質疑応答を通して、自治体行政について理解を深める。

■準備学習
各回テーマについてネットで調べておくこと。

■成績評価
受講内容に関して、毎回レポート（Ａ４－１枚程度）を提出し（石井担当回を除く）、担当者のレポートに対する評価に基づいて総合的に成績評価を行う。
なお、この科目では５段階評価は行わず、単位を認定するか否かのみを判定する。

■授業構成
※この【授業構成】では、2021年度後期に実施したものを掲載しています。
2022年度の授業構成については、現在調整中です。授業構成が確定次第ネット上のシラバスに掲載します。

第１講
　テーマ：「公共法務論」の前提となる地方自治体の基礎知識①
　講　師：石井昇（甲南大学）

第２講
　テーマ：「公共法務論」の前提となる地方自治体の基礎知識②
　講　師：石井昇（甲南大学）

第３講
　テーマ：地方税制と税務関係争訟
　講　師：稲田優　姫路市総務局総務部法制課法務専門員

第４講
　テーマ：東京の連続立体交差事業
　講　師：原田和生　東京都オリンピック・パラリンピック準備局　スポーツ施設担当部長

第５講
　テーマ：人事委員会
　講　師：新井実喜男　東京都人事委員会事務局　任用公平部審査課主任

第６講
　テーマ：国家賠償請求訴訟
　講　師：大里和巳　横浜市都市整備局業務調整課課長補佐

第７講
　テーマ：自治体が原告となる訴訟
　講　師：中村隼　東京都総務局総務部法務課課長代理

第８講
　テーマ：建築をめぐる法令
　講　師：佐々木一臣　横浜市総務局課長補佐（総務部法制課法制担当係長）

第９講
　テーマ：東京の河川の整備
　講　師：原田和生　東京都オリンピック・パラリンピック準備局　スポーツ施設担当部長

第10講
　テーマ：消防と法
　講　師：雫石恒介　東京消防庁総務部総務課課長補佐兼法務主査

第11講
　テーマ：学校と法
　講　師：片山明子　神戸市教育委員会学校法務専門官（弁護士）

第12講
　テーマ：住民訴訟
　講　師：榎本洋一　東京都総務局総務部訟務担当課長

第13講
　テーマ：災害と法
　講　師：永野海　弁護士（静岡県弁護士会）・防災士

第14講
　テーマ：児童相談所と弁護士
　講　師：小田紗織　弁護士（兵庫県弁護士会）

第15講
　テーマ：キャリアとしての自治体内弁護士
　講　師：稲田優　姫路市総務局総務部法制課法務専門員

■教科書
資料を配布する。

■授業関連事項
授業構成が変更されましたら、My KONAN上のシラバスを修正します。
2021年度と授業内容が変更される可能性があることを予めご了承ください。

著作権法①・②

板倉 集一

単　　位： ２単位
配当年次： 未修２年次・既修１年次
授業日時： ①前期水曜７限、②後期水曜７限

■授業概要
知的財産法は、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法および不正競争防止法等の総称であり、客体である情報（知的財産）の保護法である。
知的財産の特徴、知的財産法の体系、著作権法の目的、著作物、著作者、職務著作、著作権、著作権の制限、著作者人格権、著作隣接権．みなし侵害および著作権侵害に対する法的救済について主要論点を分析・検討する。

■到達目標
著作権法について基礎的知識を習得するとともに、主要論点について裁判規範を中心に理解し、説明できるようになることを目標とする。

■授業方法
リアルタイム・オンライン授業（Zoomを利用）を実施する。
授業構成に示されたテーマ及び内容に関して事前に配布するレジュメに記載の「論点」（必須の修得すべき重要事項）および「設問」（修得すべき事項）に沿って、教科書や参考書により予習していることを前提に基礎的な知識及び主要論点について講義および受講生に対する質疑応答による双方向授業を組み合わせて進める。
中間到達度評価の実施日には、45分間のZoomによるオンライン授業を行う。

■準備学習
あらかじめ配布されたレジュメを読み（30分程度）、その内容に沿って教科書および判例百選の該当箇所を読んでレジュメの「論点」について検討しておくこと（60分程度）が求められる。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価する。
平常点は、平常の学習状況を確認するため第10講において小テスト（論述式）および授業中の質疑応答の状況により総合評価する。

■授業構成
第１講
テーマ：知的財産法の概要、著作権法の目的および無体物と有体物の保護の相違
概　要：知的財産法とは何か。なぜ保護する必要があるのか。著作権法の目的は何か。無体物と有体物の保護について判例はどのように判断しているか。主要論点について裁判規範を中心に検討する。

第２講
テーマ：著作権の客体（１）－著作物の要件および著作物①
概　要：著作物とは何か。著作権の保護対象である著作物の意義および要件（著作物性）および言語の著作物に関する主要論点について裁判規範を中心に検討する。

第３講
テーマ：著作権の客（２）－著作物②
概　要：音楽の著作物、舞踊無言劇の著作物および美術の著作物（応用美術を含む）に関する主要論点について裁判規範を中心に検討する。

第４講
テーマ：著作権の客体（３）－著作物③
概　要：建築の著作物、図形の著作物および写真の著作物の著作物性、建築の著作物あるいは図形の著作物の対象物と設計図の関係および写真の著作物と被写体との関係に関する主要論点について裁判規範を中心に検討する。

第５講
テーマ：著作権の客体（４）－著作物④
概　要：プログラムの著作物、編集著作物、データベースの著作物および二次的著作物の著作物性に関する主要論点について裁判規範を中心に検討する。

第６講
テーマ：著作権の主体
概　要：著作者、共同著作物の著作者、職務上作成される著作物の著作者および映画の著作物の著作者・著作権者に関する主要論点について裁判規範を中心に検討する。

第７講
テーマ：著作権（１）
概　要：複製権、上演権、演奏権、公衆送信権、伝達権および口述権に関する主要論点について裁判規範を中心に検討する。

第８講
テーマ：著作権（２）
概　要：展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻案権に関する主要論点について裁判規範を中心に検討する。映画の著作物の頒布権の消尽論および原著作物の二次的著作物に対する保護範囲をめぐる論点の理解に重点をおく。

第９講
テーマ：中間到達度評価及び著作権の制限（１）
概　要：著作権の客体、主体、著作権の内容について中間到達度評価（レポート形式）を行う。授業は、45分で私的使用のための複製に関する主要論点について裁判規範を中心に検討する。

第10講
テーマ：著作権の制限（２）
概　要：付随対象著作物の利用、図書館における複製、引用、教育・試験のための利用等について関する主要論点について裁判規範を中心に検討する。重要な論点を多く含む引用に関する理解に重点をおく。最初の15分間で「小テスト」を実施する。

第11講
テーマ：著作権の制限（３）
概　要：営利を目的としない上演、報道・国家活動のための著作物の利用および美術の著作物の利用に関する制限規定に関する主要論点について裁判規範を中心に検討する。

第12講
テーマ：著作権の制限（４）
概　要：インターネット等の円滑利用のための調整に関する著作権の制限規定の内容を理解するとともに著作権の存続期間に関する主要論点について裁判規範を中心に検討する。

第13講
テーマ：著作者人格権
概　要：著作者人格権の法的性質、死後の著作者人格権の保護、公表権、氏名表示権、同一性保持権および名誉・声望保持権に関する主要論点について裁判規範を中心に検討する。

第14講
テーマ：著作隣接権、著作権侵害の主体および著作権譲渡契約
概　要：実演家、レコード製作者、放送事業者の権利および有線放送事業者の権利を理解するとともに著作権侵害の主体に関するカラオケ法理、番組関連サービ提供事業者の侵害主体性および著作権譲渡契約に関する主要論点について裁判規範を中心に検討する。

第15講
テーマ：著作権の救済手段
概　要：みなし侵害、著作権侵害に対する救済手段である差止請求、損害賠償請求、名誉回復等措置請求および損害額の算定の特則に関する主要論点について裁判規範を中心に検討する。

※なお、中間到達度評価の実施回については変更の可能性がある。

■教科書
高林龍『標準著作権法〔第４版〕』（有斐閣・2019年）
小泉直樹・田村善之・駒田泰土・上野達弘編『著作権判例百選〔第６版〕』（有斐閣・2019年）

■参考書・資料

中山信弘『著作権法〔第３版〕』（有斐閣・2020年）
田村善之『著作権法概説〔第２版〕』（有斐閣・2001年）
島並良・上野達弘・横山久芳『著作権法入門〔第２版〕』（有斐閣・2016年）

特許法①・②

板倉 集一

単　　位： ２単位
配当年次： 未修２年次・既修１年次
授業日時： ①前期水曜６限、②後期火曜７限

■授業概要

知的財産法は、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法および不正競争防止法等の総称であり、客体である情報（知的財産）の保護法である。知的財産の特徴、知的財産法の体系、特許法の目的、発明、発明者、職務発明、特許の要件、特許権の取得手続、審判、審決取消訴訟、特許権の効力とその制限、特許権の利用（専用実施権・通常実施権）、特許権の侵害（文言侵害・均等侵害・間接侵害）、抗弁および救済手段に関する論点について重要裁判例の分析を通じて検討する。

■到達目標

特許法について基礎的知識を習得するとともに、主要論点について裁判規範を中心に理解し、説明できるようになることを目標とする

■授業方法

リアルタイム・オンライン授業（Zoomを利用）を実施する。
授業構成に示されたテーマ及び内容に関して事前に配布するレジュメに記載の「論点」（必須の修得すべき重要事項）および「設問」（修得すべき事項）に沿って、教科書や参考書により予習していることを前提に基礎的な知識及び主要論点について講義および受講生に対する質疑応答による双方向授業を組み合わせて進める。
中間到達度評価の実施日には、45分間のZoomによるオンライン授業を行う。

■準備学習

あらかじめ配布されたレジュメを読み（30分程度）、その内容に沿って教科書および判例百選の該当箇所を読んでレジュメの「論点」について検討しておくこと（60分程度）が求められる。

■成績評価

定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価する。
平常点は、平常の学習状況を確認するため第10講において小テスト（論述式）および授業中の質疑応答の状況により総合評価する。

■授業構成

第１講
　テーマ：知的財産法の概要、特許法の目的および特許取得手続
　概　要：知的財産とは何か。なぜ保護する必要があるか。無体物である知的財産と有体物の保護の違いについて判例はどのように判断しているか。知的財産法の全体構造を把握したうえで特許法の目的および特許出願手続システムについて検討する。

第２講
　テーマ：特許権の客体および特許の要件（１）
　概　要：特許権の客体である発明の意義、発明の要件（自然法則の利用、技術的思想、創作性、高度性）、発明の種類（物の発明、方法の発明）および特許の要件である産業上の利用可能性について理解するとともに関連する医療関連発明の特許性に関する主要論点について裁判規範を中心に検討する。

第３講
　テーマ：特許の要件（２）
　概　要：特許の要件である新規性、新規性喪失の例外、進歩性について内容を理解するとともに主要論点について裁判規範を中心に検討する。

第４講
　テーマ：特許の要件（３）
　概　要：先願、拡大先願、出願書類の記載要件および特許を受けることができない発明について制度の内容を理解するとともに主要論点について裁判規範を中心に検討する。

第５講
　テーマ：特許権の主体（１）
　概　要：発明者、特許を受ける権利、冒認出願、特許権移転請求権の内容を理解するとともに主要論点について裁判規範を中心に検討する。

第６講
テーマ：特許権の主体（２）
概　要：職務発明の意義、要件、相当の利益請求権の内容を理解するとともに主要論点について裁判規範を中心に検討する。

第７講
テーマ：特許権の取得手続
概　要：出願、国内優先権制度、出願公開、審査請求、補正、査定、登録など特許権の取得手続および異議申立制度について内容を理解するとともに出願公開制度に関する主要論点について裁判規範を中心に検討する。

第８講
テーマ：審判・審決取消訴訟
概　要：審判の目的、意義、種類、内容、審決取消訴訟の手続等について制度の内容を理解するとともに当事者適格、審理範囲および拘束力の及ぶ範囲に関する主要論点について裁判規範を中心に検討する。

第９講
テーマ：中間到達度評価
概　要：特許権の客体、主体、内容および取得手続について中間到達度評価（45分）を行う。終了後、特許権の利用のための専用実施権および通常実施権に関する主要論点について裁判規範を中心に検討する。

第10講
テーマ：特許権の効力と制限（１）
概　要：国内消尽論を中心に消尽論全般に関する主要論点について裁判規範を中心に検討する。最初の15分間で「小テスト」を実施する。

第11講
テーマ：特許権の効力と制限（２）
概　要：真正商品の並行輸入に関する国際消尽論及び特許権の効力が及ばない実施に関する主要論点について裁判規範を中心に検討する。

第12講
テーマ：特許権の侵害（１）
概　要：特許発明の技術的範囲の認定のための特許請求の範囲（クレーム）の解釈、直接侵害である文言侵害および均等侵害に関する主要論点について裁判規範を中心に検討する。

第13講
テーマ：特許権の侵害（２）
概　要：特許製品を製造するための部品の供給や加工等によるリサイクル行為について間接侵害に関する主要論点について裁判規範を中心に検討する。

第14講
テーマ：特許侵害の侵害（３）
概　要：特許侵害訴訟における抗弁としての包袋禁反言の法理、特許無効の抗弁および先使用権に関する主要な論点について裁判規範を中心に検討する。

第15講
テーマ：特許権の救済手続
概　要：特許侵害訴訟における差止請求、損害額算定のための損害賠償の特則に関する主要な論点について裁判規範を中心に検討する。

※なお、中間到達度評価の実施回については変更の可能性がある。

■教科書
高林龍『標準特許法〔第７版〕』（有斐閣・2020年）
中山信弘・大渕哲也・小泉直樹・田村善之編『特許判例百選〔第５版〕』（有斐閣・2019年）

■参考書・資料
中山信弘『特許法〔第４版〕』（弘文堂・2019年）

応用知的財産法

板倉 集一・岩谷 敏昭

単　　位： ２単位
配当年次： 未修３年次・既修２年次
授業日時： 前期火曜６限

■授業概要
特許法および著作権法の事例分析を通して特許法および著作権法に関する論点について裁判例を中心とした法解釈について理解の一層の進化を図るとともに発展的・複合的論点についても理解を深める。

■到達目標
特許法および著作権法の一層の理解を深めるために履修者が基本的論点を確認し、理解することで問題解決能力の基礎力の進化を図ることを目標とする。
特許法および著作権法の重要論点についてその内容を体系的に理解し、裁判例を前提とした法解釈について論理的で法的説得力を有する理由を示して説明できるようにすることを目標とする。

■授業方法
リアルタイム・オンライン授業（Zoomを利用）を実施する。
あらかじめMy KONANを通じて配布されたレジュメに掲載されている設例について関連する裁判例、教科書および判例解説など、教材の該当箇所を予習していることを前提にして、双方向の質疑応答形式により理解の深化を図るとともに事例の起案により問題解決能力および論述能力の修得を図る。
中間到達度評価については、実施時間が45分間で終わらない可能性があるため、別途、45分間のWEB動画によるオンディマンド授業の視聴になる可能性がある。

■準備学習
あらかじめ配布されたレジュメを読み（30分程度）、その内容に沿って教科書および判例百選の該当箇所を読んでレジュメの「論点」について検討しておくこと（60分程度）が求められる。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価する。
平常点は、「中間到達度評価」を除いて、授業終了後に提出を求める各回のレジュメに記載の設例についての起案の内容および授業中の質疑応答の状況により総合評価する。

■授業構成
第１講
　テーマ：著作権の侵害（１）
　概　要：二次的著作物および共同著作物の判断基準に関する著作権法の基本的な論点について検討するとともに複製権侵害に関連して複製の判断基準や著作権の制限規定によって作成された複製物の目的外使用等について検討・考察する。

第２講
　テーマ：著作権の侵害（２）
　概　要：映画の著作物の著作者、その著作権の帰属、映画の著作物の頒布権の消尽、同一性保持権および著作者の死後における人格的利益の保護等を検討・考察する。

第３講
　テーマ：著作権の侵害（３）
　概　要：応用美術としての造形物（人形）の美術の著作物該当性．著作物である場合の著作者・著作権者を検討・考察する。また、造形物の写真撮影に関連して写真の被写体の作出と撮影者との共同著作物性の成否、さらに、写真の著作物の利用に関連して複製権、譲渡権、同一性保持権および氏名表示権等の重要論点について検討・考察する。

第４講
　テーマ：著作権の侵害（４）
　概　要：共有に係る音楽の著作物の複製物を共同著作者の同意を得ずに製造販売する行為、当該複製物の購入者による国内における再販売行為または国外で製造販売された当該複製物を日本国内へ輸入して販売する行為に係る消尽論に関する基本的な規律について、また、国外で製造販売された映画の著作物の複製物を日本国内へ輸入して販売する行為について著作権の侵害およびみなし侵害等の成否を検討・考察する。

第５講
テーマ：著作権の侵害（５）
概　要：言語の著作物を一部改変して選択･配列し掲載した場合の編集著作物の著作物性、掲載に係る複製権、翻案権の侵害の成否、編集著作物における公表権・同一性保持権の成否、編集著作物の貸与権の侵害の成否、著作権および著作者人格権の侵害に対する反論（抗弁）について検討・考察する。

第６講
テーマ：著作権の侵害（６）
概　要：未公表の美術の著作物の原作品を譲り受けた者による公表権の侵害、二次的著作物の作成に係る翻案権の侵害、当該二次的著作物の販売に係る譲渡権の侵害、公開の美術の著作物の利用に係る複製権等の侵害の成否等について検討・考察する。

第７講
テーマ：著作権の侵害（７）
概　要：プログラムグラムの著作物の著作物性、職務著作の成否、プログラムの著作物に係る著作権の譲渡および翻案権の譲渡に係る特掲要件、翻案による二次的著作物の利用に関する原著作者の権利、同一性保持権の侵害、みなし侵害の成否、貸与権の及ぶ範囲について検討・考察する。

第８講
テーマ：中間到達度評価（45分）および著作権の侵害（８）
概　要：第１講から第７講までの理解度を評価するため前半45分を使って中間到達度評価に係る筆記試験を行う。
後半45分は、コンピュータ用ゲームソフトの映画の著作物該当性、映画の著作物の著作権の帰属主体、当該著作物の利用において表示映像を改変するデータを記録した記録媒体の利用に伴う表示映像の改変に係る複製権または翻案権の侵害の成否、当該記録媒体の利用について私的使用のための複製としての複製権の制限､表示映像の改変に伴う同一性保持権の侵害の成否および侵害の主体について検討･考察する。

第９講
テーマ：特許権の侵害（１）
概　要：権利者による被疑侵害者に対する請求として物の発明である本件発明の特許権に基づく差止請求、損害賠償請求および出願公開の効果としての補償金請求について検討・考察したうえで権利者の各請求に対する被疑侵害者の抗弁としての消滅時効の抗弁、特許無効の抗弁および先使用の抗弁について検討・考察する。

第10講
テーマ：特許権の侵害（２）
概　要：被疑侵害者の製造販売するイ号製品と共有に係る特許発明に係る実施品について文言侵害の成否、均等侵害の成否および共有者による単独の差止請求の可否等について検討・考察する。

第11講
テーマ：特許権の侵害（３）
概　要：共同研究開発に係る共同発明が職務発明に当たる場合の特許を受ける権利の帰属、共同発明について冒認出願がされた場合における真の権利者の救済手続としての移転登録請求、特許無効審判、先使用権の成否、共有者が単独で行う差止めおよび損害賠償請求について検討・考察する。

第12講
テーマ：特許権の侵害（４）
概　要：方法の発明に係る特許権の間接侵害の成否、方法の発明の消尽、黙示の許諾の成否、被疑侵害品が家庭内または外国市場において実施されている場合における間接侵害の成否および間接の間接侵害の成否について検討・考察する。

第13講
テーマ：特許権の侵害（５）
概　要：均等侵害、特許発明と均等な発明に用いる物の間接侵害の成否、出願手続中の補正と包袋禁反言の法理の成否、被疑侵害行為が業としての実施に該当しないため直接侵害が成立しない場合の間接侵害の成否などについて検討・考察する。

第14講
テーマ：特許権の侵害（６）
概　要：通常実施権および専用実施権に関連して特許権者が特許権の存続期間全部について全実施料を一括で受領して専用実施権を設定した場合の専用実施権者の差止請求権および損害賠償請求権の可否、通常実施権者が特許無効審判の請求人適格を有するか、特許無効審決確定後に通常実施権者は特許権者に対して既払いの実施料の返還を請求できるか、特許権者は通常実施権者に当該審決確定前のライセンス期間に対応する未払い実施料の支払請求ができるかなどについて検討・考察する。

第15講
テーマ：特許権の侵害（７）
概　要：独占的通常実施権の許諾契約における製造地制限条項・販売地域制限条項の効力、消尽論の成否、不実施の特許権者の損害賠償請求における特許法102条１項ないし３項の適用の可否および独占的通常実施権者の固有の損害賠償請求の可否などについて検討・考察する。

※なお、中間到達度評価の実施回については変更の可能性がある。

■教科書
高林龍『標準著作権法〔第４版〕』（有斐閣・2019年）
高林龍『標準特許法〔第７版〕』（有斐閣・2020年）
小泉直樹・田村善之・駒田泰士・上野達弘編『著作権判例百選〔第６版〕』（有斐閣・2019年）
小泉直樹・田村善之編『特許判例百選〔第５版〕』（有斐閣・2019年）

■参考書・資料
中山信弘『特許法〔第４版〕』（弘文堂・2019年）
中山信弘『著作権法〔第３版〕』（有斐閣・2020年）
小泉直樹・駒田泰人編著『知的財産法演習ノート〔第４版〕』（弘文堂・2017年）
田村善之・時井真・酒迎明洋『プラクティクス知的財産法Ⅰ　特許法』（信山社・2020年）
田村善之・高瀬亜富・平澤卓人『プラクティクス知的財産法Ⅱ　著作権法』（信山社・2020年）

知的財産法演習

板倉 集一

単　　位： ２単位
配当年次： 未修３年次・既修２年次
授業日時： 後期火曜６限

■授業概要
本演習は、原則として知的財産法の講義科目である「著作権法」「特許法」を履修し、又は履修した受講生を対象とする。特許侵害訴訟、特許訴訟（審決取消訴訟）、著作権侵害訴訟および国際知的財産権侵害訴訟等における重要論点について、具体的な説例を素材として多角的に検討する。

■到達目標
本演習は、知的財産紛争に関する事例について問題解決に必要な事実分析能力の修得と的確な解決方法を見いだす法的思考能力の修得を目標とする。

■授業方法
リアルタイム・オンライン授業（Zoomを利用）を実施する。
あらかじめMy KONANを通じて配布されたレジュメに掲載されている設例について関連する裁判例、教科書および判例解説などの教材の該当箇所を予習していることを前提にして主要論点に関連する判例及び学説について双方向の質疑応答形式による解説・検討を行う。
中間到達度評価については、実施時間が45分間で終わらない可能性があるため、別途、45分間のWEB動画によるオンデマンド授業の視聴になる可能性がある。

■準備学習
あらかじめ配布されたレジュメを読み（30分程度）、その内容に沿って教科書および判例百選の該当箇所を読んでレジュメの「論点」について検討しておくこと（60分程度）が求められる。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価する。
平常点は、「中間到達度評価」を除いて、授業終了後に提出を求める各回のレジュメに記載の設例についての起案内容および授業中の質疑応答により総合評価する。

■授業構成
第１講
　テーマ：著作権の侵害訴訟（１）
　概　要：応用美術の著作物性、著作者の認定、複製権の侵害の成否、差止請求権及び損害賠償請求について設例の検討を通して重要判例の判示事項の内容や学説を確認するとともに理論的、実務的観点から重要論点について検討し、考察を行う。

第２講
　テーマ：著作権の侵害訴訟（２）
　概　要：二次的著作物の部分利用について著作権法28条による原著作者が有する譲渡権（26条の２第１項）の侵害、適法引用の抗弁（32条１項）、電子掲示板の運営者の侵害主体性、に関する設例の検討を通して重要判例の判示事項の内容や学説を確認するとともに理論的、実務的観点から重要論点について検討し、考察を行う。

第３講
　テーマ：著作権の侵害訴訟（３）
　概　要：建築設計図および建築の著作物の著作物性の判断基準、複製権、展示権、譲渡権、公表権、氏名表示権、同一性保持権の侵害、抗弁としての私的使用のための複製関する設例の検討を通して重要判例の判示事項の内容や学説を確認するとともに理論的、実務的観点から重要論点について検討し、考察を行う。

第４講
　テーマ：著作権侵害訴訟（４）
　概　要：言語の著作物（小説）、美術の著作物（漫画）、映画の著作物の著作物（アニメ）について二次的著作物の権利範囲、美術の著作物の展示に伴う複製権の制限、変形行為に係る応用美術該当性および翻案権侵害などに関する設例の検討を通して重要判例の判示事項の内容や学説を確認するとともに、理論的、実務的観点から重要論点について検討し、考察を行う。

第５講
テーマ：著作権侵害訴訟（５）
概　要：言語の著作物の翻訳あるいはパロディ化係る翻案権侵害、二次的著作物の権利範囲、題号の著作物性、引用の抗弁、同一性保持権侵害、侵害の主体性、私的使用のための複製に関する設例の検討を通して重要判例の判示事項の内容や学説を確認するとともに理論的、実務的観点から重要論点について検討し、考察を行う。

第６講
テーマ：著作権侵害訴訟（６）
概　要：演奏権の侵害および侵害の主体、編集著作物の著作物性、公衆送信権、氏名表示権、同一性保持権および名誉・声望保持権の侵害、時事の事件の報道、引用などに関する設例の検討を通して重要判例の判示事項の内容や学説を確認するとともに理論的、実務的観点から重要論点について検討し、考察を行う。

第７講
テーマ：著作権侵害訴訟（７）
概　要：地図の著作物性、共同著作物の著作者性、共同著作物の著作者人格権の行使、試験問題としての複製等に関する設例の検討を通して重要判例の判示事項の内容や学説を確認するとともに理論的、実務的観点から重要論点について検討し、考察を行う。

第８講
テーマ：中間到達度評価（45分）および著作権侵害訴訟（８）
概　要：著作権法について中間到達度の評価を行うため筆記試験を実施する（前半45分）。後半45分は応用美術の著作物性、公開の美術の著作物の利用、善意者に係る譲渡権侵害の特例、みなし侵害、譲渡権の消尽、同一性保持権の侵害と制限、名誉回復措置請求等に関する設例の検討を通して重要判例の判示事項の内容や学説を確認するとともに理論的、実務的観点から重要論点について検討し、考察を行う。

第９講
テーマ：特許侵害訴訟（１）
概　要：特許の要件である新規性、先願、同日出願に係る特許発明の権利関係、補償金請求権の成立要件および消滅時効、不実施の特許権者の損害賠償請求の可否について設例の検討を通して重要判例の判示事項の内容や学説を確認するとともに理論的、実務的観点から重要論点について検討し、考察を行う。

第10講
テーマ：特許侵害訴訟（２）
概　要：特許を受ける権利の共有持分の譲渡の有効性、先使用の抗弁、職務発明における通常実施権、特許無効の抗弁、訂正を理由とする対抗主張、特許権移転請求権の成否について設例の検討を通して重要判例の判示事項の内容や学説を確認するとともに理論的、実務的観点から重要論点について検討し、考察を行う。

第11講
テーマ：特許侵害訴訟（３）
概　要：試験又は研究のためにする特許発明の実施該当性、プロダクト・バイ・プロセス・クレームの技術的範囲および技術的範囲に属する製品の消尽論などについて設例の検討を通して重要判例の判示事項の内容や学説を確認するとともに理論的、実務的観点から重要論点について検討し、考察を行う。

第12講
テーマ：特許侵害訴訟（４）
概　要：機能的クレームに関する技術的範囲、実施可能性要件、サポート要件、明確性の要件、特許無効の抗弁、特許無効審判、訂正請求、共有特許について審決取消訴訟単独提起の可否などについて設例の検討を通して重要判例の判示事項の内容や学説を確認するとともに理論的、実務的観点から重要論点について検討し、考察を行う。

第13講
テーマ：特許侵害訴訟（５）
概　要：専用実施権が設定されている場合の特許権者による差止請求の可否、先使用権、間接侵害、独占的通常実施権者の固有の差止請求権または損害賠償請求権の代位行使の可否などについて設例の検討を通して重要判例の判示事項の内容や学説を確認するとともに理論的、実務的観点から重要論点について検討し、考察を行う。

第14講
テーマ：特許侵害訴訟（６）
概　要：審決取消判決の拘束力の及ぶ範囲、審決取消訴訟の審理範囲、一事不再理効、特許無効の抗弁、共同出願違反と特許無効の抗弁との関係などについて設例の検討を通して重要判例の判示事項の内容や学説を確認するとともに理論的、実務的観点から重要論点について検討し、考察を行う。

第15講
テーマ：特許侵害訴訟（７）
概　要：間接侵害の成否、職務発明該当性、補償金請求権の行使の制限などについて設例の検討を通して重要判例の判示事項の内容や学説を確認するとともに理論的、実務的観点から重要論点について検討し、考察を行う。

※なお、中間到達度評価の実施回については変更の可能性がある。

■教科書
高林龍『標準著作権法〔第４版〕』（有斐閣・2019年）
高林龍『標準特許法〔第７版〕』（有斐閣・2020年）
小泉直樹・田村善之・駒田泰士・上野達弘編『著作権判例百選〔第６版〕』（有斐閣・2019年）
小泉直樹・田村善之編『特許判例百選〔第５版〕』（有斐閣・2019年）

■参考書・資料
中山信弘『特許法〔第４版〕』（弘文堂・2019年）
中山信弘『著作権法〔第３版〕』（有斐閣・2020年）
小泉直樹・駒田泰人編著『知的財産法演習ノート〔第４版〕』（弘文堂・2017年）
田村善之・時井真・酒迎明洋『プラクティクス知的財産法Ⅰ　特許法』（信山社・2020年）
田村善之・高瀬亜富・平澤卓人『プラクティクス知的財産法Ⅱ　著作権法』（信山社・2020年）

経済法概説

濱谷 和生

単　　位： ２単位
配当年次： 未修２年次・既修１年次
授業日時： 後期金曜６限

■授業概要
本講義は、経済法の中核を占める独占禁止法（以下、「独禁法」という）について、基本的な理解を得ることを目的とする。本講義は、独禁法が行政法・民事法・刑事法の総合法であることを踏まえつつ、具体的な違反行為の態様に即してどのような場合に独禁法違反とされるのかという違法要件を明らかにするとともに、独禁法違反行為に対して、どのような具体的な手続に基づき、どのような措置（行政・刑事・民事措置）がとられることになるのかを概説することを基本内容とする。

■到達目標
公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにすることを目的とする独禁法の基本を理解し（ビジネス･ローヤーとして必要となるビジネス･マインドの涵養）、比較的単純な事例に当てはめ、独禁法上の問題点を探知し、それらを初修的に分析・検討できるとともに、処理の基本的方向性を見つけ出すことができることを到達目標とする（法的知識の修得）。

■授業方法
本講義では、前半の20分程度を使い、教科書・事前学習課題等の予習を前提に、教員からの質問と解説を中心にして論点の理論的把握に努める。その後、論点に関わる重要な審・判決例につき事例研究（ケーススタディ）を重視して、論点を深める。最後に、講義の後半10分程度を使い、次回講義の予習のために必要なポイントを提示･概説する。なお、授業進行上、同一授業期日に上記の２つの講が完結しないときは授業期日をまたいで進行させることがある。
授業は90分間のZoomを利用したリアルタイムオンライン授業で実施します。
・授業冒頭で、出欠確認のため必ずカメラ・オンでお顔を確認させていただきます。
・後日、受講者等の復習等に利用してもらうべく各回の授業内容は録画されます。復習のため当該コンテンツを利用する方法等については事務室の指示に従ってください。
・本授業科目に関する受講者に対する連絡、及び各種授業資料等の配布についてはMy KONAN上で行います。
・授業に関する疑問点・質問等については、My KONANの「学生からの質問（Q＆A）」又は法科大学院事務室ＨＰの質問受付フォームから投稿してください。
・質問等のうち受講者全体に共有すべきと思われるものについては､応答内容等を含めてMy KONANの「グループ学習」機能を利用して情報共有されます。

■準備学習
事前配布される授業資料を予習して、必要に応じて参考書・百選等を読んでおくこと。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価する。
平常点は２回実施される小テスト（Word解答方式、概ね第４講と第12講を予定）により評価する。
なお、上記解答の提出方法等については担当者及び事務室の指示に従うこと。

■授業構成
第１講
テーマ：独禁法とは何か
概　要：独禁法の歴史と基本的な仕組みを理解させる。独禁法は、共同行為の規制、私的独占の規制、企業結合の規制及び不公正な取引方法の規制の４本柱の規制から構成されていること、これら４本柱の規制のそれぞれについて違反した場合の法的効果はどのようになるか、独禁法が、昭和22年（1947年）、米国独禁法（反トラスト法）をモデルとして制定され､その執行機関として公正取引委員会（以下「公取委」）が創設されたこと、独禁法と他の関連諸法との相互関係がどのようになっているか等を理解させる。

第２講
テーマ：独禁法上の基礎概念
概　要：「事業者」、「一定の取引分野」、「公共の利益」、「競争を実質的に制限すること」、「公正な競争を阻害するおそれ」など独禁法上の基礎概念につき理解させる。独禁法の適用対象が経済事業であり、独禁法は、主として、経済事業を行う者が、正当化事由なく、競争を行う場である一定の取引分野（＝市場）において、競争回避効果または競争者排除効果をもたらし、価格等を支配できる力を形成または維持・強化する事業者の行為に規制を加えることを理解させる。

第３講
テーマ：共同行為の規制
概　要：複数の事業者の共同行為であるカルテルは、事業者によって行われる場合と事業者団体によって行われる場合とがあり、事業者によって行われるカルテルを不当な取引制限ということ、その典型例が入札談合、価格カルテル、数量カルテル、顧客割当カルテル、地域割当カルテルなどであり、共同ボイコット（共同の取引拒絶）も含まれることを理解させる。
不当な取引制限の各要件の意義と機能につき理解させる。意思の連絡を伴う複数の事業者間の合意を意味する「他の事業者と共同して」の相互拘束行為、「一定の取引分野（＝市場)」の画定、価格等を支配できる力の形成、維持または強化すること、「公共の利益に反して」の各要件の意義と機能につき理解させる。私的独占との対比からカルテルを理解させる。また、発注者側が入札談合に関与する場合に係る官製談合防止法の内容を概観する。
事業者団体規制の概要とその意義を理解させる。事業者団体の要件、事業者団体規制の存在理由、事業者団体規制を受ける事業者団体の諸活動､事業者団体の行為と事業者の行為との関係を理解させる。公取委の事業者団体ガイドラインの概要についても理解させる。

第４講
テーマ：第１回小テストの実施（時間40分・ここまでの学修範囲・持ち込み可、のち20分程度の解説）
私的独占の規制（１）
概　要：小テスト01を実施するとともに、のち20分で解説を行う。
私的独占の規制を独占的状態の規制との対比において理解させる。私的独占が、事業者が他の事業者の事業活動を支配または排除して一定の取引分野（＝市場）において価格等を支配できる力を形成、維持または強化する行為であるのに対し、独占的状態は、事業者が他の事業者の事業活動を支配または排除することなく、市場において価格を支配できる力を形成している状態を意味することを理解させる。

第５講
テーマ：私的独占の規制（２）
概　要：支配型および排除型の私的独占につき理解させる。事業者が、単独または共同して、他の事業者の事業活動を支配することにより、公共の利益に反して、市場の価格等を支配できる力を形成、維持または強化する、という支配型私的独占の各要件を理解させる。また、事業者が、単独または共同して、他の事業者の事業活動を排除することにより、公共の利益に反して、市場の価格等を支配できる力を形成または維持･強化する、という排除型私的独占の各要件を理解させる。特に違法な排除行為とは、正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為制を有する、効率性によらない排除行為であり、不公正な取引方法が当該行為の手段行為として用いられることが多いことを理解させる。この際、公取委の排除型私的独占ガイドラインの概要についても理解させる。

第６講
テーマ：企業結合の規制（１）
概　要：企業結合規制の概要を理解させる。企業結合規制には、特定の市場における価格を支配できる力の形成することとなる市場集中規制と、特定の市場を超えて日本経済全体における経済力の集中を規制する一般集中規制とがあることを理解させる。
一般集中規制の意義と規制の概要を理解させる。事業支配力を過度に集中することとなる持株会社の設立及びそのような持株会社への転化の禁止と、銀行の５％持株制限及び保険会社の10％持株制限の歴史的沿革と趣旨につき理解させる。
公取委の企業結合ガイドラインに基づき､市場集中規制のうち水平型企業結合規制につき理解させる。競争関係にある会社間の水平型企業結合につき、画定された市場において、当事会社グループ単独でまたは当事会社グループと競争者（グループ）との協調的行動により、価格を支配できる力を形成、維持または強化することとなるか否かを判断することを理解させる。

第７講
テーマ：企業結合の規制（２）
概　要：公取委の企業結合ガイドラインに基づき、市場集中規制のうち垂直型等の企業結合規制につき理解させる。取引段階を異にする会社間の垂直型企業結合等につき、画定された市場において、当事会社グループ単独でまたは当事会社グループと競争者（グループ）との協調的行動により、価格を支配できる力を形成、維持または強化することとなるか否かを判断することを理解させる。
同じく上記企業結合ガイドラインに基づき、企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合においても、当事会社が一定の適切な措置を講じることにより、その問題を解消することができること（問題解消措置）について、その制度設計の基本的考え方を理解させる。

第８講
テーマ：中間到達度評価の実施（時間45分・ここまでの学修範囲・持ち込み不可、のち25分程度の解説）
不公正な取引方法の規制（１）
概　要：不公正な取引方法規制の概要を説明し、公正競争阻害性につき理解させる。不公正な取引方法には、法定された行為類型及び公取委による一般的にあらゆる事業分野に適用される一般指定と特定の事業分野にのみ適用される特殊指定に定められた行為類型があること、その実質要件である公正競争阻害性には、（自由）競争の減殺、競争手段の不公正、（自由）競争基盤の侵害の３つの内容が含まれることを理解させる。

第９講
テーマ：不公正な取引方法の規制（２）
概　要：「不当な差別扱い」類型のうち、共同の取引拒絶および単独の取引拒絶について理解させる。これらの行為類型の各行為要件と公正競争阻害性の内容が主として競争者排除効果という意味での競争の減殺に求められることを理解させる。
「不当な差別扱い」類型のうち、差別対価、事業者団体内部の差別的取扱い等につき理解させる。これらの行為の各行為要件と公正競争阻害性の内容が主として競争者排除効果または競争回避効果という意味での競争の減殺に求められることを理解させる。この際、公取委の流通取引慣行ガイドラインの関連箇所についても理解させる。

第10講
テーマ：不公正な取引方法の規制（３）
概　要：不当廉売等につき理解させる。これの行為類型の各行為要件と公正競争阻害性の内容が主として競争者排除効果に求められることを理解させる。特に法定不当廉売の公正競争阻害性の判断において可変的性質を有する費用を下回る対価設定による同等に効率的な事業者基準が用いられていることを理解させる。この際、公取委の不当廉売ガイドラインについても理解させる。

第11講
テーマ：不公正な取引方法の規制（４）
概　要：ぎまん的顧客誘引と不当な利益による顧客誘引につき理解させる。また、かつてこれらの不公正な取引方法の禁止規定の「特別法」として制定されていた景表法の内容を概観する。特に不当表示の要件である表示主体と不実証広告について理解させる。
抱き合わせ販売につき理解させる。抱き合わせ販売の行為要件と公正競争阻害性が主として抱き合わされる（従たる）商品市場における競争者排除効果を意味する競争の減殺と相手方の選択の自由を奪うという意味での競争手段の不公正の２つに求められていることを理解させる。

第12講
テーマ：第２回小テストの実施（時間40分・中間到達度評価以降ここまでの学修範囲・持ち込み可、のち20分程度の解説）
不公正な取引方法の規制（５）
概　要：「事業活動の不当拘束」類型のうち、排他条件付取引につき理解させる。排他条件付取引の行為要件と公正競争阻害性が競争者排除効果を意味する競争の減殺に求められることを理解させる。この際、公取委の流通取引慣行ガイドラインの関連箇所についても理解させる。

第13講
テーマ：不公正な取引方法の規制（６）
概　要：「事業活動の不当拘束」類型のうち、再販売価格拘束につき理解させる。再販売価格拘束の行為要件と公正競争阻害性がブランド内価格競争の回避（消滅）を意味する競争の減殺に求められることを理解させるとともに、その適用除外につき理解させる。再販売価格の拘束と希望販売価格や推奨販売価格との区別、再販売価格の拘束の独禁法適用除外制度として、おとり廉売からの商標品保護と著作物再販制度とがあることを理解させる。
また、拘束条件付取引につき理解させる。排他条件付取引と再販売価格拘束以外の拘束条件付取引一般を対象とすること、その公正競争阻害性が競争回避効果または（及び）競争者排除効果に求められることを理解させる。この際、公取委の流通取引慣行ガイドラインの関連箇所についても理解させる。

第14講
テーマ：不公正な取引方法の規制（７）
概　要：優越的地位の濫用につき理解させる。優越的地位の濫用の各要件とその公正競争阻害性が自由かつ自主的な取引を阻害するという意味での競争基盤の侵害に求められることを理解させる。また、優越的地位の濫用禁止規定の「特別法」である下請法の内容を概観する。
競争者に対する取引妨害と内部干渉について理解させる。特に、近年、競争者に対する取引妨害の事件が増えていること、その公正競争阻害性が誹謗中傷などの競争手段の不公正と競争者排除効果を意味する競争の減殺の２つに求められていることを理解させる。この際、公取委の優越的地位の濫用ガイドラインの関連箇所および流通取引慣行ガイドラインの関連箇所についても理解させる。

第15講
テーマ：まとめ
概　要：講義全体のまとめを行う。

以上各講のすべてにおいて、独禁法の執行がいかに図られているか（独禁法の執行体制）に関して、公取委の組織と権限・公取委による行政処分である排除措置命令と課徴金納付命令、独禁法違反行為の被害者による民事救済および法人・従業者・代表者に対する刑罰等について言及することにより理解させるよう留意する。
同じく、４本柱の規制等のそれぞれについて、関連する重要な規制事例の幾つか（特に、事実概要および判旨・審決概要等）を紹介することを通じて、それぞれの条文の備える各要件の具体的な当てはめにおける文理と競争制限効果発生の経済メカニズム・理路を理解させるよう留意する。

■教科書
教科書は使用しない。

■参考書・資料
【参考書】
根岸哲・舟田正之『独占禁止法概説〔第５版〕』（有斐閣・2015年）
金井・川濵・泉水編『独占禁止法〔第６版〕』（弘文堂・2018年）
泉水・土佐・宮井・林『リーガルクエスト経済法〔第２版〕』（有斐閣・2015年）
『経済法判例・審決百選〔第２版〕』（有斐閣・2017年）
また随時、講義中に指示する。
【資　料】
授業進行に合わせて、レジュメと資料を配布する。
＊併せてMy KONANを通じて、①公取委の上記各種ガイドライン、②予復習のための独習課題および起案例等をアップするので、利用されたい。

■授業関連事項
上記の授業構成は、諸般の事情から変更されることがあります。その場合、適宜、口頭又は書面もしくは電子メール等を通じて指示させていただきます。

■ホームページタイトル
公正取引委員会（jftc. go. jp）
法令検索及び各省庁HP検索（E-Gov. ）：トップ｜e-Govポータル（e-gov. go. jp）
＊各省庁HP検索につき、参照、画面最上段・右（R02/12/23現在）

応用経済法Ⅰ

濱谷 和生

単　　位： ２単位
配当年次： 未修２年次・既修１年次
授業日時： 前期月曜７限

■授業概要
本講義は、受講者に対し、経済法概説の履修・修得を前提に、独占禁止法（以下、独禁法）等をめぐって、事例分析（担当者が作成した仮想事例を含む）を中心としたケーススタディを行うことによって、基礎的な知識の定着度合いの確認を行うと共に、その知識を応用した事実分析と法適用の手法について実務的に一層踏み込んだ解説を行う。
なお、本授業科目の履修条件となってはいないが、内容的に経済法概説の学修を前提にしているので、受講にあたって、それらの修得ないしそれと同等の独習到達度を備えていることが望ましい。

■到達目標
私的独占、共同行為（主として、その大部を占める不当な取引制限）および企業結合規制について、検討対象となる具体例を用いて、これに適用すべき条文を正しく選択し、当該事案の事実に即して適切に競争分析と正当化事由評価等を行い、第三者に対して当該事案の法的処理の基本的筋道を説明することができること（法的知識の修得）を目標とする（総じて、ビジネス・ローヤーとして必要になるビジネス・マインドの涵養）。

■授業方法
事前に指示する事例（主として担当者が作成した仮想事例）を用いて、前半20分程度を使い、当該論点に関する教員からの質問と解説を行う。その後、事例を各自が用意した起案構成に従って分析してもらい、受講者全員で検討する。この際、教科書・事前学習課題等の予習を前提に、教員からの質問と解説を中心にして論点の理論的把握に努める。その後、論点に関わる重要な審判決例につき事例研究（ケーススタディ）や公正取引委員会（以下、公取委）の策定したガイドライン等の検討を重視して、論点を深める。最後に、次回講義の予習のために必要なポイントを提示・概説する。
下記「授業構成」に示す各回のすべてにおいて、独禁法の執行がいかに図られているか（独禁法の執行体制）に関して、公取委の組織と権限・公取委による行政処分である排除措置命令と課徴金納付命令、独禁法違反行為の被害者による民事救済および法人・従業者・代表者に対する刑罰等について言及することにより理解させるよう留意する。なお、授業進行上、同一授業期日に上記の２つの講が完結しないときは授業期日をまたいで進行させることがある。
授業は90分間のZoomを利用したリアルタイムオンライン授業で実施します。
・授業冒頭で、出欠確認のため必ずカメラ・オンでお顔を確認させていただきます。
・後日、受講者等の復習等に利用してもらうべく各回の授業内容は録画されます。復習のため当該コンテンツを利用する方法等については事務室の指示に従ってください。
・本授業科目に関する受講者に対する連絡、及び各種授業資料等の配布についてはMy KONAN上で行います。
・授業に関する疑問点・質問等については、My KONANの「学生からの質問（Q&A）」又は法科大学院事務室HPの質問受付フォームから投稿してください。
・質問等のうち受講者全体に共有すべきと思われるものについては､応答内容等を含めてMy KONANの｢グループ学習」機能を利用して情報共有されます。

■準備学習
毎回事前に当該回の論点が何かは指示されるので、教材および教科書等を利用して予習しておくことが重要となる。各自のペース配分によるが、その他に当たっておいた方がよかろうという類の参考文献等については、随時担当者らに聞いてほしい。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価する。
平常点は２回実施される小テスト（Word解答方式、概ね第４講と第12講を予定）により評価する。
なお、上記解答の提出方法等については担当者及び事務室の指示に従うこと。

■授業構成
第１講
テーマ：経済法・独禁法における法情報と調査の方法
概　要：裁判所判決、公取委審決およびガイドライン等、経済法を学ぶ上で重要となる法情報にどのようなものがあるか、それはどこにどのように存在しており、いかにして取得可能かについて紹介する。

第２講
テーマ：独禁法の基礎概念について（１）
概　要：事業者、一定の取引分野、公共の利益等について、事例分析を行う。なお使用する事例については、別途指示する。

第３講
テーマ：独禁法の基礎概念について（２）
概　要：競争の実質的制限および公正競争阻害性等について、事例分析を行う。なお使用する事例については、別途指示する。

第４講
テーマ：共同行為について（１）
概　要：共同行為につき、価格カルテル等のハードコアカルテルを中心に、事例分析を行う。なお使用する事例については、別途指示する。
なお、原則としてこの回に平常点の一部を組成する小テスト（第１回）を実施するとともに、その後解説を行う。

第５講
テーマ：共同行為について（２）
概　要：共同行為につき、入札談合等を中心に、事例分析を行う。なお使用する事例については、別途指示する。

第６講
テーマ：共同行為について（３）
概　要：共同行為につき、共同購入、共同生産・販売、ＯＥＭ等の非ハードコアカルテルを中心に、事例分析を行う。なお使用する事例については、別途指示する。

第７講
テーマ：共同行為について（４）
概　要：共同行為につき、情報交換、共同研究開発、標準化、リサイクル等の非ハードコアカルテルを中心に、事例分析を行う。なお使用する事例については、別途指示する。

第８講
テーマ：事業者団体の規制（１）
概　要：特に事業者団体ガイドラインを中心にして、事例分析を行う。
事業者団体とは何か、団体の意思決定と言えるための条件、団体の行為か個々の参加者の行為か、等について説明する。

第９講
テーマ：事業者団体の規制（２）
概　要：特に事業者団体ガイドライン等を中心にして、事例分析を行う。
８条１項１号該当の要件、４号との違い、２、３号に該当する場合とはいかなる場合か、５号の適用関係（19条との関係）等について述べる。

第10講
テーマ：私的独占について（１）
概　要：排除型私的独占を中心に、事例分析を行う。なお使用する事例については、別途指示する。

第11講
テーマ：私的独占について（２）
概　要：引き続き、排除型私的独占を中心に、事例分析を行う。なお使用する事例については、別途指示する。

第12講
テーマ：私的独占について（３）
概　要：支配型私的独占を中心に、事例分析を行う。なお使用する事例については、別途指示する。
なお、原則としてこの回に平常点の一部を組成する小テスト（第２回）を実施するとともに、その後解説を行う。

第13講
テーマ：企業結合規制（１）
概　要：企業結合規制につき、市場画定及び水平的結合を中心に、事例分析を行う。なお使用する事例については、別途指示する。

第14講
テーマ：企業結合規制（２）
概　要：企業結合規制につき、水平的結合を中心に、事例分析を行う。なお使用する事例については、別途指示する。

第15講
テーマ：企業結合規制（３）
概　要：企業結合規制につき、垂直的結合及び問題解消措置を中心に、事例分析を行う。なお使用する事例については、別途指示する。

※中間到達度評価の実施期日については法科大学院事務室の定めるところに依る。平常点は２回実施される小テスト（Word解答方式、概ね第４講と第12講を予定）により評価する。なお、上記解答の提出方法等については担当者及び事務室の指示に従うこと。

■教科書
教科書は使用しない。

■参考書・資料
【参考書】
金井・川濵・泉水編『独占禁止法〔第６版〕』（弘文堂・2018年）
根岸哲・舟田正之『独占禁止法概説〔第５版〕』（有斐閣・2015年）
泉水・土佐・宮井・林『リーガルクエスト経済法〔第２版〕』（有斐閣・2015年）
『経済法判例・審決百選〔第２版〕』（有斐閣・2017年）
【資　料】
随時、資料等を配布等する。なお、毎回の事前学習課題を指示する際、事前に考えるべき検討事例は配布資料中に提示等される。また、公取委のガイドライン・各種資料等及び本授業科目の定期試験等に係る過去問はMy KONANー授業資料にアップされる。

■担当者から一言
上記の授業構成は、諸般の事情から変更されることがあります。その場合、適宜、口頭又は書面もしくは電子メール等を通じて指示させていただきます。

■ホームページタイトル
公正取引委員会（jftc. go. jp）
法令検索及び各省庁HP検索（E-Gov. ）：トップ｜e-Govポータル（e-gov. go. jp）
＊各省庁HP検索につき、参照、画面最上段・右（R02/12/23現在）

応用経済法Ⅱ

濱谷 和生

単　　位： ２単位
配当年次： 未修３年次・既修２年次
授業日時： 後期金曜７限

■授業概要
本講義では、経済法概説・応用経済法Ⅰの履修・修得を前提に、独占禁止法（以下、独禁法）等が問題となり得る事例（担当者が作成した仮想事例を含む）の分析を中心としたケーススタディを実施し、受講者の基礎的な知識の定着度合いを確認するとともに、その知識を応用した法適用の基本的な考え方および手法について実務的な解説を行う。

■到達目標
事業者団体規制および不公正な取引方法の規制について、その内容を理解し、具体例を用いて第三者に適切な法的処理の筋道を説明することができることを目標とする。

■授業方法
事前に指示する事例（主として担当者が作成した仮想事例）を用いて、前半20分程度を使い、当該論点に関する教員からの質問と解説を行う。その後、事例を各自が用意した起案構成に従って分析してもらい、受講者全員で検討する。この際、教科書・事前学習課題等の予習を前提に、教員からの質問と解説を中心にして論点の理論的把握に努める。その後、論点に関わる重要な審判決例につき事例研究（ケーススタディ）や公正取引委員会（以下、公取委）の策定したガイドライン等の検討を重視して、論点を深める。最後に、次回講義の予習のために必要なポイントを提示・概説する。
下記「授業構成」に示す各回のすべてにおいて、独禁法の執行がいかに図られているか（独禁法の執行体制）に関して、公取委の組織と権限・公取委による行政処分である排除措置命令と課徴金納付命令、独禁法違反行為の被害者による民事救済および法人・従業者・代表者に対する刑罰等について言及することにより理解させるよう留意する。なお、授業進行上、同一授業期日に上記の２つの講が完結しないときは授業期日をまたいで進行させることがある。
授業は90分間のZoomを利用したリアルタイムオンライン授業で実施します。
・授業冒頭で、出欠確認のため必ずカメラ・オンでお顔を確認させていただきます。
・後日、受講者等の復習等に利用してもらうべく各回の授業内容は録画されます。復習のため当該コンテンツを利用する方法等については事務室の指示に従ってください。
・本授業科目に関する受講者に対する連絡、及び各種授業資料等の配布についてはMy KONAN上で行います。
・授業に関する疑問点・質問等については、My KONANの「学生からの質問（Q＆A）」又は法科大学院事務室HPの質問受付フォームから投稿してください。
・質問等のうち受講者全体に共有すべきと思われるものについては､応答内容等を含めてMy KONANの｢グループ学習」機能を利用して情報共有されます。

■準備学習
毎回事前に当該回の論点が何かは指示されるので、教材および教科書等を利用して予習しておくことが重要となる。各自のペース配分によるが、その他に当たっておいた方がよかろうという類の参考文献等については、随時担当者らに聞いてほしい。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価する。
平常点は２回実施される小テスト（Word解答方式、概ね第４講と第12講を予定）により評価する。
なお、上記解答の提出方法等については担当者及び事務室の指示に従うこと。

■授業構成
第１講
テーマ：不公正な取引方法の規制の全体像
概　要：標記につき、特に法定行為類型と一般指定に定められた類型との関係、その異同、各行為の規制上のポイント等について述べる。

第２講
テーマ：不当な差別扱いの規制
概　要：不当な差別扱いの規制につき、不当な取引拒絶を中心に、事例分析を行う。特に共同ボイコットと不当な取引制限の関係、単独ボイコットに該当すると評価できるための要件および法定共同ボイコットの意義と法的効果等について述べる。

第３講
テーマ：不当な差別扱いの規制
概　要：不当な差別扱いの規制につき、差別対価を中心に、事例分析を行う。特に差別対価と不当廉売の関係、差別的取り扱いの具体的な行為タイプおよび法定差別対価の意義と法的効果等について述べる。

第４講
テーマ：不当対価取引の規制
概　要：不当対価取引の規制につき、不当廉売を中心に、事例分析を行う。特に、排除型私的独占規制との関係に留意させつつ、法定不当廉売としての規制の意義と法的効果等について述べる。
なお、原則としてこの回に平常点の一部を組成する小テスト（第１回）を実施するとともに、その後解説を行う。

第５講
テーマ：不当対価取引の規制
概　要：不当対価取引の規制につき、不当廉売を中心に、事例分析を行う。コスト基準の具体的な当てはめ方、継続性要件の意義、同等に効率的な事業者の排除という意味等について述べる。

第６講
テーマ：不当顧客誘引の規制
概　要：不当顧客誘引の規制につき、抱き合わせ取引を中心に、事例分析を行う。不当表示・過大景品の競争政策上の評価、景表法における具体的な法規制の体系について述べる。

第７講
テーマ：取引強制の規制
概　要：取引強制の規制につき、抱き合わせ取引を中心に、事例分析を行う。抱き合わせの公正競争阻害性の二つのタイプと具体的な当てはめ方等について述べる。

第８講
テーマ：中間到達度評価（45分）
概　要：中間到達度評価を実施するとともに、その後解説を行う。

第９講
テーマ：事業活動の不当拘束の規制
概　要：事業活動の不当拘束の規制につき、排他条件付取引を中心に、事例分析を行う。流通取引慣行ガイドラインの解説をした後、排他条件付取引における市場閉鎖性の認定の仕方等について述べる。

第10講
テーマ：事業活動の不当拘束の規制
概　要：事業活動の不当拘束の規制につき、再販売価格の拘束を中心に、事例分析を行う。流通取引慣行ガイドラインの解説をした後、再販売価格拘束としての規制の意義と法的効果、拘束の意義と具体的事例等について述べる。

第11講
テーマ：事業活動の不当拘束の規制
概　要：事業活動の不当拘束の規制につき、拘束条件付取引について、事例分析を行う。流通取引慣行ガイドラインの解説をした後、取引の相手方に関する行為タイプ等について述べる。

第12講
テーマ：事業活動の不当拘束の規制
概　要：事業活動の不当拘束の規制につき、拘束条件付取引について、事例分析を行う。流通取引慣行ガイドラインの解説をした後、地域制限等に関する行為タイプ等について述べる。
なお、原則としてこの回に平常点の一部を組成する小テスト（第２回）を実施するとともに、その後解説を行う。

第13講
テーマ：優越的地位の濫用規制
概　要：優越的地位の濫用規制につき、事例分析を行う。取引上の地位が相手方に優越していると評価できる場合の意義、具体的な濫用行為の認定の仕方等について述べる。また、法定優越的地位の濫用と非法定類型の違いおよび法的効果の違いについても述べる。

第14講
テーマ：不当な取引妨害規制
概　要：不当な取引妨害規制につき、事例分析を行う。特にその公正競争阻害性の捉え方について、競争者排除または競争回避という意味での自由競争減殺のおそれ等について述べる。

第15講
テーマ：応用経済法Ⅱのまとめ
概　要：以上の内容についてまとめを行う。

※中間到達度評価の実施期日については法科大学院事務室の定めるところに依る。平常点は２回実施される小テスト（Word解答方式、概ね第４講と第12講を予定）により評価する。なお、上記解答の提出方法等については担当者及び事務室の指示に従うこと。

■教科書
教科書は使用しない。

■参考書・資料
【参考書】
金井・川濵・泉水編『独占禁止法〔第６版〕』（弘文堂・2018年）
根岸哲・舟田正之『独占禁止法概説〔第５版〕』（有斐閣・2015年）
泉水・土佐・宮井・林『リーガルクエスト経済法〔第２版〕』（有斐閣・2015年）
『経済法判例・審決百選〔第２版〕』（有斐閣・2017年）
【資　料】
随時、資料等を配布等する。なお、毎回の事前学習課題を指示する際、事前に考えるべき検討事例は配布資料中に提示等される。また、公取委のガイドライン・各種資料等及び本授業科目の定期試験等に係る過去問はMy KONANー授業資料にアップされる。

■授業関連事項
上記の授業構成は、諸般の事情から変更されることがあります。その場合、適宜、口頭又は書面もしくは電子メール等を通じて指示させていただきます。

■ホームページタイトル
公正取引委員会（jftc. go. jp）
法令検索及び各省庁HP検索（E-Gov. ）：トップ｜e-Govポータル（e-gov. go. jp）
＊各省庁HP検索につき、参照、画面最上段・右（R02/12/23現在）

経済法演習①・②

濱谷 和生

単　　位： ２単位
配当年次： 未修３年次・既修２年次
授業日時： ①前期月曜６限、②後期火曜６限

■授業概要
本演習は、受講者とともに、経済法概説および応用経済法Ⅰ・Ⅱの履修・修得を前提に、独占禁止法（以下、独禁法）等をめぐって、この間、担当者が作成した仮想課題等および起案例を素材として問題研究を行うことによって、独禁法関連事案に対応できる事実抽出能力、法適用能力および法律文書作成能力等を涵養することを目的とする。
なお、本授業科目の履修条件となってはいないが、内容的に経済法概説および応用経済法Ⅰ・Ⅱの学修を前提にしているので、受講にあたって、それらの修得ないしそれと同等の独習到達度を備えていることが望ましい。

■到達目標
公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにすることを目的とする独禁法に関する重要論点について具体例を用いて説明することができるとともに（ビジネス・ローヤーとして必要となるビジネス・マインドの涵養）、当該具体例において適切な法的処理を行うことができ（事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、創造的・批判的能力）、かつ事務所弁護士または各種組織内で法曹資格を有する者として当該具体例に係る立論を整理して（コミュニケーション能力）、法律文書を作成できる能力の前提となる基礎力を養成することを目標とする（法的議論・表現・説得能力）。

■授業方法
当日提示する事例（担当者が作成した仮想事例等）を用いて、前半60分程度を使い、当該論点に関して起案作成をしてもらう。そのあと、後半30分程度を使って、各々の起案に従って当該論点を分析してもらい、受講者全員で検討する。この際、最初に、簡単に、前講起案の担当者による講評を行うことを以て、従来の個別学修サポートに代える。
その後、教科書・事前テーマ等に係る予習を前提に、当該講の事案について、教員からの質問と解説を中心にして論点の理論的把握に努める。その後、論点に関わる重要な審判決例につき事例研究（ケーススタディ）や公正取引委員会（以下、公取委）の策定したガイドライン等の検討を重視して、論点を深める。
受講者等の復習等に利用してもらうべく各回の授業内容は録画されます。復習等のために当該コンテンツを利用する方法等については事務室の指示に従ってください。
・本授業科目に関する受講者に対する連絡、及び各種授業資料等の配布についてはMy KONAN上で行います。
・授業に関する疑問点・質問等については、My KONANの「学生からの質問（Q＆A）」又は法科大学院事務室ＨＰの質問受付フォームから投稿してください。
・質問等のうち受講者全体に共有すべきと思われるものについては、応答内容等を含めてMy KONANの「グループ学習」機能を利用して情報共有されます。

■準備学習
前回資料中において事前に当該回の論点またはテーマは指示されるので、経済法概説および応用経済法Ⅰ・Ⅱでの教科書や教材、ノート等を利用して予習しておくことが重要である。各自のペース配分によるが、その他に当たっておいた方がよかろうという類の参考文献等については、随時担当者に聞いてほしい。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価する。
中間到達度評価は、第８講における課題に関する提出起案をもって、これに代える。
同じく、平常点は、毎回の提出起案のうち２回分を当てる。初回授業時または事前に受講者と協議のうえ別段の指示のない場合、第４講及び第12講（いずれも原則対面）における課題に関する提出起案をもって、これに代える。
なお、各回の起案の提出方法等については担当者及び事務室の指示に従うこと。
〔成績評価に係る特則〕
上記の通り、この科目の平常点は、授業中に行う特定講の課題に関して受講者から提出される起案を小テスト（２回分）に代えることにより、また、中間到達度評価は、統一的に実施するものとは異なる方法により、当該期間の授業中に行う特定講の課題に関して受講者から提出される起案をもってこれに代えることにより、評価する。

■授業構成

第１講
テーマ：独禁法に関連する法的文書作成の基本的考え方
概　要：サンプル問題、プレテスト問題、昨年度までの司法試験問題等に触れつつ、独禁法の体系、条文の構成、事実摘出･法適用の基本的考え方および関連分野の法曹として求められる姿勢や態度、ビジネス・ローヤーとして必要となるビジネス・マインド等について概説する。

第２講
テーマ：私的独占に関連する問題（１）
概　要：排除型または支配型私的独占について事例分析を行う。なお使用する事例については､別途指示する。

第３講
テーマ：私的独占に関連する問題（２）
概　要：排除型または支配型私的独占について事例分析を行う。なお使用する事例については､別途指示する。

第４講
テーマ：ハードコア・カルテルに関連する問題
概　要：事例分析を行う。なお使用する事例については、別途指示する。

第５講
テーマ：非ハードコア・カルテルに関連する問題
概　要：事例分析を行う。なお使用する事例については、別途指示する。

第６講
テーマ：事業者団体に関連する問題
概　要：８条各号に関わる団体規制について事例分析を行う。なお使用する事例については、別途指示する。

第７講
テーマ：企業結合規制に関連する問題（１）
概　要：水平的企業結合規制について事例分析を行う。なお使用する事例については、別途指示する。

第８講
テーマ：企業結合規制に関連する問題（２）
概　要：垂直的企業結合規制について事例分析を行う。なお使用する事例については、別途指示する。

第９講
テーマ：不公正な取引方法に関連する問題（１）
概　要：取引拒絶または不当な差別的取扱いについて事例分析を行う。なお使用する事例については、別途指示する。

第10講
テーマ：不公正な取引方法に関連する問題（２）
概　要：不当対価規制について事例分析を行う。なお使用する事例については、別途指示する。

第11講
テーマ：不公正な取引方法に関連する問題（３）
概　要：不当表示、過大景品、景表法または抱き合わせ販売について事例分析を行う。なお使用する事例については、別途指示する。

第12講
テーマ：不公正な取引方法に関連する問題（４）
概　要：事業活動の不当拘束（１）について事例分析を行う。なお使用する事例については、別途指示する。

第13講
テーマ：不公正な取引方法に関連する問題（５）
概　要：事業活動の不当拘束（２）について事例分析を行う。なお使用する事例については、別途指示する。

第14講
テーマ：不公正な取引方法に関連する問題（６）
概　要：優越的地位の濫用または下請法について事例分析を行う。なお使用する事例については、別途指示する。

第15講
　テーマ：不公正な取引方法に関連する問題（７）
　概　要：取引妨害について事例分析を行う。なお使用する事例については、別途指示する。

※なお、小テスト・中間到達度評価の実施回については変更の可能性がある。

■教科書
特に指示しない。

■参考書・資料
【参考書】
『経済法判例・審決百選〔第２版〕』（有斐閣・2017年）
根岸哲・舟田正之『独占禁止法概説〔第５版〕』（有斐閣・2015年）
金井・川濵・泉水編『独占禁止法〔第６版〕』（弘文堂・2018年）
その他、随時、授業中に指示する。
【資　料】
授業進行に合わせて、課題、検討資料および起案例を配布する。また、公取委のガイドライン・各種資料等及び本授業科目の定期試験等に係る過去問はMy KONANー授業資料にアップされる。

■担当者から一言
上記の授業構成は、諸般の事情から変更されることがあります。その場合、適宜、口頭又は書面もしくは電子メール等を通じて指示させていただきます。

■ホームページタイトル
公正取引委員会（jftc. go. jp）
法令検索及び各省庁HP検索（E-Gov. ）：トップ｜e-Govポータル（e-gov. go. jp）
＊各省庁HP検索につき、参照、画面最上段・右（R02/12/23現在）

労働法総論・労働基準法／労働法（個別的労働関係法）

藤原 孝洋

単　　位：	２単位
配当年次：	未修２年次・既修１年次
授業日時：	前期火曜６限
特記事項：	17年度以降入学者用は労働法総論・労働基準法、16年度以前入学者用は労働法（個別的労働関係法）

■授業概要
労働法とは、労働関係に登場する４つの行為者、すなわち、労働者、使用者（使用者団体）、労働組合等の労働者代表組織、そして国家の相互関係を規整する法の総体である。本講座では、まず労働法総論、そして個別的労働関係法の総説を解説し、次に個別的労働関係法の労働保護法の分野を、労働基準法を中心に学習する。

■到達目標
受講生が労働基準法などの労働法の理解を進め、法律的な論点について重要な労働判例にも通じて労働法特有の用語を用いて議論ができるようになることを目標とする。

■授業方法
講義では、教科書の記述の順にとらわれずに講師が作成したレジュメを予め配布し、重要な判例もその中に記載し、労働基準法などの労働保護法の基本的事項と法律的論点について説明し、受講生に質問することなどによりその理解度を確認させ、より深い理解を習得させる。また、数回に１度のペースで、復習問題を配布し、受講生に解答を提出させる。

■準備学習
受講生には、レジュメに事前に示す教科書の範囲を予習させ、講義に臨ませる。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価する。
受講生から提出された復習問題の解答などに基づき平常点の評価をする。中間到達度評価を実施し、定期試験の成績にこれらの評価を加えて、本講座の成績評価とする。

■授業構成
第１講
　テーマ：労働法総論
　概　要：ガイダンスを行ったあと、「労働法の枠組み」について、学習する。

第２講
　テーマ：労働法総論（当事者）
　概　要：労働法の当事者である「労働者」、「労働組合」、「使用者」について学習する。

第３講
　テーマ：労働法総論（労働法の法源１）
　概　要：労働法の法源のうち、別に詳しく取り上げる労働基準法、労働協約に先立ち「就業規則」について学習する。

第４講
　テーマ：労働法総論（労働法の法源２）
　概　要：労働法の法源である「労働契約」に基づき発生する権利義務について、学習する。

第５講
　テーマ：労働基準法（人権保障）
　概　要：「労働者の人権保障」として、どのような規制がなされているか学習する。男女間格差を含む「雇用差別」、いじめ・嫌がらせにかかる「人格権・プライバシー」も関する事項もここで取り上げる。

第６講
　テーマ：労働基準法（賃金１）
　概　要：労働の対価である「賃金」の種類、及び支払方法にかかる規制について、学習する。

第７講
テーマ：労働基準法（賃金２）
概　要：賞与、退職金を含む「賃金請求権」の発生、変動、消滅について、学習する。「休業手当」についても、ここで取り上げる。

第８講
テーマ：中間到達度評価
概　要：中間到達度評価を行い、講義前半の補充を行う。

第９講
テーマ：労働基準法（労働時間１）
概　要：労働時間制度の基本的枠組みについて、まず、「労働時間・休憩・休日の原則」について学習する。

第10講
テーマ：労働基準法（労働時間２）
概　要：法定の労働時間を超えた労働、または法定休日における労働にかかる「時間外・休日労働」について学習する。管理監督者などの「適用除外」についても、ここで取り上げる。

第11講
テーマ：労働基準法（労働時間３）
概　要：労働時間制度の特則として許容されている「労働時間の柔軟化」にかかる法制について学習する。

第12講
テーマ：労働基準法（休暇）
概　要：休暇・休業制度のなかで、主に「年次有給休暇」の制度について、学習する。

第13講
テーマ：労働基準法（労働安全、労災）
概　要：労働災害が発生した場合にかかる「労災保険」の制度について、学習する。

第14講
テーマ：労働基準法（労災民訴、年少者、女性）
概　要：労災保険を超える補償にかかる「労災民訴」について取り上げたあと、未成熟な「年少者」と母性たる「女性の保護」について、どのような規定が設けられているか学習する。

第15講
テーマ：まとめ
概　要：講義後半の補充を行う。

※なお、中間到達度評価の実施回については変更の可能性がある。

■教科書
水町勇一郎『労働法〔第８版〕』（有斐閣・2020年）

■参考書・資料
荒木尚志『労働法〔第４版〕』（有斐閣・2020年）
菅野和夫『労働法〔第12版〕』（弘文堂・2019年）
土田道夫『労働契約法〔第２版〕』（有斐閣・2016年）
村中孝史・荒木尚志編『労働判例百選〔第９版〕』（有斐閣・2016年）
大内伸哉『最新重要判例200〔第５版〕』（弘文堂・2018年）

労働契約法／企業労働法務

藤原 孝洋

単　　位：	２単位
配当年次：	未修２年次・既修１年次
授業日時：	後期火曜７限
特記事項：	17年度以降入学者用は労働契約法、16年度以前入学者用は企業労働法務

■授業概要
未修２年次・既修１年次の前期に「労働法総論・労働基準法」を学習した。
そこで、本講座では、個別的労働関係法の（広義の）労働契約法の分野を、その基本法である「(成文法の）労働契約法」を中心に学習する。
なお、次の学習年度（未修３年次・既修２年次）には、前期に「集団的労使関係法（労働組合法)」を、同後期に「労働法演習」を配置して、「労働法」を受講生に修得させる。

■到達目標
個別的労働関係の基本となる労働契約と、就業規則の意義や機能について学び、有期労働契約に関する新労働判例も含めレジュメに記載する労働判例に見られる多彩な法律的な論点について議論ができるようにすることを目標とする。

■授業方法
重要な労働判例も記載したレジュメを事前に配布し、講義では、労働契約法の基本的事項と法律的論点について説明し、受講生に質問することによりその理解度を確認させ、より深い理解を習得させる。

■準備学習
受講生には、レジュメに事前に示す教科書の範囲を予習させ、講義に臨ませる。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験)、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価する。
受講生から提出された復習問題の解答などに基づき平常点の評価をする。中間到達度評価を実施し、定期試験の成績にこれらの評価を加えて、本講座の成績評価とする。

■授業構成
第１講
　テーマ：労働契約法
　概　要：前期で扱った労働法の枠組みを復習しつつ、本講の主要テーマである労働契約の位置づけについて、学習する。

第２講
　テーマ：労働契約法（成立１）
　概　要：雇用関係の成立にあたって、まずは、使用者の「採用の自由」とその制限について学習する。

第３講
　テーマ：労働契約法（成立２）
　概　要：採用過程における労働者に関連して「内定」を、採用後、本採用されるまでの過渡的な段階における労働者に関連して「試用」を学習する。

第４講
　テーマ：労働契約法（人事１）
　概　要：使用者のもつ人事権のうち、「昇進･昇格、降格」を概観し、職務内容、勤務場所の変更にかかる「配転」、企業の枠を超えた異動である「出向」について学習する。

第５講
　テーマ：労働契約法（人事２）
　概　要：労働者に就労させることが適切でない場合における「休職」制度について、学習する。合併や事業譲渡、会社分割にかかる労働者の地位の変更についても、ここで取り上げる。

第６講
　テーマ：労働契約法（懲戒１）
　概　要：円滑な企業活動を行うために定められた職場規律について概観するとともに、これに違反した場合の制裁である「懲戒」の根拠、およびこれにかかる規制について学習する。

第７講
テーマ：労働契約法（懲戒２）
概　要：前講に引き続き、「懲戒」について、その種類と懲戒事由を中心に学習する。

第８講
テーマ：中間到達度評価、労働契約法（終了１）
概　要：中間到達度評価を行い、講義前半の補充を行う。また、解雇以外の雇用関係の終了事由として、「辞職、合意解約」、「定年」について学習する。

第９講
テーマ：労働契約法（終了２）
概　要：使用者が一方的に労働契約を終了させる解雇にかかる規制のうち、「解雇予告」などの手続制限、「解雇権濫用法理」などの内容制限を中心に学習する。

第10講
テーマ：労働契約法（終了３）
概　要：前講に引き続き解雇にかかる規制のうち、使用者の事情による解雇である「整理解雇」を中心に学習する。申し入れた条件に応じない場合に解雇される「変更解約告知」についても、ここで取り上げる。

第11講
テーマ：非典型雇用（期間雇用）
概　要：非典型雇用契約のうち、「期間雇用」について、学習する。

第12講
テーマ：非典型雇用（パートタイム）
概　要：非典型雇用契約のうち、「パートタイム」労働について学習する。「同一労働同一賃金」規制については、ここで取り上げる。

第13講
テーマ：非典型雇用（労働者派遣１）
概　要：非典型雇用契約のうち、外部の労働力を活用する方法である「労働者派遣」について、その仕組みを学習する。

第14講
テーマ：非典型雇用（労働者派遣２）
概　要：前回に引き続き「労働者派遣」を学習する。派遣労働者の保護、特に、違法派遣があった場合の対応について学習する。

第15講
テーマ：まとめ
概　要：講義後半の補充を行う。

※なお、中間到達度評価の実施回については変更の可能性がある。

■教科書
水町勇一郎『労働法〔第８版〕』（有斐閣・2020年）

■参考書・資料
荒木尚志『労働法〔第４版〕』（有斐閣・2020年）
菅野和夫『労働法〔第12版〕』（弘文堂・2019年）
土田道夫『労働契約法〔第２版〕』（有斐閣・2016年）
村中孝史・荒木尚志編『労働判例百選〔第９版〕』（有斐閣・2016年）
大内伸哉『最新重要判例200〔第５版〕』（弘文堂・2018年）

集団的労使関係法／労働法(集団的労使関係法)

藤原 孝洋

単　　位：	２単位
配当年次：	未修３年次・既修２年次(17年度以降入学者)、未修２年次・既修１年次(16年度以前入学者)
授業日時：	前期火曜７限
特記事項：	17年度以降入学者用は集団的労使関係法、16年度以前入学者用は労働法(集団的労使関係法)

■授業概要
労働法科目のうち未修２年次・既修１年次に「労働法総論・労働基準法」と「労働契約法」について学習した。そこで、未修３年次・既修２年次の前期に「集団的労使関係法（労働組合法)」を学習し、後期に「労働法演習」で労働法の学習に磨きをかけることとする。

■到達目標
受講生が、紛争当事者である使用者、労働者、労働組合の立場に立って、それぞれの言い分を法律的議論として取り纏める能力を磨くことを目標とする。

■授業方法
講師が作成したレジュメを配布し、これに基づいて授業を進める。
授業では、集団的労使関係法の基本的事項を解説し、受講生に質問することなどにより予習内容を確認させ、講義でより深い理解を得させる。

■準備学習
受講生には、レジュメに事前に示す教科書の範囲を予習させ、講義に臨ませる。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験)、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価する。
受講生から提出された復習問題の解答などに基づき平常点の評価をする。中間到達度評価を実施し、定期試験の成績にこれらの評価を加えて、本講座の成績評価とする。

■授業構成
第１講
　テーマ：労働組合法
　概　要：これまでに学習した個別的労働関係について振り返りつつ、これとの対比で、集団的労働関係にかかる学習の全体像を把握する。

第２講
　テーマ：労働組合法（労働組合１）
　概　要：日本における労働組合の実態を把握するとともに、「労働組合」として法的に保護されるための要件について、学習する。

第３講
　テーマ：労働組合法（労働組合２）
　概　要：労働組合の組織と運営に関連して、「チェック・オフ」、「ユニオン・ショップ」を中心に学習する。労働組合の組織の変動についても、ここで取り上げる。

第４講
　テーマ：労働組合法（団体交渉１）
　概　要：団体交渉の枠組みを概観するとともに、「団体交渉」の対象事項及びその態様について、学習する。

第５講
　テーマ：労働組合法（団体交渉２）
　概　要：不当な団交拒否があった場合の救済方法について、学習する。

第６講
　テーマ：労働組合法（労働協約１）
　概　要：団体交渉の成果物である「労働協約」の効力のうち、規範的効力（主に、不利益変更）について学習する。

第７講
テーマ：労働組合法（労働協約２）
概　要：前講に引き続き、労働協約の規範的効力（主に、拡張適用）を扱い、さらに、債務的効力について学習する。

第８講
テーマ：中間到達度評価
概　要：中間到達度評価を行い、講義前半の補充を行う。

第９講
テーマ：労働組合法（団体行動権１）
概　要：団体行動権について、「争議行為」、「組合活動」の正当性の有無を中心に学習する。

第10講
テーマ：労働組合法（団体行動権２）
概　要：争議行為が行われた場合の賃金の発生について、学習する。争議行為が行われた場合の使用者の対抗手段である「ロックアウト」もここで取り上げる。

第11講
テーマ：労働組合法（不当労働行為１）
概　要：不当労働行為制度について概観し、このうち、「不利益取扱い」の不当労働行為の成立について、学習する。

第12講
テーマ：労働組合法（不当労働行為２）
概　要：前講に引き続き不当労働行為を扱い、「支配介入」の不当労働行為の成立について、学習する。

第13講
テーマ：労働組合法（不当労働行為３）
概　要：不当労働行為が行われた場合の「労働委員会による救済」の内容について、学習する。

第14講
テーマ：紛争解決システム
概　要：労働問題が生じた場合の紛争解決システムについて、司法的救済、行政的救済の観点から学習する。

第15講
テーマ：まとめ
概　要：講義後半の補充を行う。

※なお、中間到達度評価の実施回については変更の可能性がある。

■教科書
水町勇一郎『労働法〔第８版〕』（有斐閣・2020年）

■授業関連事項
荒木尚志『労働法〔第４版〕』（有斐閣・2020年）
菅野和夫『労働法〔第12版〕』（弘文堂・2019年）
土田道夫『労働契約法〔第２版〕』（有斐閣・2016年）
村中孝史・荒木尚志編『労働判例百選〔第９版〕』（有斐閣・2016年）
大内伸哉『最新重要判例200〔第５版〕』（弘文堂・2018年）

労働法演習

藤原 孝洋

単　　位： ２単位
配当年次： 未修３年次・既修２年次
授業日時： 後期火曜６限

■授業概要
本授業は、「演習」であり、インプットよりもアウトプット、すなわち、理解した内容を表現することを重視する。授業項目としては、個別的労働関係、集団的労使関係を含む労働法全般を扱うが、まんべんなく平均的に取り上げるのではなく、より重要と思われるトピックを取り上げる。
単に、知識の再確認に終わらせず、理解をブラッシュアップしていただきたい。

■到達目標
自らの視点をもって、労働関係に係る法律問題を整理できること、及び、仮に知らない問題にあたったとしても、学習した労働法的な視点を応用して、自らの言葉で自ら理解したことを発信できることを目標とする。

■授業方法
事前に提出を求めたレポートや判例の事例を題材として、講師からの質問に応え、学生同士で討論する中で、問題点についての理解を確認する形式で授業を進める。

■準備学習
事前に授業で題材とする事例、ないしは、問題点について、レポートの提出を求める。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価する。
この科目の平常点は、ほぼ毎回のレポート提出により評価します。中間到達度評価を実施し、定期試験の成績にこれらの評価を加えて、本講座の成績評価とする。

■授業構成
第１講
　テーマ：ガイダンス、総論
　概　要：労働基準法、労働契約法の適用基準となる「労働者」の概念のほか、労働条件の決定にあたって重要な「就業規則」について学習する。

第２講
　テーマ：労働基準法（労働者の人権、賃金）
　概　要：労働者の人権を保障するための具体的な規定について概観するとともに、労働条件についての柱の一つである「賃金」について学習する。

第３講
　テーマ：労働基準法（労働時間）
　概　要：労働条件のもう一つの柱である「労働時間」について労働時間概念や時間外労働を中心に学習する。

第４講
　テーマ：労働基準法（休暇、年少者・女性、安全衛生）
　概　要：労働者の休暇・休業について、「年次有給休暇」を中心に学習する。また、「女性」にかかる労働問題について、雇用機会均等法、セクハラ問題に触れつつ概観するとともに、労務災害補償について、使用者の安全配慮義務を中心に学習する。

第５講
　テーマ：労働契約法（労働関係の成立）
　概　要：労働関係の出発点としての「採用」、その前段階である「内定」、及び、本採用までの過渡的な労働関係である「試用」について学習する。

第６講
　テーマ：労働契約法（労働関係の展開１）
　概　要：「配転」「出向・転籍」を中心に、人事の異動について学習するとともに、近年、問題となることの多い「休職」制度の運用について学習する。

第７講
テーマ：労働契約法（労働関係の展開２）
概　要：競業避止義務、秘密保持義務といった「労働者の義務」について学習する。また、労働者が企業秩序に違反した場合の制裁である「懲戒」について学習する。

第８講
テーマ：労働契約法（労働関係の終了）
概　要：「辞職」「退職」といった解雇以外の労働関係の終了について概観するとともに、「解雇」にかかる問題について、解雇権濫用規制や整理解雇を中心に学習する。

第９講
テーマ：中間到達度評価、非典型雇用
概　要：非正規雇用として注目されている「有期契約労働」「労働者派遣」について学習する。

第10講
テーマ：労働組合法（労働組合の結成）
概　要：労組法の適用を受ける「労働組合」の概念とともに、労働組合の組織と運営について、ユニオンショップ協定、チェックオフを中心に学習する。

第11講
テーマ：労働組合法（団体交渉、労働協約）
概　要：「団体交渉」について、その当事者、対象及び方法等を、「労働協約」について、その成立、内容及び効力等を学習する。

第12講
テーマ：労働組合法（団体行動）
概　要：「争議行為」、「組合活動」の正当性や正当性がなかった場合の帰結について学習する。

第13講
テーマ：労働組合法（不当労働行為）
概　要：「不当労働行為」の救済制度について概観し、不当労働行為の成立要件及びその救済方法について学習する。

第14講
テーマ：紛争解決システム
概　要：さまざまに考えられる労働関係紛争の解決手続について学習する。

第15講
テーマ：まとめ
概　要：新たに追加すべきトピック等に触れつつ、今期の授業内容を総括する。

※なお、中間到達度評価の実施回については変更の可能性がある。

■教科書
水町勇一郎『労働法〔第８版〕』（有斐閣・2020年）
村中孝史・荒木尚志編『労働判例百選〔第９版〕』（有斐閣・2016年）

■参考書・資料
荒木尚志『労働法〔第４版〕』（有斐閣・2020年）
菅野和夫『労働法〔第12版〕』（弘文堂・2019年）
土田道夫『労働契約法〔第２版〕』（有斐閣・2016年）
大内伸哉『最新重要判例200〔第５版〕』（弘文堂・2018年）

■担当者から一言
実務においても、直面することの多い法分野です。
自発的、積極的に受講していただくことを望みます。

倒産法

森　拓也

単　　位： ２単位
配当年次： 未修２年次・既修１年次
授業日時： 後期水曜７限

■授業概要
倒産法（破産法・民事再生法・会社更生法・会社法上の特別清算の総称）の概要と、倒産実体法・倒産手続法の初歩的な法律知識を理解させるための講義を行う。
法典別ではなく、項目ごとに、横断的に、事例を挙げる等して説明する。
倒産手続は、経済活動を行う上で避けては通れない問題の一つであると同時に、裁判所が関与する法的手続の一つでもある。
従って、この両側面を持つ手続に関与する法律家は、どの立場に立つにしても、実際の経済活動を把握した上でそれを法的観点から分析し、手続進行しなければならない。
本講義では、倒産手続の流れを中心とした基礎的事項を解説するとともに、実際の事例において各制度がどのように運用されているのかを、手続に関与する各当事者の視点から解説する。

■到達目標
倒産法の初歩的法律知識の習得と実際の事件における考えるべき視点を養う。

■授業方法
本授業は全て講義形式で行います。

■準備学習
講義前に簡単なレジュメを配布するので該当部分と該当条文を読んでくること。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価する。
中間到達度評価は、第８講目辺りに45分で、授業時間内に実施する。
平常点は、授業内での質疑応答結果などによる。
なお、５回以上授業を欠席した場合の成績は「不可」とする。

■授業構成
第１講
　テーマ：倒産法概観
　概　要：経済的用語として倒産とそれに至った場合の対応や制度について概観する。

第２講
　テーマ：倒産法の立法主義と倒産法の理念
　概　要：破産に関する立法主義について説明し、倒産法に通有する債権者平等原則、債務者財産の充実、清算価値保障原則といった倒産法の理念について説明する。

第３講
　テーマ：倒産能力・倒産手続の開始原因
　概　要：倒産手続の対象及び開始原因について説明する。

第４講
　テーマ：関係当事者と開始決定（１）
　概　要：倒産手続には様々な立場の当事者が登場するので、それぞれの立場について説明し、手続の開始決定は、関係当事者にどのような影響をもたらすのか、また手続相互間の処理について説明する。

第５講
　テーマ：関係当事者と開始決定（２）
　概　要：第４講の残りを講義する。

第６講
　テーマ：倒産手続開始の効果の基礎
　概　要：倒産手続が開始された場合の管財人等の債務者の財産の管理機構の実体法上・手続法上の地位と手続開始の実体法上・手続法上の効果について説明する。

第７講
テーマ：各種債権の処遇
概　要：民事実体法上の各種の債権は各倒産手続でどのように処遇されるのか、手続債権・手続外債権・債権の順位等を説明する。

第８講
テーマ：手続法としての倒産法
概　要：倒産法の手続的側面として、民事訴訟法との関係を説明した上で、手続債権が倒産手続においてどのような取扱いを受けるのかを説明する。中間到達度評価を行う。

第９講
テーマ：継続中の契約の処理の基礎
概　要：双務契約が存続している間に当事者に倒産手続が開始された場合は、その契約関係がどのようになるのか、相手方の権利はどうなるのかについて説明する。

第10講
テーマ：担保権の処遇の基礎
概　要：質権・抵当権・特別の先取特権・商事留置権といった実体法上の担保権の倒産手続上の処遇方法は、破産と民事再生では別除権方式がとられていること、担保権者に対する対処、別除権方式の場合の別除権の行使と不足額責任主義について説明する。

第11講
テーマ：相殺権と相殺禁止の基礎
概　要：倒産手続では、債権者平等原則の例外として手続債権者の相殺権が認められていること、破産では破産債権の金銭化・現実化の貫徹から一定の範囲で相殺権が拡張されること、民事再生では再生計画策定のための手続債権の早期確定の要請から相殺時期の制限がされていること、全倒産手続で倒産手続に通有する理念である債権者平等原則違反を立法趣旨として相殺が制限される場合があることを説明する。

第12講
テーマ：否認権の基礎（その１）
概　要：否認権は、手続債権者の弁済率を低下させるという手続債権者を害する行為の効果を消滅させる形成権であり、基礎的な否認類型は、純資産を減少させて総手続債権者の弁済率を低下させる財産減少行為（詐害行為）と、純資産は減少させないが特定の手続債権者だけが利得を得てその結果他の手続債権者の弁済率を低下させる債権者平等原則違反の偏頗行為からなること、否認の一般的要件である有害性・不当性、財産減少行為・偏頗行為の否認要件と否認の効果を２回に分けて概説する。

第13講
テーマ：否認権の基礎（その２）
概　要：第12講の残りを講義する。

第14講
テーマ：免責制度
概　要：自然人の破産手続における免責手続制度、免責不許可事由及び免責の効果について説明する。

第15講
テーマ：再建型倒産手続の特色
概　要：民事再生手続を中心に再建型手続を行う場合の特殊性や実務上の注意点、計画案に関する手続などについて説明する。

※なお、中間到達度評価の実施回については変更の可能性がある。

■教科書
特に指定しない。授業に際しては、レジュメを配布する予定である。

■参考書・資料
伊藤眞『破産法・民事再生法』（第４版）（有斐閣）など

商取引法

山田 純子

単　　位： ２単位
配当年次： 未修２年次・既修１年次
授業日時： 後期土曜２限

■授業概要
商取引法の理論と実務の現状と課題について検討する。

■到達目標
商取引法の理論と実務の現状と課題について理解すること、その前提として、商取引法に関する基本事項について正確に説明することができるようになること、および、商取引法に関する典型事例について適確に分析することができるようになることを目標とする。

■授業方法
授業資料の予習を前提として、双方向の討論・質疑応答を取り入れながら、各講のテーマについて検討します。15講のうち６講を山田が担当し、９講を外部の研究者または実務家（ゲストスピーカー）が担当します。山田が15講全部に出席し、成績評価については山田が行う。
全15講がZoomを利用したリアルタイムのオンライン授業を行う。

■準備学習
毎講、事前に、授業資料に基づき、基本事項の確認や事例の検討を行っておくこと（毎講１時間程度）。毎講、事後に、授業内容の再確認や事例の再検討を行っておくこと（毎講２時間程度）。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価します。
この科目の平常点は、レポート提出（１回実施・１月下旬）により評価します。

■授業構成
第１講　　９月24日（土）
　テーマ：消費者取引（１）
　概　要：消費者契約法および特定商取引に関する法律の規制について検討する。
　担当者：山田

第２講　　10月１日（土）
　テーマ：国内商事売買
　概　要：国内商事売買総説、国内商事売買契約の成立、商品の引渡し、商品の受領、代金の支払い、代金債権担保手段等について検討する。
　担当者：山田

第３講　　10月８日（土）
　テーマ：国際商事売買
　概　要：国際商事売買総説、国際商事売買契約の成立、ＦＯＢ条件とＣＩＦ条件、物品の契約条件への不適合と買主の救済等について検討する。
　担当者：山田

第４講・第５講　　10月15日（土）・10月22日（土）
　テーマ：「運送取引」－海上運送取引および航空運送取引
　概　要：（１）商法典の改正と運送営業に対する商法の規制の限界
　　（２）国内運送と国際運送の規制の対比
　　（３）運送営業の関連事業者の責任
　　（４）海商法の意義とその適用範囲
　　（５）船荷証券等の法的諸問題
　　（６）海上企業者（船舶所有者等）の責任制限
　　（７）海上運送と航空運送の責任制度の比較
　担当者：大阪市立大学名誉教授、弁護士法人第一法律事務所・客員弁護士　藤田勝利先生

第６講　　10月29日（土）
テーマ：倉庫取引・荷為替信用状
概　要：倉庫営業者の義務・権利、倉荷証券、荷為替信用状について検討する。
担当者：山田

第７講　　11月12日（土）
テーマ：保険取引の重要問題（１）－保険法制の全体像・契約成立段階の諸問題
概　要：保険法上の基礎概念、保険の定義、保険契約の特質、適用される法令等を概観することを通して、保険法制の全体像と、保険法解釈の基礎になる衡量事由を理解する。次いで、保険契約の締結段階に関する諸問題を概観する。重要判例の要旨を紹介し、判例法理の到達点を確認する。
担当者：同志社大学教授　木下孝治先生

第８講　　11月19日（土）
テーマ：保険取引の重要問題（２）－保険給付の履行・分配上の諸問題
概　要：保険給付の内容及びその履行、保険金受給権者または保険契約者等の債権者に対する保険給付の分配にかかる規律を概観する。重要判例の要旨を紹介し、判例法理の到達点を確認する。
担当者：同志社大学教授　木下孝治先生

第９講　　11月26日（土）
テーマ：消費者取引の現状と課題
概　要：具体的な消費者被害の事例を検討することにより、消費者の特性や消費者問題の特徴についての理解を深めるとともに、民事的なルールによる被害救済、消費者行政による被害防止や救済のあり方についても触れる。
担当者：五月法律事務所・弁護士　西村陽子先生

第10講　　12月３日（土）
テーマ：リースファイナンス、中間到達度評価（45分）
概　要：リースファイナンスの意義、リース契約の成立、リース契約の重要条項等について検討する。
担当者：山田

第11講　　12月10日（土）
テーマ：リースファイナンスの実務の現状と課題
概　要：国内リース取扱高では、10年以上、横ばいが続くリース業界であるが、そのビジネスには質的変化が見られる。
環境投資など設備投資の変化､｢持たない経営」への財務行動の変化､会計基準の変更等を背景に､リース取引そのものは変わらないものの、使われ方が変化し、サービス契約化（複合契約化）・事業投資化が進んでいる。本講では、多岐にわたるリース契約形態を、実例をあげて説明し、さらに「所有から利用へ」の大きな変化と、SDGs（持続可能な開発目標）・ESG（環境・社会・ガバナンス）におけるリースの役割・可能性について実務者の観点からお話ししたい。
担当者：株式会社セブン・フィナンシャルサービス　リース事業本部長　吉田浩先生

第12講　　12月17日（土）
テーマ：保険金請求訴訟の実務と必要となる前提知識
概　要：ごく単純であるように思える車両盗難保険金請求事件を題材にして、そのような事件であっても、保険法について意外に広範な範囲の知識が必要であることを解説して、理解を深めていただく。
担当者：秀平吉朗法律事務所・弁護士　高橋正人先生

第13講　　12月24日（土）
テーマ：消費者取引（２）
概　要：割賦販売法および資金決済法の規制について検討する。
担当者：山田

第14講　　１月７日（土）
テーマ：海上物品運送における法実務の魅力と課題（入門）
概　要：新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、皆様も切実に感じられたとおり、物流、海上物品運送は、島国である日本にとっても、またSDGsの観点に立っても、一人一人のかけがえのない命を支える、重要な存在です。
ところが、物流、海事関係の法的紛争は、訴訟外で解決されるのが寧ろ一般的であり、他の法分野と異なり、実務そのものを把握することは勿論、実務に即した法的研究を行うことが難しく、さらに訴訟という形で顕在化した場合、裁判所に対し実務そのものを説明する資料が圧倒的に少ないという特殊性があります。
一般的に、海上物品運送のうち、内航と外航とでは、これを支える企業の規模や法文化に大きな違いがあります。また外航は、他の輸送モードと複雑に組み合わさり、国際複合運送という形式で行われています。さらに内航外航を問わず、これを構成する海事（物流）クラスターは、高い専門性をもって法実務を支えています。
かように閉ざされた法実務をご一緒に検討することで、海事（物流）クラスターの直面する様々な課題を感じ取っていただくとともに、甲南大学の創設者である平尾釰三郎先生の理念に思いを馳せながら、SDGsの観点から今後のあるべき方向性をご一緒に考察することができれば幸いです。
現時点は以下を予定しておりますが、最新情報を適宜反映し内容を変更することがあります。
１　海上物品運送をめぐる多様なactor－海事（物流）クラスター
２　実務のニーズに沿った研究・法整備の必要性
３　海事事件の紛争解決手続の充実の必要性
担当者：赤木海事綜合法律事務所・弁護士　赤木潤子先生

第15講　　１月14日（土）
テーマ：国際商事売買契約実務の特色、紛争が生じた場合の解決機関や規範、それらを想定した契約条項
概　要：国際商事売買契約を締結する際にまず検討すべきことは、将来の紛争発生の防止ですが、その為に考えておくべきことは、国際商事取引特有の、国を跨いだ紛争解決機関、依るべき法規範及び売買特有の個々の条件です。その前提として、交渉の相手方である外国法人ないし外国人の法文化、法意識等についての理解が不可欠となります。それらの点を踏まえて典型的な契約条項についてお話出来ればと考えています。
担当者：内藤総合法律事務所・弁護士、ニューヨーク州弁護士　内藤秀文先生

※各講の順序については、変更されることがあります。
※中間到達度評価の実施回については変更の可能性があります。

■教科書
レジュメを配布するほか、必要に応じて、参考文献・資料を指示・配布します。

■参考書・資料
江頭憲治郎『商取引法〔第８版〕』（弘文堂・2018年）

消費者法

鈴木 尉久・辰巳 裕規・木村 裕介・大永 祐希

単　　位： ２単位
配当年次： 未修２年次・既修１年次
授業日時： 前期金曜７限

■授業概要
本講義は、消費者法を内容とする。消費者法は、消費者問題に係る民事法、行政法及び刑事法の総合法であり、本講義では、具体的な消費者問題ごとに、当該問題に係る民事ルールを中心に解決方法を検討する。

■到達目標
消費者法の基本を理解し、具体的な消費者問題に対する基本的な解決方法を提案できる能力を獲得することを到達目標とする。

■授業方法
本講義では、具体的な消費者問題ごとに、当該問題に係る基本ルールを解説した後、具体的事案に対する解決方法を相互の議論を通じて模索又は検討する。

■準備学習
予め配布するレジュメを読み込んでおくことが求められる。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価します。平常点はレポートにより評価します。

■授業構成
第１講　（担当：鈴木尉久）
テーマ：消費者法とは何か
概　要：消費者法とは、消費者と事業者間における情報の量・質及び交渉力の格差から生ずる不当な消費者被害の防止と救済のための民事法、行政法、刑事法の総合法であることを明らかにする。

第２講　（担当：木村裕介）
テーマ：契約・取引問題と消費者法（その１）－不当な勧誘行為と消費者契約法
概　要：消費者契約法が不当勧誘行為として取消権を付与する、重要事項不実告知、断定的判断の提供、不利益事実の故意の不告知につき、それぞれその内容を明らかにする。

第３講　（担当：木村裕介）
テーマ：契約・取引問題と消費者法（その２）－不当契約条項と消費者契約法
概　要：消費者契約法が不当契約条項として無効とする、損害賠償責任免除条項、損害賠償額の予定条項、一方的に消費者の利益を害する条項につき、それぞれその内容を明らかにする。

第４講　（担当：鈴木尉久）
テーマ：クーリング・オフについて
概　要：特定商取引法上の訪問販売にかかるクーリング・オフを中心に、その概念、趣旨、要件、効果、適用除外などについて、理解を深める。
予め、消費者庁ＨＰ「特定商取引に関する法律の解説（逐条解説）」の４条、５条、９条、26条１項１号、26条６項１号の記述を読んでおくことがのぞましい。

第５講　（担当：辰巳裕規）
テーマ：金融商品をめぐる取引問題
概　要：金融商品販売法・金融商品取引法を中心に株・債券・投資信託・デリバティブなどの金融商品をめぐる取引における投資家保護制度について概観する。

第６講　（担当：大永祐希）
テーマ：特定商取引法（その１）
概　要：特定商取引法の規律を、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売、訪問購入、ネガティブオプションの８つの取引類型について、それぞれその内容を明らかにする。

第７講　（担当：大永祐希）
テーマ：特定商取引法（その２）
概　要：特定商取引法の規律を、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売、訪問購入、ネガティブオプションの８つの取引類型について、それぞれその内容を明らかにする。

第８講　（担当：大永祐希）
テーマ：特定商取引法（その３）、製造物責任法
概　要：特定商取引法の規律を、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売、訪問購入、ネガティブオプションの８つの取引類型について、それぞれその内容を明らかにする。
危害が発生した場合における被害救済としての製造物責任法の内容を明らかにする。

第９講　（担当：鈴木尉久）
中間到達度評価（45分）
テーマ：抗弁の接続と複合契約論（中間到達度評価後の残り時間）
概　要：割賦販売法上の抗弁の接続に関する判例・学説を概観したうえで、現代的な現象である複合契約にまつわる問題点とその解決の視点について、理解を深める。

第10講　（担当：辰巳裕規）
テーマ：消費者被害の救済方法
概　要：消費者被害の特性を踏まえた上で、その救済手段として、民事訴訟だけではなく行政や裁判外紛争解決手段（ＡＤＲ）などを通じて実現されること、また適格消費者団体訴訟制度などを概説する。

第11講　（担当：木村裕介）
テーマ：消費者信用問題と消費者法（その１）－消費者金融－利息制限法・貸金業法・出資法
概　要：利息制限法を超える利息の過払いに係る一連の最高裁判決を踏まえて、多重債務者問題や利息制限法・貸金業法・出資法の内容を明らかにする。

第12講　（担当：木村裕介）
テーマ：消費者信用問題と消費者法（その２）－消費者販売信用－割賦販売法
概　要：個別信用購入斡旋を中心に、クレジット契約の書面交付義務とクーリング・オフ、適正与信義務、契約の取消権、支払能力調査義務と支払能力を超える与信の禁止などの割賦販売法の内容を明らかにする。

第13講　（担当：鈴木尉久）
テーマ：約款（定型約款を含む）について
概　要：約款規制の法理について、改正民法上の定型約款や、透明性の原則あるいは適格消費者団体による差止訴訟の実務等にも触れながら、理解を深める。

第14講　（担当：鈴木尉久）
テーマ：決済と不当利得
概　要：振込、クレジットカード決済、電子マネー、企業ポイント等の決済方法の特徴を踏まえ、瑕疵が生じた場合の不当利得返還についても目を配りながら、理解を深める。

第15講　（担当：辰巳裕規）
テーマ：まとめ
概　要：講義全体のまとめを行う。

■教科書
教科書は使用しない。

■参考書・資料
毎回、レジュメと必要な資料を配布する。

情報化社会と法

園田　寿

単　　位： ２単位
配当年次： 未修２年次・既修１年次
授業日時： 後期金曜６限

■授業概要
情報技術をターゲットにしたり､それを悪用したりする「サイバー犯罪」が増加の一途をたどっている。しかし、情報技術の悪用に対する法的規制、特に成文法を根拠になされる刑事法的規制については、その改廃に手間と時間がかかるため、情報化社会の現実と刑法的な現実とのギャップがますます大きくなっている。ある程度は裁判所の法解釈によってその溝を埋め、新たな犯罪現象に対応することも可能だが、刑法の解釈には罪刑法定主義からの限界もあり､新たなサイバー犯罪に射程を絞った刑法の改正もすでにいくつかは実現されている。講義では、このようなサイバー犯罪の現状と法的対応について検討する。

■到達目標
情報犯罪の基礎的な知識を習得し、それに対する刑法的対応について考えることができるようにする。

■授業方法
主にパワーポイントで作成した資料を呈示しながら授業を進める。

■準備学習
刑法の全般的な知識を前提に講義するので、刑法全体について復習しておくことが必要である。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価します。
この科目の平常点は、小テスト１回実施により評価します。

■授業構成
第１講
テーマ：総論１（情報化社会と法）
概　要：「情報化社会の意味と情報の特質」および「インターネットの簡単な歴史」を踏まえた上で、「刑法における情報保護の原則」、特に「守秘義務の問題」について考察する。

第２講
テーマ：総論２（コンピュータ犯罪の歴史）
概　要：インターネットがブレイクしたのが1990年代の半ばであるが､それ以前を「コンピュータ犯罪の時代」、それ以後を「ネットワーク犯罪の時代」として区分し、それぞれに特徴的な犯罪現象とその法的対応について概観する。

第３講
テーマ：各論（Winny事件－中立的行為と幇助犯）
概　要：ファイル共有ソフトである「Winny」の仕組みについて解説したのち、著作権法違反の幇助で起訴されたWinnyの作者が、最高裁は平成23年12月19日決定において無罪とした。この決定について検討する。また、最近の「Winnyによる個人情報流出について」も検討する。

第４講
テーマ：各論（ネットワーク上の名誉毀損）
概　要：ネット上の名誉毀損について無罪を言いわたした東京地裁平成20年２月29日判決を素材に、いわゆる「対抗言論の法理」とネットワーク上の名誉毀損について考察する。さらに､名誉毀損罪と表現の自由、名誉毀損罪における真実性の錯誤について検討する。

第５講
テーマ：各論（電子計算機使用詐欺罪）
概　要：ＫＤＤの回線に通話料金が計算されないようパソコンで不正信号を送った上で国際通話を行ってその通話料金の支払いを免れたことにつき、電子計算機使用詐欺罪が成立すると判示した東京地判平成７年２月13日判例時報1529号158頁を素材として、電子計算機使用詐欺罪（刑法246条の２）について考察し、さらに刑法246条の２における「虚偽の情報」に意義について判断した、東京高判平成５年６月29日高刑集46巻２号189頁について検討する。また､電子マネーの取得と電子計算機使用詐欺罪（最判平成18年２月14日刑集60巻２号165頁）についても検討する。

第６講
テーマ：各論（私電磁的記録不正作出・同供用罪等）
概　要：山形地裁酒田支判平成11年２月26日（公刊物未登載）を素材に、私電磁的記録不正作出・同供用罪および有価証券偽造・同行使罪等について検討する。

第７講
テーマ：各論（支払用カード電磁的記録に関する罪）
概　要：平成13年の刑法一部改正で新設された「支払用カード電磁的記録に関する罪」（刑法第18章の２）について、その背景事情や保護法益、基本的構成要件の内容、他の罪との適用関係等を検討する。

第８講
中間到達度評価（45分）
テーマ：各論（個人情報保護）
概　要：刑法における個人情報保護の原則について検討を加え、それとともに個人情報保護法の構造と内容について検討する。

第９講
テーマ：各論（情報の不正入手）
概　要：情報の不正入手について横領罪を認めた、東京地判昭和60年２月13日刑月17巻１・２号22頁（新潟鉄鋼事件）および同じく情報の不正入手について背任罪を認めた、東京地判昭和60年３月６日判時1147号162頁（綜合コンピュータ事件）を素材に、情報の不正入手についての刑法的問題について検討する。

第10講
テーマ：各論（不正アクセス）
概　要：不正アクセス禁止法が成立した背景と、「アクセス制御」について初の司法判断を示した東京地判平成17年３月25日判時1899号155頁を素材として「不正アクセスの概念」について検討する。

第11講
テーマ：各論（サイバーポルノと刑法）
概　要：平成23年に刑法の一部改正が行われ、サイバーポルノに対応すべく刑法175条が改正された。このきっかけになった、わいせつ画像のダウンロードとわいせつ図画公然陳列罪が問題となった「最判平成13年７月16日刑集55巻５号317頁（アルファネット事件）」、ホームページの書換とわいせつ図画公然陳列罪が問題となった「大阪地判平成９年10月３日判タ980号285頁（朝日放送事件）」、海外へのアップロードと日本刑法の適用が問題となった「大阪地方裁判所平成11年３月19日判決（あまちゅあふぉとぎゃらりー事件）」などについて検討する。

第12講
テーマ：各論（児童ポルノ規制）
概　要：児童買春・児童ポルノ禁止法の成立背景と法の内容について検討し、「児童ポルノ」の問題について検討する。また、児童買春および児童ポルノをめぐる最近の法的問題について検討する。

第13講
テーマ：各論（有害情報と青少年保護）
概　要：「有害情報とは何か」を考察し、その規制のあり方として、「発信規制と受信規制」、「ゾーニングとフィルタリング」について検討し、「ネットの匿名性と有害情報規制」の問題について考察する。

第14講
テーマ：各論（コンピュータ・ウイルス作成罪と正当な業務行為）
概　要：平成23年に刑法の一部改正が行われ、不正指令電磁的記録作成罪等（刑法168条の２）が新設された。この犯罪類型ついて、その内容と正当な業務行為との関係について検討する。

第15講
テーマ：まとめ（ネットワーク犯罪の現状と法的対応）
概　要：ネットワーク犯罪の現状と法的対応について総括し、最近の判例の動向について解説する。

■教科書
特に指定しない。事前に詳しい資料を配付する

■参考書・資料

堀部政男・長谷部恭男編『メディア判例百選〔第２版〕』（有斐閣・2018年）
西田典之他編『刑法判例百選２各論〔第７版〕』（有斐閣・2014年）
園田寿『情報社会と刑法』（成文堂・2011年）

■ホームページタイトル

園田寿「罪と罰のはなし」（YAHOO!ニュース個人）
https://news. yahoo. co. jp/byline/sonodahisashi/

税法

丸山 晃弘

単　　位： ２単位
配当年次： 未修２年次・既修１年次
授業日時： 後期木曜６限

■授業概要
租税法の基礎から各個別法（所得税法・法人税法・相続税法等）全般を解説し、加えて租税の審判・判例等を学ぶことにより、租税実務の問題点を理解できるように促す

■到達目標
・租税法と租税理論及び実践における各々の異同点を認識できるようになること
・リーガルマインドを身につけること

■授業方法
レジュメを基本軸に判例等資料集とテキストを補助的に使用する

■準備学習
法に関することにかかわらず、常日頃から経済状況や社会環境の変化に関心を持つこと

■成績評価
①定期試験（又は臨時試験）
②中間到達度評価
③平常点の３要素を、①：②：③＝６：３：１の割合で総合評価する。
③の平常点は、各講義内容の理解度を確認する小テスト（概ね３講義ごとに１回実施）及び講義内の質疑応答を勘案して評価する。

■授業構成
第１講
　テーマ：租税法の基礎①
　概　要：租税実務と基礎理論の概説

第２講
　テーマ：租税法の基礎②
　概　要：租税法の定義、原則及び各税法の概要

第３講
　テーマ：租税法の基礎③
　概　要：納税申告から国税不服申立・審査請求制度まで

第４講
　テーマ：所得税法の実務①
　概　要：所得の概念・所得の分類と実務問題

第５講
　テーマ：所得税法の実務②
　概　要：各所得の計算過程と実務問題

第６講
　テーマ：所得税法の実務③
　概　要：年度帰属・所得控除・源泉徴収制度と所得税法をめぐる判例等

第７講
　テーマ：譲渡所得税の実務①
　概　要：譲渡所得の基礎

第８講
　テーマ：譲渡所得税の実務②
　概　要：譲渡所得の実務問題

第９講
　テーマ：租税法の基礎・所得税・譲渡所得税
　概　要：１～８講の理解度を深めるための総復習

第10講
　テーマ：法人税法の実務①
　概　要：法人税の基礎　確定決算主義と会計

第11講
　テーマ：法人税法の実務②
　概　要：所得計算における益金と損金

第12講
　テーマ：法人税の実務③
　概　要：法人税法をめぐる判例等、実務問題

第13講
　テーマ：相続税法の実務①
　概　要：相続税、贈与税の基礎　民法と相続税法の差異を検討

第14講
　テーマ：相続税法の実務②
　概　要：相続税、贈与税の実務問題

第15講
　テーマ：相続税法の実務③及び総復習
　概　要：相続税・贈与税の判例等及び講義全体の総復習

中間到達度評価の実施回については、第９講を予定しています。

■教科書
増田英敏『リーガルマインド租税法〔第５版〕』（成文堂・2019年７月）
（『同書〔第４版〕』（成文堂・2016年３月）でも可）

■参考書・資料
酒井克彦『スタートアップ租税法』（財経詳報社（2021年６月）
金子宏『租税法〔第24版〕』（弘文堂・2021年11月）
水野忠恒『大系 租税法〔第３版〕』（中央経済社・2021年２月）

その他、各講義内で適宜指示する

■授業関連事項
租税法を憲法や民法等から解釈する視点を学び身につけること

■担当者から一言
税法の基礎から実践で役立つ知識を習得してもらえるよう努めます。
法律家が「税法は読みにくい」といわれる理由をお伝えします。

■その他
・講義のテーマ、概要及び参考文献等は、受講生の関心、要望（基礎・応用・実務）等に合わせ、適宜変更・追加します。
・会計関連や税額の計算においては電卓を使用することがある。

コーポレート･ガバナンス

山田 純子

単　　位： ２単位
配当年次： 未修２年次・既修１年次
授業日時： 前期土曜２限

■授業概要
経営者支配の進んだ大規模公開会社において、経営上の違法行為を抑止するとともに、効率的な経営を確保するためには、どのようにすればよいかという、いわゆるコーポレート・ガバナンスの問題について検討する。

■到達目標
コーポレート・ガバナンスの問題とは何かおよびその問題が生じる背景を理解するとともに、その問題を解決するために、どのような制度が存在し、その制度がどのように運用されているかおよびその制度の問題点について理解することができるようになることを目標とする。

■授業方法
授業資料の予習を前提として、双方向のやりとり･質疑応答を取り入れながら、各講のテーマについて検討する。

■準備学習
毎講、事前に、授業資料に基づき、基本事項の確認や事例の検討を行っておくこと（毎講１時間程度）。毎講、事後に、授業内容の再確認や事例の再検討を行っておくこと（毎講２時間程度）。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価します。
この科目の平常点は、小テスト（１回実施・７月上旬）により評価します。

■授業構成
第１講　　４月９日（土）
　テーマ：コーポレート・ガバナンスの概念
　概　要：コーポレート・ガバナンスの意義、コーポレート・ガバナンス論の背景およびコーポレート・ガバナンス論の目的・対象について検討する。

第２講　　４月16日（土）
　テーマ：コーポレート・ガバナンス論の歴史と現状（１）
　概　要：海外におけるコーポレート・ガバナンス論の歴史と現状について概観する。

第３講　　４月23日（土）
　テーマ：コーポレート・ガバナンス論の歴史と現状（２）
　概　要：わが国におけるコーポレート・ガバナンス論の歴史と現状について概観する。

第４講　　４月30日（土）
　テーマ：株主・株主総会とコーポレート・ガバナンス（１）
　概　要：株主および株主総会制度がコーポレート・ガバナンスにおいて果たしうる役割およびその問題点について検討する。

第５講　　５月７日（土）
　テーマ：株主・株主総会とコーポレート・ガバナンス（２）
　概　要：株主総会の招集および運営をめぐる実務上の重要問題について検討する。

第６講　　５月14日（土）
　テーマ：株主・株主総会とコーポレート・ガバナンス（３）
　概　要：株主総会決議の瑕疵をめぐる実務上の重要問題について検討する。

第７講　　５月21日（土）
　テーマ：取締役・取締役会とコーポレート・ガバナンス（１）
　概　要：取締役制度および取締役会制度がコーポレート・ガバナンスにおいて果たしうる役割およびその問題点について検討する。

第８講　　５月28日（土）
テーマ：取締役・取締役会とコーポレート・ガバナンス（２）
概　要：取締役の義務をめぐる実務上の重要問題について検討する。

第９講　　６月４日（土）
テーマ：取締役・取締役会とコーポレート・ガバナンス（３）
概　要：取締役の責任をめぐる実務上の重要問題について検討する。

第10講　　６月11日（土）
テーマ：指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社とコーポレート・ガバナンス
概　要：指名委員会等設置会社制度および監査等委員会設置会社制度がコーポレート・ガバナンスにおいて果たしうる役割およびその問題点について検討する。

第11講　　６月18日（土）
テーマ：監査役・会計監査人とコーポレート・ガバナンス（１）、中間到達度評価（45分）
概　要：監査役制度、会計監査人制度がコーポレート・ガバナンスにおいて果たしうる役割およびその問題点について検討する。

第12講　　６月25日（土）
テーマ：監査役・会計監査人・内部統制システムとコーポレート・ガバナンス（２）
概　要：株式会社山星屋監査役の山村哲朗先生をお招きして、「丸紅株式会社が子会社の監査役に対してどのような役割を担わせることによりグループを含めたコーポレート・ガバナンスをどのように行っているか。また監査役の業務に関する諸感想についても触れる。」についてご講義をしていただく。

第13講　　７月２日（土）
テーマ：企業買収とコーポレート・ガバナンス（１）
概　要：友好的企業買収がコーポレート・ガバナンスにおいて果たしうる役割およびその問題点について検討する。

第14講　　７月９日（土）
テーマ：企業買収とコーポレート・ガバナンス（２）
概　要：敵対的企業買収および買収防衛策がコーポレート・ガバナンスにおいて果たしうる役割およびその問題点について検討する。

第15講　　７月16日（土）
テーマ：企業グループとコーポレート・ガバナンス
概　要：企業グループがコーポレート・ガバナンスにおいて果たしうる役割およびその問題点について検討する。

※各講の順序については、変更されることがあります。
※中間到達度評価の実施回については変更の可能性があります。

■教科書
レジュメを配布するほか、必要に応じて、参考文献を指示・配布する。

■参考書・資料
江頭憲治郎編『株式会社法大系』（有斐閣・2013年）
宮谷隆＝奥山健志『株主総会の準備事務と議事運営〔第５版〕』（中央経済社・2021年）
中村直人編著『コーポレートガバナンスハンドブック』（商事法務・2017年）
中村直人編著『コンプラインス・内部統制ハンドブック』（商事法務・2017年）
武井一浩編著『コーポレートガンバナンス・コードの実践〔第３版〕』（日経BP社・2021年）

金融商品取引法

梅本 剛正

単　　位： ２単位
配当年次： 未修２年次・既修１年次
授業日時： 後期土曜１限

■授業概要
金融商品取引法を中心に、基本的な内容を学習する。開講時に学生の希望も聞いたうえで再調整するが、現在のところは、金商法の内容を全体として扱うのではなく、情報開示と不公正取引規制を中心としたものを予定している。金商法においては法律に加えて内閣府令などの技術的な規定の理解も重要であるが、そこに重きをおいては、学習意欲を削ぐことになりかねない。昨年度に引き続き、幾つかの主要な裁判例や事件を取り上げてそれらの背景等を掘り下げていく中で、金商法の関連領域の理解も深めるという方法を部分的に採用してみたいと考えている。

■到達目標
上記の範囲において金商法の一通りのことを理解する。

■授業方法
双方向型の授業を行う予定である。

■準備学習
各回で指示する。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価する。
この科目の平常点は、授業態度により評価します。評価の目安は、７点を基準点として、課題について十分に予習をしてきていれば８点、関連する論点も十分に準備していることが明らかであれば９点、授業中に優れた質問をするなど授業への貢献度が大きい場合には､10点とする。反対に授業準備も意欲も低いと認められる場合には、その程度に応じて０点から６点までが与えられる。欠席回数も否定的に評価される。

■授業構成
第１講
　テーマ：証券市場と証券規制
　概　要：証券市場の仕組みと証券規制について概観する。

第２講
　テーマ：有価証券
　概　要：金商法上も重要な概念である有価証券概念を中心に、金商法の適用範囲について学習する。

第３講
　テーマ：発行市場
　概　要：発行規制について有価証券届出書制度など発行開示制度等を扱う。

第４講
　テーマ：流通市場
　概　要：有価証券報告書などの継続開示や取引所の適時開示について扱う。

第５講
　テーマ：上場と上場廃止
　概　要：上場の意味と上場・上場廃止に関する証券取引所の規則について扱う。

第６講
　テーマ：公開買付等１
　概　要：会社の支配権取引に関わる規制のうち主として公開買付規制を扱う。

第７講
中間到達度評価（45分）
　テーマ：公開買付等２
　概　要：会社の支配権取引に関わる規制のうち主として大量保有報告制度を扱う。

第８講
　テーマ：不公正取引規制総論
　概　要：金商法における不公正取引規制の内容について概観する。

第９講
　テーマ：相場操縦１
　概　要：相場操縦に関する規制を主要裁判例とともに概観する。

第10講
　テーマ：相場操縦２
　概　要：MSCBやMSワラントなど新たな金融商品に関わる不正取引とその規制を扱う。

第11講
　テーマ：内部者取引規制１
　概　要：現行金商法の規制の枠組みを学ぶ。

第12講
　テーマ：内部者取引規制２
　概　要：主要な裁判例を中心に学ぶ。

第13講
　テーマ：内部者取引規制３
　概　要：「法人関係情報の管理」を中心とした業者規制につき処分事例も含めて概観する。

第14講
　テーマ：法の実効性確保
　概　要：金商法の実効性がどのように確保されるのかについて、課徴金制度などについて学習する。

第15講
　テーマ：まとめ
　概　要：講義のまとめ

※初回に学生と相談のうえ、講義内容については若干変更をすることがありうる。
　たとえば、適合性原則・説明義務などを含む業者規制の学習を希望する学生があれば、そちらも盛り込むこととする。
※なお、中間到達度評価の実施回については変更の可能性がある。

■教科書
梅本剛正『金商法入門』（中央経済社・2018年）
を基本としつつ、加えて
河本・大武・川口『新・金融商品取引法読本』（有斐閣・2014年）
あるいは
山下・神田編『金融商品取引法概説〔第２版〕』（有斐閣・2017年）
初回授業で学生の参加目的も踏まえて相談のうえいずれとするかを決定する。

■参考書・資料
神田ほか編『金融商品取引法判例百選』（有斐閣・2013年）

民事執行･保全法

森澤 武雄

単　　位： ２単位
配当年次： 未修３年次・既修２年次
授業日時： 後期土曜２限

■授業概要
民法や商法などによって認められた実体法上の権利を強制的に実現する手段である民事執行及び民事保全手続の全体像を理解できるようにする。
強制執行法総論、金銭執行手続（不動産の強制競売と強制管理、権利執行)、民事保全に重点をおき、具体例を示しながら、実務ではどのような問題が発生しているかを明らかにする。

■到達目標
実体法上認められた私人のさまざまな権利を、義務者の意思に反しても強制的に実現するための手続、その実現手続の実効性を確保するための手続について、その基本的な構造と特徴を理解することを目標とする。

■授業方法
取り上げる手続きについて具体的なイメージを描くことができるように、具体例を設定して制度目的、利用のための要件、利用した場合の効果について解説を行う。
また手続の全体像を理解できるようにするため、第１回目の講義では、具体的にどのような場合にどのような手続が利用されるのかを概括的に紹介することから始める。
時間の関係で、手続の詳細には立ち入らない予定である。

■準備学習
あらかじめ講義で取り上げる項目と、該当する文献の頁数を指定するので、必ず読んでおき、そして、理解できないことがあれば講義の中で質問できるように準備しておいてほしい。あらかじめレジュメを配布する予定である。

■成績評価
定期試験（又は臨時試験)、中間到達度評価、平常点の３つの要素を６：３：１の割合で総合評価します。
この科目の平常点は、原則として講義での質疑応答により評価します。

■授業構成
第１講
　テーマ：民事執行・民事保全の概要
　概　要：講義の進め方を説明し、民事執行および民事保全手続の存在理由、手続の概要を理解できるようにする。

第２講
　テーマ：民事保全法総論（１）
　概　要：民事保全法の定める仮差押え・仮処分の全体像を確認し、そのうえで保全執行機関、保全命令の申立ての審査手続を取り上げる。また、仮差押え・仮処分命令の発令手続における審理の特徴、発令の要件などについて理解できるように、通常の判決手続と比較しながら解説する。

第３講
　テーマ：民事保全法総論（２）＋民事保全法各論（１）
　概　要：仮差押えや仮処分に関する決定についての不服申立て方法について簡単に説明し、そのうえで仮差押えの効力や執行に関する問題を取り上げる。

第４講
　テーマ：民事保全法各論（２）
　概　要：仮処分のうち係争物に関する仮処分を取り上げる。とくに、処分禁止の仮処分の機能と効果について詳細に説明する。

第５講
　テーマ：民事保全法各論（３）
　概　要：係争物に関する仮処分のうち占有移転禁止の仮処分について、その機能と効果を中心に説明する。

第６講
テーマ：民事保全法各論（４）
概　要：仮の地位を定める仮処分について、労働仮処分や差止を命じる仮処分を中心に解説を行う。なお、講義の進行が順調であれば、商事（会社）仮処分に関する説明を補充する。

第７講
テーマ：民事執行法（１）
概　要：民事執行手続全般について解説した後、強制執行法の総論、とくに執行機関、債務名義に関する問題を取り上げる。なお、授業の後半に中間到達度確認をします。講義の進行によっては、強制執行法総論を次回に回し、人事訴訟における保全処分・強制執行について解説する。

第８講
テーマ：民事執行法（２）：強制執行法総論
概　要：債務名義と執行文に関する基本的な役割について解説を行い、とくに承継執行文（民事執行法27条２項）の果たすべき役割については詳細な説明を行う。

第９講
テーマ：民事執行法（３）：強制執行法総論
概　要：民事執行手続における救済手続（執行文付与の訴え、請求異議の訴え、第三者異議の訴えなど）について解説を行う。

第10講
テーマ：民事執行法（４）：強制執行法各論（１）
概　要：金銭債権の満足を得るための金銭執行のうち、不動産執行を取り上げる。債権者の申立てから開始決定、差押えの効力、差押不動産上の用益権や担保権の取扱いなどについて理解できるようにする。

第11講
テーマ：民事執行法（５）：強制執行法各論（２）
概　要：不動産の強制競売手続における保全処分や売却許可手続、引渡命令、配当に冠する諸問題を取り上げる。

第12講
テーマ：民事執行法（６）：強制執行法各論（３）
概　要：債務者の第三債務者に対する債権を対象とする債権執行について、その概要を解説する。

第13講
テーマ：民事執行法（７）：強制執行法各論（４）
概　要：債権執行においてとくに問題となる取立権の行使、転付命令などについて理解できるようにする。

第14講
テーマ：民事執行法（８）：強制執行法各論（５）
概　要：非金銭執行に関する諸問題を取り上げる。とくに、作為・不作為執行に重点を置いて解説する。

第15講
テーマ：担保執行と講義のまとめ
概　要：担保執行（特に破産手続きとの関係）と講義全体のまとめ・質疑を行います。

※中間到達度評価の実施回については、授業で指示する。

■教科書
指定しません。中野貞一郎『民事執行・保全入門〔補訂版〕』（有斐閣・2013年）を従来は教科書として指定していましたが、民事執行法の法改正があったので、法改正に対応しているアルマやリーガルクエストを利用されても結構です。中野貞一郎『民事執行・保全入門〔補訂版〕』はコンパクトな本ですが説明が非常に丁重です。

■参考書・資料
中野貞一郎・下村正明『民事執行法』（青林書院・2016年）
瀬木比呂志『民事保全法〔新訂版〕』（判例タイムズ社・2014年）
『民事執行・保全判例百選〔第３版〕』（有斐閣・2020年１月）

■担当者から一言
実体法によって認められた権利を具体的に実現するための手続についてある程度の知識をもっていることは、法曹として活躍するために必要な条件です。なじみのない手続ですが、分かりやすく講義をしますので、がんばりましょう。なお、手続の性質上、民法や商法についてはある程度の基礎知識をもっていることが前提になりますが、学部で民事保全法・民事執行法の講義を受講していない人も付いてこられるように配慮します。

自治体法務

筑波大学法科大学院

単　　位：	１単位
配当年次：	未修３年次・既修２年次(19年度入学者)、未修２年次・既修１年次(18年度入学者)、未修１年次・既修１年次(17年度入学者)
授業日時：	前期土曜５限
特記事項：	17年度以降入学者用

■授業概要
現代の地方公共団体は、地方自治の主体として、数次に及ぶ制度改革を経て大幅な権限強化が図られており、今後、法曹有資格者の活躍が期待される重要な領域となっている。本授業では、地方公共団体で生起する具体的事例を通じて、行政法だけでなく民法その他の基本法・特別法の知見や法曹としての思考様式や技能がどのように活用されているか検証するとともに、地方公共団体に関わる実践的法務知識を提供する。

■到達目標
行政法、民法その他の法令が現実に活用される場面を把握し、地方公共団体に関わる実務的法知識と課題解決のための方法論の基礎を、具体的事例を素材としながら習得する。

■授業方法
全体を自治体法務に関する通則的テーマと分野別テーマに二分し、授業を進行していく。

■準備学習
特になし。

■成績評価
定期試験の評価100%、なお、この科目は５段階に分けた評価は行わず、単位認定のみ行う。

■授業構成
【授業時間帯】土曜16：35～17：50
※ただしゲストの都合等により内容を前後、変更する場合がある。

第１講　４月16日（土）
　行政訴訟、国家賠償請求訴訟、住民訴訟の概要

第２講　４月23日（土）
　行政不服申立て、行政手続制度・情報管理法務（情報公開・個人情報保護）の概要

第３講　４月30日（土）
　児童福祉に関する事例検討

第４講　５月７日（土）
　生活保護に関する事例検討

第５講　５月14日（土）
　公有財産に関する事例検討

第６講　５月21日（土）
　執行停止に関する事例検討

第７講　５月28日（土）
　執行停止に関する事例検討

第８講　６月４日（土）
　行政代執行に関する事例検討

第９講　６月11日（土）
　環境法に関する事例検討

第10講　６月18日（土）
　学校教育に関する事例検討

■教科書
教科書は特に指定しない。担当教員が作成したレジュメ・資料を配布する。

■参考書・資料
特に指定しない。

■その他
筑波大学法科大学院開講科目のため、事前に甲南大学法科大学院事務室に履修申請する必要があります。申請期限については、別途掲示等でお知らせします。

登記実務

吉田 結貴

単　　位： １単位／後半開講
配当年次： 未修１年次・既修１年次
授業日時： 前期土曜２限

■授業概要
法務局職員及び司法書士を特別講師として招き、不動産登記と商業登記に関する登記実務について、分かりやすく解説する。
不動産登記に関しては、表示の登記と権利の登記の違いを理解し、民法等の実体法上の取引や紛争がどのように登記の場面に反映されていくかについて理解を深める。
また、不動産登記法に定められている筆界特定制度の実情等についても学ぶ。商業登記に関しては、会社の登記簿の記載を理解するとともに、一般的な会社の機関設計の知識を前提に、会社の機関についてどのように登記に反映させていくかを学ぶ。
いずれの講義も、実務に直結し、法的紛争の解決に直接役立つ授業を行う。

■到達目標
不動産登記及び商業登記に関して、基礎的な法律知識を身に付けるとともに、それらに関する基本的な実務の状況について理解を深め、実体法上の取引や紛争がどのように登記に反映されていくかを学ぶ。
それによって、法曹として実務に就いた時に、登記にかかわる実体法上の法律問題を取り扱っていく際の必要な知識と役立つ実務のスキルを習得して、法曹としての責任や使命を果たすとともに、ビジネスローヤーとしての法的技術を身に付けることを目標としている。

■授業方法
法務局職員による不動産の表示登記に関する講義と筆界特定制度の実情に関する２回の講義と、司法書士による不動産登記に関する３回の講義と商業登記に関する３回の講義によって構成される。

■準備学習
受講者は、少なくとも不動産登記に関する基礎的な学習を行った上で、受講することが望まれる。

■成績評価
中間到達度評価及び定期試験は実施しない。
開講中に２回課題を出し、レポートの提出を求める。
これにより合否を判定する。
時期については、別途指示する。
なお、この科目は５段階に分けた評価は行わず、単位認定のみを行う。

■授業構成
※この科目は学期の［後半］に実施します。

第１講　　５月28日（土）
　講　師：法務局職員
　テーマ：不動産の表示登記をめぐる諸問題～権利の客体となる土地、地図（公図）の役割など～

第２講　　６月４日（土）
　講　師：司法書士
　テーマ：不動産登記の基本１～不動産登記事項証明書を見ながら、所有権移転登記、同抹消登記などの権利に関する不動産登記手続の基本を学ぶ。

第３講　　６月11日（土）
　講　師：司法書士
　テーマ：不動産登記の基本２～不動産登記事項証明書を見ながら、抵当権設定登記、同抹消登記などの権利に関する不動産登記手続の基本を学ぶ。

第４講　　６月18日（土）
　講　師：司法書士
　テーマ：区分建物と不動産登記～区分建物の登記事項証明書を見ながら、不動産登記の基本１、２を踏まえ、区分建物登記の特性について、その背景を考慮しつつその基本を学ぶ。

第５講　　６月25日（土）
　講　師：法務局職員
　テーマ：筆界特定制度の実情～土地の境界について～

第６講　　７月２日（土）
　講　師：司法書士
　テーマ：商業登記の基本１～商業登記事項証明書を見ながら、商業登記手続や会社法の基本を学ぶ。

第７講　　７月９日（土）
　講　師：司法書士
　テーマ：商業登記の基本２～商業登記事項証明書を見ながら、商業登記手続や会社法の基本を学ぶ。

第８講　　７月16日（土）
　講　師：司法書士
　テーマ：役員変更と会社の機関設計～各機関類型における株式会社（特例有限会社を含む。）の役員変更登記を比較して、各機関類型における株式会社の役員の性格等の基本や商業登記手続の基本を学ぶ。

■教科書
特になし

■担当者から一言
授業内容は、不動産登記と商業登記に関する登記実務について、分かりやすく解説することにより、実務に直結し、社会において実際に起こっている法的紛争の解決に直接役立つ授業を目指すものであり、司法修習生や弁護士等の法曹や、登記事務を取り扱う地方公共団体の職員にとって有用な講義であるが、法科大学院在籍中の院生にとっても、民法の土地及び建物の不動産に関する法律問題や会社の設立や機関設計を扱う場合には、必ず登記の問題がかかわってくるのであり、これらの登記手続に関する知識を習得することにより、実体法上の法律問題についての理解が深まり、これを深化させることに役立つ講義である。

政策法務

石井　昇・永田　守

単　　位：	１単位／前半開講
配当年次：	未修３年次・既修２年次
授業日時：	後期水曜６限
特記事項：	17年度以降入学者用

■授業概要

地方自治体を取り巻く環境が刻々と変化するなか、各地方自治体にとってさまざまな政策課題に対して法務の側面から的確に対応する政策法務の力の充実が求められている。本講義では、地方自治体職員や地方自治体の政策法務に関心のある院生を対象に、経験豊富なゲストを迎え、具体的な事例を通じて政策法務の基本および求められる政策法務とは何かを学修する。

今年度は、①「官民連携」という現代的課題をテーマとして、地方自治法及びＰＦＩ法の基本、様々な官民連携手法を学修するとともに、実際の官民連携事例を素材に、地方自治体固有の実情に応じた官民連携とはどのようなものか、そして、そのために求められる政策法務の力とはいかなるものかを学ぶ。②「兵庫県の行財政運営～県民の皆さんと共に、新しい兵庫へ～」（仮）を置き、県レベルでの政策課題の現状を学修し、自治体トップ（現役市長）をゲストとして迎え、自治体における新しい政策課題に関し、市長の指示のもと、担当職員としてどのように対応するかという実践的形式で政策法務のあり方を学ぶ。当該政策課題に関する法律や条例、関連制度の基本的知識を学修しつつ、市長との直接のディスカッションを通じ、新しい政策課題へ対応できる政策法務とは何かを学ぶ。

なお、地方自治体の政策法務に関心のある方であれば、特に履修条件はない。

■到達目標

地方自治体が直面するさまざまな政策課題に対して法務の側面から的確に対応する政策法務の力の充実を図ることを目標とする。

■授業方法

本科目は、Zoomを利用したリアルタイムのオンライン授業として実施する。

自治体トップ（現役市長）を含む経験豊富なゲストを招聘し、講義形式、双方向・多方向のディスカッション方式などを組み合わせて授業を行う。

■準備学習

シラバス等を参照して、各回テーマについて事前学習することが求められる。自治体トップ（現役市長）が担当講師となる回については、ネットで当該自治体のホームページ等を概観すること。

■成績評価

各回において、講師が提示する課題についてレポートを提出すること。なお、この科目では５段階評価は行わず、単位を認定するか否かのみを判定する。

■授業構成

※この科目は学期の［前半］に実施します。

※この【授業構成】では、2021年度後期に実施したものを掲載しています。
　2022年度の授業構成については、現在調整中です。授業構成が確定次第ネット上のシラバスに掲載します。

第１講
　テーマ：地方自治と官民連携　～そもそも官民連携とは～
　概　要：官民連携に関する基本的知識を説明のうえ、そもそも、地方公共団体における官民連携とは、どのような定義なのかを考え、官民連携を進めて行く上での視点を議論する。また、官民連携においてのＰＦＩ法の特徴を解説する。

第２講
　テーマ：多様化する官民連携の姿
　概　要：官民連携を取り巻く制度の多様化や法律の規制緩和が、官民連携の対象となる社会資本の在り方を変化させている昨今、見誤ってはいけないポイントを考える。

第３講
　テーマ：地方自治体における法務
　概　要：茨木市長を講師として、同市の自治体内弁護士とともに、ディスカッションを通じ、地方自治体における法務の役割とあり方を学ぶ。

第４講
テーマ：地方自治体を取り巻く政策課題
概　要：茨木市長を講師として、具体的な事例を踏まえ、地方自治体を取り巻く政策課題について双方向に議論・学習する。

第５講
テーマ：官民連携事例から学ぶ法制度
概　要：日本における官民連携事業の具体的事例から、地方公共団体担当者として知っておく必要のある法制度を説明する。ＰＦＩ手法（コンセッション方式）と指定管理者制度との相違点や議会との関係性について実例から議論する。

第６講
テーマ：兵庫県の行財政運営～県民の皆さんと共に、新しい兵庫へ～
講　師：兵庫県 企画県民部 企画財政局 新行政課班長　神山 道彦氏
概　要：兵庫県企画県民部企画財政局新行政課の神山道彦班長を講師として兵庫県の行財政運営について、議論・学習する。

第７講
テーマ：姿をかえる公的資金
概　要：社会資本の整備に必要とされていた税金が、必要とされなくなっている理由を官民連携の視点及び資金調達市場から学ぶ。

第８講
テーマ：これからの官民連携
概　要：これからの官民連携事業における地方公共団体と民間のそれぞれの役割の変化やそれにともなう制度や法律について議論するとともに、これまでの講義を総括する。

■教科書
資料を配付する。

実務労務管理

藤原 孝洋

単　　位：	１単位
配当年次：	未修２年次・既修１年次
授業日時：	集中講義(夏期)
特記事項：	17年度以降入学者用

■授業概要
本講義は、通常の労働法の講座ではあまり取り上げられることの少ない労務管理の実務上の問題について、受講生が解決方法を考えることを目的として開講するもので、実務の現場で問題に取り組む弁護士が講師となり、取り上げた労務管理上の問題を、講師が解説する解決策の一端をヒントに研究するものである。

■到達目標
各回の講座のテーマについて、講師から提起される問題を、講師と共に考え、より良い解決策を見出していくことを目標とする。

■授業方法
講師が作成するレジュメをもとに、受講生からの質問や意見を取り上げながら、議論する。

■準備学習
事前に配布されるレジュメを読み、質問又は意見を１つ以上準備して講座に臨むことを期待する。

■成績評価
中間到達度評価は実施せず、定期試験（又は臨時試験）と平常点の２つの要素を６：４の割合で総合評価する。平常点は、講座で取り上げたテーマについて、受講生の感想、解決策の提案その他をまとめたレポートを提出させ、その内容を審査して評価する。

■授業構成
第１講　　８月18日（木）６限
テーマ：非典型雇用社員の活用
概　要：企業には、正社員を中心とした雇用管理から、期間雇用社員、短時間労働者（パートタイマー）、派遣社員等の非典型雇用社員を、適材適所で活用することが求められている。そこで、期間雇用社員、派遣社員を中心に非典型雇用社員を巡る法規制について、概観し、有効な活用策を考える。

第２講　　８月18日（木）７限
テーマ：同一労働同一賃金
概　要：働き方改革の一貫として、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保を図るために、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の改正がなされています。非典型雇用社員のありようを考えるにあたって、影響の大きな問題であり、これに伴う影響、留意点について考えます。

第３講　　８月25日（木）６限
テーマ：時間外労働の管理と管理監督者
概　要：使用者には、労働者の労働時間を適切に把握する責任があるところ、企業として、どのような方法で、どこまで労働時間管理を行うべきか概観したあと、時間外労働が争われる場合に問題となることが多い時間外割増賃金の定額払いや管理監督者性の問題について、検討する。

第４講　　８月25日（木）７限
テーマ：職場にふさわしい労働時間制度
概　要：工場での労働を典型的なものとして形成されたわが国の労働法は、働き方の多様化に応じて、様々な規制をする新たな立法が相次いでおり、労働時間の規制もその例外ではない。そこで、これらの労働時間規制の枠内で、多様な働き方が存在する職場にふさわしい労働時間制度を考えてみる。

第５講　　９月１日（木）６限
テーマ：職場のハラスメント
概　要：職場におけるハラスメント（パワハラ、セクハラ、又はマタハラ等）は、マスコミに取り上げられれば企業イメージを失墜するというだけでなく、職場環境の配慮を怠ったというだけで損害賠償の対象ともなる。そこで、どのような言動がハラスメントにあたるか概観しつつ、ハラスメントを防止する日常の人事管理について、検討する。

第６講　　９月１日（木）７限
テーマ：メンタルヘルスと企業の対応
概　要：うつ病や統合失調症など精神疾患を抱えた労働者が年々増加傾向にあると言われている現在、その対応は、企業にとって極めて重要なテーマとなっている。そこで、企業として、メンタルヘルス不調者に対して、いかなる対応が必要か、休職･復職にあたって留意すべきことは何かについて、検討する。

第７講　　９月８日（木）６限
テーマ：勤務態度や成績の不良の社員と解雇
概　要：わが国の雇用システムは、解雇権の濫用法理の規制が厳しく、雇用保障がきわめて強く求められているが、企業にとっては、勤務態度や成績が不良で困った社員が必ずといっていいほど存在する。これらの社員を解雇することができるのかどうかを考えてみる。

第８講　　９月８日（木）７限
テーマ：労働組合の活動に対する対処
概　要：近年は、企業別労働組合の活動よりも、一般組合や地域ユニオンの活動が目立っている。ある日突然に労働組合が結成されたり、従業員の一部が、一般組合や地域ユニオンに加入して、企業の問題点について団体交渉を要求してくる事案がある。そんな場合に、企業はどのように対応したらよいのか考えてみる。

■教科書
特になし

■担当者から一言
労働実務で、特に取り上げられるテーマをお話します。
労働実務で関心が強い分野と司法試験で取り上げられやすい分野には、ややずれがあるように思いますが、そうした分野も積極的に織り込みたいと考えています。

Ⅵ. 時間割

【法学未修者（３年標準型）用】2022年度甲南大学法科大学院時間割（前期）

（開講に関する注意事項）

１．下記時間割については、特別な事由が生じない限り変更しません。

【授業時間帯】

１時限目　09：00～10：30
２時限目　10：40～12：10
３時限目　13：00～14：30
４時限目　14：40～16：10
５時限目　16：20～17：50
６時限目　18：40～20：10
７時限目　20：20～21：50

■履修年度に関する注意事項■

注1　19年度入学者用
注2　18年度以前入学者用
注3　19年度入学者は3年次配当、18年度入学者は2年次配当、17年度入学者は1年次配当
注4　18年度以前入学者用は「公法総合」
注5　18年度以前入学者用は「民事法総合」
注6　18年度以前入学者用は「刑事法総合」
注7　18年度以前入学者用は「弁護士実務」

曜日・配当年次	時限	9:00 1 10:30 授業科目名・担当者	教室	10:40 2 12:10 授業科目名・担当者	教室	13:00 3 14:30 授業科目名・担当者	教室	14:40 4 16:10 授業科目名・担当者	教室	16:20 5 17:50 授業科目名・担当者	教室	18:40 6 20:10 授業科目名・担当者	教室	20:20 7 21:50 授業科目名・担当者	教室
月	1														
	2											行政争訟法①**[後半]** 石井・稲田		行政法総論・国家補償法① 石井	
	2											民法演習Ⅰ① 山本・野村		応用経済法Ⅰ 濱谷	
	3											経済法演習① 濱谷		民事法発展演習（N） **注5** 冷水・森澤	
火	1														
	2											労働法総論・労働基準法 藤原		民事裁判実務（N） **注2** 上原	
	3											法文書作成①**[後半]** 上原		民事裁判実務（N） **注1** 上原	
	3											応用知的財産法 板倉・岩谷		集団的労使関係法 藤原	
水	1											ミクロ経済・ゲーム論 木成			
	2											特許法① 板倉		行政法演習① **注2** 石井	
	2													商法演習Ⅰ 梅本	
	2													著作権法① 板倉	
	3											公法発展演習① **注4** 石井・早瀬・一津屋		行政法演習① **注1** 石井	
木	1														
	2											民法演習Ⅱ① **注1** 橋口		憲法演習 早瀬	
	3											民法演習Ⅱ① **注2** 橋口		商法演習Ⅱ① 梅本・岩谷	
金	1											監査論**[前半]** 伊藤		法情報調査**[後半]** 多田・園田	
	2													刑事訴訟法演習① 渡辺	
	2													消費者法 鈴木・木村・辰巳・大永	
	3											刑事実務の基礎① 多田・渡辺		刑事法発展演習① **注6** 平山	
土	1			登記実務**[後半]** 吉田								集中講義			
	2	民事実務の基礎① 白井		コーポレート・ガバナンス 山田		民事訴訟法Ⅱ① 宮川				民事訴訟法Ⅰｂ① 宮川		実務労務管理 藤原	別途掲示	エクスターンシップ **注7** 石井・多田	別途掲示
	3							民事訴訟法演習① 宮川		自治体法務 **注3** 【連携科目】		ロイヤリングⅠ **注1** 【連携科目】	別途掲示		

【法学未修者（３年標準型）用】2022年度甲南大学法科大学院時間割（後期）

（開講に関する注意事項）

１．下記時間割については、特別な事由が生じない限り変更しません。

■履修年度に関する注意事項■

注1	19年度入学者用	**注4**	18年度以前入学者用は「公法総合」
注2	18年度以前入学者用	**注5**	18年度以前入学者用は「民事法総合」
注3	19年度入学者は3年次配当、18年度入学者は2年次配当、17年度入学者は1年次配当	**注6**	18年度以前入学者用は「刑事法総合」
		注7	18年度以前入学者用は「弁護士実務」

【授業時間帯】

１時限目　09：00～10：30
２時限目　10：40～12：10
３時限目　13：00～14：30
４時限目　14：40～16：10
５時限目　16：20～17：50
６時限目　18：40～20：10
７時限目　20：20～21：50

曜日・配当年次 ＼ 時限		9:00 1 10:30		10:40 2 12:10		13:00 3 14:30		14:40 4 16:10		16:20 5 17:50		18:40 6 20:10		20:20 7 21:50	
		授業科目名・担当者	教室	授業科目名・担当者	教室	授業科目名・担当者	教室	授業科目名・担当者	教室	授業科目名・担当者	教室	授業科目名・担当者	教室	授業科目名・担当者	教室
月	1														
	2									民事裁判実務（D） **注2** 上原		刑事訴訟法演習② 渡辺		行政法総論・国家補償法② 石井	
														民法演習Ⅱ② **注1** 橋口	
	3									民事裁判実務（D） **注1** 上原		公法発展演習② **注4** 石井・早瀬・一津屋		民法演習Ⅱ② **注2** 橋口	
火	1														
	2													労働契約法 藤原	
														特許法② 板倉	
	3											知的財産法演習 板倉		商法演習Ⅱ② 梅本・岩谷	
												経済法演習② 濱谷			
												労働法演習 藤原			
水	1														
	2											民事実務の基礎② 白井		行政法演習② **注2** 石井	
												行政争訟法②**[後半]** 石井		倒産法 森	
														著作権法② 板倉	
	3											政策法務**[前半]** 石井・永田		行政法演習② **注1** 石井	
木	1					法と医学 岩井						判例民法解析Ⅱ**[後半]** **注2** 南		財務諸表論 加藤	
	2									刑事模擬裁判 多田		税法 丸山		民法演習Ⅰ② 山本	
	3							民事法発展演習（D） **注5** 冷水・野村				刑事実務の基礎② 多田・渡辺		法文書作成②**[後半]** 上原	
金	1														
	2											情報化社会と法 園田			
												経済法概説 濱谷			
	3													刑事法発展演習② **注6** 平山	
														応用経済法Ⅱ 濱谷	
土	1			民事訴訟法Ⅰａ 宮川										集中講義	
	2	金融商品取引法 梅本		商取引法 山田		民事訴訟法Ⅰｂ② 宮川				民事訴訟法Ⅱ② 宮川				エクスターンシップ **注7** 石井・多田	別途掲示
	3			民事執行・保全法 森澤		公共法務論 石井・稲田		民事訴訟法演習② 宮川・白井							

【法学既修者（２年短縮型）用】2022年度甲南大学法科大学院時間割（前期）

（開講に関する注意事項）

１．下記時間割については、特別な事由が生じない限り変更しません。

【授業時間帯】

１時限目　09：00～10：30
２時限目　10：40～12：10
３時限目　13：00～14：30
４時限目　14：40～16：10
５時限目　16：20～17：50
６時限目　18：40～20：10
７時限目　20：20～21：50

■履修年度に関する注意事項■

注1	19年度入学者用	**注4**	18年度以前入学者用は「公法総合」
注2	18年度以前入学者用	**注5**	18年度以前入学者用は「民事法総合」
注3	19年度入学者は2年次配当、17年度入学者・18年度入学者は1年次配当	**注6**	18年度以前入学者用は「刑事法総合」
		注7	18年度以前入学者用は「弁護士実務」

曜日・配当年次	時限	9:00 1 10:30		10:40 2 12:10		13:00 3 14:30		14:40 4 16:10		16:20 5 17:50		18:40 6 20:10		20:20 7 21:50	
		授業科目名・担当者	教室	授業科目名・担当者	教室	授業科目名・担当者	教室	授業科目名・担当者	教室	授業科目名・担当者	教室	授業科目名・担当者	教室	授業科目名・担当者	教室
月	1											行政争訟法①**[後半]** 石井・稲田		行政法総論・国家補償法① 石井	
												民法演習Ⅰ① 山本・野村		応用経済法Ⅰ 濱谷	
	2											経済法演習① 濱谷		民事法発展演習（N）**注5** 冷水・森澤	
火	1											労働法総論・労働基準法 藤原		民事裁判実務（N）**注2** 上原	
	2											法文書作成①**[後半]** 上原		民事裁判実務（N）**注1** 上原	
												応用知的財産法 板倉・岩谷		集団的労使関係法 藤原	
水	1											ミクロ経済・ゲーム論 木成		行政法演習①　**注2** 石井	
												特許法① 板倉		商法演習Ⅰ 梅本	
														著作権法① 板倉	
	2											公法発展演習①　**注4** 石井・早瀬・一津屋		行政法演習①　**注1** 石井	
木	1											民法演習Ⅱ①　**注1** 橋口		憲法演習 早瀬	
	2											民法演習Ⅱ①　**注2** 橋口		商法演習Ⅱ① 梅本・岩谷	
金	1											監査論**[前半]** 伊藤		法情報調査**[後半]** 多田・園田	
														刑事訴訟法演習① 渡辺	
														消費者法 鈴木・木村・辰巳・大永	
	2											刑事実務の基礎① 多田・渡辺		刑事法発展演習①　**注6** 平山	
土	1	民事実務の基礎① 白井		登記実務**[後半]** 吉田		民事訴訟法Ⅱ① 宮川				民事訴訟法Ⅰｂ① 宮川		集中講義			
				コーポレート・ガバナンス 山田								実務労務管理 藤原	別途掲示	エクスターンシップ　**注7** 石井・多田	別途掲示
	2							民事訴訟法演習① 宮川		自治体法務　**注3** 【連携科目】		ロイヤリングⅠ　**注1** 【連携科目】	別途掲示		

【法学既修者（２年短縮型）用】2022年度甲南大学法科大学院時間割（後期）

（開講に関する注意事項）

１．下記時間割については、特別な事由が生じない限り変更しません。

■履修年度に関する注意事項■

注1	19年度入学者用	**注4**	18年度以前入学者用は「公法総合」
注2	18年度以前入学者用	**注5**	18年度以前入学者用は「民事法総合」
注3	19年度入学者は2年次配当、17年度入学者・18年度入学者は1年次配当	**注6**	18年度以前入学者用は「刑事法総合」
		注7	18年度以前入学者用は「弁護士実務」

【授業時間帯】

１時限目　09：00～10：30
２時限目　10：40～12：10
３時限目　13：00～14：30
４時限目　14：40～16：10
５時限目　16：20～17：50
６時限目　18：40～20：10
７時限目　20：20～21：50

曜日・配当年次	時限	9:00 1 10:30 授業科目名・担当者	教室	10:40 2 12:10 授業科目名・担当者	教室	13:00 3 14:30 授業科目名・担当者	教室	14:40 4 16:10 授業科目名・担当者	教室	16:20 5 17:50 授業科目名・担当者	教室	18:40 6 20:10 授業科目名・担当者	教室	20:20 7 21:50 授業科目名・担当者	教室
月	1									民事裁判実務（D） **注2** 上原		刑事訴訟法演習② 渡辺		行政法総論・国家補償法② 石井	
														民法演習Ⅱ② **注1** 橋口	
	2									民事裁判実務（D） **注1** 上原		公法発展演習② **注4** 石井・早瀬・一津屋		民法演習Ⅱ② **注2** 橋口	
火	1													労働契約法 藤原	
														特許法② 板倉	
	2											知的財産法演習 板倉		商法演習Ⅱ② 梅本・岩谷	
												経済法演習② 濱谷			
												労働法演習 藤原			
水	1											民事実務の基礎② 白井		行政法演習② **注2** 石井	
												行政争訟法②**[後半]** 石井		倒産法 森	
														著作権法② 板倉	
	2											政策法務**[前半]** 石井・永田		行政法演習② **注1** 石井	
木	1					法と医学 岩井				刑事模擬裁判 多田		判例民法解析Ⅱ**[後半]** **注2** 南		財務諸表論 加藤	
												税法 丸山		民法演習Ⅰ② 山本	
	2							民事法発展演習（D） **注5** 冷水・野村				刑事実務の基礎② 多田・渡辺		法文書作成②**[後半]** 上原	
金	1											情報化社会と法 園田			
												経済法概説 濱谷			
	2													刑事法発展演習② **注6** 平山	
														応用経済法Ⅱ 濱谷	
土	1	金融商品取引法 梅本		民事訴訟法Ⅰａ 宮川		民事訴訟法Ⅰｂ② 宮川				民事訴訟法Ⅱ② 宮川				集中講義	
				商取引法 山田										エクスターンシップ **注7** 石井・多田	別途掲示
	2			民事執行・保全法 森澤		公共法務論 石井・稲田		民事訴訟法演習② 宮川・白井							

Ⅶ. 法科大学院棟（12号棟）フロアマップ

法科大学院棟（12号館）フロアマップ

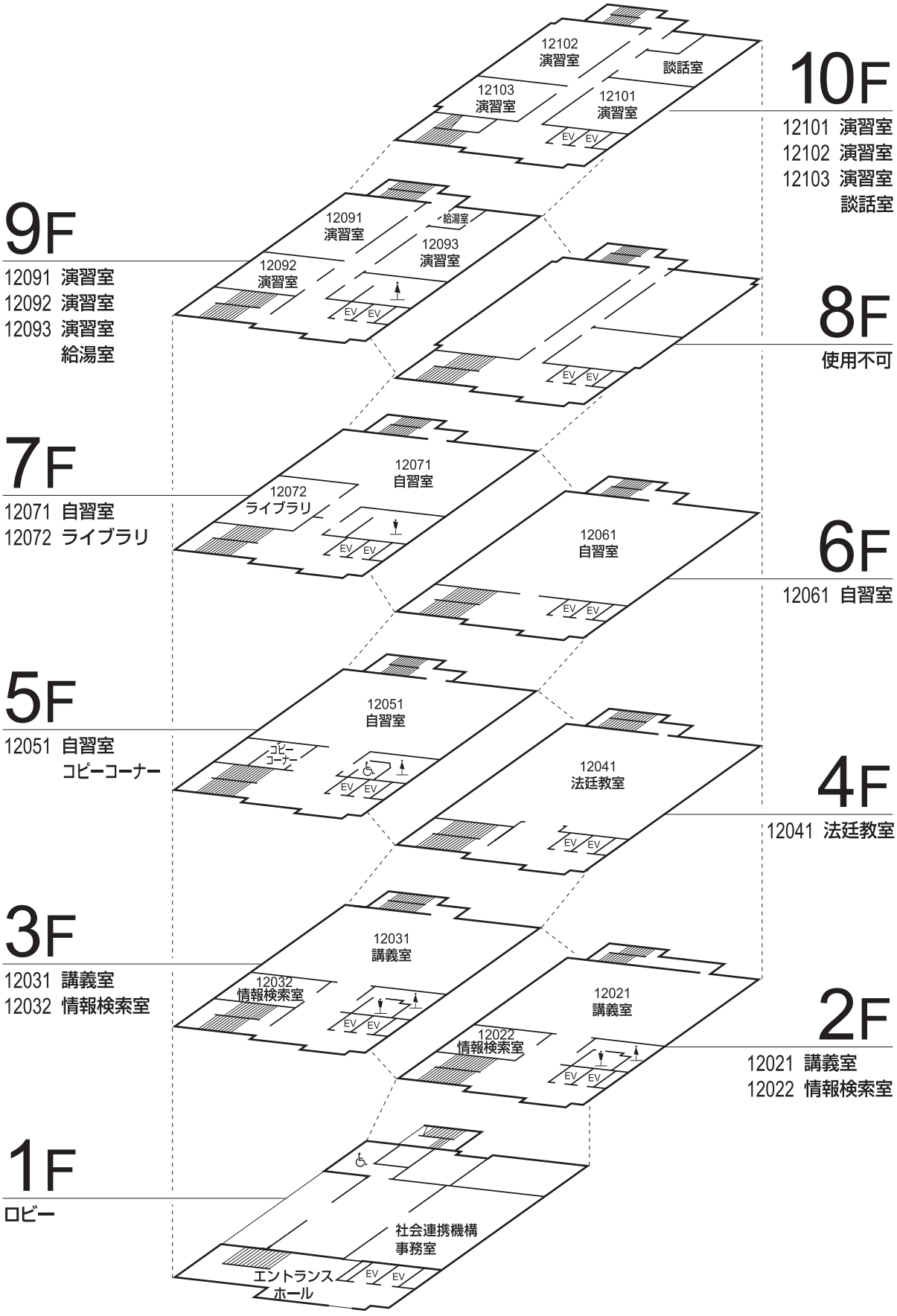

Ⅷ. 関連規則・規程等

甲南大学専門職大学院規則

第１章　総　則

（趣旨）

第１条　甲南大学大学院学則に基づき、専門職学位課程として甲南大学専門職大学院（以下「専門職大学院」という。）を置く。

２　専門職大学院については本規則で定める。

（自己評価等）

第２条　専門職大学院は、教育研究水準の向上を図り、専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、専門職大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

２　前項の点検及び評価に関する規程は、別に定める。

３　専門職大学院は、第１項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

（情報の積極的な提供）

第２条の２　専門職大学院は、専門職大学院における教育研究活動等の状況について、広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

（専門職学位課程）

第３条　専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

２　専門職学位課程の標準修業年限は、２年又は１年以上２年未満の期間とする。ただし、１年以上２年未満の期間は、専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合に限る。

（標準修業年限の特例）

第４条　前条の規定に関わらず専門職学位課程の標準修業年限は、教育上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限が２年の課程にあっては１年以上２年未満の期間又は２年を超える期間とし、その標準修業年限が１年以上２年未満の期間の課程にあっては当該期間を超える期間とすることができる。

２　前項の場合において、１年以上２年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。

（法曹養成課程の標準修業年限の特例）

第５条　前２条の規定にかかわらず専ら法曹を養成する課程の標準修業年限は、３年とする。

第２章　教育研究上の基本組織

（研究科・専攻）

第６条　専門職大学院に次の研究科・専攻を置く。

研究科	専攻
法学研究科	法務専攻

２　専門職大学院の研究科に関する規則は、専門職大学院規則に規定するもののほかは別に定める。

第３章　教員組織

（教員組織）

第７条　専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。

第８条　専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める必要数以上置くものとする。
(1) 専攻分野について、教育上及び研究上の業績を有する者
(2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
(3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
２　前項の専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を相当数置くものとする。
３　採用及び昇任に関する規程は、別に定める。

第４章　運営組織

（専門職大学院委員会）
第９条　専門職大学院の管理運営に関する事項を審議するため、専門職大学院委員会を置く。
２　専門職大学院委員会は、次の者をもって組織する。
(1) 学長
(2) 副学長
(3) 専門職大学院の研究科長
(4) 専門職大学院の研究科から選出された専任教員３名
３　専門職大学院委員会は、学長がこれを招集し、その議長となる。
第10条　専門職大学院委員会は、専門職大学院に関する次の事項を審議する。
(1) 入学及び修了の認定
(2) 学位の授与
(3) 学生の賞罰
(4) その他専門職大学院の重要事項
（研究科教授会）
第11条　専門職大学院の研究科に当該研究科の管理運営に関する事項を審議するため、研究科教授会を置く。
２　研究科教授会に関する規程は、別に定める。
（研究科長）
第12条　専門職大学院の研究科に研究科長を置く。
２　研究科長候補者の選出等に関する規程は、別に定める。

第５章　学年・学期及び休業日

（学年・学期及び休業日）
第13条　学年・学期及び休業日については、甲南大学学則（以下「学則」という。）の規定を準用する。

第６章　教育方法等

（教育課程）
第14条　専門職大学院は、その目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
２　専門職大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。
３　前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

（教育課程連携協議会）
第14条の２　専門職大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。
２　教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。構成員については、学長が、当該専門職大学院に置かれる研究科（学校教育法第100条ただし書に規定する組織を含む。以下、同様とする。）の長（以下、専門職大学院研究科長とする。）と協議の上、指名する。ただし、専攻分野の特性その他の当該専門職大学院における教育の特性により適当でないと認められる場合は、第３号に掲げる者を置かないことができる。
(1) 当該専門職大学院に置かれる研究科の教員その他の職員
(2) 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
(3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
(4) 当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認めるもの
３　教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。
(1) 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
(2) 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項
（教育方法等）
第15条　専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専門分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。
（授業科目、単位数、単位の認定等）
第16条　専門職大学院の授業科目、単位数、単位の認定等に関する事項は、別に定める。
（成績評価基準等の明示等）
第17条　専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、１年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
２　専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
（履修科目の登録の上限）
第18条　専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が１年間又は１学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。
（他の大学院における授業科目の履修等）
第19条　専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の２分の１を超えない範囲で当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を国内において履修する場合について準用する。
（入学前の既修得単位等の認定）
第20条　専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、専門職大学院に入学した後の専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、専門職大学院において修得した単位以外のものについては、前条第１項及び第２項の規定により専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて専門職大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の２分の１を超えないものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第21条　専門職大学院は、専門職大学院の授業の内容及び方法改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第７章　課程の修了要件、修了認定及び学位授与

（専門職学位課程の修了要件）

第22条　専門職学位課程の修了要件は、専門職大学院に２年（２年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、専門職大学院が定める30単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

（専門職大学院における在学期間の短縮）

第23条　専門職大学院は、第20条第１項の規定により専門職大学院に入学する前に修得した単位を専門職大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により専門職大学院の教育課程の一部を修得したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して専門職学位課程の標準修業年限の２分の１を超えない範囲で専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、専門職大学院に少なくとも１年以上在学するものとする。

（修了認定）

第24条　専門職大学院の修了は、当該修了要件を満たした者について、当該研究科教授会及び専門職大学院委員会の審議を経て、学長が認定する。

（学位の授与）

第25条　専門職大学院を修了した者には、専門職学位を授与する。

２　学位の名称は、次のとおりとする。

法学研究科　法務専攻　法務博士（専門職）

３　専門職学位の授与に関する規程は、別に定める。

第８章　入学の時期・資格・選抜・手続・許可等

（入学の時期・資格・選抜・手続・許可等）

第26条　専門職大学院の入学の時期・資格・選抜・手続・許可等に関する事項は、別に定める。

第９章　科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講学生、研修生及び外国人留学生

（科目等履修生）

第27条　専門職大学院の学生以外の者で、専門職大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、専門職大学院の研究科教授会が選考の上、学長は、科目等履修生として許可し、単位を授与することができる。

（研究生）

第28条　専門職大学院で特定の事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、専門職大学院の研究科教授会が選考の上、学長は、研究生として許可することができる。

（聴講生）

第29条　専門職大学院において、特定の授業科目等を聴講しようとする者があるときは、教育に支障のない場合に限り、専門職大学院の研究科教授会が選考の上、学長は、聴講生として許可すること

ができる。
（特別聴講学生）
第30条　他の大学の専門職大学院の学生で、専門職大学院の授業科目を履修しようとする者があるときは、専門職大学院と他の大学の専門職大学院との協議に基づき、学長は、特別聴講学生として許可することができる。
（研修生）
第30条の２　専門職大学院を修了した者で、高度の専門性を要する職業等に必要な能力をさらに養うため、引き続き専門職大学院の教員の指導のもとで研修を希望する者（以下「研修生」という。）があるときは、教育に支障のない場合に限り、専門職大学院の研究科教授会が選考の上、学長は、研修生として許可することができる。
（外国人留学生）
第31条　出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める留学という在留資格の取得を必要とする者が、専門職大学院において教育を受ける目的をもって入国し、専門職大学院に入学を志願する者があるときは、専門職大学院の研究科教授会が選考の上、専門職大学院委員会の審議を経て、学長は、外国人留学生として入学を許可することができる。
２　外国人留学生は、専門職大学院の定める定員には含まないものとする。
（研究生等に関するその他の事項）
第32条　科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講学生、研修生及び外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第10章　入学検定料、入学金、授業料、在籍料、復籍料及び研修料

（入学検定料、入学金、授業料、在籍料、復籍料及び研修料）
第33条　専門職大学院の入学検定料、入学金、授業料、在籍料、復籍料及び研修料に関する事項は、別に定める。

第11章　賞罰

（表彰及び懲戒）
第34条　表彰及び懲戒については、学則及び法科大学院規則の規定を準用する。

第12章　補則

（学則の読替）
第35条　専門職大学院規則中で、学則の規定を準用する場合は、「合同教授会」とあるのを「専門職大学院委員会」と、「本大学」とあるのを「本専門職大学院」と読み替える。

附　則

この規則は、平成31年４月１日から施行する。

甲南大学法科大学院規則

第１章　総　則

（目的）

第１条　この規則は、甲南大学専門職大学院規則（以下「専門職大学院規則」という。）に基づき、法学研究科（以下「法科大学院」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（教育研究上の目的）

第１条の２　法科大学院は、本大学が経済界に有為な人材を育成してきた伝統を活かして、「法の支配」を原理とし、日本の社会経済をリードするため、広い意味での「ビジネス」に関わる法律実務を担う法曹の養成を主な目的とする。

２　法科大学院における教育研究の目的は、前項に定める、高度の職業人である法曹養成の目的を達成し得るよう、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる法曹の養成を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこととする。

（自己評価等）

第２条　法科大学院の自己点検及び評価については、専門職大学院規則の定めるところによる。

（法科大学院の課程）

第３条　法科大学院の課程は、専ら法曹養成のための高度の専門性をもつ深い学識及び卓越した能力を培う教育を行うことを目的とする。

（標準修業年限）

第４条　法科大学院の課程の標準修業年限は、３年とする。

（在籍期間）

第５条　法科大学院の在籍期間は、休学期間を含め６年を超えることができない。

（長期履修）

第５条の２　法科大学院は、学生が、職業を有している等の事情により、第４条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望するときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

２　前項の規定により長期履修を認めることのできる履修期間は、２年とする。

３　長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第２章　教員組織

（教員組織）

第６条　法科大学院における授業及び指導は、法科大学院の専任の教授、准教授、講師、助教及びみなし専任教員（以下「法科大学院専任教員」という。）と法科大学院以外に所属する本学専任教員及び非常勤教員が、これを担当する。

２　前項の法科大学院専任教員のうち相当数は、専攻分野における法律実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（以下「実務家教員」という。）とする。

３　実務家教員は、常勤の実務家教員又は年間６単位以上の授業を担当し、かつ、実務基礎教育を中心にカリキュラム編成等の運営に責任を持つ常勤でない専任の実務家教員（みなし専任教員）とする。

４　第１項に規定する非常勤教員は、派遣検察官教授、派遣裁判官教授、兼任教授及び特別講師とする。

５　採用及び昇任に関する規程は、別に定める。

第３章　運営組織

（法科大学院教授会）

第７条　法科大学院の管理運営に関する事項を審議するため、法科大学院教授会を置く。

２　法科大学院教授会に関する規程は、別に定める。

（法科大学院長）

第８条　法科大学院に研究科長（以下「法科大学院長」という。）を置く。

２　法科大学院長候補者の選出等に関する規程は、別に定める。

（委員会）

第８条の２　法科大学院に次の委員会を設置する。

(1) FD委員会
(2) 人事政策委員会
(3) 教務委員会
(4) 自己点検・評価委員会
(5) 入学試験実施委員会
(6) 入学試験検証委員会
(7) 情報公開委員会
(8) 広報委員会
(9) 就職支援委員会

２　各委員会の運営細則は、別に定める。

（FD委員会）

第８条の３　法科大学院のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動が継続的に実行されるよう、FD委員会を置く。

２　FD委員会は、法科大学院教授会において選出された若干名の委員で構成し、委員長は委員の互選によって定める。

３　委員の任期は、１年とし、再任は妨げない。

４　FD委員会の任務は、次のとおりとする。

(1) FD活動の企画立案
(2) FD活動に関する情報の収集と提供
(3) FD活動の評価
(4) その他FD活動に必要な事項

５　委員長は、必要に応じて委員会の検討結果を法科大学院教授会に報告しなければならない。

（人事政策委員会）

第８条の４　法科大学院の人事政策に関することを検討するため、人事政策委員会を置く。

２　人事政策委員会は、法科大学院教授会において各分野から若干名ずつ選出された委員で構成し、委員長は委員の互選によって定める。

３　委員の任期は、１年とし、再任は妨げない。

４　人事政策委員会の任務は、人事政策全般及びこれに関するその他の事項とする。

５　委員長は、必要に応じて委員会の検討結果を法科大学院教授会に報告しなければならない。

（教務委員会）

第８条の５　法科大学院の教務に関する業務を遂行するため、教務委員会を置く。

２　教務委員会は、法科大学院教授会において各分野から若干名ずつ選出された委員で構成し、委員長は委員の互選によって定める。

３　委員の任期は、１年とし、再任は妨げない。

４　教務委員会の任務は、教務及びこれに関するその他の事項とする。

５　委員長は、必要に応じて委員会の検討結果を法科大学院教授会に報告しなければならない。

（自己点検・評価委員会）
第８条の６　法科大学院の自己点検・評価を実施するため、自己点検・評価委員会を置く。
２　自己点検・評価委員会は、法科大学院教授会において選出された若干名の委員で構成し、委員長は委員の互選によって定める。
３　委員の任期は、１年とし、再任は妨げない。
４　自己点検・評価委員会の任務は、次のとおりとする。
(1) 教育研究に関する活動状況の調査
(2) 組織、施設・設備、管理運営の状況に関する調査
(3) 自己点検・評価にかかる報告書の作成
(4) その他自己点検・評価に必要な事項
５　委員長は、必要に応じて委員会の検討結果を法科大学院教授会に報告しなければならない。
（入学試験実施委員会）
第８条の７　法科大学院の入学試験実施に関する業務を遂行するため、入学試験実施委員会を置く。
２　入学試験実施委員会は、法科大学院教授会において選出された若干名の委員で構成し、委員長は委員の互選によって定める。
３　委員の任期は、１年とし、再任は妨げない。
４　入学試験実施委員会の任務は、次のとおりとする。
(1) 入学試験実施に関する計画の策定
(2) 入学試験要項の作成
(3) 選考会議資料の作成
(4) その他入学試験実施に必要な事項
５　委員長は、必要に応じて委員会の検討結果を法科大学院教授会に報告しなければならない。
（入学試験検証委員会）
第８条の８　法科大学院の入学試験制度の検証を行うため、入学試験検証委員会を置く。
２　入学試験検証委員会は、法科大学院教授会において選出された若干名の委員で構成し、委員長は委員の互選によって定める。
３　委員の任期は、１年とし、再任は妨げない。
４　入学試験検証委員会の任務は、入学試験制度の検証と改善の提案及びこれに関するその他の事項とする。
５　委員長は、必要に応じて委員会の検討結果を法科大学院教授会に報告しなければならない。
（広報委員会）
第８条の９　法科大学院の広報活動及び在学生・修了生の就職支援に関する事項を取り扱うため、広報委員会を置く。
２　広報委員会は、法科大学院教授会において選出された若干名の委員で構成し、委員長は委員の互選によって定める。
３　委員の任期は、１年とし、再任は妨げない。
４　広報委員会の任務は、次のとおりとする。
(1) 広報活動の企画、実施
(2) その他広報活動に関する事項
５　委員長は、必要に応じて委員会の検討結果を法科大学院教授会に報告しなければならない。
（就職支援委員会）
第８条の10　法科大学院の在学生および修了生の就職支援に関する事項を取り扱うため、就職支援委員会を置く。
２　就職支援委員会の委員は、広報委員が兼任し、委員長は広報委員会委員長が兼務する。
３　委員の任期は、１年とし、再任は妨げない。

４　就職支援委員会の任務は、次のとおりとする。
(1) 企業訪問等就職支援につながる諸活動
(2) その他就職支援活動に関する事項
５　委員長は、必要に応じて委員会の検討結果を法科大学院教授会に報告しなければならない。
（その他の委員会）
第８条の11　法科大学院長は、必要あるときは、法科大学院教授会の審議に基づき、第８条の２に定める委員会以外の委員会を設けることができる。
２　前項の規定により設けられる委員会は、法科大学院教授会において選出された委員で構成し、委員長は委員の互選によって定める。
３　委員の任期は、１年とし、再任は妨げない。
４　委員長は、必要に応じて委員会の検討結果を法科大学院教授会に報告しなければならない。

第３章の２　企業法務研究所

（企業法務研究所）
第８条の12　法科大学院に企業法務研究所を置く。
２　企業法務研究所に関する内規は、別に定める。

第４章　収容定員

（収容定員）
第９条　法科大学院の収容定員は、次のとおりとする。

名称	入学定員	収容定員
法学研究科法務専攻	20名	60名

第５章　学年・学期及び休業日

（学年・学期及び休業日）
第10条　学年・学期及び休業日については、専門職大学院規則の定めるところによる。

第６章　教育方法等

（教育課程）
第11条　法科大学院は、その目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。
（少人数授業）
第12条　法科大学院が一つの授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分あげられるような適当な人数とするものとする。
（教育方法等）
第13条　法科大学院の教育方法等は、専門職大学院規則の定めるものの他、既修者、未修者の区別、各科目の配当年次に留意し、段階的重層的学習の効果等を考慮して、講義、質疑応答、起案等の適切な組み合わせによって行うものとする。
（授業科目の基準、単位数及び履修方法）
第14条　法科大学院で開設する授業科目は、法律基本科目（公法系科目、民事系科目、刑事系科目）、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目とする。
２　前項の授業科目の内容、単位数及び履修方法は、別表第１に定める。
第15条　学生は、在学期間中に法科大学院所定の授業科目について良好な成績により所定の単位を修

得しなければならない。
（単位の認定）
第16条　授業科目を履修した者に対しては、筆記試験、報告等により、その合格者に単位を与えるものとする。
２　単位修得の認定は、学期末又は学年末に行う。
（成績の区分）
第17条　各授業科目の成績は、秀・優・良・可・不可及び認定の６種とし、秀・優・良・可・認定を合格とする。
（成績評価基準等の明示等）
第18条　法科大学院の成績評価基準等の明示は、専門職大学院規則の定めるところによる。
（履修科目の登録の上限）
第19条　法科大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が１年間又は１学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を別表第１に定める。
（進級制限）
第20条　第１年次又は第２年次の学生が当該年度において別に定める要件を満たさない場合には、第２年次又は第３年次への進級ができないものとする。
（他の大学院における授業科目の履修等）
第21条　法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が法科大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、専門職大学院規則の定めにかかわらず、30単位を超えない範囲で法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、この規定にかかわらず、７単位に限り30単位を超えてみなすことができる。
２　前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を国内において履修する場合について準用する。
（入学前の既修得単位等の認定）
第22条　法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、法科大学院に入学した後の法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、再入学、転入学等の場合を除き、法科大学院において修得した単位以外のものについては、専門職大学院規則の定めにかかわらず、前条第１項及び第２項の規定により法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（同条第１項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

第７章　修了要件

（法科大学院の課程の修了要件）
第23条　法科大学院の課程の修了要件は、専門職大学院規則の定めに関わらず、法科大学院に３年以上在学し、95単位以上を修得し、かつ、GPAが別に定める基準を満たしていることとする。
２　前項に定めるGPAが基準を満たさない者は、別に定めるところに従い、成績が不良であった科目について再度の履修をすることができる。
（法科大学院における在学期間の短縮）
第24条　法科大学院は、第22条第１項の規定により法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により法科大学院の教育課程の一部を履修したと認められるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して１年を超えない範囲で法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

第８章　入学、退学、転学、休学、留学及び除籍

（学期及び入学の時期）

第25条　学年は、前期・後期の２学期に分ける。学期の期間は甲南大学学則に従う。

２　入学の時期は、前期又は後期の初めとする。

３　前項に定める前期又は後期の入学の運用については、法科大学院教授会の定める内規による。

（入学の資格）

第26条　法科大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法科大学院の授業を履修するに適当と認められた者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）

(8) 大学院に飛び入学した者であって、本法科大学院において教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本法科大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(10) 入学時に大学に３年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本法科大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

２　特別の入学試験を受験し、合格して入学する場合の資格は、前項各号のいずれかに該当するもののほか、別に定める。

第27条　入学を志願する者は、所定の入学願書及びその他の書類を所定の期間内に提出しなければならない。

（入学者の選抜）

第28条　入学を志願する者に対しては、選抜を行うものとし、選抜の方法は別に定める。

２　前項の選抜による合格者の決定は、法科大学院教授会及び専門職大学院委員会の審議を経て、学長が行う。

（入学手続及び入学許可）

第29条　前条に定める選抜の結果合格し、所定の期日までに入学に必要な所定の入学手続を行った者に入学を許可する。

（再入学及び転入学）

第30条　次の各号のいずれかに該当する者は、法科大学院教授会及び専門職大学院委員会の審議を経て、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(1) 法科大学院を退学した者で再び法科大学院に再入学を希望する者

(2) 他の法科大学院に在学し、法科大学院に転入学を希望する者

２　前項により入学を許可する者が既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、法科大学院教授会において認定する。

（退学）
第31条　退学を願い出る者は、その理由を付して法科大学院長に届け出なければならない。
２　退学の許可は、前項の届出に基づき、法科大学院教授会の審議を経て、学長が行う。
（休学）
第32条　疾病その他特別の理由により修学することができない者は、法科大学院長を経て、学長の休学許可を受けて休学することができる。
２　疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、法科大学院教授会の審議を経て、学長が休学を命ずることができる。
（休学期間）
第33条　休学期間は、継続して２年を超えることができない。
２　休学期間は、通算して法科大学院の標準修業年限を超えることができない。
（復学）
第34条　休学期間中にその理由が消滅し、復学を願い出る者は、法科大学院長を経て、学長の復学許可を受けなければならない。
（留学）
第35条　外国の法科大学院等に留学を希望する者は、法科大学院長を経て、学長の留学許可を受けなければならない。
（除籍）
第36条　次の各号のいずれかに該当する者は、法科大学院教授会及び専門職大学院委員会の審議を経て、学長が除籍する。
(1) 納付すべき授業料等を所定の期日までに納付しない者
(2) 法科大学院が規定する在学期間６年を超えた者
(3) 法科大学院が規定する休学期間を超えた者
(4) 死亡又は行方不明となった者
（復籍）
第37条　前条第１号により除籍された者が除籍の日から１年以内に復籍を願い出たときは、法科大学院長を経て、学長の復籍許可を受けなければならない。

第８章の２　賞罰

（表彰）
第37条の２　社会的に顕著な功績、事績がある等本学学生の模範となる行為をした者については、法科大学院長の提案により、法科大学院教授会及び専門職大学院委員会の審議を経て、学長がこれを表彰する。
（懲戒）
第37条の３　本法科大学院の学生については、別に定める規程によるほか、下記事由がある場合にも懲戒に付するものとする。
(1) 犯罪行為を行い、警察等に逮捕された場合、起訴若しくは起訴猶予となった場合、又は刑を科された場合
(2) 法科大学院で行う授業の際に求められる宣誓に反して守秘義務に違反した場合

第８章の３　科目等履修生

（科目等履修生）
第37条の４　甲南大学専門職大学院規則第27条の定めるところにより、法科大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、法科大学院教授会が選考の上、学長は、科目等履修生として許可し、単位を授与することができる。

２　科目等履修生規程については、別に定める。

第９章　法学既修者

（法学既修者）

第38条　法学既修者とは、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者をいう。

２　前項の法学既修者においては、第23条に規定する在学期間については１年を超えない範囲で法科大学院が認める期間在学したものとみなし、同条に規定する単位については30単位を超えない範囲で法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、この規定にかかわらず、７単位に限り30単位を超えてみなすことができる。

３　前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、第24条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて１年を超えないものとする。

４　第２項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（第２項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）は、第21条及び第22条の規定により履修したとみなす単位数と合わせて、30単位（第21条第１項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

第10章　入学検定料、入学金、授業料、施設設備費、在籍料、復籍料、研修料、科目等履修生検定料及び科目等履修料

（入学検定料）

第39条　法科大学院に入学を志願する者（外国人留学生を含む。）は、別表第２に定める入学検定料を納付しなければならない。

（入学金）

第40条　法科大学院の入学選抜に合格した者（外国人留学生を含む。）は、別表第２に定める入学金を納付しなければならない。

（授業料、施設設備費、在籍料、復籍料、研修料、科目等履修生検定料及び科目等履修料）

第41条　学生は、別表第２に定める授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

２　休学中の者は、別表第２に定める在籍料を納付しなければならない。

３　復籍を認められた者は、復籍料として、別表第２に定める入学金相当額を納付しなければならない。

４　法科大学院研修生は、別表第２に定める研修料を納付しなければならない。

５　科目等履修生検定料及び科目等履修料は、別表第２に定める。

（徴収方法）

第42条　入学検定料並びに入学金、授業料、施設設備費、在籍料、復籍料、研修料、科目等履修生検定料及び科目等履修料（以下「学費等」という。）の徴収方法については、別に定める。

（納付した学費等）

第43条　納付した学費等は、返還しない。

第11章　情報公開

（情報公開委員会）

第44条　法科大学院に関する情報公開を実施するため、情報公開委員会を設置する。

２　情報公開委員会は、法科大学院教授会において選出された若干名の委員で構成し、委員長は委員の互選によって定める。

３　前項の委員の任期は１年とし、再任は妨げない。

４　情報公開委員会の任務は、次のとおりとする。

(1) 法科大学院が公開する情報に関する事項
(2) 情報開示申立に関する審議
(3) その他法科大学院の情報公開に必要な事項

5　委員長は、必要に応じて委員会の検討結果を法科大学院教授会に報告しなければならない。

(公開情報)

第45条　法科大学院の運営等に関する基本情報は、法科大学院のホームページ上で公開するものとする。

2　公開する内容については、毎年度初めに、情報公開委員会の提案に基づき、法科大学院教授会で決定する。

(開示手続)

第46条　法科大学院の運営に関する文書（法科大学院の教職員が職務上作成し、又は取得した文書・図画・電磁的記録であって、当該教職員が組織的に用いるものとして、法科大学院が保有しているもの）の開示に関する申立があった場合、委員長は、開示申立に係る文書の内容及び開示申立の理由等を踏まえて、法科大学院の運営に与える支障の有無その他開示を相当としない事由の有無等を調査し、委員会の審議を経て、開示の当否について法科大学院長に答申する。法科大学院長は、法科大学院教授会の審議を経て、学長に報告し、学長が開示を行うものとする。入学試験の成績及び転学に関する成績の開示については、別に定める。

2　前項の場合、学生、教員、職員等の個人情報に関する事項、法科大学院の運営に支障を及ぼすおそれのある事項その他社会的にみて開示を相当としない事項については開示をしないものとする。

附　則

この規則は、平成31年４月１日から施行する。

別表第１

授業科目			単位数	備考
法律基本科目	公法系科目	憲法判例分析	1	13単位必修
		憲法Ⅰ	2	
		憲法Ⅱ	1	
		行政争訟法	1	
		行政法総論・国家補償法	2	
		行政法演習	2	
		憲法演習	2	
		公法発展演習	2	
	民事系科目	民法（総則・物権）	4	34単位必修
		民法（債権総論・契約）	4	
		民法（不法行為）	1	
		民法（担保物権）	2	
		民法（家族法）	1	
		民法演習Ⅰ	2	
		民法演習Ⅱ	2	
		民事訴訟法Ⅰａ	2	
		民事訴訟法Ⅰｂ	2	
		民事訴訟法Ⅱ	2	
		民事訴訟法演習	2	
		商法	4	
		商法演習Ⅰ	2	
		商法演習Ⅱ	2	
		民事法発展演習	2	
	刑事系科目	刑法Ⅰ	2	12単位必修
		刑法Ⅱ	2	
		刑法演習	2	
		刑事訴訟法	2	
		刑事訴訟法演習	2	
		刑事法発展演習	2	
法律実務基礎科目		民事実務の基礎	2	10単位必修
		民事裁判実務	2	
		刑事実務の基礎	2	
		法曹倫理	2	
		法情報調査	1	
		法文書作成	1	
		刑事模擬裁判	2	
		エクスターンシップ	2	
		ロイヤリングⅠ	1	

授業科目		単位数	備考
基礎法学・隣接科目	法と社会	2	４単位以上選択必修
	法と医学	2	
	刑事政策	2	
	財務諸表論	2	
	ミクロ経済・ゲーム論	2	
	ビジネスロー英語	2	
	監査論	1	
展開・先端科目	企業法務論	2	４単位必修
	公共法務論	2	
	著作権法	2	10単位以上選択必修
	特許法	2	
	応用知的財産法	2	
	知的財産法演習	2	
	経済法概説	2	
	応用経済法Ⅰ	2	
	応用経済法Ⅱ	2	
	経済法演習	2	
	労働法総論・労働基準法	2	
	労働契約法	2	
	集団的労使関係法	2	
	労働法演習	2	
	倒産法	2	
	国際私法	2	
	環境法	2	
	国際人権法	2	
	商取引法	2	
	消費者法	2	
	情報化社会と法	2	
	税法	2	
	コーポレート・ガバナンス	2	
	企業金融法	2	
	金融商品取引法	2	
	経済刑法	2	
	民事執行・保全法	2	
	自治体法務	1	
	登記実務	1	
	政策法務	1	
	実務労務管理	1	

「修了要件」
　法科大学院の学生は、上記の表に定めるところに従って、必修科目、選択必修科目及び自由に選択する科目の単位数を含めて合計95単位以上修得し、かつGPAが別に定める基準を満たしていなければならない。なお、自由に選択する科目については、法律基本科目の単位をもってこれに充てることはできない。

「履修科目の登録の上限」
１　各学年の履修科目の登録の上限は、次のとおりとする。
　　１年次　　36単位
　　２年次　　36単位
　　３年次　　44単位
　　修了できなかった次の年度　　22単位
２　ただし、後期転入学生及び後期に復学した者の履修科目の登録の上限は、各学年の上限の２分の１（小数点以下切り捨て）とする。

別表第２の（１）

（単位　　円）

入学検定料	5,000
科目等履修生検定料	10,000

※入学検定料については、同一年度内に実施される法科大学院入学試験を全て受験することができるものとする。

別表第２の（２）

（単位　　円）

入学金	150,000

本学卒業生については免除する。

別表第２の（３）

（単位　　円）

授　業　料	１年次	550,000
	２年次	700,000
	３年次	700,000

別表第２の（４）

（単位　　円）

施設設備費	200,000

在学期間中毎年徴収する。

別表第２の（５）

（単位　　円）

在　籍　料	前　期	150,000
	後　期	150,000
	通　年	300,000

別表第２の（６）

（単位　　円）

研修料	通年	30,000
科目等履修料	１単位	20,000

※研修料は、別途消費税を加えた額を徴収する。

甲南大学学位規程

（目的）

第１条　この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条第１項の規定に基づき、本大学における学位及びその授与について、甲南大学学則（以下「学則」という。）並びに甲南大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び甲南大学専門職大学院規則（以下「専門職大学院規則」という。）に従い、必要な事項を定める。

（学位の名称）

第２条　本大学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

(1) 学士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

文学　　社会学　　理学　　理工学　　工学　　情報学　　経済学　　法学　　経営学
マネジメント

(2) 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

文学　　社会学　　理学　　理工学　　工学　　情報学　　経済学　　経営学

(3) 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

文学　　社会学　　理学　　理工学　　工学　　情報学　　経営学

(4) 専門職学位の名称は、次のとおりとする。

法務博士（専門職）

（学位授与の要件）

第３条　学士の学位は、学則の規定するところにより、学部を卒業したものに授与する。

第４条　修士の学位は、大学院学則の規定するところにより、修士課程を修了したものに授与する。

２　修士論文又は特定の課題について研究の成果（以下「研究の成果」という。）を提出するときには、修士論文（以下、研究の成果を含む。）を提出する学期に在学しなければならない。

第５条　博士の学位は、大学院学則の規定するところにより、博士課程を修了したものに授与する。

２　前項の規定により、博士の学位を取得しようとするときは、博士論文の提出時に在学し、かつ、博士論文の審査期間中及び最終試験が修了するまで在学しなければならない。

３　第１項に定めるもののほか、博士の学位は、博士論文を提出し、博士論文の審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了して学位を授与される者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）した者に授与することができる。

第６条　専門職の学位は、大学院学則及び専門職大学院規則の規定するところにより、専門職学位課程を修了した者に授与する。

（学位の申請等）

第７条　第４条又は第５条第１項の本大学院の課程に在学する者の学位の申請にあたっては、修士論文又は博士論文に学位申請書（様式第６号又は様式第７号）を添え、研究指導教員及び当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

第８条　第５条第３項の本大学院の課程に在学しない者の博士の学位の申請にあたっては、博士論文に学位申請書（様式第８号）及び審査手数料を添え、学長に提出しなければならない。

２　前項の博士論文が提出されたとき、学長は、その博士論文を審査すべき研究科委員会に審査を付託する。

第９条　学位の申請で提出された修士論文又は博士論文（以下「学位論文」という。）の受理は、研究科委員会の審議を経て、研究科長がこれを決定する。

２　受理した学位論文及び審査手数料は、返付しない。

第10条　学位論文は、主論文１篇とする。ただし、博士論文の場合は、副論文及び参考論文の提出を求めることができる。なお、論文は、１篇につき３部を提出するものとする。

２　前項の学位論文にその論文要旨（1000字程度）を添付し、３部提出する。

（審査委員）
第11条　本大学院の課程に在学する者の学位論文の審査委員は、主査となる研究指導教員に関連科目の研究指導教員又は授業担当教員を加え、併せて３名以上とする。
２　本大学院の博士課程に在学しない者が学位を申請し、受理された学位論文の審査委員は、提出された博士論文の専門分野に応じて当該分野又はその近接分野の研究指導教員若しくは授業担当教員を併せて３名以上とする。ただし、主査は研究指導教員とする。
３　研究科委員会は、必要と認めたときは他の研究科等の教員に審査委員を委嘱することができる。
４　研究科委員会は、学位論文の審査にあたって、他の大学の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。
（大学院の課程に在学する者の論文審査及び最終試験）
第12条　審査委員は、第４条又は第５条第１項の学位論文の審査及び最終試験を行う。
２　最終試験は、学位論文を中心として、その関連科目について、口答又は筆答により行う。
（博士課程に在学しない者の論文審査等）
第13条　審査委員は、第５条第３項の博士論文の審査及び学力の確認を前条に準じて行う。
２　前項の学力の確認は、博士論文に関連のある科目及び外国語について、口頭試問又は筆答試問により行う。
３　研究科委員会が学歴、業績等により学位申請者の学力の確認を行い得ると認めたときは、試問の全部又は一部を省略することができる。
４　第２項の外国語については、原則２種類を課すものとする。
第14条　本大学院博士課程の所定の修業年限以上在学し、専攻ごとに定められた所定の単位を修得し、研究指導を受けたのち退学した者が退学後５年以内に博士論文を提出し、博士の学位を申請した場合は、前条第２項の学力の確認を免除する。
（論文審査）
第15条　審査委員は、論文審査及び最終試験又は学力の確認を速やかに行わなければならない。
第16条　審査委員が論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終えたときは、論文とともにその審査の要旨、最終試験又は学力の確認の結果の要旨並びに学位を授与すべきか否かの意見を添えて、速やかに研究科長に報告をしなければならない。ただし、論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、最終試験又は学力の確認を要しない。
第17条　研究科委員会は、前条の報告に基づいて学位を授与すべきか否かを審議する。
２　前項の議決には、委員会委員の３分の２以上の出席を必要とし、出席委員の３分の２以上の賛成がなければならない。
第18条　研究科委員会が前条の議決をしたとき、その研究科長は論文を添えて、論文及び審査の要旨を文書で学長に報告しなければならない。
２　学位を授与できないものと決定したときは、最終試験又は学力の確認の結果の要旨を添えることを要しない。
（学位授与）
第19条　学長は、学部教授会の報告に基づいて、学士の学位を授与すべきか否かを合同教授会に諮り決定する。
２　学長は、前条第１項の報告に基づいて、修士又は博士の学位を授与すべきか否かを大学院委員会に諮り決定する。
３　削除
４　学長は、法科大学院教授会の報告に基づいて、法務博士（専門職）の学位を授与すべきか否かを専門職大学院委員会に諮り決定する。
５　前３項の決定には、大学院委員会又は専門職大学院委員会の委員の３分の２以上の出席を必要とし、出席委員の３分の２以上の賛成がなければならない。

第20条　学長は、前条によって決定された者で、学士の学位を授与すべきものには所定の卒業証書・学位記（様式第１号）、修士又は博士の学位を授与すべきものには所定の学位記（様式第２号又は様式第３号）、専門職学位を授与すべきものには所定の学位記（様式第４号又は様式第５号）を授与し、学位を授与できないものにはその旨を通知する。

２　学士及び修士並びに専門職学位の授与の時期は、原則として学年末及び前期末の２回とする。

３　博士の学位授与の時期は、その都度定める。

（論文要旨等の公表）

第21条　本大学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から３箇月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第22条　博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から１年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでに公表したときは、この限りではない。

２　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、本大学の承認を受けて、当該博士の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

３　博士の学位を授与された者が行う前２項の規定による公表は、本大学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

（学位の名称）

第23条　本大学から学位を授与された者が、学位の名称を用いる場合には、次のように本大学名を付記しなければならない。

学士（専攻分野の名称）（甲南大学）
修士（専攻分野の名称）（甲南大学）
博士（専攻分野の名称）（甲南大学）
法務博士（専門職）（甲南大学）

（学位の取消し）

第24条　修士又は博士の学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚す行為をしたときは、学長は、大学院委員会の審議を経て学位を取り消すことができる。

２　専門職課程の学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚す行為をしたときは、学長は、専門職大学院委員会の審議を経て学位を取り消すことができる。

３　前２項の議決は、大学院委員会又は専門職大学院委員会の委員の３分の２以上の出席を必要とし、出席委員の３分の２以上の賛成がなければならない。

４　第１項及び第２項により取消しを決定した場合は、その旨を公表する。

（登録）

第25条　本大学において博士の学位を授与したときは、学長は、学位録に登録し、当該学位を授与した日から３箇月以内に学位授与報告書（様式第９号）を文部科学大臣に提出するものとする。

（審査手数料）

第26条　学位論文を提出して審査を申請する者は、別表に定める審査手数料を納付しなければならない。

（改廃）

第27条　この規程の改廃は、大学会議の審議を経て、学長が決定する。

附　則

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

様式第５号

（法科大学院の課程を修了した場合）

法科大学院第　　号

学位記

本籍（都道府県名）
氏名
年月日生

大学院印

甲南大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）の専門職学位課程を修了したことを認める

年　月　日

甲南大学大学院法学研究科長　○○○○　印

甲南大学大学院法学研究科長の認定により法務博士（専門職）の学位を授与する

甲南大学長　○○○○　印

甲南大学法科大学院長期履修学生規程

（趣旨）

第１条　この規程は、甲南大学法科大学院規則に基づき、法科大学院学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、法科大学院の課程を修了する者（以下「長期履修学生」という。）に関して必要な事項を定める。

（資格）

第２条　長期履修学生として申請できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 職業を有する者（常勤の職に限る。）

(2) その他長期履修学生として履修が必要と学長が認める者

（履修期間）

第３条　長期履修の期間は、標準修業年限に加えて２年間とする。

２　短縮申請の場合は、半年を単位とする。

（申請）

第４条　長期履修学生として履修を希望する者は、次の申請書類を入学時に法科大学院長を経由して学長に提出しなければならない。

(1) 法科大学院長期履修学生申請書（様式第１号）

(2) 在職証明書又は在職が確認できる書類（第２条第１号による申請の場合）

(3) その他法科大学院が必要と認めた書類

（短縮申請）

第５条　長期履修学生が、履修期間の短縮を希望する場合は、次の申請書類を法科大学院長を経由して学長に提出しなければならない。

(1) 法科大学院長期履修学生履修期間短縮申請書（様式第２号）

(2) その他法科大学院が必要と認めた書類

（許可）

第６条　長期履修学生の許可又は履修期間の短縮の許可については、第１条の趣旨に従い、法科大学院教授会の審議を経て法科大学院長が学長に報告し、学長がこれを行う。

（履修の開始時期）

第７条　前条の許可を受けた者の履修の開始時期は、学年の始めとする。ただし、後期に入学を認められた学生については、後期からとする。

（在籍）

第８条　長期履修学生が履修期間の途中で修了の要件を満たす場合は、第５条の短縮申請の有無にかかわらず、履修期間は修了日に短縮され、当該学期を越えて在籍することはできない。

（学費）

第９条　長期履修学生の学費の納付については、別に定める。

（補則）

第10条　この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は別に定める。

（所管）

第11条　この規程に関する事務は、教務部が行う。

（改廃）

第12条　この規程の改廃は、大学会議の審議を経て、学長が決定する。

附　則

この規程は、平成30年９月27日から施行する。

（様式第１号、第２号　　省略）

2019年度入学者用

法科大学院の学修に関する取扱い

（授業科目の履修）

1　学生は、毎学期初めの指定された期日までに、履修する授業科目を教務部に届け出て承認を得なければならない。指定日以後の登録は、原則としてこれを認めない。

1の2　前項で承認された授業科目は、毎学期の指定された期間において取り消すことができる。ただし、本法科大学院が指定する授業科目は取り消すことができない。

1の3　前項で取り消すことのできる授業科目の単位数は、各年次で12単位以内とする。

1の4　前2項の規定にかかわらず第1項で承認された授業科目のうち、学修の継続が著しく困難であると法科大学院長が判断し、教務部長が認める場合は、授業科目を取り消すことができる。

2　履修登録をしていない授業科目については、試験を受けることができない。

3　同一授業科目を再履修することはできない。ただし、次の各号については、届け出れば再履修することが出来る。

(1) 不合格となった授業科目

(2) 成績が「可」であった科目

（学内試験）

4　学内試験を定期試験、中間到達度評価、臨時試験及び追試験に分ける。

5　定期試験とは、学期末に行う試験をいう。

6　中間到達度評価とは、学期の中間期に行う試験をいう。

7　臨時試験とは、定期試験、中間到達度評価以外の時期に行う試験をいう。

8　追試験とは、定期試験、中間到達度評価又は臨時試験を受けることができなかった者で、次の各号のいずれかに該当する場合に願い出たものについて行う試験をいう。なお、追試験は、各科目の定期試験、中間到達度評価又は臨時試験終了後、定められた期間内に実施するものとする。

(1) 病気の場合

(2) 配偶者及び2親等以内の親族死亡の場合（3日間とするが、遠隔地で死亡の場合は認められた期間）

(3) 悪天候やストライキ等により、通学証明書に記載された経路の公共交通機関が不通あるいは大幅な延着の場合

(4) 不慮の事故により被害にあった場合

(5) 自宅等が災害により被災した場合

(6) その他正当な事由によって受験できなかったと法科大学院長が判断し、教務部長が認めた場合

9　前項の追試験の希望者は、受験できなかった授業科目の試験日を含めて3日以内（第8項第3号の大幅な延着に該当する場合は、当日内）に次のいずれかの方法で願い出なければならない。なお、受験できなかった授業科目の試験日を含めて3日以内に願い出ができない場合は、当該期間内に教務部又は法科大学院事務室に申し出ること。

(1) 定期試験及び臨時試験の追試験を希望する場合は、前項各号の事由により試験日に受験ができなかったことを証明する書類等を添付して、所定の様式で教務部へ願い出る。

(2) 中間到達度評価の追試験を希望する場合は、法科大学院事務室へ願い出る。

10　学費未納者は、学内試験を受けることができない。

11　学内試験において、不正行為のあった者は、別に定める「学内試験（定期試験、臨時試験及び追試験）における不正行為に対する処置」を準用する。

12　学内試験に際しては、「学内試験（定期試験、臨時試験及び追試験）の受験に関する注意事項」を守らなければならない。

（成績評価及びGradePoint）

13　履修を承認された授業科目の成績評価は、定期試験、中間到達度評価及び平常点の3つの要素を

総合して、次のとおり行う。

区分	評価	評点	GP
合格	秀（AA）	90 点以上	4
	優（A）	80 点以上 90 点未満	3
	良（B）	70 点以上 80 点未満	2
	可（C）	60 点以上 70 点未満	1
不合格	不可（D）	60 点未満	0

13の２　前項に定められた各評価の修得単位数にGPの値を乗じた値の合計値を、総履修登録単位数で除した数値（小数点第３位を四捨五入）をGrade Point Average（GPA）とする。

14　各授業科目につき一度修得した単位（成績）は、取り消すことはできない。ただし、第３項による再履修の場合は、再履修前の単位（成績）は無効とする。

15　成績の発表は、定期試験については前期分を９月に（通年の授業科目を除く。）、後期分を３月に、学修簿及び学生ポータルサイトによって行う。

16　成績についての問い合わせは、成績発表日を含めて５日以内とし、必ず学修簿等を提示して教務部に申し出ること。

（標準修業年限）

17　本法科大学院の課程の標準修業年限は、３年とする。

（進級要件）

18　法学未修者（３年標準型）１年次又は２年次の学生及び法学既修者（２年短縮型）１年次の学生の２年次又は３年次への進級要件は、次のとおりとする。

法学未修者（３年標準型）

２年次進級要件：以下の要件をいずれも満たしていること

⑴　法律基本科目の単位を23単位以上（修得認定科目の単位を含む）修得し、かつ、１年次終了時のGPAが1.70以上であること

⑵　共通到達度確認試験を受験し、その成績が別に定める基準を満たしていること

３年次進級要件：法律基本科目の単位数44単位以上を含む53単位以上の単位（修得認定科目の単位を含む）を修得し、かつ、２年次終了時のGPAが1.80以上であること

法学既修者（２年短縮型）

２年次進級要件：法律基本科目の単位数44単位以上を含む53単位以上の単位（履修免除科目及び修得認定科目の単位を含む）を修得し、かつ、１年次終了時のGPAが1.80以上であること

19　同一年次への進級が２年続けて認められなかった場合には、退学勧告を行う。

（修了要件と再履修）

20　本法科大学院の修了要件は、所定の年数（法学未修者３年、法学既修者２年）以上在学し、95単位以上を修得し、かつ、修了時のGPA値が2.00以上であることとする。

21　再履修の手続き等については、別に定める。

22　「学内試験及び成績」第９項の「３日以内」及び第16項の「５日以内」には、教務部及び法科大学院事務室の休室日を除く。

（改廃）

23　この取扱いの改廃は、専門職大学院委員会の審議を経て、学長が決定する。

附　則

この取扱いは、平成31年４月１日から施行する。なお、第18項及び第20項の規定は、平成31年度入学生から適用する。

2018年度以前入学者用

法科大学院の学修に関する取扱い

（授業科目の履修）

1　学生は、毎学期初めの指定された期日までに、履修する授業科目を教務部に届け出て承認を得なければならない。指定日以後の登録は、原則としてこれを認めない。

1の2　前項で承認された授業科目は、毎学期の指定された期間において取り消すことができる。ただし、本法科大学院が指定する授業科目は取り消すことができない。

1の3　前項で取り消すことのできる授業科目の単位数は、各年次で12単位以内とする。

1の4　前2項の規定にかかわらず第1項で承認された授業科目のうち、学修の継続が著しく困難であると法科大学院長が判断し、教務部長が認める場合は、授業科目を取り消すことができる。

2　履修登録をしていない授業科目については、試験を受けることができない。

3　同一授業科目を再履修することはできない。ただし、次の各号については、届け出れば再履修することが出来る。

(1) 不合格となった授業科目

(2) 成績が「可」であった科目

（学内試験）

4　学内試験を定期試験、中間到達度評価、臨時試験及び追試験に分ける。

5　定期試験とは、学期末に行う試験をいう。

6　中間到達度評価とは、学期の中間期に行う試験をいう。

7　臨時試験とは、定期試験、中間到達度評価以外の時期に行う試験をいう。

8　追試験とは、定期試験、中間到達度評価又は臨時試験を受けることができなかった者で、次の各号のいずれかに該当する場合に願い出たものについて行う試験をいう。なお、追試験は、各科目の定期試験、中間到達度評価又は臨時試験終了後、定められた期間内に実施するものとする。

(1) 病気の場合

(2) 配偶者及び2親等以内の親族死亡の場合（3日間とするが、遠隔地で死亡の場合は認められた期間）

(3) 悪天候やストライキ等により、通学証明書に記載された経路の公共交通機関が不通あるいは大幅な延着の場合

(4) 不慮の事故により被害にあった場合

(5) 自宅等が災害により被災した場合

(6) その他正当な事由によって受験できなかったと法科大学院長が判断し、教務部長が認めた場合

9　前項の追試験の希望者は、受験できなかった授業科目の試験日を含めて3日以内（第8項第3号の大幅な延着に該当する場合は、当日内）に次のいずれかの方法で願い出なければならない。なお、受験できなかった授業科目の試験日を含めて3日以内に願い出ができない場合は、当該期間内に教務部又は法科大学院事務室に申し出ること。

(1) 定期試験及び臨時試験の追試験を希望する場合は、前項各号の事由により試験日に受験ができなかったことを証明する書類等を添付して、所定の様式で教務部へ願い出る。

(2) 中間到達度評価の追試験を希望する場合は、法科大学院事務室へ願い出る。

10　学費未納者は、学内試験を受けることができない。

11　学内試験において、不正行為のあった者は、別に定める「学内試験（定期試験、臨時試験及び追試験）における不正行為に対する処置」を準用する。

12　学内試験に際しては、「学内試験（定期試験、臨時試験及び追試験）の受験に関する注意事項」を守らなければならない。

（成績評価及びGrade Point）

13　履修を承認された授業科目の成績評価は、定期試験、中間到達度評価及び平常点の3つの要素を

総合して、次のとおり行う。

区分	評価	評点	GP
合格	秀（AA）	90 点以上	4
	優（A）	80 点以上 90 点未満	3
	良（B）	70 点以上 80 点未満	2
	可（C）	60 点以上 70 点未満	1
不合格	不可（D）	60 点未満	0

13の２　前項に定められた各評価の修得単位数にGPの値を乗じた値の合計値を、総履修登録単位数で除した数値（小数点第３位を四捨五入）をGrade Point Average（GPA）とする。

14　各授業科目につき一度修得した単位（成績）は、取り消すことはできない。ただし、第３項による再履修の場合は、再履修前の単位（成績）は無効とする。

15　成績の発表は、定期試験については前期分を９月に（通年の授業科目を除く。）、後期分を３月に、学修簿及び学生ポータルサイトによって行う。

16　成績についての問い合わせは、成績発表日を含めて５日以内とし、必ず学修簿等を提示して教務部に申し出ること。

（標準修業年限）

17　本法科大学院の課程の標準修業年限は、３年とする。

（進級要件）

18　法学未修者（３年標準型）１年次又は２年次の学生及び法学既修者（２年短縮型）１年次の学生の２年次又は３年次への進級要件は、次のとおりとする。

法学未修者（３年標準型）

２年次進級要件：法律基本科目の単位を32単位以上（修得認定科目の単位を含む）修得し、かつ、１年次終了時のGPAが1.70以上であること

３年次進級要件：法律基本科目の単位数53単位以上を含む60単位以上の単位（修得認定科目の単位を含む）を修得し、かつ、２年次終了時のGPAが1.80以上であること

法学既修者（２年短縮型）

２年次進級要件：法律基本科目の単位数53単位以上を含む60単位以上の単位（履修免除科目及び修得認定科目の単位を含む）を修得し、かつ、１年次終了時のGPAが1.80以上であること

19　同一年次への進級が２年続けて認められなかった場合には、退学勧告を行う。

（修了要件と再履修）

20　本法科大学院の修了要件は、所定の年数（法学未修者３年、法学既修者２年）以上在学し、104単位以上を修得し、かつ、修了時のGPA値が2.00以上であることとする。

21　再履修の手続き等については、別に定める。

22　「学内試験及び成績」第９項の「３日以内」及び第16項の「５日以内」には、教務部及び法科大学院事務室の休室日を除く。

（改廃）

23　この取扱いの改廃は、専門職大学院委員会の審議を経て、学長が決定する。

附　則

この取扱いは、平成31年４月１日から施行する。

学内試験（定期試験、臨時試験及び追試験）の受験に関する注意事項

1　受験資格

履修登録をしていない科目は受験できない。

2　学生証

(1) 学生証は、試験中、机上に呈示しておくこと。

(2) 学生証のない者は、受験できない。(注を参照のこと。)

3　入退場

(1) 試験場では、監督者の指示に従うこと。

(2) 15分以上遅刻した者は、入場できない。

(3) 場内では、一机に２人宛、机の両端に座ること。特に指示があれば、その指示に従うこと。

(4) 所定の座席調査票の自分の座席欄に学部、学年、出席番号及び氏名を記入しなければならない。

(5) 退場は、試験開始後30分経ち、かつ、監督者の指示があった後でなければならない。

(6) 試験終了時刻の10分前からは、退場できない。

(7) 入退場には、指定の出入口を使うこと。

(8) 一旦退場した者は、再入場できない。

(9) 試験終了後も、答案の回収が完了するまで入場してはならない。

4　所持品

(1) 机の上に置ける所持品は、特に持込みを認められた教科書等を除いては、学生証、仮学生証のほかに鉛筆、ペン、消しゴム、鉛筆削り、時計（計時機能だけのもの）及び眼鏡である。それ以外の所持品は、内容が見えないようにして各自の足下に置くこと。

(2) 持込みを認められたものには、あらかじめ自分の氏名を記入しておくこと。

(3) 下敷及び筆箱の使用は、認めない。

(4) 携帯電話等は試験開始前に電源を切って鞄等にしまいこみ、机上に置かないこと。

5　持込み

持込みについては別に定め、掲示等により周知する。

6　答案

(1) 試験開始後直ちに答案用紙に学部、学年、学籍番号、氏名等を必ずペンで記入すること。

(2) 答案の提出方法及び別刷りの問題用紙の取扱いについては、監督者の指示に従うこと。

(3) 答案は、試験場外へ持ち出してはならない。

〔注〕

1　学生証を忘れた者には、学生部（西宮・ポートアイランドキャンパスは各事務室）で仮学生証を交付する。

2　仮学生証の交付は、本人の試験の開始15分前から行い、交付日のみ有効とする。

3　仮学生証には、写真登録カードが添付されているから、これは試験終了後直ちに学生部（西宮・ポートアイランドキャンパスは各事務室）へ返却しなければならない。

4　写真登録カードを返却していない者又はその提出を怠っている者には、いかなる理由があっても仮学生証を発行しない。

附　則

この注意事項は、平成23年６月23日から施行する。

学内試験（定期試験、臨時試験及び追試験）における不正行為に対する処置

1　次の事項に該当する場合は、監督者において受験停止（当該試験無効）のうえ退場を命ずる。
(1) 監督者の指示に従わないこと。
(2) ノート、テキスト、参考書、六法全書、辞書等を試験時間中に貸借すること。

2　次の事項に該当する場合は、直ちに退場を命ずるとともに、当該学期の試験時間割にある受講届出授業科目を全科目無効とし、その成績評価は行わない。場合によっては、甲南大学学則による処分をすることがある。
(1) 代人として受験すること、又は代人に受験させること。
(2) 許可されていないノート、テキスト、参考書、六法全書、辞書等を参照すること。
(3) あらかじめ机等に書き込んだり、カンニングペーパー等を用意すること（六法全書、辞書等に書き込む場合も含む。）。
(4) 他人の答案をのぞき見て写しとったり、故意に写させたりすること。
(5) 試験内容に関して私語をすること。
(6) その他、不公正な手段を用いて受験すること。

3　前項の不正行為に関する処置は、学生部長と教務部長が学生部及び教務部両委員会の構成員と協議のうえ決定し、学生部長及び教務部長の連名で公示する。なお、特に必要な場合には、学生の属する学部の長及び指導主任の参加を求めて意見を聴くことができる。

附　則

この処置は、平成22年12月16日から施行する。

甲南大学法科大学院学生等の成績等に関する異議申立取扱要領

甲南大学法科大学院（以下、「法科大学院」という。）の学生又は科目等履修生（以下、「学生等」という。）が履修した科目の成績評価、GPAの数値、進級判定又は修了判定等（以下、「成績等」という。）について、異議申立をする場合、下記の要領に従って行うものとする。

1　成績等に関する異議申立は、別に定める書式を用い、成績発表日を含めて３日以内に申し出るものとする。その際、必ず学修簿を提示して法科大学院事務室に申し出なければならない。
2　科目の成績評価に関する異議申立がなされた場合、法科大学院の教務委員（以下、「教務委員」という。）及び当該科目の担当教員を除く関連分野の法科大学院教員が必要な調査を行い、再評価の要否について法科大学院長（以下、「院長」という。）に報告する。GPAの数値、進級判定又は修了判定に関する異議申立については、教務委員が再調査する。
3　科目の成績について再評価が必要な場合、院長が当該科目の担当教員に再評価を指示し、再評価の結果については、当該科目の担当教員から院長に報告するものとする。
　GPAの数値、進級判定又は修了判定について調査の結果、GPAの数値又は進級判定について修正を要する場合は、院長の責任においてこれを実施する。また、修了判定について修正を要する場合には学内所要の手続によってこれを行うものとする。
4　科目の成績に関する再評価の要否、再評価の結果については、それぞれ速やかに当該学生等に通知する。GPAの数値、進級判定又は修了判定の再調査結果についても同様とする。
5　院長は、成績等に関する異議申立の結果、修正を要すると判断した場合は、速やかに教務部へ報告するものとする。
6　院長は、本取扱要領の運用状況について、教授会に報告し、さらに専門職大学院委員会の議を経て学長に報告するものとする。

附　則

この取扱要領は、平成30年６月18日から施行する。

交通機関の不通、気象警報発表に伴う授業及び試験の取扱い

1　気象警報発表に伴う授業及び試験の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 午前７時までに、特別警報及び暴風警報が解除されたときは、平常どおり授業及び試験を行う。

(2) 午前11時までに、特別警報及び暴風警報が解除されたときは、授業にあっては３時限目（西宮キャンパスは４時限目）から、試験にあっては４時限目（ポートアイランドキャンパスは３時限目）から行い、午前11時を過ぎても、解除されないときは、授業及び試験を行わない。

(3) 特別警報が授業及び試験時間中に発表されたときは、授業及び試験を中止し、発表以降授業及び試験を行わない。

(4) 暴風警報が授業及び試験時間中に発表されたときは、緊急性及び交通機関の運行状況等を考慮の上、授業及び試験の中止等を教務部長の判断により措置する。

(5) 特別警報又は暴風警報が発表されることが見込まれる場合は、授業及び試験の中止等を教務部長の判断によりあらかじめ措置することができる。

2　交通機関の不通に伴う授業及び試験の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 西日本旅客鉄道株式会社のJR京都線（京都・大阪間）、JR神戸線（大阪・姫路間）、山陽線（姫路・上郡間）又は阪急電鉄株式会社線において、電車の運行が全面的に停止、又はこれに準ずる状況が発生した場合は、教務部長の判断により措置する。

(2) ポートアイランドキャンパスにあっては、神戸新交通株式会社のポートライナーの運行状況により、授業及び試験の実施について判断を必要とする場合は、フロンティアサイエンス学部長が教務部長と協議の上、措置する。

(3) 前２号の各交通機関において計画運休が発表された場合は、学生及び教員の通学、通勤への影響を検討の上､授業及び試験の中止等を教務部長の判断によりあらかじめ措置することができる。

3　学外施設等での授業の実施について判断を必要とする場合は、現地の気象状況、交通機関の運行状況等を踏まえ、担当教員と協議の上、授業の中止等を教務部長の判断により措置する。

4　学生の安全確保又は授業及び試験の実施が困難となることが予測され、授業及び試験の実施について判断を必要とする場合は、授業及び試験の中止等を教務部長の判断により措置する。

5　この取扱いの改廃は、合同教授会の審議を経て、学長が決定する。

附　則

この取扱いは、令和元年12月19日から施行する。

〔注〕

特別警報及び暴風警報は、次のいずれかの場合とする。

①　別表の区分Ａの地域にあるいずれかの市町に発表された場合

②　別表の区分Ｂの地域にあるいずれかの市町に発表され、複数の地域が対象となった場合

区分	地域	市町村
A	阪神	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
	播磨南東部	明石市、加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町
B	播磨南西部	姫路市、相生市、赤穂市、たつの市、太子町、上郡町
	大阪市	大阪市
	北大阪	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町

法科大学院における交通機関の不通、気象警報発表に伴う授業及び試験の取扱い

1　交通機関の不通、気象警報発表に伴う法科大学院の授業及び試験の取扱いは、交通機関の不通、気象警報発表に伴う授業及び試験の取扱い（以下「取扱い」という。）によるが、法科大学院固有の扱いは、次のとおりとする。

2　取扱い第１項第２号にあっては、特別警報及び暴風警報が解除されたときは、３時間目から授業及び試験を行うとする。

3　取扱い第１項の第１号から第５号までに加え、午後５時までに特別警報及び暴風警報が解除されたときは、授業及び試験を６時限目（ただし、試験にあっては開始時刻を午後７時とし、以降繰り下げる。）から行い、午後５時を過ぎても解除されないときは、授業及び試験を行わないこととする。

4　取扱い第１項第４号、第２項第１号及び第４項の「教務部長の判断により措置する。」は、授業及び試験の６時限目以降にあっては、法科大学院長が行い、後日、教務部長に報告する。

5　この取扱いの改廃は、専門職大学院委員会の審議を経て、学長が決定する。

附　則

この取扱いは、平成30年10月12日から施行する。

防災気象情報等による土砂災害警戒区域への避難勧告等発令に伴う授業及び試験の取扱い

1　神戸市東灘区の土砂災害警戒区域に避難勧告及び避難指示が発令されたことに伴う岡本キャンパス（西宮キャンパス、ポートアイランドキャンパスは除く）の授業及び試験の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 午前７時までに、避難勧告及び避難指示が解除されたときは、平常どおり授業及び試験を行う。

(2) 午前11時までに、避難勧告及び避難指示が解除されたときは、授業にあっては３時限目から、試験にあっては４時限目から行い、午前11時を過ぎても、解除されないときは、授業及び試験を行わない。

(3) 避難指示が授業及び試験時間中に発令されたときは、授業及び試験を中止し、発令以降授業及び試験を行わない。

(4) 避難勧告が授業及び試験時間中に発令されたときは、緊急性及び交通機関の運行状況等を考慮の上、授業及び試験の中止等を教務部長の判断により措置する。

(5) 避難勧告又は避難指示が発令されることが見込まれる場合は、授業及び試験の中止等を教務部長の判断によりあらかじめ措置することができる。

2　神戸市東灘区以外の土砂災害警戒区域に避難勧告及び避難指示が発令されたことに伴い授業及び試験の実施について判断を必要とする場合は、教務部長の判断により措置する。

3　この取扱いの改廃は、合同教授会の審議を経て、学長が決定する。

附　則

この取扱いは、平成30年10月11日から施行する。

法科大学院における防災気象情報等による土砂災害区域への避難勧告等発令に伴う授業及び試験の取扱い

1　神戸市東灘区の土砂災害警戒区域に避難勧告及び避難指示が発令されたことに伴う法科大学院の授業及び試験の取扱いは、防災気象情報等による土砂災害区域への避難勧告等発令に伴う授業及び試験の取扱い（以下「取扱い」という。）によるが、法科大学院固有の扱いは、次のとおりとする。

2　取扱い第１項第２号にあっては、避難勧告及び避難指示が解除されたときは、３時限目から授業及び試験を行うこととする。

3　取扱い第１項の第１号から第５号までに加え、午後５時までに避難勧告及び避難指示が解除されたときは、授業及び試験を６時限目（ただし、試験にあっては開始時刻を午後７時とし、以降繰り下げる。）から行い、午後５時を過ぎても解除されないときは、授業及び試験を行わないこととする。

4　取扱い第１項第４号及び第２項の「教務部長の判断により措置する。」は、授業及び試験の６時限目以降にあっては、法科大学院長が行い、後日、教務部長に報告する。

5　この取扱いの改廃は、専門職大学院委員会の審議を経て、学長が決定する。

附　則

この取扱いは、平成30年10月12日から施行する。

甲南大学法科大学院奨学金規程

（目的）
第１条　この規程は、甲南大学法科大学院（以下「法科大学院」という。）に在学する学生であって、経済的理由により修学が困難な者に対し、学資を提供することを目的とする。
（定義）
第２条　この規程により、提供する学資は、以下のとおりとし、学資の提供を受ける者を甲南大学法科大学院奨学生（以下「奨学生」という。）という。
(1) 甲南大学法科大学院貸与奨学金
(2) 甲南大学法科大学院給付奨学金
(3) 甲南大学法科大学院転入学生支援奨学金

第１章　法科大学院貸与奨学金

（選考及び決定）
第３条　奨学金を受ける者については、奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）が選考し、学長が決定する。
２　委員会は、学生部長、法科大学院長及び法科大学院専任教員３名をもって構成し、学生部長が委員長となる。
（資格）
第４条　奨学金を受ける者の資格は、法科大学院に在学する者であって、修学の継続に奨学金の貸与が必要と認められる者に限る。ただし、学費免除を受ける者及び日本学生支援機構法科大学院奨学生は、原則として除外する。
（貸与年額）
第５条　奨学金の貸与年額は、60万円とする。
（貸与額の上限）
第６条　奨学生は、法科大学院在学中に、180万円を超えて奨学金を受けることはできない。
（貸与期間）
第７条　奨学金の貸与期間は、当該年度限りとし、継続して貸与を希望する場合は、年度ごとに出願しなければならない。
（申請）
第８条　奨学金の貸与を受けようとする者は、所定の申請書類を学長に提出しなければならない。
（採用の取消し）
第９条　奨学生が採用決定の通知を受けた後、１箇月以内に所定の手続をしないときは、その採用を取り消すものとする。
（誓約書及び借用証書）
第10条　奨学生として採用された者は、所定の誓約書及び借用証書を提出しなければならない。
２　前項の借用証書には、本人及び連帯保証人それぞれが署名押印し、連帯保証人の印鑑登録証明書を添付しなければならない。
（異動）
第11条　奨学生又は奨学生であった者が、次の各号のいずれかに該当する事項が生じたときは、速やかに届け出なければならない。
(1) 除籍、復籍、休学、復学又は退学等の事由が発生したとき
(2) 連帯保証人を変更したとき
(3) 本人及び連帯保証人の氏名、住所又は本人の勤務先に変更があったとき
(4) その他重要な事項に変更があったとき

（死亡の届出）
第12条　奨学生又は奨学生であった者が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、その事実を記載した戸籍抄本を添えて、速やかに死亡届を提出しなければならない。
（返還）
第13条　奨学生は、修了、退学又は除籍の月の翌月から起算して６箇月を経過した後、15年以内に奨学金を返還しなければならない。
（返還猶予）
第14条　奨学生であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、願い出によって、奨学金の返還を猶予することがある。
(1) 本大学又は他大学の大学院等に在学するとき
(2) 災害又は傷病によって返還が著しく困難となったとき
(3) 生活保護法による生活保護を受けているとき
(4) その他やむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき
２　奨学金の返還猶予を受けようとする者は、返還猶予願及びその事由を証明する書類を提出しなければならない。
３　返還猶予期間中、特に必要があると認めたときは、その事由を証明する書類を提出させることができる。
４　返還猶予は、第１項第１号、第２号及び第３号に該当するときはその事由が継続している期間を限度に、同項第４号に該当するときは通算して５年を限度に、それぞれ１年ごとに願い出るものとする。
（返還免除）
第15条　奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は心身障害のため、その奨学金を返還することができなくなったときは、その返還未済金の全部又は一部の返還を免除することがある。
２　奨学金の返還免除を受けようとするときは、本人又は相続人は、連帯保証人と連署のうえ、次の書類を添付し、奨学金返還免除願を提出しなければならない。
(1) 死亡によるときは、その事実を記載した戸籍抄本、心身障害によるときはその事実及び程度を証する医師の診断書
(2) 返還することができない事情を証する書類
（返還猶予及び免除の決定）
第16条　前２条の規定により、奨学金返還猶予願又は奨学金返還免除願の提出があったときは、委員会で審査決定し、その結果を本人、相続人又は連帯保証人に通知する。
（延滞金）
第17条　奨学生であった者が、正当な理由がなく、奨学金の返還を怠ったときは、年５パーセントの延滞金を徴収する。

第２章　法科大学院給付奨学金

（資格及び給付期間）
第18条　在学者の学修を奨励するため、法科大学院給付奨学金を給付する。
２　給付を受ける者の資格は、法科大学院に在学する者とする。ただし、全額免除対象者及び法科大学院特待生は除く。
３　給付期間は、標準修業年限を超えないものとする。
（給付額）
第19条　給付奨学金の額は、年額30万円とする。
（奨学金の停止）
第20条　第18条第２項の定めにかかわらず、前年度の成績が著しく不良のものについては、奨学金の

給付を停止することがある。
2　停止に関する取扱いについては、別に定める。

第３章　法科大学院転入学生支援奨学金

（法科大学院転入学生支援奨学金）
第21条　甲南大学法科大学院へ転入学した者の学修を支援するため、法科大学院転入学生支援奨学金として、10万円を転入学した年度に限り給付する。

第４章　雑則

（所管）
第22条　この規程の奨学金に関する事務は、学生部が行う。ただし、奨学金の交付及び返還事務は、財務部が行う。
（細則）
第23条　この規程の施行について必要な事項は、細則で定める。
（改廃）
第24条　この規程の改廃は、大学会議の審議を経て、学長が提案し、理事会が行う。

附　則

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

甲南大学法科大学院給付奨学金の給付の停止に関する取扱い

1（給付停止措置の管轄等）

(1) 甲南大学法科大学院奨学金規程第20条に基づいて行う法科大学院給付奨学金の給付の停止に関する取扱いとこれに必要な事項については、法科大学院長が、法科大学院教授会の審議を経て、これを決定する。

(2) 法科大学院においては、学生部委員が本取扱いに関する事務を担当し、教務部委員が補佐する。

2（給付停止措置の適用範囲）

甲南大学法科大学院奨学金規程第20条第１項に基づき、次の場合には法科大学院給付奨学金を給付しない。これは、長期履修学生にも適用されるものとする。

(1) 進級判定時の成績のGPA値が、以下の条件を満たさない場合

①未修１年次から未修２年次に進級する場合　　1.75

②未修２年次から未修３年次に進級する場合　　1.85

③既修１年次から既修２年次に進級する場合　　1.85

(2) 甲南大学法科大学院規則に定める進級制限に該当し進級不可となった場合、又は、修了要件を満たさず修了不可となった場合

(3) 長期欠席等により成業の見込みがない場合

(4) 甲南大学法科大学院規則及び甲南大学学生懲戒規程上の懲戒処分を受けた場合

3（復活措置）

次の場合には、前項で取り消された法科大学院給付奨学金について、翌年以降の進級時から給付を受けることができる。ただし、在籍期間中において甲南大学法科大学院規則及び甲南大学学生懲戒規程上の懲戒処分を受けた者については、この限りでない。

(1) 前項第１号に該当する者で、翌年以降に進級が認められ、かつ、当該進級の判定時のGPAが前項第１号に定める条件を満たした場合

(2) 前項第２号に該当する者で、翌年以降に進級が認められ、かつ、当該進級の判定時のGPAが前項第１号に定める条件を満たした場合

4（給付期間）

法科大学院給付奨学金の給付期間は、通算して標準修業年限内の在学期間３年（法学既修者は２年）を超えないものとし、かつ、入学時から標準修業年限３年（法学既修者は２年）（長期履修学生は、入学時から長期履修期間５年（法学既修者は４年））を経過したときは、給付しない。

5（報告等）

法科大学院長は、本取扱いに係る運用その他必要な事項について、適宜、学長並びに理事長に報告するものとする。

6（改廃）

この取扱いの改廃は、法科大学院教授会の審議を経て、法科大学院長が決定し、学長並びに理事長の承認を得るものとする。

附　則

この取扱いは、平成29年４月１日から施行する。

甲南大学法科大学院同窓会会則

第１条　本会は、甲南大学法科大学院同窓会と称し、事務局を甲南大学法科大学院に置く。
第２条　本会は、法学研究の促進及び会員相互の親睦を図ることを目的とする。
第３条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
１　研究会・講演会の開催
２　親睦会の開催
３　その他本会の目的を達成するために適当と認められる事業
第４条　本会は、次の者をもって会員とする。
１　甲南大学法科大学院の学生及び修了者
２　甲南大学法科大学院の教員及び元教員
３　その他委員会が適当と認めて推薦した者
第５条　本会に、次の役員を置く。
１　会長　　１名　　本会を代表し、会務を統括する。
２　副会長　若干名　　会長を補佐し、会長に支障あるときは、これを代行する。
３　委員　　若干名　　委員会を組織し、本会の運営の審議にあたる。
４　会計　　１名　　会計を担当する。
５　会計監査　１名　　本会の収支決算を監査する。
第６条　会長及び副会長は、委員の互選による。
第７条　委員、会計及び会計監査は、委員会が会員の中から選出する。
第８条　役員の任期は１年とし、再選を妨げない。
第９条　総会は会員で組織し、会長が招集し、年１回開催する。
第10条　本会の経費は、会費、寄附金及び雑収入をもって支弁する。
第11条　会員は、年会費を納める。金額は、別に定める。
第12条　予算は、会長がこれを編成し、総会の承認を得なければならない。
第13条　決算は、会長がこれを行い、会計監査の意見を付して総会に報告し、その承認を得なければならない。
第14条　本会則は、委員会の議決により改廃することができる。

附　則　この会則は、平成29年２月24日より施行する。

（会則第11条による定め）　年会費は、5,000円とする。